

論文 / 著書情報
Article / Book Information

題目(和文)	古社寺保存法時代の建造物修理手法と保存概念
Title(English)	
著者(和文)	平賀あまな
Author(English)	Amana Hiraga
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第4876号, 授与年月日:2001年7月31日, 学位の種別:課程博士, 審査員:
Citation(English)	Degree:Doctor of Engineering, Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第4876号, Conferred date:2001/7/31, Degree Type:Course doctor, Examiner:
学位種別(和文)	博士論文
Type(English)	Doctoral Thesis

学位論文

古社寺保存法時代の建造物修理手法と保存概念

平賀あまな

平成十三年七月 東京工業大学

古社寺保存法時代の建造物修理方針と保存概念

〈目次〉

第1章 序論	
第1節 研究の目的と意義	… 2
第2節 従来の研究	… 6
第3節 研究の範囲と構成	… 9
第4節 史料について	… 13
第5節 古社寺保存法について	… 16
第2章 古社寺保存法成立の背景と京都の役割	
第1節 古社寺保存法成立以前の京都の古社寺保存活動	… 25
第2節 平安遷都記念祭にともなう京都市の古社寺建造物修理費補助	… 30
第3節 京都府による他府県への古社寺保存請願運動参加の働きかけ	… 33
第4節 京都の古社寺保存活動と古社寺保存法の関係	… 37
第5節 小結	… 39
第3章 古社寺保存法の運用と特別保護建造物修理方針 —滋賀県と京都府の事例より—	
第1節 地方自治体における古社寺保存法の運用と技師の仕事	… 51
第2節 特別保護建造物修理に対する国費補助	… 55
第3節 古社寺保存法時代の特別保護建造物修理	… 57
第4節 小結	… 65
第4章 大江新太郎の日光東照宮修理	
第1節 保晃会の建造物保存活動について	… 90
第2節 日光東照宮修理への大江新太郎の関わり方	… 95
第3節 大江新太郎の日光東照宮修理方針	… 100
第4節 日光東照宮修理が象徴する建造物保存概念	… 105
第5節 小結	… 109
第5章 古社寺保存法時代の建造物保存概念	
第1節 「標本」としての建造物保存概念と古社寺保存概念の多様性	… 133
第2節 特別保護建造物修理の多様な手法	… 143
第3節 古社寺保存法の限界と国宝保存法の成立経緯	… 149
第4節 小結	… 158
第6章 結論	… 167
付 発表論文目録	

第1章 序論

第1節 研究の目的と意義

第2節 従来の研究

第3節 研究の範囲と構成

第4節 史料について

第5節 古社寺保存法について

第1章 序論

第1節 研究の目的と意義

本論文は、文化財保存とはどのような概念であるのかを明らかにすることを目的とし、日本の国家における文化財建造物保存の出発点である古社寺保存法（明治30年～昭和4年）に注目し、古社寺保存法時代の建造物修理方針と保存概念を明らかにするものである。本研究では、同法の成立経緯を詳細に再検討するとともに、文化庁や滋賀県、京都府、日光東照宮に所蔵された当時の同法の運用や修理内容に関する史料を分析することにより、古社寺保存法時代の地方自治体における運用や技師の仕事を明らかにし、古建築修理における建造物修理方針をその手法レベルにまで踏み込んで包括的に考察し、当時、古建築の「何を」「どのように」残すことが保存であると認識されていたかについても明らかにしたものである。

本研究の背景として、近年の日本の歴史的建造物をめぐる環境の変化はかつてないほどのものであり、「文化財」概念そのものが変化しつつあることから、従来の文化財保護の問題点や限界が指摘されるようになったことがあげられる。そのような中で、歴史的建造物と向き合っていくためには、文化財の保存とはそもそもどのような行為なのかを再検討する必要がある。

現在の日本では、歴史的建造物の保存は、昭和25年制定の文化財保護法に基づいておこなわれている。そのため、保存すべき歴史的建造物は「文化財」と呼ばれ、文化財保護行政に基づき保護がおこなわれている。保存すべき歴史的建造物について「文化財」という用語が用いられるようになったのは、文化財保護法以来であり、用語の用いられた経緯については、『新建築学大系50・歴史的建造物の保存』（新建築学大系編集委員会編、彰国社、1999年）に詳しい。それによると、「文化財」という言葉は、文化財保護法制定の経緯の中で、カルチュラル・プロパティーズの訳語としてとりいれられたとされている。もちろん、文化財保護法制定以前にも歴史的建造物を保存、保護するという行為は、日本でも近世以前から存在した。しかし、法律を定め、国家により歴史的建造物を保存、保護するようになったのは、本研究の対象である明治30年制定の古社寺保存法からである。古社寺保存法は、明治30年に制定され、昭和4年に国宝保存法が制定されたことにより廃止された。古社寺保存法では、保存すべき歴史的建造物は「特別保護建造物」と呼ばれ、昭和4年に改正された国宝保存法では「国宝」に指定された。（図1-1）

そのような日本の歴史的建造物保護の歴史の中で、「国家によって保存すべき」と認識された建造物にも変化が見られた。古社寺保存法は、名前のとおり社寺の所有する古建築と美術品を保護するための法律であったが、昭和4年に国宝保存法に改正され、公有私有を問わず保護対象となったことから、城郭や霊廟、住宅建築にも国による保護の道が開か

れた。戦後、文化財保護法が制定されてからも、近代洋風建築の保存運動や、民家の保存運動といった運動に後押しされ、保存対象の変化が見られた。また、妻籠などの歴史的な町並みを残す集落の保存が注目され、昭和 51 年には文化財保護法の改正により、伝統的建造物群保存地区の選定が行われるようになり、平成 12 年 7 月現在では、50 町村 55 地区が選定されている。近年には、近代化遺産として工場や鉄道施設も重要文化財に指定されるようになった。

しかし、平成 12 年 7 月現在で、文化財保護法により国宝に指定された建造物は表 1-1 に示すとおり、全国で 209 件 253 棟、国指定重要文化財は 2191 件 3,683 棟（国宝建造物を含む）である。また、地域の文化財保護として、平成 10 年 5 月現在、全ての都道府県及び全国 3,255 市町村のうち 3,148 市町村（96.7%）において文化財保護条例が制定され、それらの条例に基づいて指定された文化財は、都道府県指定 2,258 棟、市町村指定 7,898 棟である。しかし、国による指定と地方指定の全てを合わせても、全部で 1 万 4 千棟程度の建造物が文化財として指定され、保護されているに過ぎない。このように厳選された少数の対象を徹底した修理によって保存することが、日本の文化財保存の特徴とされてきた。

しかし、近年では文化財をある種の聖域と扱うこれまでの保存概念とは異なり、より身近な存在として、日常生活の中で生活を豊かにするものと捉える考え方が生まれてきている。1960 年代から盛んになった近代洋風建築保存運動は、文化財保存概念の変化の先駆けといえるものであり、文化財の保存に環境や景観を重視するという考え方を導入したことは、大きな意味があったと考えられる。しかし、1995 年に話題となった神奈川県立音楽堂・図書館の保存問題が象徴するように、これまで近代主義建築へのアンチテーゼとして語られてきた近代洋風建築保存理論の限界も示されている。また、これまで「保存対開発」の保存理論の中で、開発側と考えられてきた、工場などの産業遺産も日本の近代化に貢献した遺産として保存・活用を行うことが注目されるようになったのである。このように、文化財として保存すべきと考えられる建造物は、その時代の建築観や文化に対する価値観に影響を受けざるを得ない問題であると考えられる。

近年のわれわれの身近な建物を保存しながら活用する、という考え方には、従来の厳選された少数の対象を徹底した修理によって保存する制度のみでは対応できなくなってきた。そのような考え方の中から生まれたのが、文化財登録制度である。文化財登録制度は平成 8 年 10 月 1 日に施行された「文化財保護法の一部を改正する法律」により新たに導入された。登録の基準とされるのは、「原則として築後 50 年を経過した建造物（住宅・事務所などの建築物のほか、橋・トンネル・煙突なども含む）であって、1）国土の歴史的景観に寄与しているもの、2）造形の規範になっているもの、3）再現することが容易でないもの」とされている。平成 12 年 9 月現在、文化財に登録された建造物は、1,778 棟であり、文化庁では 10 万件を目標に年間 500 件をめどに登録する方針である。この登録制度は、緩やかな規制と小さな補助により、大量の歴史的建造物を保存する制度として導入された。

登録制度は外国に先例があり、イギリスでは44万118件（1993年）、アメリカでは5万1594件（1988年）、フランスでは3万7048件（1992年）がすでに登録され、大きな効果をあげている。

このように、文化財の件数が増え、より身近な存在となると、これまで限られた少数の技術者によって行われていた歴史的建造物の修理理念や技術の公開が求められるようになってきている。文化財の修理は、厳密な調査を伴う高度な修理技術を蓄積してきたが、外部に向けての論理の展開や、開かれた議論があまりなされてこなかった。今日では、文化財修理の理念や技術について関心が高まり、その一例として、平成6年に発足した建築修復学会は、これまで少数の専門家の中に閉ざされがちであった文化財修理の技術の公開や、多くの関係者による討論による理念の構築を目指した活発な意見交換の場を提供している。

また、平成4年に日本が世界遺産条約に加盟したことから、国際的にも日本の文化財保存概念を、経験的な手法としてではなく、理念として明らかにすることが求められてきている。世界遺産条約とは、ユネスコが1972年に採択した「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」であるが、日本の文化財が世界遺産に登録されるにあたって、「オーセンティシティ」という概念が注目された。オーセンティシティとは、真正性、真実性、確からしさ、などと日本語で訳されている。世界遺産登録の基準として、1) 材料、2) 工作技量、3) デザイン、4) 環境において、オーセンティシティが認められなければならないが、ヨーロッパの石造を中心とした文化財と異なり、日本の木造建築では、材料の風化などから取り替えは不可避であることから、材料のオーセンティシティについて、どのように理解するか問題となった。平成6年に開催されたユネスコ、イコモスの関係者や各国の文化財保存の専門家が集まった奈良会議において、文化の多様性を認めることが確認され、遺産が帰属する文化の脈絡のなかで考慮、評価されるとされた。このような多様性重視の流れにおいても、日本の文化財保存がその概念を国際的に表明することの重要性は増していると考えられる。

日本の文化財保存の概念がどのように生成されてきたものかを明らかにするために、日本の文化財保存制度の歴史的経緯を検証することは、有効であると考えられる。本研究では、歴史的経緯を検証する一環として、国家による保存の出発点であり、現在の文化財保護法による保存制度の基礎となった古社寺保存法（明治30年～昭和4年）に注目した。

古社寺保存法については、その成立経緯に関して既に論考があり、明治維新による旧物破壊、廃仏毀釈への反動と日清戦争勝利後の民族意識高揚により成立したナショナリズムの影響の強い法律という認識がなされている。しかし、古社寺保存法案が帝国議会に提出された経緯を含めた詳細については触れられていない。本研究では、古社寺保存法成立過程の帝国議会議事録や当時の新聞雑誌を分析することにより、同法の成立経緯をその背景を含めて詳細に再検討する。また、特別保護建造物修理の歴史的経過については、既に論考があり、それらの研究では、古社寺保存法時代の修理方針については、古社寺の創建当

時の形式が尊重されたことが指摘されているが、創建当時の形式が実際の修理において、具体的に何を指し示していたのかについてまで考察されているわけではない。本研究では、文化庁や滋賀県、京都府、日光東照宮に所蔵された当時の古社寺保存法運用や修理内容に関する史料を分析することにより、手法レベルにまで踏み込んで分析することにより、創建当時の形式手法の尊重が、具体的に指し示しているものを考察し、古建築の「何を」「どのように」残すことが保存と認識されていたのかについて考察した。

ちなみに、古社寺保存法は、日本初の国家による建築と美術の保存制度であったが、近代的な保存制度の成立時期としては、諸外国と比較しても早い部類に入る。田中琢博士による「遺跡遺物に関する保護原則の確立過程」（『考古学論考』平凡社、1982年）によると、欧州で遺跡や遺物の保存に対する法律を最初に制定したのはギリシャであり、1834年に記念物法を制定した。ギリシャについて、1881年にハンガリーが美術品と歴史的な建造物の保護のための記念物法を定め、1882年にはイギリスの古代記念物法が10年に近いジョシ・ラボックらの努力の結果、議会を通過、成立したことが記されている。また、当時のフランスの文化財保護については、デイヴィッド・ワトキンの『建築史学の興隆』に、より詳細な記述が見られる。フランスでは、フランス革命以後行われていた古建築破壊の反動として、作家ヴィクトル・ユーゴーらにより中世主義が主張された。そのような背景の中、1830年には「歴史建造物委員会」が創立され、歴史的に重要な建造物の修復に資金を与えることが可能となり、歴史的建造物の格付けにより、一定の建造物は常に保護を受けるような制度が整えられたとされている。そのほか、古社寺保存法成立以前に保存のための法制度を整えていたのは、トルコ(1884)、ブルガリア(1889)、ルーマニア(1892)があった。

なお、本研究の基本的な立場として、理想的な保存が存在するとは考えていない。文化財保存とは、何を保存するか、という相対的な価値判断に基づくものであり、しかも保存すべき古建築には理性では割り切れない複数の矛盾し合う価値が存在している。文化財保存とは、もともと建築観や社会的背景などさまざまなイデオロギーと関係するものであり、矛盾を内包した問題であることから、理想的な唯一の保存概念や手法などはないものである、という立場を基本としている。そのような立場から、古社寺保存法時代の保存概念を、その成立経緯から運用、実際の修理手法までを包括的に考察することを通じて、古社寺保存法時代には、古建築の「何を」「どう」残すことが保存であると認識されていたのかに注目し、文化財保存とはどのような概念なのかについて考察を進めるものである。

第2節 従来の研究

古社寺保存法については、下記にあげる研究がすでになされている。それは、通史的な見方で古社寺保存法の成立過程を対象とした研究と、古社寺保存法時代の建造物修理についてその技術を対象とした研究にわけられる。それぞれ、対象を絞って研究がなされており、古社寺保存法時代の保存概念をその運用や修理を含めて包括的に考察したものとはいえない。本節では、各論文の内容を提示し、これまでの研究で指摘されている範囲を示す。

1. 文化財保護委員会編：『文化財保護の歩み』（大蔵省印刷局、1960年）

題名のとおり、我国の文化財行政を通史的に解説したもので、古社寺保存法に関する部分は以下の様に構成されている。古社寺保存法の制定に関しては、その要因を、日清戦争後の民族意識の勃興とし、やや詳細に述べられているが、主に事実関係について説明されたものであり、古社寺保存法の運用に関しても、具体的な実績があげられているのみで、詳しい分析はなされていない。

第三章 古社寺保存法による文化財の保護

第一節 古社寺保存法の制定に至るまでの経緯

第二節 古社寺保存法の内容とその運用

第三節 特別保護建造物及び国宝の指定

第四節 古社寺保存法による保存事業の概要

2. 丸山茂（該当部分執筆）：「『美術』保存立法より天皇中心主義への再編」（『保存的刷新—歴史的環境再生をめぐる—』歴史的環境をめぐる研究会、トヨタ財団助成研究報告書、1978年3月）

日欧の文化財行政の比較のための前段階として、戦前の文化財行政を解説したもので、古社寺保存法については成立過程を対象としている。戦前の文化財行政を天皇制原理の浸透過程ととらえたもので、古社寺保存法を「美術」保存のための法律が、成立の過程で天皇中心の表か基準をもった法律へ変質した、と指摘するものである。

3. 西村幸夫：「建造物の保存に至る明治前期の文化財保護行政の展開—「歴史的環境」概念の生成史その1」（日本建築学会論文報告集第340号、1984年6月）

同：「明治中期以降戦前における建造物を中心とする文化財保護行政の展開—同上その2」（日本建築学会論文報告集第358号、1985年5月）

同：「土地にまつわる明治前期の文化財保護行政の展開—同上その3」（日本建築学会論文報告集第358号、1985年12月）

日本における「歴史的環境」概念の生成史の一環として、日本の文化財保護行政の展開を、建造物を中心に考察したものであり、古社寺保存法の成立過程が考察の対象となっている。古社寺保存法の成立過程において、保存の力点が「歴史の尊重から由緒の尊重へ」、また「組織の尊重から実態の尊重」へと移行していることを指摘している。古社寺保存法については、保存対象を「組織体」としての古社寺保存から社寺所有の「文化財」へと転換したこと、建造物を保存対象として取り上げたこと、「歴史のある」ものから「由緒のある」ものへと天皇中心の法律となっていくこと、を特徴としてあげている。しかし、古社寺保存法の運用については考察されていない。

4. 後藤治（該当部分執筆）：『文化協力における民族と国家』（総合研究開発機構、1995年7月）

海外への文化協力を考える上で、日本がたどってきた近代化の経験と文化財保護の関係から、古社寺保存法を解説するものである。古社寺保存法が古社寺のみを対象とした原因を、「緊急避難的」要素、「政策的」要素、「学術的」要素から解説し、当時の社寺の困窮とナショナリズムの発生から説明するものである。古社寺保存法の成立経緯の詳細な分析や、運用の実態について分析したものではない。

5. 伊藤延男：「1 日本における文化財保護の発達」、岡田英男「4 修理の技法」、（『新建築学大系 50・歴史的建造物の保存』新建築学大系編集委員会、彰国社、1999年）

古社寺保存法以前の修理の歴史からはじまり、日本の文化財保存の歴史を通史として解説するもの。古社寺保存法については、内務省の古社寺保存金制度や臨時全国宝物取調局の事業との関わりについて解説するものである。成立経緯の詳細な再検討や運用について解説するものではない。また、修理については、古社寺保存法時代の各修理について、その修理内容や技法について詳細な考察を加えたものであるが、古社寺保存法時代の保存概念を包括的に考察したものではない。

6. 日名子元雄：「建造物保存事業」（『文化財講座・日本の建築五 - 近世2・近代』第一法規出版、1976年）

古社寺保存法の成立過程や内容については、『文化財保護の歩み』で記述されている範囲を超えないが、実際の修理について詳細な論考が見られる。新薬師寺、唐招提寺金堂などの修理例をあげ、明治の修理の判断基準が様式史を基点にしたものであると指摘している。

7. 服部文雄：「建造物の保存と修理」（『仏教芸術』No.139、1981年11月）

建造物の修理の時代による変化を実例を含めて解説したものである。古社寺保存法時代

の修理については、建築史的な立場からの見解が加わり、時代的な考証と様式的な意匠の保存が目的とされるようになったと指摘されている。また、実例から、外観の様式保存と形態維持に重点を置いたこと、見えない部分での改造・補強が盛んに行われたことを指摘している。

8. 岡田英男：「建造物修理初期の批判と現在の施工上の問題点」（『文化財学報』第13集（井上正先生送別記念論集別刷・奈良大学文学部文化財学科刊、1995年3月）

古社寺保存法時代の修理の実態とそれに対する批判を考察することから、現代の建造物修理施工上の問題点を浮かべあがらせることを意図したものである。古社寺保存法時代の修理に対する批判を収集、紹介し、今日の復原問題に対しても外部から批判を受ける前に、保存修理技術者の中での積極的な議論を行うことを促している。

9. 清水重敦：「近代解体修理の成立に関する研究－「保存」概念と建築存在の認識をめぐる問題」（東京大学大学院建築学専攻1994年修士論文）

同：「明治30年代の古社寺建造物復原論争について」（日本建築学会大会学術講演梗概集、1995年8月）

同：「明治30年の前後における古社寺建造物修理方針の転換について」（日本建築学会学術講演梗概集、1996年9月）

近代における建造物保護を、建築家の建築に対する認識との関係から説明するもので、古社寺保存法の成立経緯と、古社寺保存法初期の奈良県での修理を対象としている。古社寺保存法の成立に至る時期に、建築界では古建築を「同時代の建築」として認識し価値の回復に努めたが、修理事業の開始にともない、さまざまな批判などを経て、学術重視の認識へと変化した、と分析している。

第3節 研究の範囲と構成

本研究の対象である古社寺保存法は、明治30年に制定され、昭和4年に国宝保存法が制定されたことによって廃止された。そこで、研究の範囲は、古社寺保存法制定に至る古社寺の保存活動が京都や日光でみられるようになる明治10年前後から、古社寺保存法が廃止される昭和4年までとした。

本論は、以下にのべる6章から構成されている。(図1-2)

第1章「序論」では、研究の目的と意義、従来の研究、研究の範囲と構成、資料について、古社寺保存法の概要について述べている。

第2章「古社寺保存法成立の背景と京都の役割」では、国家による文化財保存の出発点となった古社寺保存法の成立経緯を再検討することを目的としている。古社寺保存法の成立経緯についてはすでに論考があるが、直接のきっかけとなった明治28年の「古社寺保存二関スル建議」などの帝国議会になされた建議についての経緯や背景についてまでべられているわけではない。本研究では、これらの建議の請願者が京都出身者であることを示唆する発言が帝国議会議事録中に見られることに注目し、それらの請願の背景にある京都の古社寺保存運動について分析し、古社寺保存法成立以前の京都の古社寺保存活動、平安遷都記念祭にともなう京都市の古社寺建造物修理費補助、京都府による他府県への古社寺保存請願活動参加の働きかけ、京都の古社寺保存活動と古社寺保存法との関係、について考察した。

史料としては、『京都市会議事録』、京都の地方新聞である『日出新聞』、京都府立総合資料館所蔵の『京都美術協会雑誌』や平安遷都千百年記念祭関係の史料を用いた。さらに京都が請願活動への参加を働きかけた奈良県についても、奈良県立奈良図書館所蔵の『奈良県行政文書』や『奈良県議会議事録』を分析した。

それらの分析により、京都では古社寺保存法制定以前から、明治維新後の京都の衰退をくい止め、再興をはかるという独自の事情から、古社寺保存活動が行われていたこと、そのような京都の古社寺保存活動が古社寺保存法の成立に果たした役割は従来考えられていたよりもはるかに大きなものであること、京都の主張が古社寺保存法の内容にも具体的に反映され、運用にも影響を与えていたことを明らかにした。

第3章「古社寺保存法の運用と特別保護建造物修理方針 ―滋賀県と京都府の事例より―」では、地方自治体における古社寺保存法の運用と技師の仕事、特別保護建造物に対する国費補助の実態、古社寺保存法時代の特別保護建造物修理の内容を明らかにすることを目的としている。古社寺保存法の運用については、国家レベルでの運用について論考されているが、地方自治体レベルでの運用については、詳細は明らかにされていない。滋賀県には、これらの古社寺保存法の施行期間全般にわたる、同法の運用や特別保護

建造物修理に関する史料が滋賀県庁に多数保存されている。滋賀県は、京都府、奈良県に次いで、特別保護建造物の認定が多かった県であり、修理件数も多いことから、同法の運用や修理方針について窺うのに重要な県であると考えられる。また、滋賀県ほど包括的ではないが、京都府に関する同様の史料が京都府立総合資料館に所蔵されていることから、滋賀県の史料による分析を補助する目的で、京都府の史料についても分析をおこなった。

それらの分析により、地方自治体では、古社寺保存法に関する仕事の大部分は実際には技師によって行われたと考えられ、その内容は、1)特別保護建造物認定の予備調査、2)修理候補選出と修理設計、3)修理工事監督であった。また、財政困難な社寺は修理事業の進捗に苦勞していたことが明らかになった。特別保護建造物の修理については、これまで「創建当時の形式手法」が尊重されていたとされていたが、その具体的な手法について考察したところ、実際の修理では、1)「創建当時の姿」の重視、2)「半永久的な維持」の重視、という二つの傾向が見られた。これらの手法は、古建築を各時代の建築様式の「標本」として認識し、重視していたことによるものと考えられることを明らかにした。さらに実際の修理では、時間の経過による外観の古さの持つ価値が古建築の保存すべき価値に含まれるかどうかといった、古社寺修理における避けようのない問題に直面した技師が、様々な手法で対処していた様子が明らかになった。

第4章「大江新太郎の日光東照宮修理」では、古社寺保存法時代の修理の中でよく知られている日光東照宮の修理について、修理が行われるに至る保晃会の建造物保存活動について、技師であった大江新太郎の日光東照宮修理への関わり方、大江の日光東照宮修理方針を分析することにより、大江の日光東照宮修理とそれへの批判が象徴したと考えられる建造物の保存の内包する矛盾を明らかにすることを目的としている。明治32年から大正12年にかけて行われた日光東照宮の修理は、古社寺保存法の修理事業の中でも大規模なものであったことや、伊東忠太や大江新太郎が修理に携わったことによるだけでなく、修理のやり方に対して当時批判が出されたことによって、よく知られている。日光東照宮修理に関する史料としては、日光東照宮所蔵の修理工事の工費清算書や大江新太郎による『日光東照宮大修繕一斑』や『建築雑誌』への連載などによって、その修理方針だけでなく実際の修理内容などをかなり詳細に知ることができる。本章では、大江が日光東照宮の「何を」「どう」保存しようとしたのかに注目し、大江の建造物保存概念を考察するとともに、大江の日光東照宮修理とその批判によって象徴されたと考えられる、建造物保存の内包する矛盾についても考察した。

それらの分析により、大江の修理では当初の姿の再現が志向されたこと、大江は日光東照宮は建築や美術の様式の「標本」として価値があり、それを再現しつつ、「維持」するための方策を加えることが保存であると認識していたこと、を明らかにした。また、大江の修理への批判を分析することによって、当時、古社寺の保存や修理のやり方をめぐって、相容れない考え方が併存していたこと、それらは傾聴すべき点と限界をあわせもっており、

これは、理想的な保存は存在しないという古社寺保存の内包する矛盾といえる。大江の修理は、そのひとつの立場を先鋭的に打ち出したために、この矛盾を象徴的に浮かび上がらせるものとなったことを明らかにした。

第5章「古社寺保存法時代の建造物保存概念」では、第3章、第4章で検討した、古社寺保存法時代の特別保護建造物修理の方針と手法について、古建築の「何を」「どう」残すことが、保存であると認識されていたのかに注目し包括的に考察しなおすことで、古社寺保存法時代の建造物保存概念を明らかにすることを目的としている。さらに、昭和4年に廃止された古社寺保存法の建造物修理の立場から見た限界と、国宝保存法の成立経緯についても考察している。

それらの分析により、当時の建築関係者には、古建築をある時代の建築様式の「標本」として認識する建造物保存概念が共有されていたこと、当時の建築関係者以外から出された批判に見られる多様な古社寺保存概念は、それぞれ傾聴すべき点と矛盾点を内包したものであったが、実際に修理を行わなければならないという出発点を共有していないため、修理の示唆とはなり得ないものであったことを明らかにした。建築関係者が古建築を「標本」と認識する建造物保存概念を共有しながらも、古社寺保存法時代の特別保護建造物修理において多様な手法が存在したことについては、古建築をあくまでも「建築」と認識し、「創建当時の姿」の再現と、その再現された姿の半永久的な維持を迫り及したからこそ生まれたものであったことを明らかにした。

古社寺保存法は昭和4年に国宝保存法が成立したことによって廃止されたが、その建造物修理の立場から見た限界は、1) 保存対象が古社寺に限定されていたこと、2) 国費の補助額が15万円から20万円に限定されていたこと、であったと考えられる。また、当時古社寺保存法の運用について、史蹟名勝天然記念物保存運動を行っていた日本史学者から批判と代案が提出されていたことは注目できる。しかし、史蹟名勝天然記念物保存法も建築関係者が期待したほどの成果をあげることはできなかったことが窺える。国宝保存法の成立では、保存すべき古建築について、社寺以外の城郭や茶室建築についても「日本趣味」といった表現によって、ある時代の建築様式をあらわすものとしての建築史の中での価値が認められるように、認識が変化していたと考えられることを明らかにした。

第6章「結論」は、第2章から第5章までで得られた結果を総括した本論の結論である。

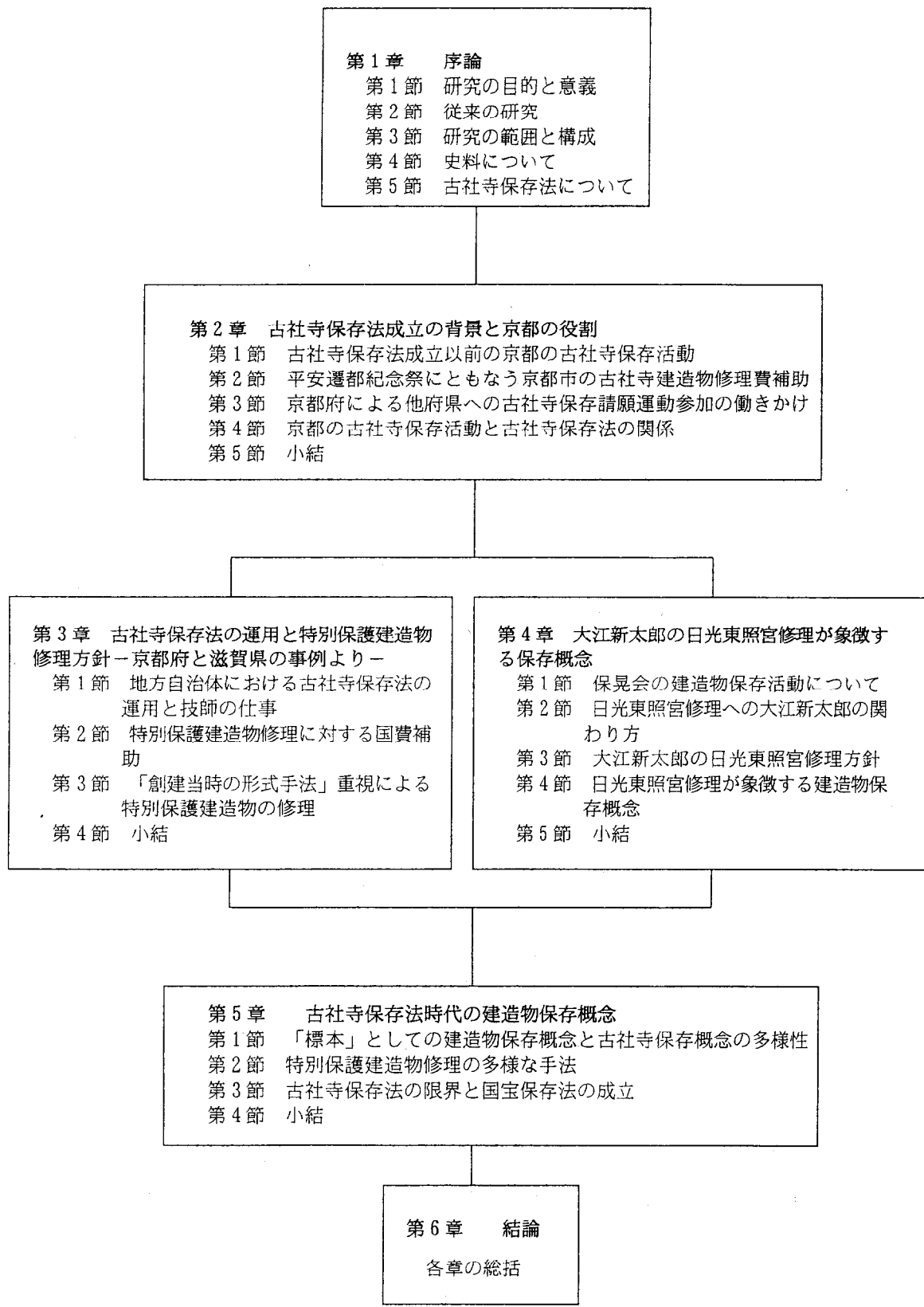


図 1-2 論文「古社寺保存法時代の建造物修理方針と保存概念」の構成

第4節 史料について

1. 本論全体に関するもの

国立国会図書館、日本建築学会図書館などに所蔵された当時の雑誌から、古社寺保存法に関する記事、古建築の修理に関する記事を悉皆的に収集した。また、当時の建築家以外の保存に対する考え方を分析するため、建築関係以外の雑誌も対象にした。また、当時の文献で古社寺保存法、古建築の修理に関するものは、できる限り収集した。

- ・『建築雑誌』明治20年（創刊）～昭和4年[日本建築学会図書館所蔵]
- ・『建築世界』明治41年～昭和4年[東京工業大学藤岡研究室所蔵]
- ・『建築画報』大正4年～昭和4年[国立国会図書館所蔵]
- ・『建築工芸叢誌』大正元年（創刊）～大正5年[東京工業大学藤岡研究室所蔵]
- ・『歴史地理』明治32年（創刊）～昭和4年[国立国会図書館所蔵]
- ・『太陽』明治28年（創刊）～明治36年[国立国会図書館所蔵]

2. 第2章「古社寺保存法成立の背景と京都の役割」の史料

古社寺保存法制定過程については、国立公文書館所蔵の帝国議会議事録、公文類集を史料とした。また、京都の活動については、『京都市会議事録』、京都の地方新聞である『日出新聞』、京都府立総合資料館所蔵の『京都美術協会雑誌』（明治23年～30年）や平安遷都千百年祭記念祭関係の史料、奈良の活動については、奈良県立奈良図書館所蔵の『奈良県制七十年史』（奈良県、昭和37年）や、『奈良県行政文書』や『奈良県議会議事録』を史料とした。

- ・『第八回帝国議会衆議院議事速記録』（明治28年）[国立国会図書館所蔵]
- ・『第九回帝国議会衆議院議事速記録』『第九回帝国議会貴族院議事速記録』（明治29年）[国立国会図書館所蔵]
- ・『第十回帝国議会衆議院議事速記録』『第十回帝国議会貴族院議事速記録』（明治30年）[国立国会図書館所蔵]
- ・『京都市会議事録』（明治27年～明治30年）[京都市役所所蔵]
- ・『日出新聞』明治21年～33年[国立国会図書館所蔵]
- ・『京都美術協会雑誌』明治23年～30年（『京都美術雑誌』は、明治23年10月と25年2月に出版され、25年7月に『京都美術協会雑誌』と改題されてからは月刊となった）[京都府立総合資料館所蔵]
- ・『平安遷都記念祭紀事』（京都市参事会、明治29年5月）[京都府立総合資料館所蔵]

- ・『奈良県政七十年史』（奈良県、昭和 53 年 3 月）[奈良県立図書館所蔵]
- ・『奈良県議会議事録』（明治 23 年～明治 29 年）[奈良県庁所蔵]
- ・『奈良県行政文書・社寺例規』（明治 24 年～大正 3 年）[奈良県立奈良図書館所蔵]
- ・『奈良県行政文書』（「大仏会一件」明治 23 年、「法隆寺保存願書類」明治 17 年等、各社寺修理に関する史料を通覧した）[奈良県奈良図書館所蔵]
- ・『国宝慈照寺東求堂修理工事報告書』（京都府教育委員会、昭和 40 年）、『国宝東福寺三門修理工事報告書』（京都府教育委員会、昭和 53 年 3 月）など、関係する社寺の修理工事報告書を通覧した

3. 第 3 章「古社寺保存法の運用と特別保護建造物修理方針－滋賀県と京都府の事例より－」の史料

滋賀県の古社寺保存法の運用と修理事業の実態については、滋賀県所蔵の行政文書を用いた。特別保護建造物修理に関する文書は計 54 冊残されており、古社寺保存事業全般に関する文書と、個々の特別保護建造物修理に関する文書であった。京都府についても、京都府立総合資料館に所蔵されている文書と『京都府誌下巻』などの史料を用いた。技師の任免記録については、国立公文書館所蔵の『任免録』を用いた。古社寺保存法の全般的な運用について、文化庁所蔵の史料も用いた。

- ・『滋賀県行政文書』：『行政文書総簿冊目録・明治元年～昭和 20 年』（滋賀県・昭和 58 年）をもとに検索、54 冊）[滋賀県庁所蔵]
- ・『滋賀県令』ほか、滋賀県庁資料室の史料を通覧
- ・『京都府行政文書』：『行政文書簿冊総目録（明治元年～昭和 20 年）』（京都府立総合資料館）をもとに検索、81 冊）[京都府立総合資料館所蔵]
- ・『京都府誌』（京都府、大正 4 年）[京都府立総合資料館所蔵]
- ・『京都府令』ほか、京都府立総合資料館所蔵の史料を通覧
- ・『任免録』[国立公文書館所蔵]を通覧
- ・『現状変更書類 自明治三十四年至昭和七年』[文化庁所蔵]
- ・『国宝保存会議案綴 修理之部 自明治三十年十二月至昭和九年三月』[文化庁所蔵]
- ・山崎有信『古社寺保存便覧』（郁文舎、明治 36 年 12 月）[国立国会図書館所蔵]
- ・滋賀県、京都府の特別保護建造物修理対象となった社寺の修理工事報告書を通覧

4. 第 4 章「大江新太郎の日光東照宮修理」の史料

日光東照宮の修理に至る保晃会の活動については、日光の高野家文書、『下野新聞』を史料とした。また、日光東照宮修理事業については、大江新太郎による『日光社寺大修繕

一班』、表 1-2 に示す日光東照宮所蔵の修理工事工費精算書を用いた。

- ・『高野家文書』(明治 12 年～29 年)：『栃木県史料所在目録』(栃木県)をもとに検索、43 冊) [日光高野家所蔵]
- ・『日光東照宮修理工事精算書』(表 1-2) [日光東照宮所蔵]
- ・『下野新聞』(明治 29 年～31 年、同 43 年～45 年) [国立国会図書館所蔵]
- ・大江新太郎『日光社寺大修繕一斑』(東照宮三百年祭奉斎会、大正 3 年) [国立国会図書館所蔵]「日光廟修理弁疏」(『建築雑誌』第 346 号、大正 4 年 10 月 pp728-733・第 347 号、大正 4 年 11 月 pp770-774・第 349 号、大正 5 年 1 月 pp26-27・第 350 号、大正 5 年 2 月 pp79—83・第 351 号、大正 5 年 3 月 pp128-130) [日本建築学会図書館]
- ・『日光東照宮建築装飾図集』(昭和 6 年 4 月、角南隆編、日光東照宮蔵版)[奈良国立文化財研究所所蔵]
- ・古谷清『日光東照宮修宮志』(別格官幣社東照宮社務所、大正 14 年) [国立国会図書館所蔵]
- ・塚本靖、大澤三之助『日光廟建築論 東京帝国大学紀要工科第一冊第二号』(東京帝国大学、明治 36 年 5 月 10 日発行) [国立国会図書館所蔵]
- ・大江新太郎「日光廟は人を馬鹿にした建築である」(『建築ト装飾』第 1 巻第 8 号、pp1-3、明治 44 年 9 月 5 日) ほか、大江新太郎の著述を悉皆的に収集
- ・伊東忠太「美術より観たる日光」(『日光』大正 4 年 6 月) ほか、日光東照宮修理についての記述を悉皆的に収集

5. 第 5 章「古社寺保存法時代の建造物保存概念」の史料

国宝保存法成立経緯については、国立国会図書館所蔵の『帝国議会議事録』を用いた。また、同法の成立経緯について重要な記事の多く見られる『史蹟名勝天然紀念物』などの雑誌も通覧した。

- ・『第五十六回帝国議会貴族院議事速記録』(昭和 4 年 3 月) [国立公文書館所蔵]
- ・『第五十六回帝国議会衆議院議事速記録』(昭和 4 年 2 月) [国立公文書館所蔵]
- ・『第五十六回帝国議会衆議院国宝保存法案委員会議録』(昭和 4 年 2 月 15 日～26 日) [国立公文書館所蔵]
- ・『第五十六回帝国議会貴族院国宝保存法案特別委員会議事速記録』(昭和 4 年 3 月 7 日～11 日) [国立公文書館所蔵]
- ・文化財保護委員会「文化財保護法制定前の文化財の保護をめぐる座談会」(昭和 30 年 7 月) [文化庁所蔵]
- ・『史蹟名勝天然紀念物』(大正 3 年(創刊)～昭和 4 年) [国立国会図書館所蔵]

第5節 古社寺保存法について

本節では、古社寺保存法の成立経緯や法律制度について既往の研究で論考されている内容として、『文化財保護の歩み』、『新建築学大系 50』に記されている内容をまとめたものを示す。

古社寺保存法の成立経緯は、一般的に明治維新後の旧物破壊に対する反動という点から説明される。明治維新以後の旧物破壊や廃仏毀釈により、日本の古美術、古建築は危機に瀕していた。奈良県興福寺五重塔が相輪の金物代のみで売却されたが、その金物をとるために建物を解体するよりも火をつけて焼いてしまおうという計画さえあり、その計画はあまりにも危険であると周囲の反対にあい、実行されなかったが、このほかにも名古屋城を破壊することが請願されるなど、神仏分離、廃仏毀釈の風潮は全国に波及していた。

このような風潮に歯止めをかけるため、明治4年4月25日に大学は博物館の前身である集古館の建設と古器物の保護令を布達することを献言した。太政官はこの献言を認め、明治4年5月23日に、「古器旧物保存方」の太政官布告を行った。この太政官布告は、古器旧物について、祭器、古玉宝石、古瓦、武器、古書画、衣服装飾、陶磁器、古仏像など31部類に大別し、それらの古器旧物の保存を訴え、その目録を作成することを求めるものであった。この布告の成果については、十分な資料がないため、政府の具対策については、不明とされているが、この太政官布告は、日本古来の美術に対する再認識と、保存思想の普及に役立ち、古器旧物の全国調査へのきっかけとなったものであり、明治30年の古社寺保存法制定にいたる保存の動きの第一歩と、一般的に考えられている。

明治13年には内務省は「古社寺保存内規」を定めている。これは、毎年2万円の保存金を全国の古社寺に分けて公布する趣旨で、その内訳は修繕再建等の支払金ならびに保存資金を直接維持のためとして1万7千円とし、報労金、寄納金等を間接維持費として2千円、残りの千円を諸経費としていた。明治13年から27年までの間に総額12万1千円が、539の社寺に対して公布された。一社あたりの補助金は最低50円、最高2千円程度であるが、このような古社寺保存金を公布した主旨としては、社寺の維持基金の性格を有するものであって、社殿の修理に支出しても差し支えないが、建造物の維持修理費に対する国庫補助金とは異なり、社寺組織の維持を目的としたものであったと考えられる。

また、「古器旧物保存方」の太政官布告によって、宝物類の目録が提出され、さらに政府では、全国の宝物類の調査を実施することになった。この調査に活躍したのが、当時の文部少輔九鬼隆一と岡倉天心であった。そのようななかで、明治17年頃からその機運が高まり、明治21年9月に臨時全国宝物取調局が宮内省に設置された。この臨時全国宝物取調局では、宝物を6等級に分類し、鑑査状を公布し、宝物台帳に登録するという作業を行っ

ている。

同時期に建築の分野では伊藤忠太が、岡倉天心との深い交流もあり、日本建築史の樹立と古建築の保存に力を注いでいた。有名なエピソードとして、明治28年に九鬼隆一の講演を京都で聞いた伊東は、九鬼が建築について一言も言及しなかったことに抗議の書を送り、九鬼からは釈明の書が返送された。これがきっかけで、伊東は明治29年には、臨時全国宝物取調局臨時鑑査掛を依頼されている。また、明治28年に『建築雑誌』に掲載された「国家は古建築物を保存すべし」は、伊東忠太によるものとされている。

さらに、時代の風潮として明治27、28年の日清戦争の勝利により、民族的な自覚が高まり、それが日本古来の古美術、古建築に目を向けるきっかけをつくったという理由もあげられている。

議会側の活動も活発となり、明治28年第8回帝国議会衆議院には、「古社寺保存ニ関スル建議案」が提出され、可決した。さらに、明治29年第9回帝国議会には、「古社寺保存会組織ニ関スル建議案」が提出され、両院で可決したことにより、内務省内に古社寺保存会が設置された。建築部門には、伊東忠太、木子清敬、妻木頼黄が任命された。同時期に、京都や奈良の有志者、日光の保晃会からも古建築の保存を求める請願が行われていた。

古社寺保存法案は、このような流れをうけて、明治30年第10回帝国議会に提出され、可決した。法案は、まず貴族院に提出され審議を受けたが、貴族院特別委員会によって各種の修正を受けた。最も大きな修正としては、原案では宝物のみに国宝の資格を定めるものであったのを、建造物についても国宝と同様の「特別保護建造物」の資格を与える制度を導入している。また、第16条に保存金及び補給金として年間15万円ないし20万円を支出することを新たに定めている。さらに、第2条から第4条の規定による内務大臣の決定については、古社寺保存会に諮問すべきことを挿入し、古社寺保存会が官制として存続する根拠を置いた。以上のような修正を経て、古社寺保存法は明治30年6月5日に法律第49条として公布された。全文を章末に示す。

古社寺保存法の内容は次のようなものであった。第1条は、古社寺でその建造物および宝物類の維持修理ができないものは、保存金の下付を願い出ることができるというものであった。第2条では、補助の要件を示し、補助は古社寺保存会に諮問することを定めている。その要件としては、「歴史ノ證徴、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀」と定められている。第3条は、地方長官の指揮監督についてである。第4条は、特別保護建造物または国宝の資格の定めである。第5条は、処分、差し押さえの禁止、第6条は監守者、監督者の定めである。第7～9条は国宝の出陳義務とその場合の補給金に関する規定である。第10～12条は、社寺に下付した保存金の規定である。第13～15条は、国宝に関する罰則規定であり、そして第16条は、保存金、補給金について1カ年15万円から20万円に定めている。

以上が本文で、第20条までは附則となる。第19条は、古社寺保存法の内容を名所旧跡に対する準用規定であったが、現実には発動されないまま、大正8年の史蹟名勝天然紀念

物保存法の施行にともない廃止された。

古社寺保存法に関する行政組織については、古社寺保存法発足当初は内務省社寺局で取り扱っていたが、明治33年には社寺局が廃止されて神社局、宗教局の二局となったことから、保存行政は内務省宗教局へ移った。さらに大正2年には宗教局が内務省から文部省第二課へ移され、大正13年に改称により古社寺保存課となり、昭和3年には保存課と改称された。諮問機関には古社寺保存会があった。

所管課では、課長の下に技師を置き、さらにその下に技手、嘱託の制があった。古社寺保存課の主要な担当者名は、大正13年以降、局長は下村寿一、課長は松尾長造であった。技師は明治36年以来終始、関野貞が東京大学助教授と兼務でその職にあたったが、昭和4年に阪谷良之進となった。関野貞は建造物が専門であったが、当時の技師は単に建造物だけではなく、保存行政全般について専門的事項を統括する地位であった。なお、関野貞は大学を本務としていたので、技師は実質上一名増員可能であり、中川忠順も技師になっていたが、昭和3年藤懸静也と交替した。

なお、昭和3年当時の古社寺保存会の構成は次のとおりであった。

会長 九鬼隆一

委員 伊東忠太 久保田鼎 三上参次 今泉雄作 関野貞 荻野仲三郎 滝精一
新納忠之助 松平頼平 内藤虎次郎 小堀鞆音 塚本靖 三宅米吉 武田五一
黒板勝美 福井利吉郎 辻善之助 下村寿一 溝口禎次郎 山田準次郎
高村光雲 三矢宮松 吉田茂 小山田繁蔵

古社寺保存法時代の建造物の修理については、その工事を府県に依託し、京都府、奈良県には専任の技師をおいた。京都府の初代技師には松室重光、奈良県の初代技師には関野貞が任命された。その他の府県では、フリーの専門技術者により工事の設計管理が行われた。修理事業は、府県の直営で行われた。

特別保護建造物の認定については、明治30年12月28日の第1回認定で、法隆寺など44件が認定され、以後、昭和4年までに851件1122棟が認定された。修理費の補助については、毎年15万円以上20万円以下という国費の補助は、明治38年に日露戦争のため1万円に減額されたほかは、大正7年までが毎年15万円の支出で、そのうち建造物の修理費として12万円程度が支出されている。物価の高騰に応じて、大正8年からは毎年20万円の支出が認められた。大正13年には関東大震災復興費用として建造物修理に約12万円の臨時支出が認められた。

古社寺保存法時代の修理については、古くからかなり思い切った復原が新薬師寺修理などで行われていること、鉄骨トラスを用いるなどの大胆な改造がなされていたことなどが知られている。

古社寺保存法についてこれまでに明らかにされているのは、以上のようなことである。

古社寺保存法

明治三十年六月五日法律第四十九号

改正 大正八年第四四号

朕帝国議會ノ協賛ヲ經タル古社寺保存法ヲ裁可シ並ニ之ヲ公布セシム（総理、内務大臣副署）

- 第一条 古社寺ニシテ其ノ建造物及宝物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得
- 第二条 国宝ヲ以テ補助保存スヘキ社寺ノ建造物及宝物類ハ歴史ノ証徴、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀ニ就キ古社寺保存会ニ諮問シテ内務大臣之ヲ定ム
- 第三条 前条ノ建造物及宝物類ノ修理ハ地方長官之ヲ指揮監督ス
- 第四条 社寺ノ建造物及宝物類ニシテ特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノハ古社寺保存会ニ諮問シ内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ国宝ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得内務大臣ニ於テ前項ノ資格ヲ付シタル物件ハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス
- 第五条 特別保護建造物及国宝ハ之ヲ処分シ又ハ差押フルコトヲ得ス但シ内務大臣ノ許可ヲ得テ国宝ヲ公開ノ展覽場ニ出陳スルハ此ノ限ニ在ラス
- 第六条 前条ノ物件ハ神職（官国幣社ニ在テハ宮司、府県郷社ハ社掌、以下之ニ倣フ）若ハ住職之ヲ監守シ内務大臣ノ監督ニ属スルモノトス 但シ内務大臣ノ許可ヲ經テ別ニ監守者ヲ置クコトヲ得
- 第七条 社寺ハ内務大臣ノ命ニ依リ官立又ハ公立ノ博物館ニ国宝ヲ出陳スルノ義務アルモノトス但シ祭典法用ニ必要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第八条 前条ニ依リ国宝ヲ出陳シタル社寺ニハ命令ニ定メタル標準ニ從ヒ国库ヨリ補給金ヲ支給スルモノトス
- 第九条 神職住職其ノ他ノ監守者ニシテ内務大臣ノ命ニ違背シ国宝ヲ出陳セサルトキハ内務大臣ハ其ノ出陳ヲ強要スルコトヲ得
- 第十条 社寺ニ下付シタル保存金ハ地方長官之ヲ管理ス
保存金ハ予算額ヲ以デ之ヲ下付ス但シ精算ノ上余剰アルトキハ内務大臣ハ之ヲ還付セシムルコトヲ得
- 第十一条 社寺ニ下付シタル保存金ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス
- 第十二条 第十条及第十一条ノ保存金ハ其ノ利子ヲ包含スルモノトス
- 第十三条 監守者其ノ監守スル所ノ国宝ヲ竊取シ、毀棄シ、隱匿シ若ハ他ノ物件ト変換シ又ハ第五条ノ規定ニ違背シタルトキハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス
第五条ノ物件ナルコトヲ知りテ之ヲ讓受ケ、借受ケ、担保ニ取り、寄蔵シ若ハ其ノ牙保ヲ為シタル者ハ六月以上三年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第十四条 監守者怠慢ニ由リ国宝ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ五十円以上五百円以下ノ過料ニ処ス

過料ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス但シ其ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得過料ハ検事ノ命令ニ依リ之ヲ徴収ス其徴収ニ付テハ民事訴訟法第六編ノ規定ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於ケル検事ノ命令ハ執行文ノ効力ヲ有ス

第十五条 第七条ニ依リ出陳シタル国宝ノ監守者故意怠慢ニ由リ国宝ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ国庫ハ命令ニ定メタル評価ノ方法ニ從ヒ其ノ損害ヲ賠償スルモノトス但シ其ノ評価額ニ關シテハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第十六条 本法ニ定メタル保存金及補給金トシテ国庫ヨリ支出スヘキ金額ハ一箇年拾五万円乃至貳拾万円トス

附則

第十七条 本法施行前社寺ニ下付シタル保存金ニ關シ内務大臣ハ第十条乃至第十二条ヲ適用スルコトヲ得

第十八条 第四条ニ該当スル物件ハ社寺ニ屬セサルモノト雖所有者ノ請求アルトキハ第七条第一項ニ掲ケタル博物館ニ出陳スルコトヲ許可シ之ニ補給金ヲ支給スルコトヲ得

第十九条 削除

第二十条 本法施行上必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

	法律	主務官庁	保存対象の名称
明治 30 年	古社寺保存法	内務省	特別保護 建造物
大正 2 年		文部省	
昭和 4 年	国宝保存法	文化財 保護委 員会	国宝
昭和 25 年	文化財保護法		国宝・重要 文化財
昭和 43 年	文化財保護法	文化庁	+ 伝統的建造物 郡保存地区
昭和 51 年			+ 登録文化財
平成 8 年			

図 1-1 日本の文化財保護制度の流れ

表1-1 文化財保護法により国に指定または登録、選定された建造物
(平成12年7月1日現在)

都道府県	国宝		重要文化財		重要伝統的建造物群保存地区		登録有形文化財 件数
	件数	棟数	件数	棟数	市町村	地区	
北海道	0	0	21	40	1	1	26
青森	0	0	27	48	1	1	15
岩手	1	1	20	27	0	0	30
宮城	3	4	17	25	0	0	29
秋田	0	0	19	35	1	1	56
山形	1	1	25	28	0	0	35
福島	1	1	31	36	1	1	37
茨城	0	0	28	35	0	0	28
栃木	6	9	29	140	0	0	25
群馬	0	0	18	28	0	0	41
埼玉	0	0	21	33	1	1	23
千葉	0	0	26	36	1	1	36
東京	1	1	54	77	0	0	85
神奈川	1	1	48	59	0	0	41
新潟	0	0	32	71	1	1	106
富山	1	3	19	46	2	2	50
石川	0	0	39	68	0	0	38
福井	2	2	22	22	1	1	13
山梨	2	2	47	68	1	1	39
長野	5	10	77	122	3	3	46
岐阜	3	3	47	83	4	4	31
静岡	0	0	27	74	0	0	68
愛知	3	3	75	114	0	0	45
三重	0	0	18	24	1	1	24
滋賀	22	23	177	220	3	3	134
京都	46	58	280	531	2	5	64
大阪	5	8	92	153	1	1	98
兵庫	11	14	99	200	1	1	70
奈良	62	69	260	373	1	1	29
和歌山	7	7	76	121	0	0	37
鳥取	1	1	14	22	1	1	35
島根	2	2	20	42	1	1	10
岡山	2	2	50	111	2	2	47
広島	7	12	57	94	2	2	24
山口	3	3	31	46	2	3	35
徳島	0	0	14	29	1	1	30
香川	2	2	24	35	1	1	54
愛媛	3	3	43	106	1	1	6
高知	1	1	16	38	1	1	7
福岡	0	0	34	51	2	2	14
佐賀	0	0	11	13	1	1	14(1)
長崎	3	3	24	30	1	2	9
熊本	0	0	23	44	0	0	35
大分	2	4	27	32	0	0	43
宮崎	0	0	5	6	3	3	9
鹿児島	0	0	9	16	2	2	6
沖縄	0	0	18	31	2	2	1
補遺	0	0	0	0	0	0	0
合計	209	253	2191	3683	50	55	1778

[1]重要文化財の件数は国宝の件数を含む

[2]補遺は現在所有者の不明なもの、戦後連合国側に提出したまま返還されないもの

[3]登録有形文化財の件数の()は、複数県にまたがるもので、合計に算入されない
(文化庁HPデータベースより作成)

表1-2 日光東照宮修理関係の史料リスト

時期	史料名
明治14年より	保晃会大会記事綴 主計掛高野盛三郎
明治29年	明治二十九年保晃会調 日光山社堂大修繕費予算一覧表
明治29年	明治二九年一月ヨリ社堂大修繕書類
明治29年	日光山社殿保存賛成の諸君に急告する文
明治29年頃	規約
明治30年頃	弁駁書草案 保晃会
明治30年頃	大修繕及合同修繕東照宮部設計原稿書
明治30年頃	大修繕及合同修繕東照宮部仕様予算書 現場用
明治30年頃	第一期大修繕東照宮部仕様予算書 現場用
明治30年頃	合同修繕東照宮部仕様予算書 現場用
明治30年	日光山社堂大修繕木工部予算書
大正7年	建築物其の他装飾品彩色仕様書 修理彩色
大正9年	二荒山東照宮輪王寺大修繕既成及未済ヶ所一覧表
第一期大修繕	東照宮表門工費精算書
第一期大修繕	東照宮神厩工費精算書
第一期大修繕	東照宮水屋工費精算書
第一期大修繕	東照宮経蔵工費精算書
第一期大修繕	東照宮鐘楼工費精算書
第一期大修繕	東照宮鼓楼工費精算書
第一期大修繕	東照宮本地堂工費精算書
第一期大修繕	東照宮東廻廊工費精算書
第一期大修繕	東照宮西廻廊工費精算書
第一期大修繕	東照宮神楽所工費精算書
第一期大修繕	東照宮神輿舎工費精算書
第一期大修繕	東照宮上社務所工費精算書
第一期大修繕	東照宮玉垣工費精算書
第一期大修繕	東照宮拝殿工費精算書
第一期大修繕	東照宮石ノ間工費精算書
第一期大修繕	東照宮本社工費精算書
臨時合同修繕	東照宮本社工費精算書
臨時合同修繕	東照宮石ノ間工費精算書
臨時合同修繕	東照宮坂下門工費精算書
第二期大修繕	東照宮唐門工費精算書其一
第二期大修繕	東照宮唐門工費精算書其二
第二期大修繕	東照宮自柵形至表門下参道工費精算書
第二期大修繕	東照宮所屬五重塔工費精算書其一
第二期大修繕	東照宮所屬五重塔工費精算書其二
第二期大修繕	東照宮所屬中神庫工費精算書其一
第二期大修繕	東照宮所屬中神庫工費精算書其二
第二期大修繕	東照宮所屬上神庫工費精算書其一
第二期大修繕	東照宮所屬上神庫工費精算書其二
第二期大修繕	東照宮所屬下神庫工費精算書
第二期大修繕	東照宮所屬坂下門工費精算書
第二期大修繕	東照宮所屬陽明門工費精算書其一
第二期大修繕	東照宮所屬陽明門工費精算書其二
第二期大修繕	東照宮所屬陽明門工費精算書其三
第二期大修繕	東照宮所屬東西廻廊工費精算書
指定合同修繕	東照宮旧大楽院門並袖塀同門番所周圍板塀共工費精算書
指定合同修繕	東照宮御旅所門番所工費精算書
指定合同修繕	東照宮石ノ間拝殿旧護摩堂御仮殿本社堂石ノ間拝殿共工費精算書
指定合同修繕	東照宮下共所工費精算書
指定合同修繕	東照宮雅楽講習所工費精算書
指定合同修繕	東照宮拝殿工費精算書
指定合同修繕	東照宮内番所工費精算書
指定合同修繕	東照宮供物土蔵改築工費精算書
第三期大修繕	東照宮工費精算書

(日光東照宮所蔵)

第2章 古社寺保存法成立の背景と京都の役割

- 第1節 古社寺保存法成立以前の京都の古社寺保存活動
- 第2節 平安遷都記念祭にともなう京都市の古社寺建造物修理費補助
- 第3節 京都府による他府県への古社寺保存請願運動参加の働きかけ
- 第4節 京都の古社寺保存活動と古社寺保存法の関係
- 第5節 小結

第2章 古社寺保存法成立の背景と京都の果たした役割

第1節 保勝会と京都美術協会の活動

本章では、国家による文化財保存の出発点となった古社寺保存法の成立経緯を再検討することにより、同法の成立には遷都によって経済的にも地盤沈下をおこしていた京都が復興のために行った活動が大きな影響をあたえており、古社寺保存法の内容にもその主張が反映されていると考えられることから、古社寺保存法の成立に京都の果たした役割が従来考えられていたよりもはるかに大きかったこと、古社寺保存法とは日本の近代化という枠組みの中で認識すべき問題であること、を考察したものである。

同法の成立経緯については、前章に示したとおり、既に『文化財保護の歩み』¹⁾や西村幸夫博士の「建造物の保存に至る明治前期の文化財保護行政の展開—『歴史的環境』概念の生成史 その1—」などの論考がある²⁾。それらでは、同法は明治維新にともなう旧物破壊、廃仏毀釈の反動として、日清戦争後の民族意識の昂揚を背景に成立した法律とされている。また、古社寺保存法の成立時のエピソードとして、臨時全国宝物調査をおこなっていた九鬼に対して、伊東忠太が建築の保存も重要であることを訴えたこと、さらには、『建築雑誌』に「国家は古建築を保存すべし」を掲載したことなどを象徴的に取り上げるものが多い。それに対して、京都の役割については、第9回帝国議会に古社寺の修理費補助の請願を行ったことに触れているのみであり、同法の成立を後押しする補助的な役割を果たしたとされている。同法成立への帝国議会での具体的経緯については、表2-1中に下線で示した事実がすでに知られている。つまり、明治28年第8回帝国議会衆議院で表2-1中*1の「古社寺保存ニ関スル建議」が可決されたこと、翌年の第9回帝国議会貴衆両院で表2-1中*2*3の「古社寺保存会組織ニ関スル建議」が可決されたことにより、内務省に古社寺保存会が設立されたこと、「古社寺保存法法案」が第10回帝国議会貴衆両院を通過し、明治30年6月5日に公布されたこと、である。しかし、これら表2-1中*1、2、3の建議について、その背景や経緯まで紹介されているわけではない。本研究では、それらの建議の請願者が京都出身であることを示唆する発言が帝国議会議事録中に見られることに注目し、それらの背景にある京都の古社寺保存活動についても分析し、京都が古社寺保存を国に請願するに至った理由や、京都の請願と古社寺保存法の関係について考察した。

史料としては、『京都市会議事録』、京都の地方新聞である『日出新聞』、府立総合資料館所蔵の『京都美術協会雑誌』や平安遷都千百年記念祭関係の史料を用いた。さらに京都と同様に多数の古社寺を有する奈良に関しても、県立奈良図書館所蔵の『奈良県行政文書』や『奈良県議会議事録』などを分析した。

京都では明治10年代から古社寺保存の必要性が提唱されていたことが、新聞、雑誌の記事からうかがえる。京都における、そのような古社寺保存活動の先駆として、保勝会と京都美術協会（以下：美術協会）の活動があげられる。明治維新以後、遷都の影響を受けて京都の経済活動は衰退していたが、両会の活動は、この京都の衰退をくい止め、再興をはかることを目的にしたもので、当時の京都の状況が深く関係したと考えられる。

保勝会は、明治14年に岩倉具視の提案で「広く全国有志ノ協賛ヲ得、普ク金匱、土地、木石等ノ寄輿ヲ求メ五畿江丹二国ノ名勝古跡ヲ永遠ニ保存スル」³⁾ことを目的に設立されたものだが、実際の活動はもっぱら京都を対象にしていた。その後も岩倉は、京都の町の荒廃や産業の衰退を嘆き、明治16年には自ら京都に赴き、その実状を調べた上で、御所や宮殿の保存を「十四ヶ条の実施案」として太政官に建議したり、嵐山の保存のために植樹を行う「嵐山桜楓会」を設立するなど、京都復興のための活動を積極的に行った⁴⁾。岩倉は「十四ヶ条の実施案」の中で「神武帝遷都以後帝京ノ遺模ヲ観ルベキハ独り此平安京アル而已之カ維持保存ノ道ヲ講スルハ今日ノ急務ニシテ且前皇ニ対シ孝敬ヲ蓋サセラルルノ大ナルモノトス」と主張した。

当時、知恩院で財産が差し押さえられたり、金銭難から宝物を売却する社寺が続出するなど⁵⁾、京都の社寺は経済的に困窮し、荒廃していた。保勝会では、明治以来の京都の衰退をくい止め、再興するためには京都の魅力を高めることが必要であると感じていたと考えられる。「京都市らしさ」の象徴として古社寺を重視し、古社寺の建造物と庭園の修理のために全国から寄付金を募集し⁶⁾、広隆寺と慈照寺に修理費を補助した⁷⁾。

広隆寺では、明治23年から、講堂、仮金堂、金剛堂、桂宮院、太子堂、庫裏、楼門、土塀を順に修理した⁸⁾。その中でも太子堂の修理には、保勝会から1900円の補助が行われた。このときには、会員から修繕委員を選出し、修理内容を確認するための視察が行われたこと⁹⁾から、同会が修理費を補助するだけでなく、工事内容にも注意を払っていたことがわかる。

慈照寺では、明治27年から、東求堂、銀閣、唐門、高塀の修理が行われ、保勝会から800円が補助された¹⁰⁾。このときの修理については、『国宝慈照寺東求堂修理工事報告書』（京都府教育委員会、昭和40年、p15）に「明治修理には取替材に「明治二七年十月保勝会修繕」の朱印があり、修理ヶ所等歴然とした」とあり修理内容がわかっている。修理内容は、土台の取替、化粧木舞、化粧裏板の修理、小屋組内への補強母屋挿込、野隅木取替、野地西面の全面取り替え、その他の腐朽部修理など¹¹⁾、かなり大規模なものだった。

以上から、保勝会は、社寺建造物の本格的な修理を目指していたと考えられる。しかし明治27年に、平等院、方広寺、万福寺からの修理費補助の要請があったにもかかわらず資金不足から断らざるを得なかったこと¹²⁾、補助を行った広隆寺、慈照寺でも、保勝会の補助金だけでは修理ができず、寄付金の募集を何度も新聞で呼びかけていたこと¹³⁾からも、保存事業の円滑な継続には、その資金は十分ではなかったと考えられる。

一方、美術協会は、京都美術を振興することを目的として明治 23 年に設立された¹⁴⁾。そのきっかけは、明治 23 年 12 月に開かれた内国勸業博覧会出品についての京都の美術家・工芸家の会合であり、京都の美術を進行させるために美術協会を設立することを決定したものであった。同会は、定期的に展覧会を開催し、『京都美術協会雑誌』を発行する¹⁵⁾など、積極的に活動した。

美術協会は、会員である竹村藤兵衛衆議院議員のあっせんにより、明治 24 年 12 月に「国宝保存法律制定ノ請願」を帝国議会に提出した¹⁶⁾。これは、国家による全国規模での美術保存を訴えたものであった。その中で同会は保存の意義として、まず「古美術ノ標範典型タルモノヲ以テ新美術ノ発達進歩ヲ助クル」ことにより美術工芸が盛んになり、「我国美術工芸ノ輸出品亦夕年一年其数ヲ増シ日本ハ美術工芸ヲ以テ長ク巨万ノ利益ヲ占ムニ至ル」¹⁷⁾と、美術保存が国家に文化的、経済的効果をもたらすことをあげた。さらに、古美術が「我国ノ古邦タル光輝ヲ表スル」¹⁸⁾ことにより、日本の国家の威信を高めることを主張した。明治 20 年代は、ナショナリズムが台頭した時期でもあり、同会の請願にもその影響が感じられる。

ちなみに、同会の名誉会員で、臨時全国宝物調査局の取調委員長であった九鬼隆一も、この頃に同会の請願と同様の発言を行っていた。当時、九鬼は京都や大阪で臨時全国宝物調査の内容を解説する演説を頻繁に行ったが¹⁹⁾、明治 22 年 1 月の大阪での演説で、宝物調査の効果について「国民ガ国宝ヲ保護シ之ニ因テ愛国心ヲ増シ之ニ因テ気風ヲ高尚ニシ之ニ因テ殖産ノ道ヲ開キ美術世界ヲ拡充振興シ」と、ナショナリズムと殖産振興の観点から美術保存の重要性を主張していた²⁰⁾。

同会の請願には「宝物保存法案」が添えられていた²¹⁾。(図 2-1) この「法案」では、同会が全国規模の美術保存の方法を具体的に提案していたこと、同会が欧州諸外国の法律を研究していたことがわかること、さらに建造物の保存も重視していること、が注目される。

同会の「法案」は、「欧州諸国の法規を参酌し私かに国宝保存の法案を擬し」²²⁾で作成されたもので、「国の装飾と為るべき宝物」を「国宝」と呼び、「社寺の収蔵たると人民の公有私有たるとを問はず政府の監督内に置く」ことを提案したものであった²³⁾。具体的には、全国宝物調査局により、「歴史美術に関係ある建造物及文書物品等」を「国宝帳簿」に登録し、その保存方法を監督し、その売買譲渡を管理することを提案していた²⁴⁾。全国宝物調査局を中心とした登録制度であること、前述のように京都美術協会の名誉会員に九鬼隆一の名前があることから、この提案は九鬼を中心として行われていた宮内省による臨時全国宝物取調局の宝物調査も念頭においていたと考えられる。

当時の欧州諸国の美術保存政策を記した、G.B.Brown 著の『THE CARE OF ANCIENT MONUMENTS』²⁵⁾によれば、美術協会が「法案」を提出した明治 24 年までに美術保存のための法制度を整備していたのは、ギリシャ(1834)、ハンガリー(1881)、イギリス(1882)、ト

ルコ(1884)、フランス(1887)、ブルガリア(1889)、ルーマニア(1892)の7カ国であった。また、1885年には欧州各国の美術保存政策を比較した、Von Wussow 著の『THE PRESERVATION OF MONUMENTS』が出版されており³⁸⁾、欧州では美術保存の法整備の必要性が認識され始めていたと考えられる。

ちなみに、前出の『THE CARE OF ANCIENT MONUMENTS』によると、美術協会の提案した「法案」には、ハンガリーの保存法との類似が認められる。その類似点は具体的には、1) 保存の対象を公有私有を問わず、「歴史美術に関係有る建造物及文書物品等」と定めていること、2) 所有者が「国宝」の管理方法を監督庁に届け出て、不適当な場合には博物館が付託または買い上げること、3) 建造物及び宝物の修理は所有者の負担で行うが、修理内容には監督庁の許可が必要なこと、4) 地中から発掘された遺跡についても保存を定めていること、であり、法案の並び方や表現に至るまでよく似ている³⁹⁾。1)としては、「Architectural monuments, that is public buildings whether of a religions or secular and interest, in whosesoever possession they may happen to be, are under the protection of the law」(p167、以下同じ)とあるように、保存対象を宗教建築に限定していないところに特徴がある。また、その価値基準についても「the value of a historical or artistic monument」と、歴史、美術に関する価値を重視している様子がうかがえる。2)については、「The procedure of expropriation can also be put in force in cases when excavations on private land seem in the interests of science to be advisable, and when the proprietor is not prepared to carry these out」とあるように、監督庁が不適当と判断した場合には没収もありえることが記されていた。3)については、「In each case the owner is bound to keep the monument in repair at his or their own cost, and no work is allowed upon it without leave of the Minister.」とあり、修理については監督庁の許可が必要であるが、修理費は所有者負担であることが記されていた。4)については、「In the case of existing structures, or those that have newly come to light through excavations, the Minister of Religion and Education has to decide whether they are to be kept up as monuments of art.」とあるように、ハンガリーの法律には、遺跡についても保存対象としている点が注目できる。

さらに、美術協会案の「国宝」の売買譲渡の禁止などは、ハンガリーの法律に明記されていないが、フランスなど他国の法律には類似した個所がある⁴⁰⁾。ちなみに明治30年1月の『京都美術協会雑誌』に、美術協会の「法案」とよく似た「古代遺物保存法案」が、メキシコの国会で成立したことが報じられている⁴¹⁾。その記事では、「因に記す墨国政府は古代遺物の漸次敗壞するを憂ひ、古代遺物保存法案を提出して、昨年(明治29年)の国会に於て賛成を得るに至れり、其法案中重なる個条を掲る」とし、古代遺物の目録を作成すること、公有私有を問わず大統領が保存方法を管理することを定めたメキシコの法案の抜粋を掲載されていた。

以上から、同会が欧州諸国の美術保存法案を研究し、参考にしていたことが窺える。美術協会は、この請願を明治24、25、26年の3回にわたり帝国議会に提出した。しかし、『日出新聞』の記事に「前年同協会より貴衆両院へ請願せし国宝保存法律制定の件は衆議院にて採択すべきものとし既に議事日程中にも加わりたれど会期尽きて議するに及ばざりしが竹村坂本兩代議士も今一応請願せば必ず採択さるゝよう尽力せんとのこと」とあるように、結局建議には至らなかった³⁰⁾。しかし、竹村をはじめとする美術協会員はその後も京都の古社寺保存活動の有力な中心でありつづけた。保勝会と京都美術協会の活動は、京都の古社寺保存運動の基礎をつくったものであったと考えられる。

第2節 平安遷都記念祭にともなう京都市の古社寺建造物修理費補助

京都再興運動の一環として、先駆的な古社寺保存活動が行われたことは、前節で述べたが、さらに平安遷都千百年記念祭と第4回内国博覧会の同時開催（明治28年）が決定し³¹⁾、明治26年頃から準備が始まると古社寺保存活動はさらに注目されるようになり、京都市、京都府、各社寺など京都全般での運動となっていた。

前章で述べたとおり、京都市民は京都復興を目指していた。美術協会員でもある、京都市参事会員の内貴甚三郎ら京都の有力者は、明治25年頃から平安遷都千百年にあたる明治27年に第四回内国勸業博覧会の京都での開催を希望し、誘致運動を繰り広げた。しかし、明治27年の開催は時期的に不可能という議会の決定を受けたが、遷都記念祭を明治28年にずらしてまで、記念祭と博覧会の同時開催にこだわって請願を続けたことが知られている。同時開催が決定するとその準備の中で、「京都は実に神社仏閣に富めり乃ち此の趣味深き建築に富めり之れが為めに内外の遊歴者を牽くこと幾許なるを可らず」とし、「是れ亦た当年に於ける内外の遊覧者をして永く京都を忘れしめず将来幾回も京都の来遊者たらしめ広告者たらしめ誘引者たらしめ以て当年以外永久に京都の上たらしむる所以の道にして神社仏閣の保護修繕及諸家珍藏の宝物を保護し展覽せしむる事に力を尽すは当事者の此際殊に深く注意すべき要点なり」とあるように、古社寺建造物の保護と修理を、観光客誘致にからめて主張した新聞記事が、この頃に多くみられるようになった³²⁾。また、修理以外にも、観光に便利のように名所旧蹟をつなぐ道路の改修が計画された³³⁾。古社寺に対するこのような関心の高まりを受けて、各社寺は、内務省や宮内省へ建造物の修理費補助を請願し、檀家や信徒からの寄付金を募集したが、何度も募集を行っていることや、修理に着手できないでいるなどのことから、十分な資金は集まらなかったと考えられる³⁴⁾。

内務省では、明治13年から年1~2万円の古社寺保存金が支出されていたことが、西村博士の論文により知られている³⁵⁾。同論文によると、古社寺保存金は内務省が「古社寺保存内規」に従って、古社寺に対して毎年2万円の補助を行うものである。その実態については「古社寺保存金の実質は明らかに「社寺永続資金」であったということが出来る」と、社寺営繕費としては不十分なものであったことが指摘されている。また、山崎有信『古社寺保存便覧』（郁文舎、明治36年12月）に古社寺保存金の補助対象と支出額が記されている。それによると、社寺への補助は1回のみの場合が多く、金額も多くが百円程度であり、建造物の修理を行うには不十分であったと考えられる。つまり、各社寺に配分された補助金は少額であっただけではなく³⁶⁾、古社寺建造物の営繕費というよりは、社寺体制の保障を意図したもので、建造物の修理を行うには不十分なものであったと考えられる。

以上のような事情から京都市は、個々の社寺の独力での修理は不可能と考え、記念祭準備事業の一環として修理費の補助を行うことを決定した³⁷⁾。明治26年3月12日には、市

参事会の記念祭準備委員会に、土木課が設立され、古社寺の修理事業を掌握した³⁸⁾。その委員長には美術協会員でもある内貴甚三郎市参事会員が就任した³⁹⁾。委員会では下記の「社寺及勝地修繕補助費施行概則」を決定し⁴⁰⁾、この規則に基づき、明治27年の市会予算中、記念祭準備費の4分の1にあたる1万円を「古社寺及び勝地補助費」として支出し、表2-2、図2-2に示す熊野神社など、31件に補助を行った⁴¹⁾。

「社寺及勝地修繕補助費施行概則」

本費ヲ以テ補助スヘキモノハ次条ニ掲クル処ノ標準ニ該当スルモノニ限ル

- 一 桓武天皇ニ御由緒ノ歴然タル最古ノ建造物ニシテ大破セルモノ
- 一 古来ノ由緒正シクシテ著名ナル建築アルモノ大破ニ及ヘルモノ
- 一 本市接近ノ名勝中最モ著名ナルモノニシテ目下破損スルモノ

前条ノ標準ニ該当スルモノト雖モ檀徒又ハ有志者ノ勸財ヲ以テ之カ修繕ニ堪ユルモノノ如キハ補助セサルモノトス⁴²⁾

補助金の配分は、社寺の申請により委員会が調査し、市会に諮問して決定することになっていた⁴³⁾。補助の対象は、「古代建築物ニシテ百年以前ノ建物中見ルニ足ルヘキ有名ナルモノヲ目的トシテ補助スルコトニセリ」⁴⁴⁾とされた。また、各社寺への補助金の額は、総修理費の3分の1の補助を目標に⁴⁵⁾、「由緒ノ厚薄修繕ノ緩急設計ノ大小」⁴⁶⁾を考慮して決定された。

市は、「古社寺」を保存するとしながらも、市の補助した31件のうち寺院が21件を占めていた。補助対象として神社が少ない理由としては、官国幣社に対しては、内務省の官国幣社保存金制度（明治20年）があったことが関係していると考えられる。同制度には、官国幣社の建造物の修理のために、国庫から補助される金額の一部を積み立てる各社共通金が存在したことが知られている⁴⁷⁾。前出の西村博士の論文によると、「官国幣社保存金とはむこう15年間（1890.11.27付で30年間に延長された）下付される補助金のことであり、その35%を貯蓄し保存金下付終了後の独立資金とすることになっていた」とあり、「国家神道保護の政策が建造物にまで及ぶことになった」ものと位置づけられている。各社共通金については、児玉九一『神社行政』（常盤書房、昭和9年 pp298-299）によると「其の多くの神社は一朝天災事変又は社殿の腐朽等のため臨時に巨額の費用を要する場合、之が復旧又は修理に要する費用を支出する途なく、一社限りの資力にては該財源を調達するに非常に困難を来すことが多い。斯る場合に應ずる為各社より毎年国庫より供信せらるゝ金額の内一定の積立をなさしめ、以て其の積立金を互助共済の資に充てしめたのである。」とある。

市の補助を受けた4件の神社は、同制度の対象外である府社以下の神社であり、市会議事録の「長岡天満宮ノコトナルガ中々氏子ノミニテハ其実六ヶ敷ナリ」⁴⁸⁾などの発言から、それらの神社は経済的に困窮していたことが窺える。市の保存対象は、実際には、寺院と府社以下の神社であったことがわかる。ただし、官幣中社である北野神社や別格官幣社で

ある豊国神社でも、同じ頃に新聞で何度も修理のための寄付金を募集していたこと⁴³⁾から、官幣社といえどもその維持のための資金は十分ではなかったことがわかる。

修理内容については、東福寺三門で、小屋組や軸部などの金具補強、腐朽部材の取り替え、屋根の葺き替えが行われた⁴⁴⁾ことから、少なくとも、この京都市の補助金によって、大規模修理が行われた社寺もあったことがわかる。また、市が、補助に際して建造物の修理箇所を指定したこと、修理現場の見回りを実施したこと、「此費用ハ工事出来上リシ後ニ相当ト認ムレハ補助スル」方針であったこと⁴⁵⁾、から修理内容にも注意を払ったことが窺える。しかし、総修繕費の3分の1の補助を目標としながら、実際には50円以下の少額しか支給できなかった例が、大報恩寺など9件で見られた⁴⁶⁾ように、全体としては資金不足の感は否めない。

同じ時期に市の補助以外にも、古社寺保存のための制度が導入された。京都府は、それまで第三課に属していた社寺分掌を独立させて社寺課を設立し、防火番人の配置など社寺の保護を計画した⁴⁷⁾。また各社寺でも、金閣寺の金閣会、醍醐寺の醍醐保存会など、修繕費を集めるための有志者が美術協会員らの市民を中心に設立された⁴⁸⁾。他にも銀閣寺の銀閣会、金地院の布金会などが設立された。「布金会」(『日出新聞』、明治27年4月13日2面)によると、「本会は金地院殿舎保存の為め有志諸君の協賛に依りて設くるものとす」と定められ、会員は一年に一円程度の積立金を払うかわりに、参詣や宝物の閲覧が優先的に出来る仕組みとなっていた。しかし、新聞紙上で何度も寄付金を募集していること⁴⁹⁾からも、十分な資金が集まらなかったことが窺える。

そのような状況の中、市会では明治26年5月9日に記念祭準備事業とは別に、「旧祠古刹ノ保存取調委員」を任命し、古社寺の保存状況の調査を始めた⁵⁰⁾。調査内容は、京都の古社寺の「保存資金及ヒ財産ノ有無、保存資金若干アレハ永世保存シ得ルヤ、維新前ノ保存方法及ヒ維新前後境内地建物等変更ノ有無一ケ年修繕ニ要スル経営費及ヒ歳入出概算、氏子檀徒信者講社等ノ戸数等」⁵¹⁾であった。調査開始時には、対象が京都周辺の社寺に限られており、調査後の方針についても、市から補助を行うのか、帝国議会に補助を請願するかが決められていなかった⁵²⁾。しかし、実際に調査を行ったところ、その修繕を要する社寺の数も、修理の規模も予想よりもはるかに大きく、市の予算の範囲で補助を行うのは到底無理なことが判明したことから、結局、「之レヲ調査シ保存セントスルトキハ政府ニ由ラサルヲ得ス」⁵³⁾と、国家による保存を求めることになった。具体的には、美術協会員でもある雨森菊太郎市会議員の提案により「由之国庫支弁ヲ以テ全国各地ノ旧祠古刹ノ保存アランコトヲ政府及貴衆両院ニ請願シ各地聯結シテ運動シ神官僧侶ノ会議ニモ之ヲ提出シ其目的ヲ達スルヲ得策トス而テ其請願書ノ起草及手続ハ之ヲ参事会へ囑任」⁵⁴⁾することを決定した。表1中*1の「古社寺保存ニ関スル建議」は、美術協会の請願をあっせんした竹村衆議院議員により建議されており、内容も市会での提案によく似ていることから⁵⁵⁾、以上のような京都の古社寺保存活動の中から提出されたと考えられる。

第3節 京都による他府県への古社寺保存請願運動参加の働きかけ

京都は、各府県に対して、古社寺保存を国に請願するための運動への参加を働きかけた。それは、具体的には、奈良の求めにより古社寺保存請願のための京都府有志者を設置し、その委員を全国に派遣して活動への賛同を求め、古社寺保存の請願への参加を促したものである。京都と同様に多数の古社寺を有する奈良でも、その保存活動が行われていた。しかし、以下に示すように、奈良の保存活動は、奈良県内の古社寺のみを対象としていた点で、京都とは異なっていた。

「明治維新、新政府は神仏分離の政策をとり、従来の寺領やその境内地の多くは上知となったため、僧侶の多くは復飾した。興福寺や東大寺など諸院諸坊は空坊となって廃れ、境内は雑草の繁茂にまかす有様となってきたのである」と、『奈良県政七十年史』⁶²⁾にもあるとおり、奈良の古社寺の建造物も京都同様に荒廃していた。奈良は江戸時代には古社寺への参拝客でにぎわっていたが、明治維新以後その数が減少したといわれている⁶³⁾。そこで、奈良の有力町民は観光客の増加を目指し、奈良博覧会（明治8～23年）⁶⁴⁾や、奈良公園の設立運動（明治10～13年）⁶⁵⁾を行った。奈良博覧会については、高橋隆博「「奈良博覧会」について－明治初期の文化財保護の動向と関連して」（『月刊文化財』昭和56年10月）によると、「時の奈良権令藤井千尋は博覧会の開設を有力町民に披瀝し、これを計画せしめた。これを受けた植村久道、鳥居武平等は、早速明治七年に株式会社奈良博覧会社を組織し、本社を東大寺の龍松院に置き、いよいよその準備にはいったのである。（中略）かくて奈良博覧会は明治八年を最初に、途中明治十年を除いて、明治二十三年までの都合十五回開催されている。」とあるように、奈良への観光客の増加のために開催されたものであった。また、前出の『奈良県政七十年史』によると、奈良公園の設立により奈良に観光客が訪れることを期待して、明治10年12月に奈良町有志14名は興立舎を設立し、堺県に公園地の10ヶ年無償拝借願いを提出した。興立舎は、公園の案内人を統括し、利益を得るかわりに、公園の維持や美化にあたることを主張した。これらの活動は、古社寺保存が目的のものではなかったが、奈良博覧会の利益の一部が大仏殿の修理に使用された⁶⁶⁾ことから、古社寺保存の意識が皆無ではなかったことが窺える。

奈良県は社寺建造物の修理のために修理規程を設けた⁶⁷⁾。明治24年の規程では「一 社（県社以下）寺ノ修繕改造ハ其都度図面ヲ添エ届出ツヘシ」⁶⁸⁾と書かれていたのみで、修理の内容については触れられなかったが、明治26年の改正で修理により建造物の形状を変更しないことが求められており、建造物の文化財的価値を意識したものと考えられる。

「奈良県令 46 修理ニ関スル規程

第一条 由緒アル建造物ノ再建改築ハ総テ旧形ニ拠ルモノトシ其形 式ヲ変更スルヲ許サス但其位置ハ境内地形ノ都合ニ依リ便宜変更スルヲ得

第二条 建造物ノ修繕又ハ増築ハ在来ノ建造物ニ保有スル旧態佳致ヲ損セサルヲ要ス

第三条 建造物ノ修繕又ハ増築ニ要スル金具瓦類ハ都テ在来ノ建造物ニ使用スルモノニ模擬シタルモノヲ用ユヘシ」⁷⁰⁾

奈良県議会で古社寺保存がはじめて話し合われたのは、明治23年2月の地方予算案決定のための討論の中であった⁷⁰⁾。そこでは、法隆寺、唐招提寺、薬師寺、元興寺極楽坊、新薬師寺の5寺院に火災と盗難防止のために巡査を配置する予算を計上することが議論された。しかし、地方税は公共の利益のために使われるべきであるという意見が優勢で、5寺院の警備費の支出は見送られるという経緯のものであった。

県は古社寺建造物の修理内容に規程を設けたが、補助金の支出は行わなかった。そこで、法隆寺、東大寺、新薬師寺などでは、修理費を捻出するため、市民による有志者会である、「聖徳報恩講」、「大仏会」、「新薬師寺保存会」を個別に結成した⁷¹⁾。しかし、東大寺の大仏会が、明治24年に内務省技師妻木頼黄を招いて修理を計画したが、資金不足のため結局実行できなかったこと⁷²⁾、明治26年の法隆寺の修理も腐朽材の取り替えなど部分的なものに留まったこと⁷³⁾から、十分な資金は集まらなかったと考えられる。

そのような奈良において請願運動がはじまったのは、前述の京都美術協会の働きかけに応じたものである。明治26年9月26日に、小牧昌業県知事ら奈良県有志者数十名は、美術協会の代表者と協議し、同会の活動主旨に賛同し、同会と同じ「国宝保存法律制定の請願」を奈良からも帝国議会に提出することを決定した⁷⁴⁾。

この動きを受けて、同年12月の通常県会では橋井善二郎議員提出の「国宝保存ノ儀」が建議された⁷⁵⁾。橋井は、美術協会の請願が「重もに器物に対して希望し伽藍に対しては余り保護を求めている」ことを指摘し、「奈良県には千有余年を経過する建築物が百有余もある」ことから、建造物の保存を最重要視するよう主張した⁷⁶⁾。同時に提出した「国宝保存ノ監督ヲ嚴ニシ国庫ヨリ其保存費ヲ下付セラレンコトヲ乞フノ建議」は、奈良県下に現存する建造物、宝物で「国ノ裝飾トナルヘキモノ」の保存費用の国費補助を帝国議会に求めたものであった⁷⁷⁾。橋井の建議は建造物の保存を最重要視した点で注目されるが、保存対象を奈良県下のみとするなど、国家による全国規模の古社寺保存を求めるものではなかった。

以上のように、奈良の古社寺保存運動が、県内の古社寺のみを保存対象としていたのに対して、京都は全国規模の古社寺保存運動を先行して行っていた。そのような事情から奈良の有志者は、明治28年10月に、古社寺保存を国に請願するための共同運動を京都に申し込んだことが次の『日出新聞』の記事からわかる。記事では、「奈良町有志者より交渉し来りし古社寺保存資金下付請願の件に関し一昨夜待賓倶楽部に於て京都有志者の協議会を開きたり出席者は府庁より大槻参事官、半井兼田両属、美術協会より熊谷久兵衛、内貴甚三郎、保勝会より尾越番輔、辻重義、市参事会より西村治兵衛、市会より雨森菊太郎の諸氏並に久世梅小路両貴族院議員、堀田竹村両代議士、増田辻両区長等にて九鬼博物館総長

も其席に臨みしが該件たる市参事会に於ては市制の明文にさへ抵触せざれば市会に付議せんとの内議整ひ居り其他各団体に於ても異議なきにより此際一の有志会を組織して奈良有志者と合同運動を為し尚ほ一方には市会の賛成を求むべしとの事に一決し来る」⁷⁸⁾と、京都と奈良の有志者による懇談の様態を詳しく伝えている。

奈良と合同で請願をすすめるために、同年11月には、古社寺保存のための京都府有志者の協議会が発足し、それまで個別に活動してきた京都の古社寺保存活動が一本化された⁷⁹⁾。同会は、美術協会、保勝会、市会、市参事会、府庁からの代表と貴衆両議員らによって構成され、そのほとんどが美術協会員であった⁸⁰⁾。(表2-3)中心となったのは、前述の京都選出の衆議院議員である竹村藤兵衛、京都市参事会の内貴甚三郎、京都市会議員の雨森菊太郎の三名であった。彼らは、奈良との交渉委員をつとめたほか、各社寺の有志者会の発起人となるなど、京都での古社寺保存啓蒙活動の多くに関係しており、京都の古社寺保存請願活動の中心であったと考えられる。

京都と奈良は2回の協議の結果、1)他府県にも同意を求め、請願を促すこと、2)請願書は各自作成し、請願も個別に行うこと、3)古社寺保存会組織の設立も請願すること、を決定した⁸¹⁾。これらがすべて京都側の提案であったこと⁸²⁾から、協議は京都側の主導で進んだと考えられる。

1)については、「近府県へは両地より委員を出し同意を求め請願を促すこと、各地方へも両地請願書写を廻し同意を求むること」⁸³⁾とした。京都の有志者会は、「近府県への交渉の委員は愛知、岐阜へ堀田氏、滋賀へ内貴氏、兵庫、岡山へ熊谷氏が出張することとなり各府県へは市参事会の紹介を以て請願に同意せんことを求むる」⁸⁴⁾とし、さらに「此際全国の世論を喚起せん為め最も関係多き地方へ交渉紹介せんことを内貴氏より京都市参事会に請願」⁸⁵⁾した。しかし、「近府県」である三重県、大阪府、和歌山県は、県内に古社寺保存のための組織がなく、共同運動には参加できない旨を返答していた⁸⁶⁾。また当時、保晃会が日光二社一寺の保存を帝国議会に請願したこと⁸⁷⁾を除けば、他府県が同時に古社寺保存の請願を帝国議会に提出した形跡はないことから、全国規模の運動にはならなかったことがわかる。以上から、当時、古社寺保存の緊急性を理解し、帝国議会への古社寺保存の請願運動を行ったのは、京都と奈良のみであったと考えられる。

2)については、「請願書は却て個々に差出さんかた相互の利益なるべし」⁸⁸⁾という、京都側の主張により、請願を個別に提出することになった。すなわち、多府県から複数の請願が帝国議会に提出される方が、効果的だという意味であると考えられる。奈良の請願は土倉庄三郎ほか62名によって提出され、「大和国千年以上の古社寺にして最も国史上に顕し且つ美術の模範となり国土の風致を添ふるものに限り即ち古社寺の数四十有五に対し特に国庫の支出を以て之を保存せられたしとの主旨」という奈良県内の古社寺への国費補助を求めたものであった⁸⁹⁾。一方、京都の請願は内貴ほか255名によって提出され、「全国の古社寺に就て精密なる調査を行ひ漸次保存の効を挙ぐる」ため、「例へば年々数十万の支出

額を定め古社寺の実況を査察し緩急を斟酌し保存の法を講じ終に幾十年の後ちには保存の基金を積み其利子を以て永遠保存の資に供するか如き方法を設くる」という具体案を提案したものであった⁹⁰⁾。奈良の請願が奈良県の古社寺のみを保存対象としているのに対して、京都の請願は全国の古社寺を対象にし、全国規模の調査や補助金の支出方法を具体的に提案し、古社寺保存法に直接的に結びつくものであったと考えられる。(図2-3)

3)の「古社寺保存会組織ニ関スル請願」は、京都側が提案したもので、「古社寺保存ニ関スル請願」と同時に、両府県から請願することが決まった⁹¹⁾。これは、美術協会員でもある京都府知事申井弘と記念祭協賛会会長で貴族院議員でもある近衛篤磨が作成したものであった⁹²⁾。内容は、「専門の学者又は此等の事に経験ある識者等の協議を須つて始めて完全なる計画をたてる」ため、「貴衆両院の議員、有識なる美術家、及び社寺関係の重なる人々を以て此の会を組織し、而して之に委するに古社寺保存に関する方法及び之を施行するに必要な費用等を調査せしめ又保存費の支出に於ても之が諮問に答えしむる」という、諮問機関としての古社寺保存会の内容を具体的に提案したものであった⁹³⁾。

この請願が、第9回帝国議会貴族院では議案の提案者でもある近衛議員により⁹⁴⁾、衆議院では三崎亀之助議員により⁹⁵⁾建議され、可決された。前述の通り、古社寺の保存は、京都と奈良が必要性を認識していただけであり、全国規模のものとはならなかった。それにもかかわらず、帝国議会で可決された背景には、西村博士の指摘のように、日清戦争直後のナショナリズムの昂揚があると考えられる。貴族院で近衛は、「此古イ建築デアリマスルトカ古イ美術デアルトカ云フモノハ是ハ其国ノ飾リデアリマシテ古代ノ建築若クハ古代ノ美術ノ多キ所ハ自ラ其国ノ品位ヲ高メテ居ル」⁹⁶⁾と、ナショナリズムの観点から美術保存の重要性を主張した。さらに、「一方ニ戦ヲシテ名ヲ揚ゲテ其後ニモ充分軍備ノ拡張ヲシテ用意ヲシテ居ルニモ拘ラズ又一方ニハ古建築古美術ヲ保存スルタメニ是々ノ事ヲヤツテ居ルト云フノハ随分日本ノ品位ヲ高メル」⁹⁷⁾と、古社寺保存が国益にかなうことを主張した。ちなみに、明治28年3月の第8回帝国議会衆議院において「古社寺保存ニ関スル建議」が可決したことを告げる、明治28年3月6日の『日出新聞』では、これまで京都の建議案が一度も議会で可決しなかったことにふれ、「何ぞ料らん戦争は殆ど我人心をして革命的の劇変を受けしむに至らんとは」と、日清戦争後の愛国心の盛り上がり、古社寺保存活動の追い風になったことを記していた。また、明治29年の建議可決の背景には、日清戦争勝利により、清から巨額の賠償金を得た⁹⁸⁾こともあったと考えられる。

この第9回帝国議会貴衆両院での「古社寺保存会組織ニ関スル建議」の可決を受けて、内務省内に古社寺保存会が設立された。古社寺保存会の草案による古社寺保存法が翌年、明治30年の第10回帝国議会で採択され、成立したことは知られている。しかし、古社寺保存会の設立が、京都が提案し、帝国議会に請願したものであることから、古社寺保存法の成立に京都が果たした役割は、従来知られているよりもはるかに直接的で大きかったといわねばならない。

第4節 京都の古社寺保存活動と古社寺保存法の関係

さらに京都の請願が、具体的に古社寺保存法の内容に反映されていることも注目される。それは、1)国家による美術保存、2)古社寺対象、3)古社寺保存会の設立、4)国費補助金制度の設定、にわけられる。これらは、京都がその活動の中ですでに主張していたもので、それが表2-4の古社寺保存法の内容にも見られるものである。より詳細には、京都の請願では以下のように主張していた。

1)は、同法第2条に古社寺の建造物、宝物を国費で保存することが記された。国家による美術保存が必要な理由として、京都は、古社寺を京都らしさの象徴とみる考え方ではなく、古社寺を通じて日本美術全体の優秀性を強調し、古社寺保存が京都のみの利益ではなく、国家の利益になるものでもあることを主張した。つまり、ナショナリズムという観点から美術保存が重視されており、国家による古社寺の保存を訴えるものとなっていたと考えられる。

2)は、同法第1条、第4条に対象が古社寺であることが記された。京都の請願が対象を古社寺に限定した理由としては、京都はすべての重要な古美術保存の重要性を認めながらも、古社寺の補助が国家の急務であると主張した。これは、古社寺が経済的に最も困窮していることを反映したと考えられる。

3)は、同法第2条、第4条に諮問機関としての古社寺保存会の役割が記された。先述のように、京都は、専門家による古社寺保存会を設立し、諮問機関とすることを提案し、請願を行っていた。また、請願以前から美術協会では、古社寺保存の専門会の必要性が主張されていた⁹⁹⁾。

4)は、同法第16条に国庫から年15万円以上20万円以下の補助を行うことが記された。京都の請願は、毎年数十万円の国費補助を行うことを提案したものであった。京都の請願の背景には資金不足があり、当時の内務省からの年1~2万円の古社寺保存金ではとても十分な保存ができないことを主張した。

また同法の適用の順番にも、京都の活動が影響したと考えられる。明治29年11月から開かれた古社寺保存会の最初の議案は、5万円の国費補助の各社寺への配分であり、大報恩寺、醍醐寺、法起寺堂、新薬師寺、中尊寺金色堂に5万円の国費を補助することが決定した¹⁰⁰⁾。同会は、補助対象の選定にあたり、「現今修繕を施すべき古社寺は全国を通じて凡そ数万箇所あるも是等多数の古社寺に少許宛の保存費を支出するときは到底完全の工事を施すこと能はざるは勿論却て姑息の修繕を加へて朽廃を速かならしむるの弊あるが故に寧ろ成るべく多額の保存費を成るべく少数の古社寺に支給し以て完全なる修繕を為さしむる方針」で望むことを決定し、「京都奈良地方の最も至急修繕を要する社寺の保存を先にする」ことを決定し、同会委員の伊東忠太は京都を訪れ、大報恩寺、醍醐寺、清水寺などを

調査した¹⁰¹⁾。大報恩寺、醍醐寺に第1回の補助金が支給されたのは、そのためと考えられる。

明治30年12月15日に公布された古社寺保存法施行細則第2条¹⁰²⁾では、「古社寺保存法施行細則第2条 特別保護建造物及国宝の修理に対し国庫より補助する場合に於ては当該社寺は少くとも其の半額を負担すべきものとす 但し特別の事情あるものに限り其の負担を軽減することを得」と定められ、古社寺保存会は社寺から出願された修理費の全額を補助するという当初の方針を変更し、修理費の半額を社寺が負担することに決定した¹⁰³⁾。これに対して、京都の社寺は到底半額を負担できないことから、市参事会と府庁から内貴ら3名が上京し、当初の方針どおり全額を補助することを古社寺保存会に陳情した¹⁰⁴⁾。その結果、「京都及奈良地方の如き特別の事情あるものに対しては細則第二条の但書を十分に活用し古社寺の建造物及国宝に対する特別保護の趣旨に反かざる様処置すべし」という社寺局長の内意を得て、清水寺本堂、三千院本堂、大徳寺唐門では、それぞれ出願額の10分の1、5分の1、4分の1を社寺負担額として、残りは出願どおり下付された¹⁰⁵⁾。以上から、京都の活動は古社寺保存法の公布後も、その運用に影響を与えたと考えられる。これは京都が、同法制定以前から古社寺保存の重要性を理解していたこと、他府県に先駆けて活動を行っていたこと、から、同法の運用にも準備ができていたと考えられ、運用が京都を優先とし、京都の活動の影響を受けたことも当然であったと考えられる。

以上から、古社寺保存法の成立には、近代国家日本の成立により時代から取り残されようとした京都がその復興を目指して、京都の象徴を古社寺であると認識し、保存しようとしたことが古社寺保存法成立の大きな原動力になったことが明らかになった。その京都の運動に古社寺を日本独特の文化の証として、ナショナルアイデンティティのよりどころにするという思想が結びついたと考えられる。古社寺保存法の成立は、これまで考えられてきたような、臨時全国宝物調査や、伊東忠太の活躍など、中央主導の面ばかりではなく、日本の近代化という特殊な状況の中で歴史の偶然性なども重なり生まれたものであったと考えられる。つまり古社寺を保存するという行為を自覚し、国家が古社寺を保存するという法律を制定するという考えは、日本の近代化という枠組みの中でこそ生まれた、近代的な行為であると考えられる。

第5節 小結

本章は、古社寺保存法の成立経緯をより詳細に検討するため、『京都市会議事録』、当時の京都の地方新聞である『日出新聞』、『京都美術協会雑誌』などを分析し、その成立過程に京都が果たした役割について以下のことを明らかにした。

京都では古社寺保存法制定以前から、明治維新後の京都の衰退をくい止め再興をはかるという独自の事情から、古社寺保存活動が行われていた。その先駆として保勝会と京都美術協会の活動があげられる。保勝会は、岩倉具視の提案で明治14年に設立され、全国から寄付金を募集して古社寺建造物の修理費を補助し、広隆寺と慈照寺で大規模な修理を行ったが、保存事業の遂行にはその資金は十分ではなかったと考えられる。

美術協会は明治24、25、26年の3回にわたって「国宝保存法律制定ノ請願」を帝国議会に出願した。同会は、保存の意義として美術工芸が盛んになることにより国家規模での経済効果があること、古美術が国家の威信を高めることを提唱した。同会は、欧州諸国の法律を研究し、建造物保存を含めた具体的な保存方法を提案した。

京都再興運動の一環である、平安遷都千百年記念祭と第4回内国博覧会の同時開催（明治28年）が決定したのをきっかけに、古社寺建造物の保護と修理が、観光客誘致にからめて、主張されることが多くなった。市は記念祭準備事業として、古社寺建造物の文化財的価値を考慮して修理費補助を行ったが、その補助は十分ではなく、資金不足であったと考えられる。

このほかにも府が社寺課を設立したり、金閣寺などの社寺で寄付金募集のための有志者が設立されたが、十分な資金は集まらなかった。また、市会は市の予算ではとても補助できないことから、政府による全国の古社寺の調査と国費による保存を帝国議会に請願することを決定した。第8回帝国議会貴族院で可決した「古社寺保存ニ関スル建議」は、以上のような経緯で提出されたと考えられる。

京都は、他府県にも古社寺保存運動を行うように働きかけた。結局、運動は全国規模のものにならず、京都と同時に請願運動を行ったのは奈良のみであった。奈良県は修理規程を設けていたが、古社寺の修理は部分的なものに留まり、帝国議会への請願も全国規模のものではなかったことから、奈良の古社寺保存活動が、同法成立に果たした役割は補助的なものであったと考えられる。

明治28年11月には、古社寺保存請願のための京都府の有志者が美術協会員を中心として設立され、「古社寺保存ニ関スル請願」と「古社寺保存会組織ニ関スル請願」を帝国議会に提出した。「古社寺保存会組織ニ関スル請願」は、京都が作成したもので、諮問機関としての古社寺保存会の内容を具体的に提案したものであった。この請願が、第9回帝国議会貴衆両院で建議され、可決したことにより、内務省内に古社寺保存会が設立された。帝

国議会で可決されたのは、日清戦争直後のナショナリズムの昂揚が影響を与えたと考えられる。帝国議会では、古建築が国家の品位を高めるものであるという、ナショナリズムの観点から美術保存の重要性が訴えられた。同会草案の古社寺保存法が翌年の帝国議会で採決され、成立したことは知られている。しかし、同会の設立は京都が提案し請願を行ったものであることから、同法の成立に京都が果たした役割は、従来知られているよりもはるかに直接的で大きかったといえる。

さらに京都の請願内容が、同法の内容に具体的に反映されたことも注目される。それは、1) 国家による美術保存、2) 古社寺対象、3) 古社寺保存会の設立、4) 国費補助額の設定、にわけられる。これらは、京都の古社寺保存活動ですでに主張されていた内容が、古社寺保存法にも見られるものである。また京都の古社寺への国費補助の様子から、古社寺保存法の実際の運用にも、京都の活動が影響力を持ったことがわかる。これは、京都が同法の制定以前から古社寺保存の重要性を理解し、他府県に先駆けてその活動を行っていたことから、当然のことと考えられる。

以上から、京都が、古社寺保存法制定以前から、建造物の文化財的価値の重要性を含む古社寺保存の重要性を主張し、そのための活動を行っていたこと、京都の主張が同法の内容にも具体的に反映され、その運用にも影響を与えたこと、を明らかにし、同法成立に京都が果たした役割が、従来考えられているよりも、はるかに直接的で大きなものであったことを明らかにした。古社寺保存法の成立には、近代国家日本の成立により時代から取り残されようとした京都がその復興を目指して、京都の象徴を古社寺であると認識し、保存しようとしたことが古社寺保存法成立の大きな原動力になったことが明らかになった。その京都の運動に古社寺を日本独特の文化の証として、ナショナルアイデンティティのよりどころにするという思想が結びついたと考えられる。古社寺保存法の成立は、これまで考えられてきたような、臨時全国宝物調査や、伊東忠太の活躍など、中央主導の面ばかりではなく、日本の近代化という特殊な状況の中で歴史の偶然性なども重なり生まれたものであったと考えられる。つまり古社寺を保存するという行為を自覚し、国家が古社寺を保存するという法律を制定するという考えは、日本の近代化という枠組みの中でこそ生まれた、近代的な行為であると考えられる。

第2章の註)

- 1) 文化財保護委員会編『文化財保護の歩み』(大蔵省印刷局昭和35年)
- 2) 古社寺保存法の成立経緯については、主に次のような論考がある。西村幸夫「建造物の保存に至る明治前期の文化財保護行政の展開―「歴史的環境」概念の生成史 その1―」(『日本建築学会論文報告集』第340号、昭和59年6月)、同「明治中期以降戦前における建造物を中心とする文化財保護行政の展開―「歴史的環境」概念の生成史 その2―」(『日本建築学会論文報告集』第351号、昭和60年5月)、大谷幸夫(該当部分執筆丸山茂)『保存的刷新―歴史的環境再生をめぐる―』(トヨタ財団助成研究報告書、昭和53年3月)など
- 3) 『明治十四年創立 保勝会一覽(昭和四年十月現在)』(保勝会、昭和4年)
- 4) 『岩倉公と京都』(財団法人岩倉公旧蹟保存会、昭和14年10月)
- 5) 「知恩院に係る差押財産の公売」(『日出新聞』明治23年1月26日1面)、「什物の売払」(同上、同25年10月11日4面)
- 6) 「保勝会」(『日出新聞』明治27年12月8日1面)明治27年時点で同会の資産は3万7千円であった。
- 7) 「保勝会」(『日出新聞』明治27年11月29日4面)
- 8) 6)と同じ
- 9) 「保勝会の工事」(同上、明治28年1月10日4面)
- 10) 同上
- 11) 「明治二七年の修理」『国宝慈照寺東求堂修理工事報告書』(京都府教育委員会、昭和40年、p15)「明治修理には取替材に「明治二七年十月保勝会修繕」の朱印があり、修理ヶ所等歴然とした」とある。
- 12) 7)と同じ
- 13) 「広隆寺の太子堂」(『日出新聞』明治26年5月10日4面)「銀閣会」(同、明治27年10月2日2面)など
- 14) 「協会の起因」(『京都美術雑誌』1号、明治23年10月、p17)
- 15) 『京都美術雑誌』は明治23年10月と25年2月に出版され、25年7月に『京都美術協会雑誌』と改題されてからは月刊となった。
- 16) 「国宝保存法律制定の請願」(『日出新聞』明治24年12月6日1-2面)
- 17) 「国宝保存ノ必要」(『京都美術雑誌』2号、明治25年2月pp1-6)
- 18) 同上
- 19) 「九鬼隆一氏の演説」(『日出新聞』明治24年10月13日1面)、「九鬼氏来京」(同、明治25年1月19日1面)など
- 20) 九鬼隆一『九鬼君演説ノ大旨』(金港堂、明治22年1月27日)前書きに「大阪商法会議所諸員並ニ同府下一般有志者ノ請求ニヨリテ去ル十九日九鬼臨時全国国宝取調委員長ガ同会議所ニ於テ演説セラレタル大旨ナリ」とある。
- 21) 「国宝保存法制定の請願」(『日出新聞』明治24年12月12日4面)
- 22) 「宝物保存法案」(同上、明治24年12月12日4面)
- 23) 同上
- 24) 同上
- 25) G.B.BROWN 『THE CARE OF ANCIENT MONUMENTS』(CAMBRIDGE University Press,1905)
- 26) 同上 p8
- 27) 同上 pp166-171、ハンガリーの法律では「the Minister of Religion and Education」が国宝の保存を管理することになっていた。
- 28) 同上 pp85-86
- 29) 「古社寺保存法案」(『京都美術協会雑誌』56号、明治30年1月pp19-23)
- 30) 「国宝保存ノ事」(同上16号、明治26年9月、p28)、「京都美術協会」(『日出新聞』明治26年4月27日1面)
- 31) 「勅令出でぬ」(『日出新聞』明治26年4月6日1面)
- 32) 「記念及博覧会に関する佐野子爵の談話」(同上、明治26年4月27日1面)ほかに「第四回内国博覧会」(同上、明治26年2月28日)、「眼前の利を失ふ勿かれ」(同上、明治26年4月14日1面)など、同様の主旨で書かれた記事が明治26年以降多く見られる。
- 33) 「名勝区の線路修繕」(同上、明治26年1月22日1面)
- 34) 「嵐山の法輪寺」(同上、明治26年5月2日4面)、「金閣寺保護の嘆願」(同上、明治26年8月6日1面)など
- 35) 西村幸夫「建造物の保存に至る明治前期の文化財保護行政の展開―『歴史的環境』概念の生成史 そ

- の1一」(日本建築学会論文報告集第340号、昭和59年6月p107)
- 36) 山崎有信『古社寺保存便覧』(郁文舎、明治36年12月)
 - 37) 「京都市会」(同上、明治26年7月16日)
 - 38) 「第九章社寺名勝保存補助」(『平安遷都紀念祭紀事』京都市参事会、明治29年5月、pp105-110)
 - 39) 「紀念祭臨時委員会」(『日出新聞』明治26年7月18日1面)
 - 40) 「社寺及勝地修繕補助の概則」(『日出新聞』明治26年9月5日1面)
 - 41) 38)と同じ、「二十七年五月二十六日ヨリ二十八年五月ニ至リ補助ノ個所凡三十三所ニテ予算金額壹万円ニ不足ヲ告クルヨリ更ニ予備費中ヨリ金貳百円ヲ支出補足シ總計金壹万貳百円ニ達シ其工事ハ一ニヲ除キ大抵紀念祭期日ニ先チ竣功セリ」
 - 42) 同上
 - 43) 「社寺名勝地補助」(『日出新聞』明治27年1月24日1面)
 - 44) 『京都市会議事録』第24号(明治27年7月28日)
 - 45) 同上第40号(明治27年12月22日)
 - 46) 38)と同じ
 - 47) 35)と同じ、児玉九一『神社行政』(常盤書房、昭和9年pp298-299)
 - 48) 『京都市会議事録』第22号(明治27年6月2日)
 - 49) 「北野神社の修繕工事」(『日出新聞』明治26年10月27日1面)「北野神社樓門再建資金」(同上、明治27年2月13日1面)、「豊国神社維持の協議」(同上、明治26年5月27日1面)など
 - 50) 「明治修理」『国宝東福寺三門修理工事報告書』(京都府教育委員会、昭和53年3月、p24) 工事内容のほかに、「寺誌によれば、明治二十七年より山門を改修し始めるとあり、今回発見の明治二十八年一月の棟札には、その修理箇所および工事関係者の住所氏名が記されている。」「なお明治の改修費として内務省より六百円、九条一条家より百円、京都遷都記念会より千五百円の補助を受けたと寺誌に見えている。」の記述がある。
 - 51) 『京都市会議事録』第24号(明治27年7月28日)
 - 52) 同上、第40号(明治27年12月22日) 50円以下の少額の補助については「奨励金」と呼んでいた。「従来ノ取扱方ハ箇所多クシテ其ノ三分ノ一位ノ補助ヲ遺スコト出来得レハ遣リタキモ到底補助スルコト出来ス即チ三千円四千円ノ金ヲ投シタレハ少シノ修繕ヨリ出来ス故ニ是等ニ對シテ極少ナキ処ノ補助金ハ總テ奨励金ト云フコトニナリ居レリ」
 - 53) 「社寺課独立の議」(『日出新聞』明治28年2月14日1面)、「京都府庁と社寺」(同上、明治28年4月20日4面)
 - 54) 「金閣寺の京北樓」(同上、明治27年7月18日2面)、「醍醐寺保存会」(同上、明治28年3月26日2面)、「銀閣会」(同上、明治27年12月19日4面)など
 - 55) 「銀閣寺保存相談会」(同上、明治27年9月26日4面)など
 - 56) 『京都市会議事録』第19号(明治26年5月9日)
 - 57) 同上、第23号(明治26年7月7日)
 - 58) 同上
 - 59) 同上、第45号(明治26年12月5日)
 - 60) 同上、「旧祠古刹ノ保存取調委員」が調査方針の不徹底などから批判を受け、その処置が雨森ら3名の「旧祠古刹取調委員ノ必要如何取調委員」に一任された。
 - 61) 『第八回帝国議會衆議院議事速記録』(明治28年2月4日pp379-380)
 - 62) 『奈良県政七十年史』(奈良県、昭和37年3月p844)
 - 63) 『奈良公園史』(奈良県、昭和53年3月p88)奈良博覧会の開催により奈良への来訪者は増加したが、「明治二十年代までは江戸時代の繁盛には及ばなかったらしい」とある。
 - 64) 高橋隆博「奈良博覧会」について—明治初期の文化財保護の動向と関連して」(『月刊文化財』昭和56年10月)
 - 65) 「第一章 奈良公園の誕生」(62)と同じpp93-116)
 - 66) 『奈良県政七十年史』(奈良県、昭和37年3月、P836)「入場料一人三錢で、その利益の幾分は大仏殿の費用にあてられた。」とある。
 - 67) 『奈良県行政文書・社寺例規』(奈良県立奈良図書館所蔵、明治24年~大正3年)、奈良県の修理規程については清水重敦氏が「近代解体修理の成立に関する研究—「保存」概念と建築存在の認識をめぐる問題」(平成6年度東京大学大学院修士論文)で考察している。
 - 68) 「奈良県令第47号」(明治24年12月3日)
 - 69) 「奈良県令第46号」(明治26年12月22日)
 - 70) 『奈良県議会議事録』(奈良県議会、明治23年2月通常県会、pp58-63、pp114-127)

- 71) 法隆寺の聖徳報恩講、東大寺の大仏会、新薬師寺の新薬師寺保存会などが設立された。「法隆寺の伽藍」(『日出新聞』明治23年2月23日4面)、「新薬師寺保存会」(同上、明治24年11月19日2面)「大仏殿の修繕」(同上、明治25年10月4日2面)
- 72) 『奈良県行政文書・大仏会一件』(県立奈良図書館所蔵、明治23年)、『同・大仏殿修繕一件附修繕費収支一件』(同上、明治25年)、『同・大仏殿修繕書類』(同上、明治31年)大仏会は、明治26年10月までに内務省から1万円の補助を受けたが、結局工事に着手できなかった。
- 73) 『奈良県行政文書・法隆寺保存願書類』(同上、明治17年)、『同・法隆寺修繕一件』(同上、明治26年)
- 74) 「国宝保存に関する協議」(『日出新聞』明治26年9月26日1面)
- 75) 『奈良県議会会議録』(奈良県議会、明治26年12月通常県会、pp534-546)
- 76) 同上
- 77) 同上(PP648-654)
- 78) 「奈良県勤業諮問会」(『大阪毎日新聞』明治28年10月10日1面)
- 79) 「古社寺保存に関する協議」(『日出新聞』明治28年11月13日1面)
- 80) 「古社寺保存の請願」(『京都美術協会雑誌』第43号、明治28年12月、pp27-31)
- 81) 「古社寺保存請願の交渉」(『日出新聞』明治28年11月20日1面)
- 82) 「復命書」(古社寺保存費請願の件に関するもの)(『古社寺調書参考書類』奈良県庁所蔵、明治28年11月19日)に1)3)は、「此二項京都委員ノ請求ナリ」と明記され、2)については89)参照
- 83) 81)と同じ
- 84) 「古社寺保存請願の協議」(『日出新聞』明治28年12月10日2面)
- 85) 「古社寺保存請願の件」(同上、明治28年12月21日1面)
- 86) 「大阪府及和歌山県及三重県知事へ照会の件」(『古社寺調書参考書類』奈良県庁所蔵、明治28年11月19日)
- 87) 「日光山社殿修繕ノ件」(『第九回帝国議会貴族院議事速記録』(明治29年2月25日 p228)、「日光山社殿修繕ニ関スル請願」(『第九回帝国議会衆議院議事速記録』明治29年3月25日 p812)
- 88) 「古社寺保存の件に就て」(『日出新聞』明治28年11月19日1面)
- 89) 『第九回帝国議会貴族院議事速記録』(明治29年2月25日、pp226-227)
- 90) 同上(明治29年2月14日、pp193-194)、「古社寺保存請願の協議」(『日出新聞』明治28年12月10日2面)
- 91) 「復命書」(古社寺保存費請願の件に関するもの)(『古社寺調書参考書類』奈良県庁所蔵、明治28年11月19日)京都委員の提案であることが書かれている。
- 92) 「古社寺保存会組織ニ関スル建議案」(『第九回帝国議会貴族院議事速記録』明治29年1月31日、p93)近衛の発言に「本建議案ハ両三年前京都府知事ノ中井弘氏ト協議ノ末、兩人提出者ト為リマシテ議場ニ持出ス積デ居リマシタ」とある。
- 93) 「古社寺保存請願の協議」(『日出新聞』明治28年12月10日2面)
- 94) 「古社寺保存委員会」(『日出新聞』明治29年2月2日1面)に「同会設置の事は前に京都の有志者より両院に請願し尚ほ此程東上せし西村実戸の両市参事会員も此事に付き両院議員の間に斡旋する所ありしが遂に貴族院の方は一昨日近衛公爵の提出にて同会設置の建議通過し政府へ廻され又衆議院にては彼の請願書尚ほ請願委員の手に在れども不日院議に付すべきものとして院議に上すべく又右請願が院議に可決せし上は衆議院よりも京都奈良等選出代議士の提案にて同会設置建議案を出すに至るべき模様なる」とある。「古社寺保存会組織ニ関スル建議案」『第九回帝国議会貴族院議事速記録』(明治29年1月31日、pp93-96)
- 95) 「古社寺保存会組織ニ関スル建議案」(『第九回帝国議会衆議院議事速記録』明治27年2月27日、pp386-387)
- 96) 「古社寺保存会組織ニ関スル建議案」(『第九回帝国議会貴族院議事速記録』明治29年1月31日、p93)近衛の発言
- 97) 同上(同、p94)近衛の発言
- 98) 鳥海靖『日本近代史—国際社会の中の近代日本』(放送大学教育振興会、平成4年3月 p79)日清戦争で清から日本へ支払われた賠償金は二億両(邦貨約三億一千万円)。「戦費は約二億円、一般会計歳出額の二年分以上に相当する金額であったが、清国から得た賠償金はその一・五倍以上に当たる。」
- 99) 「国宝保管ノ方法ニ就テ」(『京都美術協会雑誌』第34号明治28年3月、pp1-4)
- 100) 「保存費を受くべき古社寺」(同上、明治30年1月24日1面)
- 101) 「古社寺保存」(『日出新聞』明治29年12月5日1面)、「古社寺保存会の方針」(同上、明治29年12月1日2面)

- 102) 「古社寺保存法施行細則」(同上、明治30年12月17日2面)
- 103) 「保存金の下付について」(同上、明治30年12月2日1面)
- 104) 「古社寺保存に関する運動」(同上、明治30年12月10日1面)
- 105) 「古社寺保存金に付て」(同上、明治30年12月3日)、「社寺局長の意見」(同上、明治30年12月17日2面)

表2-1 京都・奈良の古社寺保存活動

年/月/日(明治)	事項(カッコ内は奈良の活動)
08/04/01	(・東大寺大仏殿で第1回奈良博覧会開催)
14/12/	・岩倉具視の提案により保勝会設立
16/03/22	(・東大寺の大仏会が設立され保存資金募集運動を開始)
17/04/22	(・法隆寺の聖徳報恩講設立。寄付金募集運動)
23/01/09	・京都美術協会(以下・美術協会)設立
23/03/06	(・奈良県議会は地方税支出予算の審議中で警察費の原案から法隆寺ほか5ヶ寺の警備巡査費を削除することに可決)
24/11/21	(・大仏会の求めで妻木頼黄が大仏殿の調査を行い、修理計画を立てるが予算不足のため修理は実現せず)
24/12/03	(・奈良県令47「修理に関する規程」)
24/12/06	・美術協会は「国宝保存法律制定ノ請願」を帝国議院に提出するが、議会解散のため付議されず
25/12/21	・美術協会は再度「国宝保存法律制定ノ請願」を竹村藤兵衛代議士により衆議院に提出するが付議されず
26/03/12	・京都市参事会内の臨時委員会記念祭事務分課に土木課を置き社寺修繕の設計を掌握(内責甚三郎委員長)
26/05/09	・京都市会内に旧祠古刹保存取調委員を設置
26/07/16	・土木課は「社寺及勝地修繕補助費施行概則」を議決
26/07/21	・市会は27年度予算中記念祭諸費土木費目中の古社寺及び勝地補助費として、1万円の支出を議決
26/09/26	・美術協会は再度「国宝保存法律制定ノ請願」を賛同した奈良県とも打ち合わせのうえ提出するが付議されず (・奈良県有志者は京都美術協会と協議の上「国宝保存法律ノ請願」提出を決定)
26/09/29	・市会は、旧祠古刹保存法取調委員を解散し雨森菊太郎ら3名を旧祠古刹取調委員の必要如何取調委員に任命
26/12/05	・雨森らは、旧祠古刹保存は全国規模の運動とし政府、議院に全国規模の調査と国費の補助を請願すること、市参事会に調査や請願書の起草を囑託することを決定
26/12/13	・記念祭臨時委員会が社寺修繕費の分割法を決定
26/12/21	(・奈良県議院に橋井善二郎が古建築の保存を主眼にした「国宝保存ノ儀」を提出、可決)
26/12/22	(・奈良県令46「修理に関する規程」)
27/02/26	・市会は市参事会の諮問を可決し、熊野神社他14件に修理費補助を決定。28年5月までに合計31件1万200円を補助
28/02/14	・京都府庁に社寺課設立
28/03/06	・竹村藤兵衛他3名提出の「古社寺保存ニ関スル建議」第8回帝国議院衆議院可決 - * 1
28/10/17	(・奈良県が古社寺保存請願を議院に提出するため、古社寺保存請願委員会を設立し、京都との共同運動を提案)
28/11/13	・古社寺保存請願の京都府有志者の協議会開会。有志会発起人は府庁、市会、市参事会、保勝会、美術協会の代表の他、貴衆両議院議員で構成され、ほぼ全員が美術協会員。奈良県との交渉委員は竹村、雨森、内責の3人の美術協会員
28/11/20	・奈良県と交渉し、提携運動を行うが請願は個別に行うこと、近隣府県へ委員を派遣し同意を求め、古社寺保存会組織の設立も請願することを決定
28/12/10	・京都府有志者会は協議会を開き「古社寺保存ニ関スル請願」「古社寺保存会組織ニ関スル請願」の請願文を決定し、近隣府県に賛同を求め、ため派遣する委員を決定
28/12/16	・大阪、三重、和歌山から古社寺保存請願運動へ不参加の返事
29/01/27	・京都市参事会、京都府知事山田信道提出の「古社寺保存資金補給ノ件」意見書が第9回帝国議院貴族院可決
29/02/01	・近衛篤磨他提出の「古社寺保存会組織ニ関スル建議」第9回帝国議院貴族院可決 - * 2
29/02/14	・内責甚三郎他250名提出の「古社寺保存方法及保存会組織ニ関スルノ件」意見書が第9回帝国議院貴族院可決
29/02/25	(・土倉庄三郎他62名提出の「古社寺保存ノ件」意見書第9回帝国議院貴族院可決)
29/02/27	・三崎重之助他提出の「古社寺保存会組織ニ関スル建議」第9回帝国議院衆議院可決 - * 3
29/03/06	(・土倉庄三郎他61名提出の「古社寺保存会組織ニ関スル件」意見書第9回帝国議院貴族院可決)
29/05/17	・内務省に古社寺保存会設立
30/03/17	・政府提出の「古社寺保存法案」第10回帝国議院貴衆両院可決
30/03/18	・京都市参事会、京都府知事山田信道提出の「古社寺保存資金補給ノ件」意見書が第10回帝国議院衆議院可決
30/06/05	・古社寺保存法公布

(『日出新聞』『京都市会議事録』『奈良県行政文書』などから作成)

表2-2 京都市紀念祭準備委員会の社寺及勝地保存費補助額一覧

名称	指定個所	補助金	名称	指定個所	補助金
熊野神社	拝殿外二ヶ所	200	若王寺神社	本社及境内風致	400
金地院	方丈	800	慈照寺	銀閣	600
高台寺	法堂靈舎	300	広隆寺	太子堂	800
平等院	鳳凰堂内部装飾	300	東福寺	山門	1500
叡山道	愛宕郡八瀬村ヨリ山上黒谷青龍寺マ	150	田村將軍塚	修墓	200
大報恩寺	本堂内陣	50	勝持寺	本堂外数ヶ所	100
神護寺	大師堂	50	万福寺	法堂山門外数ヶ所	150
青蓮院	寢殿再建	500	長岡天満宮	本社拝殿	50
妙法院	太閤塀並二方丈	500	西寺	再建	50
金蔵寺	全体	50	長岡旧都遺跡	保存建碑	200
宇治上神社	本社拝殿	100	鞍馬寺	全体保存	50
醍醐寺	金堂及三寶院寢殿	300	浄蓮華院	御影堂外一ヶ所	30
神泉苑	苑池浚渫	50	高山寺	石水院本社外数ヶ所	300
百川公墳墓	修墓	200	仁和寺		150
建仁寺	方丈	200	法金剛院		20
南禅寺	方丈	500			(円)

(『平安遷都紀念祭紀事』から作成。表記は史料に従う。並び方は補助金交付順)

表2-3 京都府有志者協議会の発起人（『日出新聞』より作成）

氏名	役職	氏名	役職
大槻龍治	京都府参事官	雨森菊太郎	京都市会
兼田義路	京都府属	久世通章	貴族院議員
半井真澄	京都府属	梅小路定行	貴族院議員
熊谷久兵衛	京都美術協会	堀田康人	衆議院議員
内貫甚三郎	京都美術協会	竹村藤兵衛	衆議院議員
尾越万輔	京都保勝会	増田	区長
辻重義	京都保勝会	辻信二郎	区長
西村治兵衛	京都市参事会	九鬼隆一	博物館総長

表2-4 京都の提案が古社寺保存法に生かされた部分(古社寺保存法部分)

第一条	古社寺ニシテ其ノ建造物及宝物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得
第二条	国宝ヲ以テ補助保存スヘキ社寺ノ建造物及宝物類ハ歴史ノ証徴、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀ニ就キ古社寺保存会ニ諮問シテ内務大臣之ヲ定ム
第四条	社寺ノ建造物及宝物類ニシテ特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノハ古社寺保存会ニ諮問シ内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ国宝ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得内務大臣ニ於テ前項ノ資格ヲ付シタル物件ハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス
第十六条	本法ニ定メタル保存金及補給金トシテ国庫ヨリ支出スヘキ金額ハ一箇年拾五万円乃至貳

博物館保存法案

第一條 國の裝飾を爲るべき美術國寶とし社寺の收藏たるも人民の公有私有たるを問はず政府の監督内に於き全國博物館取調局及び其附屬官廳をして之を保護せしむ

第二條 國寶は全國博物館取調局に於て管理して之を官に其目録簿帳等全國博物館に登錄するものとする

第三條 國寶所有者は其自家保管方を全國博物館取調局に提出して許可を受くべし其保管方若し不適宜と認むるときは之を改めしめ又は博物館の一に附託して其保管を請はしむ

第四條 社寺其他に於て歴史美術に關係する建築物及文書物品等を收藏するものは其目録簿帳に國寶とし全國博物館取調局に提出すべし

第五條 社寺其他の國寶にして保管方危險の虞あるか又は不適宜と認むるときは政府は特に命じて之を博物館に附託せしめ或は相當の代價を以て買上ぐることを得べし但し該代本等は此限に非らずと雖も必ず相當の保管法を設けしむ且以上博物館へ附託の都合を於ては建築費物一点に付下等基金若干を其收買したる社寺の給養金として支給すべし

第六條 社寺に收藏する國寶若しは公有に係る場合は政府の監督を經て附託買入賣入及び複製特別等と爲すを得べし

其私有に係るものを轉讓買入賣入及び複製特別等と爲さんとするときは其所有主及び之を買取らば買取り若しくは買物買入として受くるものも連帶の上全國博物館取調局へ提出すべし

第七條 社寺其他に於て國寶を保護せんとするときは社寺は神官僧侶及び子弟後継者其他に該所有主及繼承人は其買入人一名以上博物館の上頭を其事由を供し所轄地方廳を經て全國博物館取調局の監督を以てすべし

第八條 全國博物館取調局は何時にても國寶を收藏する社寺又は國寶所有者に於き國寶物品若しくは其目録簿帳等を検査するを得べし

第九條 國寶を收藏する社寺又は國寶所有者は全國博物館取調局に於て其所蔵に係る國寶國寶或は繪形等を撮影することを求むるときは之れを拒むを得ず歴史家美術家工藝家等全國博物館取調局の監督を以てて該請求を求むるとき亦同し

第十條 古物品を地中より採掘し若しくは其他に於て發見したるときは直に所轄廳に提出して全國博物館取調局の検査を受けるべし其の國寶と認むべきものとして社寺地中より發見したるときは相當の代價を以て買上ぐべし

第十一條 學術研究の目的を以て地中より古物品を採掘せんとするときは其有地なれば地主無地官有地なれば所管官廳の許可を得て所轄地方廳を經て全國博物館取調局に提出し其監督監督を受けるべし

第十二條 官廳學校其他官廳に於て採掘せんとするときは直に全國博物館取調局に照會して其承諾を受くべし其場合は其承諾受給若しくは其官廳長官監督の責に任ず採掘法不適當として古物品を採掘するも認むるときは全國博物館取調局に於て其採掘を中止せしむべし

第十三條 第六條の規定に從はずして國寶を賣買買入賣入及び複製與特別等と爲すときは経て無効とす

第十四條 第六條を犯したる時は物品を官に没收し其物品類毎に三倍の罰金を科す

第十五條 第十條の手續を爲さずして其發見若しくは採掘し古物品を發掘し又は採掘したるときは其物品を官に没收し二圓以上二十圓以下の罰金を科す

第十六條 第三條第四條第七條に違反したるものは二圓以上二十圓以下の罰金を科す

第十七條 本法の條項を施行する法令は各其條項施行の日より廢止す

図 2-1 「博物館保存法案」全文 (『日出新聞』明治 24 年 12 月 12 日 4 面)

社寺及勝地保存費補助額一覽表

名	稱	指定個所	補助金	名	稱	指定個所	補助金
熊野	神社	拜殿外二ヶ所	100,000	若王子	神社	本社及境内敷	100,000
金地	院	方丈	100,000	慈照	寺	銀閣	100,000
高臺	寺	法堂鎌倉	100,000	廣隆	寺	太子堂	100,000
平等	院	厨内内部修繕	100,000	東福	寺	山門	100,000
叙山	道	山門新入道料 上蔵舎修繕費	100,000	田村	將軍塚	修繕	100,000
大報恩	寺	本堂内障	100,000	勝持	寺	本堂外敷	100,000
神證	寺	大師堂	100,000	萬福	寺	法堂山門外敷	100,000
青蓮	院	寢殿再建	100,000	長岡	天満宮	本社拜殿	100,000
妙法	院	大講堂	100,000	西	寺	再建	100,000
金藏	寺	全體	100,000	長岡	孫都遺跡	保存建碑	100,000
宇治上	神社	本社拜殿	100,000	鞍馬	寺	全体保存	100,000
醍醐	寺	金堂及三門修繕	100,000	淨運	華院	御影堂外ヶ所	100,000

神泉	苑	苑池後深	100,000	高山	寺	石水塔木外敷	100,000
百川	公墳墓	修繕	100,000	仁和	寺	法堂外敷	100,000
建仁	寺	方丈修繕	100,000	法金剛	院	厨内修繕	100,000
南無	寺	方丈修繕	100,000	興國	會堂修繕	法堂外敷	100,000

其間合計金額萬圓餘ニキリ修繕費ニモ修六ノ門額ニ修繕ノ之賜額額五持
 此外各社寺同於其金具其賣出ノ又ハ信徒有志者ヲ勸化寄附セシメシ金額ハ合計
 金額萬圓千九餘餘額寺院乃社費ノ有餘ガ平モ才概修繕外爲テ大ニ其觀ヲ修メ
 修此外部費修繕助ヲ仰ルルヲ修繕ヲ加ヘシ社寺亦少カラシ其金額蓋シ數萬
 圓及不ハ修繕ノ額現土ノ開發ニ且ク修繕土ニテ修繕ノ事ニ於テ其修繕ノ事
 遺址古墳ノ修繕乃由諸社ノ者ヲ修繕令開始シテ表彰ノ事也長岡宮城遺址及宇田
 村歷百川公墳墓地三所ハ修繕其建費額未及大畧ヲ左ニ録ス

図 2-2 「社寺及勝地保存費補助額一覽表」(『平安朝前紀念館紀事』河
 津市参事会、明治 29 年) より

第3章 古社寺保存法の運用と特別保護建造物修理方針

－滋賀県と京都府の事例より－

第1節 地方自治体における古社寺保存法の運用と技師の仕事

第2節 特別保護建造物修理に対する国費補助

第3節 古社寺保存法時代の特別保護建造物修理

第4節 小結

第3章 古社寺保存法の運用と特別保護建造物修理方針

- 滋賀県と京都府の事例より -

第1節 地方自治体における古社寺保存法の運用と技師の仕事

本章では、古社寺保存法の地方自治体での技師の仕事、修理費補助、修理工事事業の仕組みなどの実際の運用を明らかにし、さらに古社寺保存法時代の特別保護建造物の修理方針について考察するものである。古社寺保存法の運用については、既に『文化財保護の歩み』¹⁾や西村幸夫博士の『『歴史的環境』概念の生成史』²⁾などの論考がある。それらでは、特別保護建造物の認定や、修理事業への国費補助などの、同法の国家レベルでの運用が明らかにされているが、地方自治体レベルでの運用に関しては、京都府、奈良県、滋賀県に技師が置かれたこと、工事を地方自治体に委託したことが指摘されているのみで、その詳細な運用内容についてまで明らかにされているわけではない。

この古社寺保存法の施行期間全般にわたる、同法の運用や、特別保護建造物修理に関する文書が、滋賀県庁に多数保存されている。本章は、同史料を分析することにより、滋賀県における古社寺保存法の運用と修理方針を明らかにしたものである。滋賀県は、京都府、奈良県に次いで、特別保護建造物の認定数が多かった県であり³⁾、修理件数も多いことから、同法が実際にどのように運用されたのか、また特別保護建造物の修理がどのような方針で行われたのかを窺うのに重要な県であると考えられる。本研究では、史料を詳細に分析し、滋賀県の同法運用における技師の仕事内容や、特別保護建造物修理における国費補助の実態について考察した。また、京都府に関する同様の史料が京都府総合資料館に保存されていることから、滋賀県の史料による分析を補助する目的で、京都府の史料についても分析をおこなった。

特別保護建造物修理の歴史的経過については、第1章でも述べたとおり、既に日名子元雄氏の「建造物保存事業」⁴⁾、服部文雄氏の「建造物の保存と修理」⁵⁾、岡田英男博士の「建造物修理初期の批判と現在の施工上の問題点」⁶⁾などの論考がある。それらの研究では、古社寺保存法時代の修理方針については、「古社寺保存法が公布され、地方技師の指導監督のもとに保存修理が行われるようになると、建築史学的立場からの見解が加わって、その建造物のもつ本来の姿の保存が考慮に入れられるようになった」⁷⁾と、古社寺の創建当時の形式が尊重されたことが指摘されているが、創建当時の形式が実際の修理において、具体的に何を指し示していたのかについてまで考察されているわけではない。本章では、滋賀県と京都府の特別保護建造物修理関係文書を分析することにより、創建当時の形式手法の尊重が、具体的に指し示しているものを手法のレベルにまで踏み込んで考察した。

史料としては、主に前述の滋賀県庁所蔵の行政文書を用いた⁸⁾。特別保護建造物修理に関する文書は計 54 冊残されており、その内容は、1)滋賀県下における古社寺保存事業全

般に関する文書と、2)個々の特別保護建造物修理に関する文書に分けられる。1)は、「特別保護建造物修理費補助願」、「技師派遣願」、「特別保護建造物指定調査」などの、社寺から県、国への請願書類や、国と県で交わされた文書などであり、滋賀県の同法運用を、技師の仕事内容にいたるまで詳細に知ることができる。また、滋賀県内務部教育課社寺掛の作成した「特別保護建造物修理工費台帳」⁹⁾から、特別保護建造物修理における国費補助の割合や、収支の内訳、工期などを知ることができる。2)は、個々の特別保護建造物修理に関して、修理前の計画を記した「修理工事設計書」、実施設計を記した「修理工事仕訳書」、竣工後の報告書として国に提出される「修理工事工費精算書」、その他に設計図面、拓本、写真、工程表、工事日誌、などがある。「修理工事工費精算書」には、修理内容を詳細に記した「修理工事実施仕様書」が含まれ、修理工事において、実際に適用された手法に至るまで知ることができる。京都府の史料は、京都府立総合資料館に古社寺保存法時代の修理に関する史料が76冊あり、その他に『京都府誌』(大正4年、京都府)など当時の行政についての史料も所蔵されていた。京都府の史料も滋賀県と同様の内容を知ることができるが、滋賀県の資料の方が古社寺保存法の運用全体をより包括的に分析することができるものであったので、分析は滋賀県を中心におこなった。

古社寺保存法第3条により特別保護建造物の修理は、地方長官が代行することが定められた¹⁰⁾。滋賀県では、明治32年に古社寺保存法による県初の修理事業である西明寺本堂修理事業を内務部第一課社寺掛の担当とした。その後、古社寺保存法による事業の担当部署は、明治38年に内務部第二課、明治40年に内務部教育課にうつり、大正15年には学務部社寺兵事課へと移った。その業務内容については、滋賀県では、「古社寺保存法ニ依り保存金ノ下付ヲ受ケタル古社寺ノ建造物修理工事」を対象に、明治31年2月3日に「社寺建造物修理及会計規則」を定めた¹¹⁾。同規則の分析をもとに、滋賀県の修理のための担当部署や業務の流れを示したのが図3-1、図3-2である。修理工事は社寺直営が原則であったが、それが不可能な場合や大規模な工事では、県直営で行うことになっていた。修理工事の執行、工事費の管理、技術者や請負業者の選定など、修理工事のすべてを県が行うことになっていた。京都府でも同様の規則である「古社寺建造物修理規定」¹²⁾を明治31年7月に制定していた。それによると京都府でも滋賀県と同様の流れで修理を行っていたことがわかる。

滋賀県では担当部署に技師と技手を置いていた。滋賀県は明治33年10月24日に、安藤時蔵を「大社寺建造物修理計画設計事務監督及び国宝修理監督囑託」に任命し、明治35年からは滋賀県技師とした¹³⁾。安藤時蔵を含む、古社寺保存法時代に任命された滋賀県技師を表3-1に示す。ちなみに、亀岡末吉と天沼俊一は、京都府技師との兼務¹⁴⁾であり、西崎辰之助は滋賀県の専任であった。京都府では、明治31年6月に松室重光が京都府技師に任命され¹⁵⁾、以後京都高等工芸学校教授との兼任であった武田五一に引き継がれた¹⁶⁾。武田の後任として、亀岡、次に天沼が滋賀県技師との兼任で京都府技師をつとめ、大正10

年からは、阪谷良之進が京都府技師を専任で勤めた。京都府の技師と京都府の担当部署については、表 3-2 に示した。

「修理設計書」や各種の請願書類によると、古社寺保存法の運用に関する仕事の大部分は、技師によって行われたと考えられる。その仕事内容は、1)特別保護建造物認定の予備調査、2)修理候補選定と修理設計、3)修理工事監督、であった。

1)については、技師が県内の古社寺建造物を調査し、特別保護建造物候補目録を作成し、国に提出していた¹⁷⁾。滋賀県では、技師は自ら調査を行うほか、各郡市長宛に「社寺建造物及工芸品ニ関スル件」¹⁸⁾、各社寺に「古代建造物並ニ工芸品鑑別ノ槩」¹⁹⁾を配布し、古建築調査の基準を示し、優れた古建築と思われるものは県に申し出るように通達していた。滋賀県技師が、大正 12 年 12 月 13 日に文部大臣宛に提出した「特別保護建造物指定調査ノ件」²⁰⁾に候補としてあげられた 19 棟のうち、不動寺本堂など 5 棟が大正 13 年 4 月 15 日に認定され、加茂神社本殿など 3 棟が大正 14 年 4 月 24 日に認定されたこと、技師が候補に上げたもの以外の認定が行われていないこと、からも、滋賀県内の特別保護建造物認定は、県の技師の裁量を尊重して決められていたと考えられる。

京都府でも同様の手順を経て特別保護建造物が認定されていたことが、『京都府誌』(大正 4 年 10 月)の次の記述からもわかる。

「特別保護建造物 社寺の建造物にして特別保護建造物たるの資格を得たるものは、主務大臣が古社寺保存会議に諮問し其の議決を経て指定したるものなり。其の主管は始には内務省に属せしが、大正元年以後は文部省に属す。而して保護建造物たる資格の有無に就ては、本府社寺課に於て専属の技師技手をして毎年臨機之が調査を行はしめ、其の資格ありと認むるものは、主務官庁より予め訓示せられたる形式に随ひ、詳細の調書を作成し、年々一回若くば二回其の指定方に付主務官庁へ申請するものとす、斯くの如くにして明治三十年より大正三年に至る迄に指定せられたる社寺の箇所は百四十七箇所、其の棟数二百八十九棟なり。」²¹⁾

次に 2)については、技師が修理候補を選定し、設計書を作成した上で、社寺から国に修理費補助が申請されることになっていた。具体的には、技師は社寺からの委託により、古建築の実測と破損調査を行い、修理設計書を作成した²²⁾。修理費補助の申請の際に、技師が社寺と国の間に入り、修理予算や社寺負担金額の調整を行った例もあった。滋賀県の油日神社本殿修理では、「貧弱ナル氏子カ多額ノ負担ヲ決定センハ本殿其他ノ腐朽程度甚ダ崇敬上黙視スルニ忍ビザル状態ニアルヲ恐懼シツツアル次第ニ付特ニ本年度ヨリ補助金御下付方御願」²³⁾と、技師自らが請願書を提出し、国と何度も交渉を行った結果、社寺負担額が少ないにも関わらず、特別に補助金が下付されていた。同様に『京都府誌』の以下の記述がある。それは、「其の修理すべき保護建造物は前条と同じ手続きに従ひ、其の候補を年々調査選出し、社寺課技師技手をして修理設計書を作成せしめ、当該社寺より主務官庁に対し補助費下付を申請するを以て慣例とす。斯くの如くにして補助を得たるものに対

しては、其の総修理費即社寺負担金及補助金額を本府会計課に保管し、修理工事の必要に応じ支出するものとす²⁴⁾ というものであった。さらに、3) としては、「保存金」の下付が決定すると、社寺は「特別保護建造物修理工事執行方申請」を県に提出し、県直営の修理工事を依頼し²⁵⁾、技師は修理の設計監督を行うことになっていた。ただし、設計変更は諮問機関である古社寺保存会の許可を得ていたこと²⁶⁾、修理中に伊東忠太や関野貞らの同会委員が視察に訪れていたこと²⁷⁾から、原則として、修理は同会の承認のもとで行われていたと考えられる。「修理日誌」によると、修理工事においては、県の技手が一名在駐し、技師は「現場取調」や「工事打合」のため、定期的に現場を訪れ指示するというかたちで行われていた²⁸⁾。技師は、修理工事竣工後に、「修理工事工費精算書」を作成し、国に提出していた²⁹⁾。この「精算書」は技手が作成したが、前述の京都府の「古社寺建造物修理事務章程」に、「技師ニ於テ一々之ヲ検閲シ意見アルモノハ其旨附記」³⁰⁾ とあるように、技師がその責任を負うものであった。以上から、滋賀県と京都府では、同法による特別保護建造物修理はその認定や、修理対象の選定を含めて県や府が代行しており、古社寺保存法の運用に関する仕事の大部分は、実際には県または府の技師によって行われていたと考えられる。

第2節 特別保護建造物修理に対する国費補助

前述の「特別保護建造物修理工費台帳」によると、滋賀県下で、同法による国費補助である「保存金」が下付された特別保護建造物修理は、表 3-3 に示す 42 件（55 棟）であった。修理費総額に対する「保存金」による補助の割合を図 3-3、3-4 に示す。

国費補助の実態については、『国宝保存会議案綴 修理之部自明治三十年十二月至昭和九年三月』（文化庁所蔵）によって、毎年の補助対象、総予算、国費補助額などがわかる。国費補助については、古社寺保存法で、毎年 15 万円以上 20 万円以下と定められていたが、明治 38 年に日露戦争のため 1 万円に減額された以外は、大正 7 年までが毎年 15 万円の支出で、そのうち建造物の修理費として 12 万円程度が毎年支出されていた。物価の高騰に応じて大正 8 年からは毎年 20 万円の支出が認められ、建造物の修理費は毎年 16 万円程度になった。また、大正 13 年度には、関東大震災の復旧費用として建造物修理に約 12 万円の臨時支出が認められたことがわかる。

図 3-4 に示すように、滋賀県の古社寺に対する修理費の補助率は、特別保護建造物修理開始当初は 8 割以上を保っていた。しかし、大正 8 年以降には、補助率は 5 割程度にまで減少した³¹⁾。大正 8 年には、第一次世界大戦後のインフレにより工事費が高騰したことも理由として考えられる³²⁾。国は「保存金」総額を最大額の 20 万円に増やしたが、滋賀県に下付される保存金の総額は増加しなかった³³⁾。また、新たな特別保護建造物の認定も毎年行われ、その多くが早急な修理を必要としていた³⁴⁾。そのような状況のため、滋賀県では、インフレによる工事費の高騰に対して修理棟数を減らすことができず、一棟当たりの補助率を減らさざるを得なかったと考えられる。

この結果、社寺がある程度以上の負担額を支出しない場合は、「保存金」の下付が認可されなくなった。そこで、奥石神社のように、「神社ニ於テハ目下之レガ経費ノ出途無之ニ付差当り別紙ノ通り応急ノ修理ヲ施サントス」と、多額の社寺負担を行う余裕がないために、「保存金」補助を伴う大規模修理をあきらめ、社寺直営の小規模な応急修理を行った例³⁵⁾も見られた。社寺は修理に際して、檀家や信徒からの寄付を募集していた。しかし、天皇神社本殿の「修理費補助請願書類」に見られる「同社ハ財産僅少氏子亦少ナキヲ以テ負担金ニ関シテハ出願当初ヨリ種ニ勧誘シ氏子ノ外村内全般ノ有志者ヨリ醸出セシムル」³⁶⁾といった記述からも、社寺が負担金の確保に苦勞していたことがわかる。

京都府でも、一部の財政が豊かな社寺を除いて、同様に財政困難な社寺は修理事業の進捗に苦勞していたと考えられる。史料によると、京都府下で同法による国費補助である保存金下付された特別保護建造物修理は表 3-4 に示す 82 件であった。修理は全て府直営とされた。総修理費に対する保存金による補助の割合を図 3-5 に示す。京都府でも補助率は当初 8 割以上を保っていた。また、滋賀県と同様、官国幣社には、内務省の各社共通金

も支出された。さらに、稲荷神社のように修理費 1 万 3004 円 81 銭を宮内庁下賜金 500 円以外はすべて神社負担で修理をする余裕のある社寺もあった³⁷⁾。ちなみに稲荷神社は修理費は神社で負担したが、修理は京都府庁に委託していた。しかし、法観寺では修理のための寄付金を新聞で募集していたこと³⁸⁾、万福寺では負担金が払えず工事が中断したこと³⁹⁾などから、一部の経済的余裕のあった社寺を除けば、社寺は負担金の確保に苦勞していたと考えられる。さらに滋賀県と同様、大正 8 年以降は補助率が 5 割程度に減少し、醍醐寺などでは、社寺負担金を工事途中で追加せざるを得なかった⁴⁰⁾。その結果、「負担力無キ為メニ国庫補助ノ恩典ニ浴セズ、遂ニ修理ノ時期ヲ失シタル」⁴¹⁾社寺が増加した。そこで京都府は、昭和 3 年 11 月に『古社寺保存事業ニ就テ』を発行し、「府下特別保護建造物破損調査書」を添えて、修理事業の継続が困難なことを訴え、根本的な方法として、「保存金」を「物価騰貴ノ程度ニ応ジ増額スルコト」と提案した⁴²⁾。昭和 4 年 3 月制定の国宝保存法で「保存金」が増額されたのは、以上のような事情も反映したと考えられ、古社寺保存法時代の修理では、国庫による補助はおこなわれたものの、各社寺は負担金の確保に苦勞しており、修理事業の進捗に苦勞していたと考えられる。

第3節 古社寺保存法時代の特別保護建造物修理

本節では、滋賀県の特別保護建造物修理関係文書を分析し、古社寺保存法時代の特別保護建造物修理を実際の手法レベルにまでふみこんで考察した。またそれらの分析を補助するために京都府の事例についても考察した。それらの修理手法の分析により、古社寺保存法時代の滋賀県と京都府の修理では、「何を」「どう」することが保存と考えられていたのかを明らかにした。特別保護建造物の修理では、「創建当時の形式手法の尊重」が基本方針であったと考えられるが、それは具体的な指針を持つものではなかった。そこで、実際の修理においては、どのような手法が用いられていたのかを分析することにより、「創建当時の姿」の重視と「半永久的な維持」の重視という二つの傾向が見られることを明らかにした。しかし実際の修理では、一見矛盾するかに見える様々な手法が適用されていた。それらを分析することにより、古建築のなにを保存すべき価値と認識するか、時間の経過を保存すべき価値に含めるかどうかなどにより、異なる手法が見られること、それは、唯一の正解が存在しないという古建築保存の内包する矛盾による問題であり、古社寺保存揺籃期の修理技術者がその問題に対してどのように対処していたかを考察した。

滋賀県における特別保護建造物修理の最初の例は、明治32年7月着工の西明寺本堂修理であった⁴³⁾。表3-3に示すとおり、それ以降、年に2、3棟の修理が行われ、昭和4年までに42件(55棟)の特別保護建造物が修理された。そのうち、全解体修理が46棟、半解体修理が9棟と、すべて解体修理であり、かなり大規模な修理が行われたと考えられる⁴⁴⁾。それらの修理内容は、修理竣工後に技師が作成した前述の「修理工事実施仕様書」に詳細に記述されており、それをもとに修理内容を考察した。(図3-6)

滋賀県の特別保護建造物修理で、基本方針とされたのは「創建当時之形式手法」の尊重であったと考えられる。「修理工事実施仕様書」から修理内容が明らかになった48棟のうち、少なくとも22棟で、「後世補足ノモノニシテ原型ノ明瞭ナルモノハ之レヲ復原セリ」⁴⁵⁾や、「取替ヲ必要トスルモノハナルヘク当初ノ原形ヲ探求シテ厳密ニ其寸尺形状ヲ踏襲シ」⁴⁶⁾などの後世変更部分の取り替えを指示した記述が見られた。これらの記述は、滋賀県の特別保護建造物の最初の修理であった西明寺本堂修理から見られ⁴⁷⁾、時代を通じて、どの技師の修理においても見ることができた。

ちなみに、石山寺本堂修理に関する文書に「特別保護建造物修理方針」⁴⁸⁾がある。そこには、以下のように示されている。(図3-7)

「特別保護建造物修理方針

- 一 修理工事ハ専ラ旧観ヲ保存スルヲ目的トシ創立当時之形式手法ニ準拠シ施工スルモノトス

- 二 腐朽用ニ堪エサル部分ハ取替ベシ腐朽セリト雖モ力ノ受ケザル者ハ可成保存スベシ
- 三 保存上甚シク支障アリト認ムル部分ハ腐朽セザル者ト雖モ形式ニ關係ヲ及ボサザル限りハ取替フルヲ得
- 四 後世ノ付加物ニシテ其手法及形式ニ於テ甚タシク他之部分ト統一ヲ欠キ一見不体裁ヲ極ムルモノハ取り除クヲ得
- 五 後世ノ改造ニ係ル部分ニシテ前条ト同一ノ場合ナルトキハ創立当時ノ形状及手法挙証明了ナルモノニ限り取替フルヲ得
- 六 取替タル部分ハ適當ノ古色塗ヲ施スヘシ

この「修理方針」においても、修理は、「創建当時之形式手法」に準拠することが基本方針とされ、後世の付加物や改造部分は、「創建当時之形式手法」が明らかになった場合には、部材を取り替えることが指示されていた。以上から、滋賀県の特別保護建造物修理は、「創建当時之形式手法」の尊重を基本方針としたものであったと理解することができる。しかし、「創建当時の形式手法」の尊重という言葉そのものは、具体的な修理手法を示すものではなかった。

そこで、「修理工事実施仕様書」の記述を詳細に分析し、「創建当時之形式手法」の尊重が具体的に指し示すものを手法レベルで考察したところ、実際の修理では、1)「創建当時の姿」の重視、と2)「半永久的な維持」の重視という二つの傾向が見られた。

1)については、「創建当時之形式手法」の尊重が具体的に指し示すものとして、部材そのものよりも、「創建当時の姿」が重視されたと考えられる。それは、以下のことから窺える。

前述の後世変更部分の取り替えを指示した滋賀県の 22 棟の修理の内容は、軒支柱など後世付加物の撤去の他、屋根葺き材の変更や、蟄股、懸魚、高欄などの部材の取り替えを指示したものであった。搦見寺三重塔内陣須弥壇については「精密調査ノ結果内陣後側式点柱ノ痕跡ニ依リ旧形新調材ヲ以テ調製ノ上復旧」⁴⁹⁾と指示されたこと、大笹原神社本殿については「精巧ナル花菱戸原型ヲ発見シ之ニ倣ヒ」新材を用いて発見された部材と同様の花菱戸を作成することが指示されていたこと⁵⁰⁾などから、滋賀県修理関係文書における「復原」または、「復旧」という記述は、新材を用いて「創建当時の姿」を再現することを意味していたと考えられる。なかでも、押立神社本殿の懸魚、高欄、脇障子、外陣部戸及組障子は、「取解ノ結果古制ヲ発見セシニヨリ腐朽程度稍微ナルモノモ共ニ原型ニ従ヒ取替ヘタリ」⁵¹⁾と、後世変更されていた部材の「創建当時の姿」が明らかになったと考えられた場合には、腐朽程度の軽い部材まで新材に取り替えることが指示されていた。同様の修理手法が、京都府の史料からも窺える。三宝院純浄観では「建築内部ハ後世変更加ヘラレタル形跡諸所ニ存スレドモ其証拠確實ナル床及脇欄ヲ復旧シ」⁵²⁾とあり、久美浜本願寺では、「天井ハ是又最近補添ニ係ルモノニシテ最古ノ形式ヲ存スル一部ヲ残置シアリシヲ以テ之レニ倣ヒ折上小組格天井ニ改造取付ヲ為セリ」⁵³⁾とあるように、痕跡にならって新しい材でその「創建当初の姿」を再現しようとする手法が見られた。宇治神社では、

「飛檐垂木ハ小屋組中ヨリ当初ノモノヲ見出セシニヨリ其形式手法ヲ嚴格ニ踏襲作成シ」⁵⁴⁾とあるように、当初材が発見されていてもそのままそれを用いず、新材を用いていたことがわかった。これらの事例から、保存をおこなう上で重視されたのは、部材そのものを残すことよりも「創建当時の姿」を残すことであったことが窺える。

「創建当時の姿」が尊重されたが、その中でも、臺股や懸魚などの細部意匠の姿が特に重視されていたと考えられる。前述の滋賀県の 22 棟の「復原」に関する修理のなかで、臺股、懸魚など、古建築の細部意匠に関する修理内容の記述は、半数以上の 15 棟で見られた。また、古建築の細部意匠が「創建当時の姿」を残していると考えられる場合には、「臺股手挟其他絵様彫刻等ヲ施セルモノハ腐朽破損ニ係ルモノト雖特殊ノ方法ニヨリ可及的其保存ヲ努ムベシ」⁵⁵⁾と指示し、勸学院客殿修理では、取り外した部材についても「参考ノ為メ保管スベシ」⁵⁶⁾と指示するなど、他の部分とは異なる指示が出されていた。さらに、取り替える場合には「一旦粗造シ能ク乾燥シタル上旧形式手法ヲ充分研究ノ上」⁵⁷⁾仕上げることを指示していたこと、善水寺本堂内外陣境の菱戸修理では、「彫刻ハ貞治年間ノ古作ニシテ歴史ノ微証ナルヘキモノニ有之カ工作ハ普通工人ニ属シ難キニ付目下新羅善神堂欄間彫刻修補ノ為滞在中ノ松原象雲ニ該彫刻ヲ見積ラセ候」⁵⁸⁾と特別に彫刻家を依頼することを指示していたことから、修理において古建築の細部意匠に関する扱いを特に重視していたことが窺える。

これらの手法は、古建築の細部意匠を表す部材を、古建築の時代の特徴を最もよく表す部分と認識したことによるものであったと考えられる。大正 7 年から 9 年まで、滋賀県と京都府の修理技師を兼務していた天沼俊一は、昭和 2 年に記した『日本建築史要』で、「臺股、破風拝みにある鰭附の懸魚、何れも皆よく時代の特徴を発揮せる」、「外陣は竹の節に終り其間に透彫の欄間が入れてある。其彫刻は唐草で、最もよく時代を現はしてゐる」などと、古建築の時代の特徴を細部意匠によって説明しており⁵⁹⁾、細部意匠を古建築の時代判定に重要な部分と認識していた。また、昭和 4 年の第 56 回帝国議会衆議院の国宝保存法案委員会で、初代奈良県技師であり、その後も古社寺保存会の中心人物であった関野貞が、古社寺保存法による特別保護建造物認定の方法について、「兎ニ角三百年以前ト云フコトヲ先ズ目的ニシテ、サウシテ各時代ニ於ケル最モ代表的ノ物ヲ次第ニ指定シテ参リマシタ」⁶⁰⁾と、各時代の特徴を示す古建築を重視する発言を行っており、当時の建築史関係者の間で、建立された時代の特徴をよく表している古建築が保存対象として重視されていたことが窺える。また、京都府の「三宝寺秋草ノ間修理工事実施仕様書」でも「後世附加増築セシモノハ之ヲ撤去又ハ復原シ同時代ノ特徴ヲ失ハサルヲ旨トシ」⁶¹⁾と記述されており、「復原」の目的が古建築の「同時代ノ特徴」の維持を重視したものであることが窺える。それは、特別保護建造物の修理の成果が直接的に建築史学の発達に貢献していたという、当時の建築界の事情が反映されていたと考えられる。修理を行う特別保護建造物は、そのまま各時代の古建築の特徴を表す「標本」としての役割を担っていたと考えられるからで

ある。

2)については、古建築の見えない部分については新しい工法を用いて補強したり、新材に取り替えたりする手法が見られた。特に、小屋組、基礎については、次のような手法が用いられていた。小屋組については、長寿寺本堂修理など多くの実施仕様書で、「旧形式ニ倣ヒ新規材ヲ以テ取替必要ノヶ所ハ鋸鉄ヲ使用シ原形式ノ通完全ニ組立仕付タリ」⁶²⁾とあるように、旧来の構造部材や形式を維持することを基本としながらも、鋸などの金物を多用して堅牢性を向上させるのが一般的な方針であった。さらに、常楽寺本堂小屋組では枯木を一間ごとに配置し⁶³⁾、善水寺本堂小屋組では母屋桁を追加した⁶⁴⁾など、堅牢性を増すために明らかに創建当時にはなかった部材や構造補強が採用されていた。西崎辰之助は、特に他の技師よりも構造の堅牢さを重視する記述をしており⁶⁵⁾、筋交の挿入や鉄材添付による補強を行っていた。(図 3-8)

基礎についても、「可成現在ノモノヲ以テ高低傾斜ナキ様旧状ノ通り堅固ニ据付破壊セルモノハ石質形状在来ノモノニ倣ヒ新規材ヲ以テ取替堅固ニ据付クベシ」⁶⁶⁾とあるように、旧形状の維持に配慮しながらも、堅牢性を高めることを意図していたと考えられる。地盤が脆弱なものに関しては、全解体修理をおこなったもののうち、春日神社四脚門、神田神社本殿、伊砂砂神社本殿など 10 件で、コンクリートモルタルによる補強が行われていた⁶⁷⁾。また、防虫・防湿のための工事として、排水溝の新設、階段裏や床下への換気口の設置、部材への防虫剤の塗布なども行われていた⁶⁸⁾。これらの手法は、園城寺金堂で「内陣土間ハ別ニ寺費ヲ以テ防湿漆喰ヲ施シ」⁶⁹⁾とあるように、社寺側の希望もあったと考えられる。

また、京都府の修理のほとんどすべての仕様書で、小屋組を新材や金物を用いて補強したり、土台にコンクリートを敷設することが指示されており、当時の滋賀県、京都府では、コンクリートや金具を用いて特別保護建造物を補強することは一般的な手法であったと考えられる。

これらの手法は、「小屋組並ニ地盤ノ如ク外観ニ関セザル個所ニシテ不完全ト認メラルル部分ハ多少現代ノ工法ヲ加ヘテ構造ノ堅牢ヲ計ルコトトセリ」⁷⁰⁾という記述からも窺えるように、小屋組や基礎は「創建当時の姿」に含まれないと認識し、それらの部分については、「創建当時之形式手法」の尊重よりも、古建築の耐久性を高めることを重視した方策であったと考えられる。このような手法が用いられたのは、「今回完全ナル修理ヲ施シ永遠ニ保存致度」⁷¹⁾とあるように、古建築を保存するということは、古建築の耐久性を高めることによって、「創建当時の姿」を再現した、各時代の建築様式の「標本」となった修理後の古建築が後世まで半永久的に維持され続けることである、と認識したことによると考えられる。さらには、「古い建築の形が無くなつて了ふのを無くさないやうにし幸ひ今日ではひどく毀れて居ないものを一層丈夫にして後世の研究者の為に残して置かうといふ意味である」⁷²⁾という意見も見られたことから、建築関係者が古建築を「標本」として認識する中には、それを研究対象として後世まで残すことを重視する考え方も見られた。

これらの「創建当時の姿」を重視し、その姿を半永久的に維持しようとするのは、修理する古建築を各時代の様式を表す「標本」と認識し、重視したことによるもので、そのように「標本」としての姿を半永久的に維持することが保存であると認識していたと考えられる。また、それは古建築の修理の成果と建築史学の発達が直接的に結びついていた当時の建築界に共通する認識を反映したものであったと考えられる。

しかし、実際の修理手法を考察すると同じ建造物保存概念を持ちながらも、様々な手法が適用されていたことがわかる。それは、「創建当時の姿」が完全に明らかになることはあり得ないこと、部分的に修理を施すことによって古建築が「建築」として不完全なものになってしまうこと、時間の経過によって生じた外観の「古さ」に対して価値を認めるかどうか、など古建築の保存という行為が内包する矛盾や問題点を反映したものであり、特別保護建造物修理黎明期の技師の試行錯誤や、複雑な問題に対するそれぞれの回答を示したものであった。

滋賀県や京都府の修理では、「創建当時の姿」が断片的にしか明らかにならない場合は、「復原」を見合わせ、修理直前の状態をそのまま維持することが原則であったと考えられる。その例としては、伊砂砂神社本殿正面格子遣戸に関する「修理工事実施仕様書」では、「柱ニ残レル長押ノ痕跡ヨリ察スルヘキハ元ハ遣戸ナク開放セラレタルモノナリシヤノ疑アリシモ確証ナク又材料取替ノ必要モナカリシニヨリ在来ノ俣ト為シ置キタリ」⁷³⁾という記述から、「創建当時の姿」が断片的にしか明らかにならないため、やむを得ず「復原」を見合わせていたことが窺える。「復原」には国の諮問機関である古社寺保存会の許可が必要であり、京都府の平等院観音堂では、根拠不十分として、「復原」が見合わされていること⁷⁴⁾からも、古社寺保存会も同様の方針であったと考えられる。

しかし、一部では原則とは異なる手法も見られた。滋賀県の西崎辰之助が担当した修理事業である小津神社本殿では、側面臺股について、「近世補作ナルガ其下ニ原形跡確実ニ残り居リシニ付輪郭ノミハ之レニ倣ヒ取替ヘタリ」⁷⁵⁾と、輪郭のみから推測して修理をおこなうことを指示していた。さらに、勧学院客殿の唐破風内棟受臺股について、「創建当時の姿」が明らかではないにも関わらず、「脱失シテ其原型不明ナリシモ構造上必要欠クベカラザルモノニ付同時ノ建築ニ属スル当山内光浄院客殿ノモノヲ模シテ」⁷⁶⁾と、指示していた。同様に、神田神社本殿の椽廻諸材と懸魚⁷⁷⁾、伊砂砂神社本殿の椽廻、高欄、脇障子、萱棟⁷⁸⁾、小津神社本殿の懸魚、高欄⁷⁹⁾についても、「附近ノ同時代ノ建物ノモノニ倣ヒ製作補加セリ」⁸⁰⁾と、指示していた。以上から、西崎は「創建当時の姿」が断片的にしか明らかにならない場合でも、他の同時代の古建築を参考にしてまで部材を取り替えることを指示していたと考えられる。

同様に同時代の古建築を参考にしてまで部材を取り替える手法が京都府の史料でも見られた。それは、阪谷良之進が行った広隆寺桂宮院の修理で、「宝珠露盤ハ後世ノ補加ニ係リ建物全体トノ調和ヲ失スルノミナラズ凍傷ヲ蒙リ再用シ能ハサルニヨリ之ヲ撤シ別ニ同時

代ニ建立セラレタル他ノ建物ノ宝珠ヲ参考研究ノ上復旧ヲナセリ」⁸¹⁾とあるように、他の同時代の古建築を参考としていたことが窺える。阪谷は、その根拠として、「建物全体トノ調和」をあげており、古建築の部分のみを修理することによって、「建築」としての全体性が失われることを憂慮していたと考えられる。この問題は、修理すべき古建築をあくまで「建築」として認識し、完全な状態であることを重視するのか、それとも古建築のみに存在する資料としての価値などを認め、必ずしも「建築」として完全ではなくてもやむを得ないとするのか、という問題を浮き彫りにしている。

ただし阪谷は、根拠がない部分まで無理に「復原」しようとしたわけではなかった。阪谷は、宇治神社の大棟獅子口は「往年取外シ神社ニ保管セル当初ノモノヲ再用」⁸²⁾するなど、その部材の状況によって、手法を変化させていた。また、東福寺浴室で「姑息ナル現状維持ハ却テ本建築ノ原形ヲ知ル可キ種々ナル資料ヲ烟滅セシ」として、切妻造を入母屋造に変更するという大規模な「復原」に際しては、古社寺保存会の理解を得るためその根拠を示した論文を提出する⁸³⁾など、「復原」に際しては根拠を重視するという基本方針の中での行為であったと考えられる。

さらに滋賀県と京都府の特別保護建造物修理では、「創建当時の姿」を重視するという基本方針に一致しない手法が、外観の色に関しては用いられていたことも注目すべきであると考えられる。

彩色や漆など外観の色に関する具体的な手法としては、「創建当時の姿」を重視するならば、彩色に関しても新しく塗り替える、といった手法が用いられるはずである。京都府技師であった武田五一も特別保護建造物修理方針について述べた講演の中で、「色の上から云へば甚磨に完全な色でも剥げますから其の剥げた色を研究して旧との色にかへるそれが復古なんです」⁸⁴⁾と、色も「復原」することを基本としていた。

しかし、これらの外観の色の部分については、そのような手法は用いられなかった。実際に修理で彩色に関して用いられた手法としては、取り替え材や取り替え金具の古色塗りと、極彩色装飾の剥離止めがあげられる。外観の色に関する部分には新しく塗り替えるなどの手法を用いず、実際には取り替え材には、「外見ノ分ハ総テ在来ノ木色ト成ルヘク同色ニ塗立ツヘシ」と、すべての修理で古色塗りが指示された⁸⁵⁾。また、極彩色装飾に関しては、滋賀県修理関係文書を通覧しても、「創建当時」の彩色を調査した形跡さえも窺えなかった。これらの彩色については、「之レカ部分ハ鄭重ニ現在ノ俣存置シ」⁸⁶⁾と指示され、剥離止めが行われるのみであった。常楽寺三重塔内外陣の極彩色装飾の修理では、下記のような方針⁸⁷⁾が定められており、「古色ハ現在ノ儘保存スルヲ要ス」などの記述からも、外観の「古さ」をそのまま残すことを重視していたことが窺える。(図 3-9)

「三重塔極彩色絵修理仕様

- 一 塔内極彩色装飾剥落ノ恐アル部分ハ最鄭重ノ工法ニヨリ適當ノ材料ヲ以テ十分素地ニ附着セシムヘシ

- 一 剥落セル部分ハ現在ノ儘保有スル目的トシ地塗線描彩色ノ補足ヲ為スヘカラス
- 一 古色ハ現在ノ儘保存スルヲ要ス
- 一 天井組子同裡板等新一補足シタル木材ニハ随所適當ノ古色塗ヲ施シ色調ノ統一ヲ保タシムヘシ」

このほかにも、西明寺三重塔⁸⁸⁾、捻見寺三重塔⁸⁹⁾、園城寺闕伽井屋⁹⁰⁾の「修理工事実施仕様書」でも、極彩色装飾には、補筆を禁止し、剥離止めを施すことが指示されていた。

同様に京都府でも、賀茂別雷・御祖の両神社を除く、ほぼすべての修理で「新ニ修補シタル諸材料ニハ見へ掛り相当ノ古色塗ヲ施シ」と、古色塗りが指示されていた。また、本願寺飛雲閣修理で「床壁襖天井ノ張附絵ハ現状ノママ繕ヒ漫ニ画面ノ補筆等ヲ為スヘカラス」⁹¹⁾と指示されており、滋賀県同様に極彩色装飾には剥離止めを施すのみであったと考えられる。さらに、八坂神社西門について「丹碧燦然タル色彩モ常ニ砂塵ノ為ニ灰色ト化シ外観頗ル不愉快ヲ感セシムル而已ナラズ多年修理ヲ怠リタルモノカ諸所損傷モ不斯■々此回社費ヲ以テ是レガ塗替ヲナサントスルモノニ有之候尤モ右塗替ニ付テハ幾分古色塗リトナサシメ充分注意施工可為致筈ニ付建物ノ容姿ヲ損傷セシムルガ如キコトハ毫モ不為致候」⁹²⁾とあるように、新たに塗り替えるものについても古色を施し、色調を押さえていたことがわかる。

「創建当時の姿」を重視するならば、外観の色まで「復原」するはずであるが、実際には「復原」は行われなかった。一つには技術的な困難もあったと考えられる。先の武田の論文は、「色の上から考へても中々六ケしい、日本の建築物で藤原時代の物で室内に装飾してあるのがあります、日野の法界寺なども中の色の剥げたのがありますが、夫れを復古しやうとするには中々六ケしい、同じやうな色になつて居つても紺青と緑青と素が違ひます。(中略)夫れで古社寺保存会の事業は各専門家の力を借りて昔の物を考へ其の結果に依て修理するといふ事になつて居るが何分日が浅いから充分な事が出来ない」⁹³⁾と、技術的に不十分であることを指摘していた。このような考え方は、今日復原することが不可能でも、後日「創建当時の姿」に復原することが可能になるかもしれない、とするもので、「創建当時の姿」を重視するものであったと考えられる。

しかし、塗り替えた色に古色をませたり、滋賀県のように色についてのみ「復原」調査を行わないということは、滋賀県や京都府の特別保護建造物修理では、古建築の外観の「古さ」を維持・演出するということが古建築の保存のための手法として、行われていたと考えられる。このような手法が用いられたことは、意識的にも無意識にも古建築の保存すべき価値のなかに、時間の経過によって生じた、古建築の外観の「古さ」も含まれると認識されていたことによると考えられる。ちなみに当時、古建築の外観の「古さ」を、「創立以来長い星霜を経て、昔のけばけばしい色が褪せて、何ともいへない美しい色に落ち着いてゐる」⁹⁴⁾と、情緒的に賛美する考えが建築界にもあったことが窺える。これらの手法は、時間の経過によって生じた外観の「古さ」を古建築の保存すべき価値と認識するかどうか、

という古建築保存の持つ問題によるものであると考えられる。以上から、滋賀県の特別保護建造物修理では、「創建当時之形式手法」の尊重を基本方針としていたが、実際の修理では、部材そのものの保存よりも、「創建当時の姿」が重視されたと考えられる。また、古建築の耐久性を高めることによって、「創建当時の姿」を再現した、各時代の建築様式の「標本」となった修理後の古建築が後世まで半永久的に維持され続けることが古建築の保存であると認識されたと考えられる。これは、古建築を各時代の建築様式を表す「標本」として重視していると考えられ、当時の建築界の共通の認識となっていたと考えられる。しかし、実際の修理工事では、技師自ら「実は学術上から云ふと今の修理の仕方はアヤフヤなことであります」⁹⁵⁾と告白しているように、古社寺保存事業の揺籃期の試行錯誤が見られるものであった。そのさまざまな手法からは、古建築の修理が内包する矛盾や、古建築を「建築」と認識するかどうかという問題、また古建築の外観の「古さ」の持つ時間の経過によって生じた価値を古建築の保存すべき価値と認識するかどうか、といった様々な避けようのない問題が認識された。古社寺保存法時代の修理技師は、古建築の「創建当時の姿」を重視し、その再現された姿の半永久的な維持を重視するという共通の建造物保存概念を基本として、それぞれの問題に真摯に取り組み、試行錯誤しながらも様々な手法を適用させていたと考えられる。

第5節 小結

本章は、古社寺保存法の地方自治体における運用と特別保護建造物の修理方針を考察するため、主に滋賀県庁と京都府立総合資料館所蔵の特別保護建造物修理関係文書を分析し、以下のことを明らかにした。ただし、滋賀県の史料は、京都府の史料と比較して、古社寺保存法の運用の全般を包括的に知ることができるものであるため、分析は滋賀県の史料を中心におこなった。

古社寺保存法第3条により、特別保護建造物の修理は地方長官が代行することが定められたのに関連して、滋賀県では、明治31年2月3日に「社寺建造物修理及会計規則」を定めた。それによると、修理工事は社寺直営が原則であったが、実際には県直営で行われ、修理の執行、工事費の管理、技術者や請負業者の選定など、修理工事のすべてを県が行うことになっていた。県は、保存修理事業のために、明治35年に安藤時蔵を専任の技師に任命した。「修理設計書」や各種の請願書類によると、古社寺保存法運用に関する仕事の大部分は、実際には技師によって行われていたと考えられる。その内容は、1)特別保護建造物認定の予備調査、2)修理候補選出と修理設計、3)修理工事監督、であった。京都府でも技師の仕事の流れは同様のものではあった。

古社寺保存法施行期間中に、同法による国費補助である「保存金」が下付された特別保護建造物修理は、滋賀県では42件(55棟)、京都府では、82件であった。「保存金」による補助割合は、当初8割以上を保っていた。しかし、大正8年以降には、補助率は5割程度まで減少した。社寺は、修理に際して檀家や信徒からの寄付を募集していたが、財政困難な社寺は修理事業の進捗に苦勞していたと考えられる。

滋賀県における特別保護建造物修理は、明治32年7月着工の西明寺本堂修理が最初であった。昭和4年までに行われた55棟の修理のうち、全解体修理が46棟、半解体修理が9棟と、すべてが解体修理であり、かなり大規模な修理が行われたと考えられる。これらの修理内容については、修理竣工後に技師によって作成された「修理工事実施仕様書」から詳細な内容を知ることができる。「修理工事実施仕様書」から修理内容が明らかになった48棟のうち、少なくとも22棟で、「創建当時之形式手法」が明らかになった場合に、後世変更部分の取り替えを指示した記述が見られた。また、明治35年頃に修理担当者によって作成されたと考えられる「特別保護建造物修理方針」にも同様の記述があることから、滋賀県の特別保護建造物修理の基本方針は、「創建当時之形式手法」の尊重であったと理解することができる。

「創建当時之形式手法」の尊重が具体的に指し示していたものを考察するため、滋賀県と京都府の「修理工事実施仕様書」をもとに修理内容を分析したところ、実際の修理では、1)「創建当時の姿」の重視、2)「半永久的な維持」の重視という二つの傾向が見られた。

1) については、後世変更された部材について、「創建当時の姿」が明らかになった場合には、腐朽していない部材まで新材に取り替えることが指示されていたことから、部材そのものを残すことよりも「創建当時の姿」を残すことが、古建築の保存であるとして、重視されていたと考えられる。しかも、古建築の時代による特徴を最も表す部分として、臺股や懸魚などの古建築の細部意匠の「復原」が特に重視されていた。2) については、小屋組の金物による補強や、基礎のコンクリート補強など、古建築の堅牢性を高めるための手法が用いられていた。これらの手法から、当時の技師が、古建築の耐久性を高めることによって、「創建当時の姿」を再現した修理後の古建築が、後世まで半永久的に維持され続けることが、古建築の保存であると認識していたと考えられる。これらの手法は、古建築を各時代の建築様式の「標本」として認識し、重視していたことによると考えられる。そのような考えは、古建築修理の成果と建築史学の発達が結びついていた当時の建築界の認識を反映したものであったと考えられる。

しかし、実際の修理手法を分析すると、古社寺保存事業の揺籃期の技師たちの試行錯誤が見られるものであった。「創建当時の姿」が明らかにならない場合には、修理直前の状態を維持することが原則とされた。しかし、技師によって同時代の他の古建築を参考に修理を行うなど、適用された手法には幅がみられた。これは、一部分だけを修理することにより、古建築が「建築」として不完全なものになることを懸念したもので、修理すべき古建築を「建築」と認識するかどうか、という問題を浮き彫りにしている。また、漆や彩色など外観の色に関する部分では、取り替え材の古色塗りや、彩色の剥離止めが行われていた。新しく塗り替える場合にも古色を施し、「古びた外観」を演出している例もみられた。「創建当時之形式手法」を尊重するならば、外観の色に関しても新しく塗り替えるなどの手法を用いるはずであるが、彩色については、「創建当時之形式手法」を調査した形跡さえも見あたらなかった。このような手法が用いられたのは、意識的にも無意識のうちにも、時間の経過によって生じた古建築の外観の「古さ」の持つ価値も、古建築の保存すべき価値に含まれるという認識を修理技師が持っていたことによると考えられる。古社寺保存法揺籃期の滋賀県と京都府の修理手法からは、古建築の保存という行為が内包する矛盾や、古建築を「建築」と認識するかどうかという問題、また古建築の外観の「古さ」の持つ時間の経過によって生じた価値を古建築の保存すべき価値と認識するかどうか、といった現代にも共通する様々な避けようのない問題に直面した修理技師が、正解のない問いに対して、真摯に取り組み、試行錯誤しながらも様々な手法を適用させていたことが窺える。

以上、滋賀県と京都府では、古社寺保存法の運用に関する仕事の大部分は技師によって行われていたこと、社寺は修理事業の進捗に苦勞していたこと、を明らかにした。また、滋賀県と京都府の特別保護建造物修理では、「創建当時之形式手法」の尊重を基本方針としていたが、実際の修理では、部材そのものの保存よりも、「創建当時の姿」が重視され、古建築の耐久性を高めることによって、古建築が半永久的に維持され続けることが保存であ

ると認識されたと考えられる。これは、修理に携わった技師が、古建築を各時代の建築様式を表す「標本」として重視していたと考えられる。しかし、実際の修理では試行錯誤の中、さまざまな異なる手法が適用され、それは古社寺修理の内包する矛盾や、修理すべき「古建築」を「建築」と認識するかどうか、時間の経過によって生じた情緒的な価値を保存すべき価値と認識するかどうか、といった問題によるものであったと考えられる。

第3章の註)

註)

- 1) 文化財保護委員会編『文化財保護の歩み』(大蔵省印刷局、昭和35年)
- 2) 西村幸夫「明治中期以降戦前における建造物を中心とする文化財保護行政の展開—「歴史的環境」概念の生成史 その2—」(『日本建築学会論文報告集』第351号、昭和60年5月)
- 3) 関野貞「日本における古建造物保存事業—関野貞先生の昭和四年国際工学会議提出報告原稿」(『協会通信』第37号、p8)によると、古社寺保存法施行期間中に滋賀県で認定された特別保護建造物は、121棟にのぼる。これは、京都府の300棟、奈良県の194棟に次ぐ数であった。
- 4) 日名子元雄「建造物保存事業」(『文化財講座 日本の建築五 近世2・近代』第一法規出版、昭和51年)
- 5) 服部文雄「建造物の保存と修理」(『仏教芸術』No.139 昭和56年11月)
- 6) 岡田英男「建造物修理初期の批判と現在の施工上の問題点」(『文化財学報』第13集、井上正先生送別記念論集別刷、奈良大学文学部文化財学科刊、平成7年3月)
- 7) 5)と同じ
- 8) 滋賀県『行政文書総簿冊目録(明治元年～昭和20年)』(昭和58年)をもとに検索
- 9) 「特別保護建造物修理工費台帳」(『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・明せ-60」) 滋賀県内務部教育課社寺掛が作成し、学務部社寺兵事課に引き継がれた。
- 10) 古社寺保存法第3条「前条ノ建造物及宝物類ノ修理ハ地方長官之ヲ指揮監督ス」
- 11) 滋賀県令第14号全24条(明治31年2月3日制定)
- 12) 「古社寺建造物修理規定」京都府令第57号、明治31年7月7日
- 13) 国立公文書館所蔵『任免録』、藤原恵洋「安藤時蔵の経歴と作品について—日本近代建築における〈和風〉の様式化に関する研究(4)」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』平成2年10月)
- 14) 国立公文書館所蔵『任免録』より
- 15) 同上、京都府初代技師である松室重光については、鈴木博之「松室重光と文化財保存事業」(日本建築学会学術講演梗概集、昭和59年10月)がある。
- 16) 同上
- 17) 「特別保護建造物指定調査ノ件」大正12年8月3日(『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・明せ-60」)「県下ニ於ケル社寺建築物調査ノ為メ本県技師西崎辰之助ヲシテ調査セシメタルモノ」
- 18) 「社寺建造物及工芸品ニ関スル件」大正11年8月26日(同上)「管下社寺建造物並ニ工芸品中特別保護建造物又ハ国宝ニ編入セラレザルモノノ内今後此レガ候補トシテ推薦シ得ヘキモノ調査ノ必要有」
- 19) 「古代建造物並ニ工芸品鑑別ノ葉」(同上)「前記ニ類似セリト認メラルルモノモ凡テ要点ヲ詳記ノ上報告スヘシ」
- 20) 14)と同じ
- 21) 『京都府誌』大正4年10月、京都府、p487
- 22) 「観音寺書院技術者派遣願」明治44年10月1日(同上、「特別保護建造物・明せ-94」) 調査設計の費用は社寺で負担することが示されている
- 23) 「特別保護建造物修理御願」大正11年5月11日(「同上・明せ-60」)
- 24) 21)と同じ p488
- 25) 「特別保護建造物修理執行方申請」昭和3年10月11日(「小津神社本殿修理工事伺」(「同上・昭せ-32」)
- 26) 古社寺保存法施行細則第3条「保存金下付ノ後ニ於テ設計仕様ノ変更若ハ竣成期限ノ延期ヲ要スルトキハ其ノ事由及変更設計仕様書等ヲ具シ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ」
- 27) 「日誌」(「長寿寺本堂修理工事書類」明治37年5月『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・明せ-79」)
- 28) 同上
- 29) 「修理工事工費精算書」には、「修理実施仕様書」、「修理費受払精算書」、「修理費増減対照表」、「竣工明細書」、修理前後図面写真が含まれていた。
- 30) 「古社寺建造物修理事務章程」京都府、明治31年7月7日
- 31) ただし、官幣大社である日吉神社には、内務省から各社共通金が下付されていた。各社共通金とは、児玉九一『神社行政』(常磐書房、昭和9年、P74)によると、「官国幣社に於ける国庫供進金の内より、神社の宮籍その他臨時の費用に充つるため一定の積立をなしたるもの」とある。
- 32) 1)と同じ、p3。「特に世界大戦以後物価は臍に騰貴し修理費は数倍に増加せしも国庫よりの補助費は依然として十五万円乃至二十万円に止まりしを以て勢ひ社寺の負担を陪従するの已むなきに至った」
- 33) 2)と同じ、p38。「大正八年度からは二十万円までの支出が認められることとなった。」

- 34)「特別保護建造物修理費補助願(明治32年~昭和5年8月)」(『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・明せ-60」)
- 35)「油日神社特別保護建造物修理工費補助ノ件」大正11年5月11日(同上)
- 36)「天皇神社社寺財産等調査ノ件」大正8年6月28日(『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・大せ-24」)
- 37)「官幣大社稻荷神社本殿修理設計書」明治45年4月1日(『京都府行政文書』「社寺別修理工事・大9-52」)
- 38)「八坂塔の修繕」(『建築雑誌』第170号、明治34年3月、p69)
- 39)「工事継続御願万福寺」大正4年9月20日(『京都府行政文書』「社寺別修理工事・大9-68」)
- 40)「醍醐寺清滝堂修理工事実施精算書」大正9年10月31日(同上、大9-62)
- 41)京都府社寺課「古社寺保存事業ニ就テ」昭和3年11月(『協会通信』42-2号、平成元年8月、p3)
- 42)同上
- 43)「西明寺堂宇修理工事仕様」明治32年12月、(『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・明せ-62」)
- 44)9)と同じ
- 45)「大笹原神社本殿修理工事精算書」昭和2年11月15日(『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・大せ-30」)
- 46)「神田神社本殿修理工事精算書」大正14年4月(「同上・大せ-27」)
- 47)「西明寺堂宇修理工事仕様」明治32年12月、(『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・明せ-62」)
- 48)「特別保護建造物修理方針」(「石山寺本堂修理工事設計書」明治36年(「同上・明せ-75」)
- 49)「捨見寺三重塔修理工事実施仕様書」(『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・大せ-20」)
- 50)「大笹原神社本殿修理工事精算書」昭和2年11月15日(「同上・大せ-30」)
- 51)「押立神社本殿並大門修理工事実施仕様書」昭和4年5月27日(「同上・昭せ-32」)
- 52)「三宝院純浄観修理工事設計書」大正12年12月(『京都府行政文書』「社寺別修理工事・大11-54」)
- 53)「久美浜本願寺本堂修理工事実施仕様書」明治37年(同上・明37-51)
- 54)「宇治神社修理工事実施仕様書」大正11年(同上・大11-52)
- 55)「常楽寺本堂三重塔特別保護建造物修理工事竣工明細書」明治39年10月1日(「同上・明せ-74」)
- 56)「勸学院客殿修理工事工費精算書」大正15年2月(「同上・大せ-28」)
- 57)「常楽寺本堂三重塔特別保護建造物修理工事竣工明細書」明治39年10月1日(「同上・明せ-74」)
- ほか
- 58)「善水寺本堂工費精算明細書」明治36年(「同上・明せ-74」)
- 59)天沼俊一『日本建築史要』(飛鳥園、昭和2年8月、p256、345)
- 60)『第56回帝国議院衆議院国宝保存法案委員會議録第二回』(昭和4年2月21日、p9)
- 61)「三宝寺秋草ノ間藁ノ間及玄関修理工事実施仕様書」(『京都府行政文書』「社寺別修理工事・大13-55」)
- 62)「常楽寺本堂三重塔特別保護建造物修理工事竣工明細書」明治39年10月1日(「同上・明せ-74」)
- ほか多数
- 63)「本堂小屋組ハ図面ノ如ク切組ミ桔木一間毎ニ配置シ随所鉄物ヲ以テ堅固ニ取付ケ野地完全ニ打卸シ椽皮ヲ葺立テ瓦棟ヲ上クヘシ」、「常楽寺本堂三重塔特別保護建造物修理工事竣工明細書」明治39年10月1日(「同上・明せ-74」)
- 64)「大体旧形ヲ存シ土居梁及陸梁桔木等腐朽セル分取替ヘ更ニ母屋桁ヲ増加シ其他設計図面ノ通堅固ニ組立ツヘシ」、「善水寺本堂工費精算明細書」明治36年(「同上・明せ-74」)
- 65)「伊砂砂神社旧本殿修理工事精算書」大正15年5月(「同上・大せ-30」)
- 66)「鎌宮神社本殿大修繕予算設計書」明治42年4月(「同上・明せ-90」)
- 67)「在来柱位置狂ハサル様栗石ヲ指定ノ厚サニ入レ重量三十貫目以上ノ器機ニテ充分突撃メ然ル後目潰砂利ヲ入不陸無キ様均シ以上ヘ内法長九尺巾式尺一寸深壹尺八寸ノ仮側ヲ垂直ニ据付ケコンクリートヲ打立ツルコト」、「春日神社四脚門修理実施設計編冊」明治37年10月(「同上・明せ-82」)他、神田神社本殿、油日神社本殿、楼門、廻廊、日吉神社摂社白山姫神社、神田神社本殿、伊砂砂神社本殿、大笹原神社本殿、押立神社本殿で見られた。その他の社寺では、漆喰を用いて補強したものが多く見られた。
- 68) 次のような手法が用いられた。「軒下ニハ葛石下ニ石垣一個通りヲ加ヘテ排水ヲ完全ナラシメ防湿防蟻ノ策トシテ床下並ニ椽下ニコンクリート漆喰ヲ施シ尚床下ニハ換気ノ為メ仮窓ヲ見ヘ隠レノ位置ニ設ケ銅網張りトセリ」、「押立神社本殿並大門修理工事実施仕様書」昭和4年5月27日(「同上・昭せ-32」)
- 69)「園城寺金堂及伽藍井屋修理工事精算書」昭和3年3月20日(「同上・大せ-29」)

- 70) 「神田神社本殿修理工事精算書」大正14年4月(「同上・大せ-27」)
- 71) 「園城寺三重塔修繕費下付願」大正15年(「同上・大せ-30」)
- 72) 武田五一「古代建築の修理に就て(四十四年四月講演)」『京都經濟界講演集第二号』大正2年2月18日発行
- 73) 「伊砂砂神社旧本殿修理工事精算書」大正15年5月(「同上・大せ-30」)
- 74) 「特別保護建造物移転ノ件」大正9年4月(『京都府行政文書』「社寺別修理工事・大11-55」)
- 75) 「県社小津神社修理工事設計書」昭和5年1月(「同上・昭せ-32」)
- 76) 「勸学院客殿修理工事工費精算書」大正15年2月(「同上・大せ-28」)
- 77) 「神田神社本殿修理工事精算書」大正14年4月(「同上・大せ-27」)
- 78) 「伊砂砂神社旧本殿修理工事精算書」大正15年5月(「同上・大せ-30」)
- 79) 「県社小津神社修理工事設計書」昭和5年1月(「同上・昭せ-32」)
- 80) 同上
- 31) 「広隆寺桂宮院修理工事略誌」大正11年(『京都府行政文書』「社寺別修理工事・大11-53」)
- 32) 54)と同じ
- 33) 「東福寺浴室復原理由書」昭和4年8月1日(同上・昭5-54)
- 34) 72)と同じ
- 35) 「善水寺本堂工費精算明細書」明治36年(「同上・明せ-74」)
- 36) 「西明寺三重塔修理工事竣工明細書」明治43年5月(「同上・明せ-89」)
- 37) 「常楽寺本堂及三重塔修理実施仕様書」明治39年10月1日(「同上・明せ-69」)「三重塔初重内部極彩色装飾ノ剥落ノ恐アル部分ハ最鄭重ノ工法ニヨリ適當材料ヲ以テ充分素地ニ附着セシメタリ」とある
- 38) 「西明寺三重塔修理工事竣工明細書」明治43年5月(「同上・明せ-89」)「初重内部極彩色装飾剥落ノ恐アル部分ハ最モ鄭重ノ工法ニヨリ適當材料ヲ以テ十分素地ニ附着セシメタリ」
- 39) 「捨見寺三重塔修理工事竣工明細書」大正5年12月25日(「同上・大せ-20」)「内部極彩色絵画等存在ノ部分ニ対シテハ最モ鄭重完全ニ剥落押ヘヲ施シタリ」
- 40) 「園城寺金堂及闕伽井屋修理工事精算書」昭和3年3月20日(「同上・大せ-29」)「色彩ハ湿気甚シキタメ其大部分ハ剥脱セルモナルベク現状ヲ保存セシメン為ゼラチンノ希釈液ニテ丁寧ニ剥落止ヲ施ス」
- 41) 「飛雲閣修理工事設計書」明治41年1月(『京都府行政文書』「社寺別修理工事・大9-67」)
- 42) 「西楼門塗替修繕ノ義」明治44年4月26日(『京都府行政文書』「社寺別修理工事・大9-56」)
- 43) 72)と同じ
- 44) 伊東忠太「美術より観たる日光」(『日光』大正4年6月)
- 45) 72)と同じ

表3-1 古社寺保存法時代の滋賀県の技師

技師名	経歴	任期
安藤時蔵(明治4~大正6年)	東京美術学校卒業	明治33年10月24日~同40年3月
亀岡末吉(慶応元年~大正11年)	東京美術学校卒業	明治40年5月4日~大正6年
天沼俊一(明治9~昭和22年)	東京帝国大学卒業	大正7年5月~大正9年
西崎辰之助(明治14~昭和42年)	工手学校卒業	大正11年~昭和6年

(国立公文書館所蔵「任免録」、滋賀県所蔵史料、西崎辰之助経歴に関してはご子息西崎郁夫氏所蔵の本人直筆履歴書による)

表3-2 京都府の古社寺保存事業担当部署と技師

年月日	担当部署	技師
明治28.04. 明治30.06.05 明治31.07.07	内務部第6課(社寺課) 古社寺保存法公布 京都府令第57号「古社寺建造物修理規定」制定	松室重光 (明治31.07.07~37.08.16) 武田五一
明治32.06.09	内務部第1課(議事・都市町村・兵事・社寺・庶務)	(明治37.09.13~明治40.03)
明治35.04.29 明治38.04.20	内務部第6課(社寺・兵事) 内務部社寺課	亀岡末吉 (明治40.05.04~大正07) 天沼俊一 (大正07.05~大正09)
大正15.07.01	学務部社寺課	阪谷良之進 (大正10.05.28~昭和05)
昭和04.03.28	国法保存法公布	

(『京都府百年の資料 政治行政編』京都府昭和47年9月、国立公文書館所蔵『任免録』などから作成)

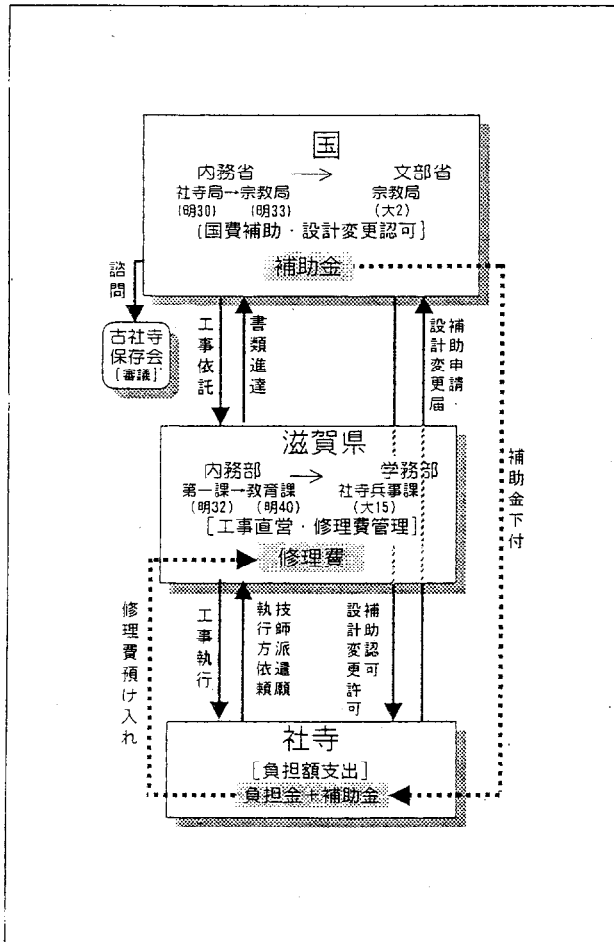


図3-1 滋賀県の古社寺保存法による修理の組織と業務系統

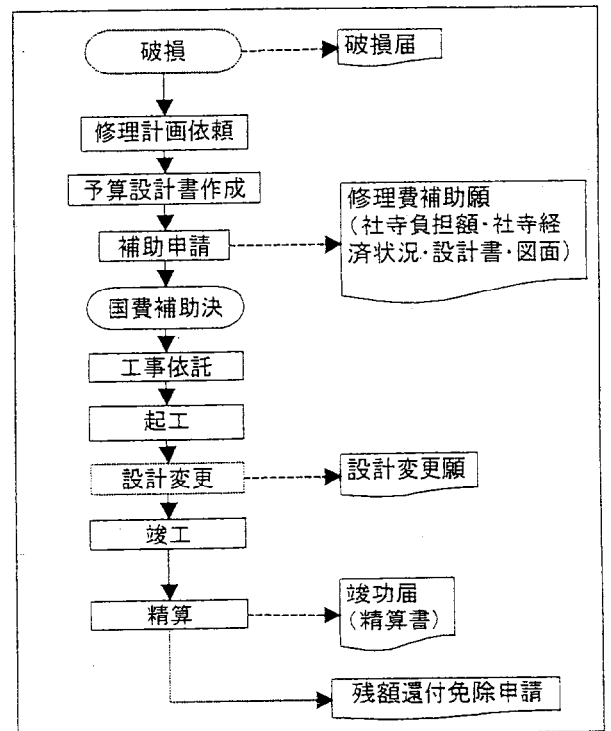


図3-2 特別保護建造物修理事業の流れ

表3-1-2 滋賀県技師年譜

○安藤時蔵

年月日	事項
明治4年	東京麹町区裏霞ヶ関邸に生まれる
明治28年	東京美術学校絵画科「建築図案及図画教員たるに適する特別の学科」修了
明治31年	古社寺保存計画調査嘱託(内務省)
	別格官幣社藤島神社造営監督嘱託(福井県)
明治33年10月24日	大社寺建造物修理計画設計事務監督嘱託(滋賀県)
	国宝修理監督嘱託(滋賀県)
	厳島神社特別保護建造物修理工事監督嘱託(広島県)
明治35年	甚目寺仁王門修理工事監督嘱託(愛知県)
	任滋賀県技師叙高等官八等(内閣)
明治36年	鶴林寺特別保護建造物修理工事監督嘱託(兵庫県)
	萬徳寺塔婆修理工事監督嘱託(愛知県)
明治38年	官幣中社金崎宮再建造営監督嘱託(福井県)
明治39年	官幣大者大鳥神社再建工事監督嘱託(大阪府)
明治40年	任造神宮技師兼内務技師(内閣)
	神社局勤務並宗教局兼務(内務省)
大正2年	依願免本官並兼官(内閣)
	本庁技術に関する事務取扱を嘱託す(造神宮使庁)
	神社修築工事に関する事務取扱を嘱託す(内務省)
昭和4年11月1日	死去(享年46歳)

(「故正員 安藤時蔵君」(『建築雑誌』第384号、大正7年12月)、藤原恵洋「日本近代建築における和風意匠の歴史的研究」(昭和62年12月、学位申請論文)より作成)

○亀岡末吉

年月日	事項
慶応元年11月4日	旧前橋藩士亀岡龍蔵三男として生まれる
明治15年	共立学校修了
明治17年3月	彰技堂入門洋学を修める
明治27年2月	東京美術学校絵画科卒業
明治27年5月	新潟県長岡中学校助教授、同年11月頃辞職上京
明治28年6月	東京美術学校教員嘱託
明治29年2月	日光東照宮調査助手
明治29年12月	内務省古社寺保存計画調査嘱託
明治34年	瑞巖寺方丈庫裏其他国分寺薬師堂修理工事監督嘱託(宮城県)
明治40年5月	京都府技師に任ぜられる(滋賀県技師兼任)
大正11年11月26日	死去(享年58歳)

(藤原恵洋「日本近代建築における和風意匠の歴史的研究」(昭和62年12月、学位申請論文)より作成)

○天沼俊一

年月日	事項
明治9年8月31日	東京市芝区に生まれる
明治35年	東京帝国大学工科大学建築学科卒業、大学院において五重塔の研究
明治39年	奈良県古社寺修理技師任命
大正7年5月	京都府古社寺修理監督技師(滋賀県技師を兼任)
大正8年	「日本古建築及仏教芸術の史的研究」により東京帝国大学から工学博士の学位取得
大正9年	京都帝国大学工学部助教授
大正12年	京都帝国大学工学部教授
昭和11年	京都帝国大学退官
昭和22年9月1日	死去(享年72歳)

(「新工学博士天沼俊一君」(『建築雑誌』第391号、大正9年1月)、日本歴史学会編『日本史研究者辞典』(平成11年6月、吉川弘文館))

○西崎辰之助

年月日	事項
明治14年12月	広島県福山市生まれ
明治34年	工手学校(現・工学院大学)卒業
明治35年	内務省古社寺保存会特別保護建造物事務地方臨時職員
明治37年	大阪府下特別保護建造物建水分神社社殿解体修理工事主任
明治39年	奈良県技手となり、県内古社寺建造物及び宝物調査、指定に従事
	特別保護建造物復原修理監督技術員を勤める
大正7年	文部省就任、特別保護建造物の指定兼修理計画の他、香川県、福井県、長野県等の特別保護建造物復原修理主任技師
大正11年	滋賀県地方技師に任命(内閣発令)
	滋賀県技師及び古社寺修理技師を兼任
昭和8年	文部技師に就任、滋賀県古社寺修理技師嘱託
昭和21年	重要美術品に関する調査依託(文部省)
昭和25年	滋賀県において国宝及び重要文化財建造物修理現場主任として設計監督に従事
昭和26年	一級建築士第一回試験合格
昭和37年	滋賀県教育委員会嘱託を退職
昭和42年9月	死去(享年86歳)

(西崎辰之助氏のご子息西崎郁夫氏所蔵の本人直筆履歴書、社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟事務局長の後藤佐雅夫氏作成の略歴による)

表3-3 古社寺保存法時代（明治30～昭和4年）の滋賀県特別保護建造物修理一覧

NO	保存金 下付年	建造物名称（規模）	建立年代 認定年月	総修理 保存金	修理着手 修理竣功	監督技師 現場主任	「復原」「復旧」に関する記述
1	明治30	西明寺本堂（半解）	鎌・前期 明治30/12	12340.82 (10918.79)	明治32/07 明治35/06	安藤時蔵 木子智隆	須彌壇→巻柱ニアル痕跡ニ依リ復旧 須彌壇後側板唐戸造→羽目板張ニ復旧 後側連子窓→南立面側ニアル形式ニ徴シ
2	明治32 明治33 明治35	常楽寺本堂（解体） 常楽寺三重塔（半解）	室・延文05 明治31/12 室・応永07 明治34/03	33310.7 (28984.54)	明治35/10/20 明治38/09/14	安藤時蔵 浅井幸次郎	本瓦葺→檜皮葺 気負下支柱→撤去
3	明治33 明治33	御上神社本殿（解体） 御上神社拝殿（解体） 御上神社楼門（解体）	鎌・後期 鎌・後期 室・康安05 明治32/04	15310.67 (13978.56)	明治34/06/01 明治37/07/02	安藤時蔵 木子智隆	（工費精算書なし）
4	明治33 明治34	善水寺本堂（解体）	室・前期 明治32/04	17228.31 (16424.79)	明治34/06/15 明治36/12/21	安藤時蔵 浅井幸次郎	軒支柱→撤去
5	明治34	園城寺新羅普神堂 （解体）	室・貞和03 明治34/03	8395.891 (7562.365)	明治36/04/20 明治38/04/07	安藤時蔵 木子智隆	
6	明治35 明治35	園城寺大門（解体）	室・宝徳04 明治33/04	13397.72 (13187.47)	明治35/08/08 明治37/03/05	安藤時蔵 木子智隆	
7	明治36 明治36	光浄院客殿（解体）	桃・慶長06 明治34/03	7856.338 (7732.1)	明治36/09/01 明治38/06/16	安藤時蔵 木子智隆	（工費精算書なし）
8	明治36	石山寺本堂（解体）	平・永長元 明治31/12	7652.135 (7567.07)	明治36/08/18 明治37/04/18	安藤時蔵 青池安太郎	柿葺→檜皮葺
9	明治37	大野神社楼門（解体）	鎌・前期 明治34/03	3350.108 (3532.91)	明治38/02/22 明治38/07/02	安藤時蔵 木子智隆	
10	明治37	観音寺阿弥陀堂（解体）	室・前期 明治34/03	3994.421 (3669.1)	明治39/08/03 明治40/03/10	安藤時蔵 木子智隆	南面建→東面建移築 柿葺→檜皮葺
11	明治37	春日神社四脚門（半解）	桃・慶長18 明治37/02	1077.402 (1215.72)	明治38/02/22 明治38/07/03	安藤時蔵 木子智隆	
12	明治37 明治38 明治39	長寿寺本堂（解体）	鎌・前期 明治31/12	11954.58 (12574.11)	明治38/12/25 明治39/05/22	安藤時蔵 浅井幸次郎	
13	明治39	春日神社本殿（解体）	鎌・文保03 明治35/04	1878.01 (1733.56)	明治40/06/17 明治41/01/28	安藤時蔵 木子智隆	
14	明治39	金剛輪寺本堂（解体）	室・前期 明治31/12	20378.94 (19033.5)	明治40/03/01 明治42/09/30	安藤時蔵 浅井幸次郎	
15	明治39	老杉神社本殿（解体）	室・宝徳04 明治39/04	2349.48 (2197.556)	明治40/01/21 明治40/06/09	安藤時蔵 木子智隆	
16	明治41	西明寺三重塔（半解）	室・後期 明治33/04	6882.95 (6276.894)	明治41/11/15 明治43/05/16	亀岡末吉 浅井幸次郎	
17	明治43	西教寺客殿（解体）	桃・慶長02 明治35/07	16328.48 (15096.52)	明治44/09 大正01/08/	亀岡末吉 浅井幸次郎	
18	明治45	観音寺書院（解体）	江・前期 明治40/08	7715.15 (7347)	大正01/10/01 大正02/08/31	亀岡末吉 浅井幸次郎	
19	明治45 大正02	鎌宮神社本殿（解体）	桃・天正09 明治35/04	5968.1 (6002)	大正03/04/01 大正04/04/30	亀岡末吉 浅井幸次郎	箱棟→熨斗積 脇障子及高欄等→厳密調査ノ上痕跡ニ倣 ヒ復旧
20	大正02	春日神社本殿（解体）	室・文安元 明治44/04	4288.25 (4200)	大正02/09/02 大正03/03/31	安藤・亀岡 木子・浅井	（工費精算書なし）
21	大正03 大正04	捨見寺三重塔（解体）	室・享徳03 明治34/03	10181.8 (9710)	大正04/04/20 大正05/08/21	亀岡末吉 浅井幸次郎	須彌壇→精密調査ノ上内陣後側武点柱ノ 痕跡ニ復旧
22	大正04 大正05	捨見寺楼門（解体）		6501.8 (6340)	大正05/09/16 大正06/08/20	亀岡末吉 浅井幸次郎	（工費精算書なし）
23	大正05 大正06	日吉神社本殿 日吉神社大神社本殿 日吉神社樹下神社本殿 （解体3棟）	桃・天正14 桃・文禄04 桃・慶長03 明治34/02	7558.605 (4792.57)	大正06/09/01 大正07/07/15	天沼俊一 浅井幸次郎	（工費精算書なし）
24	大正06	延暦寺瑠璃堂（解体）	室・後期 明治45/02	7558.605 (3376)	大正07/06/15 大正08/01/15	天沼俊一 浅井幸次郎	正面板扉→床高増、棧唐戸復旧 火燈窓→復旧
25	大正07	道風神社本殿（解体）	室・曆応04 明治40/08	4025.13 (4500)	大正08/01/15 大正09/04/15	天沼俊一 浅井幸次郎	内陣仕切→壁付着アリシモ厳密調査ノ結 果旧形式通箆板ニ復旧
26	大正07	小野篁神社本殿（解体）	室・前期 明治40/08	5621.5 (5000)	大正08/06/16 大正08/12/31	天沼俊一 浅井幸次郎	内陣側面→壁付着アリシモ厳密調査ノ結 果旧形式通箆板ニ復旧
27	大正08	天皇神社本殿（解体）	鎌・正中元 明治40/08	4477.93 (4200)	大正09/01/16 大正09/06/15	天沼俊一 浅井幸次郎	鬼板→在米ノモノハ追年ノ製作ニ係ル粗 雑ナルモノニシテ尤モ腐朽セルヲ以テ新 縄材ヲ以テ取替旧形ノ通全部銅板ニテ張 （工費精算書なし）
28	大正08 大正09	地主神社本殿（解体） 地主神社幣殿（解体）	室・文亀02 室・文亀頃 明治36/04	14501.9 (13800)	大正09/07/01 大正10/10/31	天沼俊一 浅井幸次郎	
29	大正08 大正09	延暦寺大講堂（解体）		69845.05 (15000)	大正09/06/16 大正10/02/28	天沼俊一 浅井幸次郎	（工費精算書なし）
30	大正10	日吉神社牛尾神社本殿 日吉神社牛尾神社掛殿 日吉神社三宮神社本殿 日吉神社三宮神社拝殿 （半解4棟）	桃・文禄04 桃・文禄04 桃・慶長04 桃・慶長04 明治40/08	28538.25 (12481.3)	大正10/09/17 大正11/11/30	西崎辰之助 西本米三郎	柿葺→日吉伝記ニ「本殿拝殿檜皮葺 云々」トアルノミナラズ両社殿共ニ本殿 正面ニ八捨皮軒口遺存セル 上部戸→下部戸ニ倣ヒ製作

31	大正11	油日神社本殿 (解体)	室・明応02	43658.82	大正11/10/22	西崎辰之助	軒口→従来二段ナリシモ取解ノ結果一段ナリシコトヲ発見セシニヨリ復旧
	大正12	油日神社楼門 (解体)	鎌：後期 明治34/03	(32984.37)	大正13/12/31	野口米蔵	北端ノ間→取解ノ際張ナルコトヲ発見セシト古来馬鬃ナリシト云フ説アルニ鑑破風→後世其勾配ヲ急ナラシメメガ為メ破風ノ位置ヲ変更セシコト其仕口並ニ樓門階ノ破風掛ニヨリ明カナリシニヨリ復軒口→従来二段ナリシモ取解ノ結果一段ナリシコトヲ発見セシニヨリ復旧
		油日神社廻廊 (解体)	室・永禄09 明治39/04				
32	大正12	和田神社本殿 (解体)	鎌：後期 明治35/07	4881.3 (1200)	大正12/09/01 大正13/02/29	西崎辰之助 野口米蔵	
33	大正12	日吉神社摂社白山姫神社本殿 (半解)	桃・慶長03 明治39/04	9381.12 (1000)	大正13/03/01 大正13/09/30	西崎辰之助 野口米蔵	
34	大正13	神田神社本殿 (解体)	室・明徳元	8184.45	大正13/09/13	西崎辰之助	内陣外陣ノ床下→現在開放トナレルモ後面二三ノ古柱ニハ堅漢ヲ穿テタルモノア椽廻詰材及懸魚→同時代ニ属スル他ノ建造物ノ夫レヲ模倣製作
			大正02	(4000)	大正14/04/30	西本光三郎	
35	大正13	勤学院客殿 (解体)	桃・慶長05	26862.08	大正14/01/04	西崎辰之助	唐破風内棟受蓋股→同時ノ建築ニ属スル当山内光浄院客殿ノモノヲ模倣製作
			明治34/03	(12657.28)	大正15/04/05	野口米蔵	屋根→柿葺ニ復スル 大床裏板→一部砂壁ヲ塗りシモノアリシヲ後世ノ施設ナルコト明カナリシニヨリ無目鴨居、竹節、控柱→撤去
36	大正14	伊砂砂神社本殿 (解体)	室・応仁02 大正11/04	4325.08 (2100)	大正14/10/21 大正14/05/31	西崎辰之助 西本光三郎	勾欄、脇障子、臺棟→同時代ノ建築ノ型 旧本殿→一時廢殿トナリ居リシヲ今回復
			桃・慶長04 桃・慶長05 明治39/04	45534.52 (22000)	大正15/3/1 昭和2/4/30	西崎辰之助 西本光三郎	
37	大正14	園城寺金堂 (解体)	桃・慶長04	45534.52	大正15/3/1	西崎辰之助	
38	大正15	園城寺三重塔 (解体)	室・前期 明治39/04	11320.66 (3000)	昭和2/3/2 昭和3/2/30	西崎辰之助 西本光三郎	
39	昭和02	大笹原神社本殿 (解体)	室・応永21	1216.45	昭和2/11/7	西崎辰之助	軒付→取解調査ノ結果裏甲無クシニ重軒付ナリシコトヲ確認セシニヨリ復旧 花菱戸→精巧ナル原型ヲ発見シ之ニ倣ヒ内々陣→飯板内面ニ格子組アリシニヨリ
			明治34/08	(6400)	昭和3/11/15	西本光三郎	森除扉→撤去
40	昭和02	押立神社大門 (解体)	室・前期 明治44/04	20218.34 (7800)	昭和2/11/7 昭和3/11/15	西崎辰之助 村上義雄	懸魚、勾欄、脇障子、外陣部戸、組障子→取解ノ結果古制ヲ発見セシニヨリ腐朽程度軽微ナルモノモ共ニ原型ニ從ヒ取替
			室・応安06 明治35/04				(工費精算書なし)
41	昭和03	園城寺経堂 (解体)	室・中期 明治39/04	23652.49 (11445.69)	昭和03/11/16 昭和05/01/15	西崎辰之助 西本光三郎	
			室・大永頃 明治39/04	10396.65 (5772.83)	昭和03/11/16 昭和04/11/30	西崎辰之助 村上義雄	側面引戸、向拝柱ノ双盤、裏甲→撤去 正面中央部戸→取解ノ結果敷居鴨居ヲ発見セシニヨリ引格子戸ニ復原 破風板→小屋内ヨリ発見修理再用 懸魚→付近ノ同時代ノ建物ノモノニ倣ヒ長押ノ釘隠→確実ナル痕跡及断片遺存セシニヨリ之レニヨリ製作補加 側面臺股→原形跡確実ニ残り居リシニ付輪郭ノミハ之レニ倣ヒ取替ヘタリ 脇障子→小穴ヲ発見シタルニヨリ何レモ
42	昭和03	小津神社本殿 (解体)	室・大永頃 明治39/04	10396.65 (5772.83)	昭和03/11/16 昭和04/11/30	西崎辰之助 村上義雄	

(滋賀県庁所蔵行政文書より作成。NOは、保存金下付年月日順。表記は史料に従う。)

解体：全解体修理 半解：半解体修理

表3-4 京都市における古社寺保存法時代の特別保護建造物修理

No.	特別保護建造物	着工	竣工	技師	総工費	備考	No.	特別保護建造物	着工年月	竣工年月	技師	総工費	備考
1	醍醐寺五重塔	明治30			2343.62		42	賀茂別雷神社神室唐草門他	大正03			8554.745	
2	大報恩寺本堂	明治30			3195.91		43	賀茂別雷神社大炊殿神服殿他	大正03.09	大正05.04	亀岡	12790.09	
3	北野神社本殿	明治30.07	明治35.02	松室	22656.5	「在来ノ形状従前ノ構造ニ基キ修理」	44	清水寺西門	大正03.09	大正04.01	亀岡	2649.42	
4	三千院本堂	明治31.07	明治32.12	松室	4508.88		45	万福寺本堂方堂他	大正03.09	大正07.09	亀岡	21398.21	
5	大徳寺日誓門	明治31.07	明治32.08	松室	5552.86		46	賀茂別雷神社細殿土ノ倉他	大正04.09	大正05.08	亀岡	7958.89	各社共通金1983円下付
6	清水寺本堂舞台	明治32.05	明治35.06	松室	45288		47	金胎寺多宝塔	大正04.09	大正05.08	亀岡	7123.85	
7	広隆寺講堂	明治34			18456.4		48	賀茂別雷神社高倉殿	大正05.05	大正05.09	亀岡	6192.24	鍍金物六葉は復旧
8	神護寺大師堂	明治35			3440.87		49	賀茂別雷神社本殿	大正05.08	大正08.12	亀岡	11979.6	
9	慈徳寺金閣	明治37			22832.3		50	大覚寺客殿	大正05.10	大正08.08	亀岡	8499.82	
10	平等院鳳凰堂	明治39			54263.3		51	醍醐寺客殿	大正05.09	大正06.08	亀岡	5956.385	
11	正伝寺本堂	明治39.10	明治40.12	武田	6346.61		52	白山神社拜殿	大正06.10	大正07.08	天沼	5114.21	各社共通金265円下付
12	法観寺五重塔	明治40			23253		53	大徳寺山門	大正06.10	大正07.08	天沼	6458.03	
13	醍醐寺講堂	明治40			15007		54	東福寺東門	大正06.09	大正09.11	天沼	16422.91	
14	醍醐寺講堂	明治40			3603.99		55	智恩寺多宝塔	大正07.09	大正08.08	天沼	12318.67	
15	醍醐寺講堂	明治41			4005.35		56	智恩寺多宝塔	大正07.09	大正08.08	天沼	9076.71	社寺が負担額を追加
16	木徳寺勅使門	明治41			2300.87		57	常見神社本殿	大正07.09	大正08.08	天沼	15670.55	
17	賀茂別雷神社社門回廊	明治41.08	明治43.05	亀岡	11291.6	各社共通金3678円下付	58	西芳寺講堂	大正07.08	大正08.08	天沼	4721.55	
18	本願寺飛雲閣	明治41.12	明治44.02	亀岡	22358.7	床壁天井彩色は補筆せず剥離止め	59	東福寺東門	大正08.09	大正09.11	天沼	2425	
19	吉田神宮本堂	明治42			2916.95		60	教王護国寺大師堂蓮華門	大正08.09	大正09.10	天沼	20725.18	
20	賀茂別雷神社本殿	明治42			9099.87		61	醍醐寺清浄堂拜殿	大正08.12	大正09.10	天沼	11223.01	社寺が負担額を追加
21	賀茂別雷神社中門他	明治42.09	明治43.08	亀岡	7124.4	各社共通金2000円下付	62	清水水八幡宮回廊下	大正09.09	大正11.08	阪谷	28774.01	社寺が負担額を追加
22	賀茂別雷神社常陸守子殿	明治42.09	明治43.08	亀岡	5274.52	各社共通金1500円下付	63	金地院方丈	大正09.11	大正10.11	阪谷	24778.07	
23	山崎神社拜殿	明治43			6930.52		64	広隆寺挂宮院	大正10.11	大正11.12	阪谷	5089.72	宝珠を同時代の建築を参考に製作
24	宇治上神社本殿	明治43			930.7		65	宇治神社本殿	大正10.11	大正11.12	阪谷	9191.9	獅子口・椽高欄の当初材を復旧
25	教王護国寺五重塔	明治43			930.7		66	三宝院純淨院	大正10.11	大正12.12	阪谷	22127.17	底層根置材、室内床材を復旧
26	本願寺本堂(久美浜町)	明治43.09	明治44.07	亀岡	5096.58	屋根葺材・臺段・天井復旧	67	平等院願堂	大正11.12	大正12.12	阪谷	18328.34	古社寺保存会が移転を不許可
27	賀茂別雷神社社殿桑/屋他	明治43.08	明治45.03	亀岡	7803.41	各社共通金2400円下付	68	松尾神社本殿拜所	大正11.09	大正12.10	阪谷	401.81	拜所根置材を復旧
28	水徳神社本殿	明治44.09	明治45.07	亀岡	2338.45		69	念仏寺本堂	大正12.10	大正13.10	阪谷	29486.69	古社寺保存会が移転を許可
29	宇治上神社拜殿	明治44.09	明治45.06	亀岡	6032.88		70	三宝院表書院	大正12.12	大正13.10	阪谷	23029.4	
30	賀茂別雷神社東神鏡所	明治44.10	大正01.08	亀岡	7624.55	各社共通金1983円下付	71	松尾神社本殿	大正13.11	大正14.10	阪谷	22988.37	各社共通金13416円下付
31	賀茂別雷神社本殿権殿他	明治44.10	明治45.03	亀岡	7283.41	各社共通金1639円下付	72	三宝院秋草ノ間玄閣	大正13.11	大正15.08	阪谷	47008.65	玄閣右側面入口を復旧
32	賀茂別雷神社四神門他	明治45			7273.83		73	妙心寺庫裡	大正14.11	大正15.10	阪谷	27968.2	
33	妙眞庵書院及敷新屋	大正01.10	大正02.05	亀岡	5163.78	建具復旧	74	久世神社本殿	大正15.07	昭和02.03	阪谷	4057.02	
34	賀茂別雷神社西神鏡所他	大正01.09	大正02.03	亀岡	7116.97	各社共通金2563円下付	75	新羅院客殿	大正15.10	昭和02.09	阪谷	22027.81	
35	本山八幡宮本殿	明治45.03	大正01.09	亀岡	7112.35	各社共通金1499円下付	76	三寶院辰伝庫裡	大正15.10	昭和03.09	阪谷	53969.92	
36	八坂神社西門	大正01.11	大正02.08	亀岡	5430.92	運路拡張のため市から3800円下付	77	智恩寺多宝塔	昭和02.09	昭和03.12	阪谷	1982.83	災害復旧のため全額国費補助
37	仁和寺本堂(金堂)	大正02.09	大正03.09	亀岡	16179.6		78	智恩寺多宝塔	昭和03.02	昭和03.01	阪谷	9272.78	
38	賀茂別雷神社東西本殿他	大正02.09	大正03.08	亀岡	11930.7	各社共通金2200円下付	79	智恩寺多宝塔	昭和03.02	昭和04.04	阪谷	11669	
39	双葉神社本殿	大正02.08	大正02.12	亀岡	4491.55		80	醍醐寺金堂	昭和03.09	昭和05.03	阪谷	59467.17	高麗宝珠を復旧
40	慈照寺銀鏡	大正02.06	大正02.08	亀岡	7086.31		81	万寿寺講堂	昭和04.02	昭和04.07	阪谷	6730.48	高欄・唐戸・垂木勾配・軒の出復旧
41	賀茂別雷神社社門東回廊他	大正02.09	大正03.08	亀岡	8827.96	各社共通金2973円下付	82	東福寺浴室	昭和04.04	昭和05.03	阪谷	17776.82	切妻造を入母屋造に復旧

(京都市立総合資料館所蔵資料等から作成。網掛けは仕繕書籍計がないもの。)

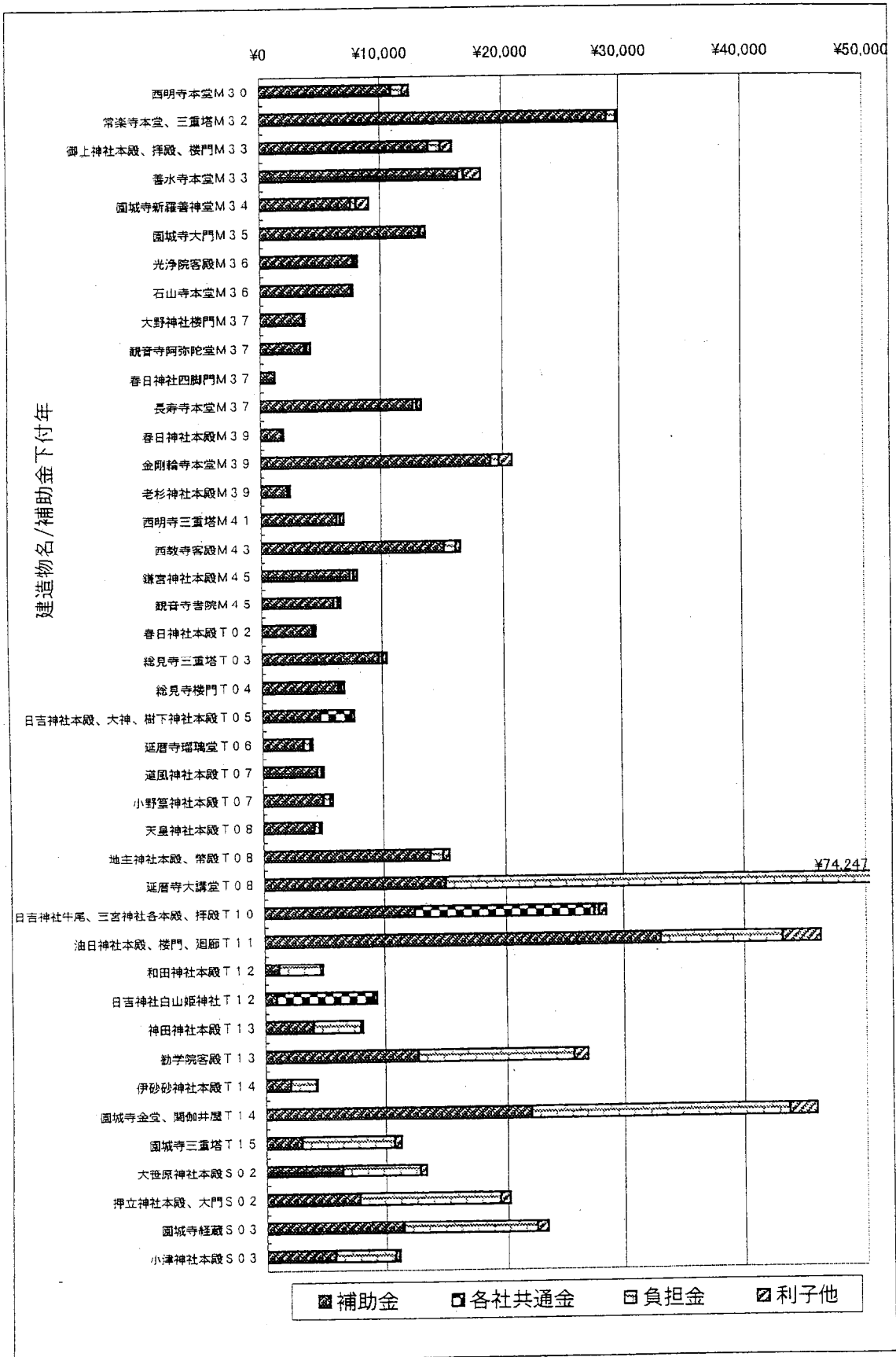


図 3-3 古社寺保存法による滋賀県特別保護建造物修理の工費収入内訳

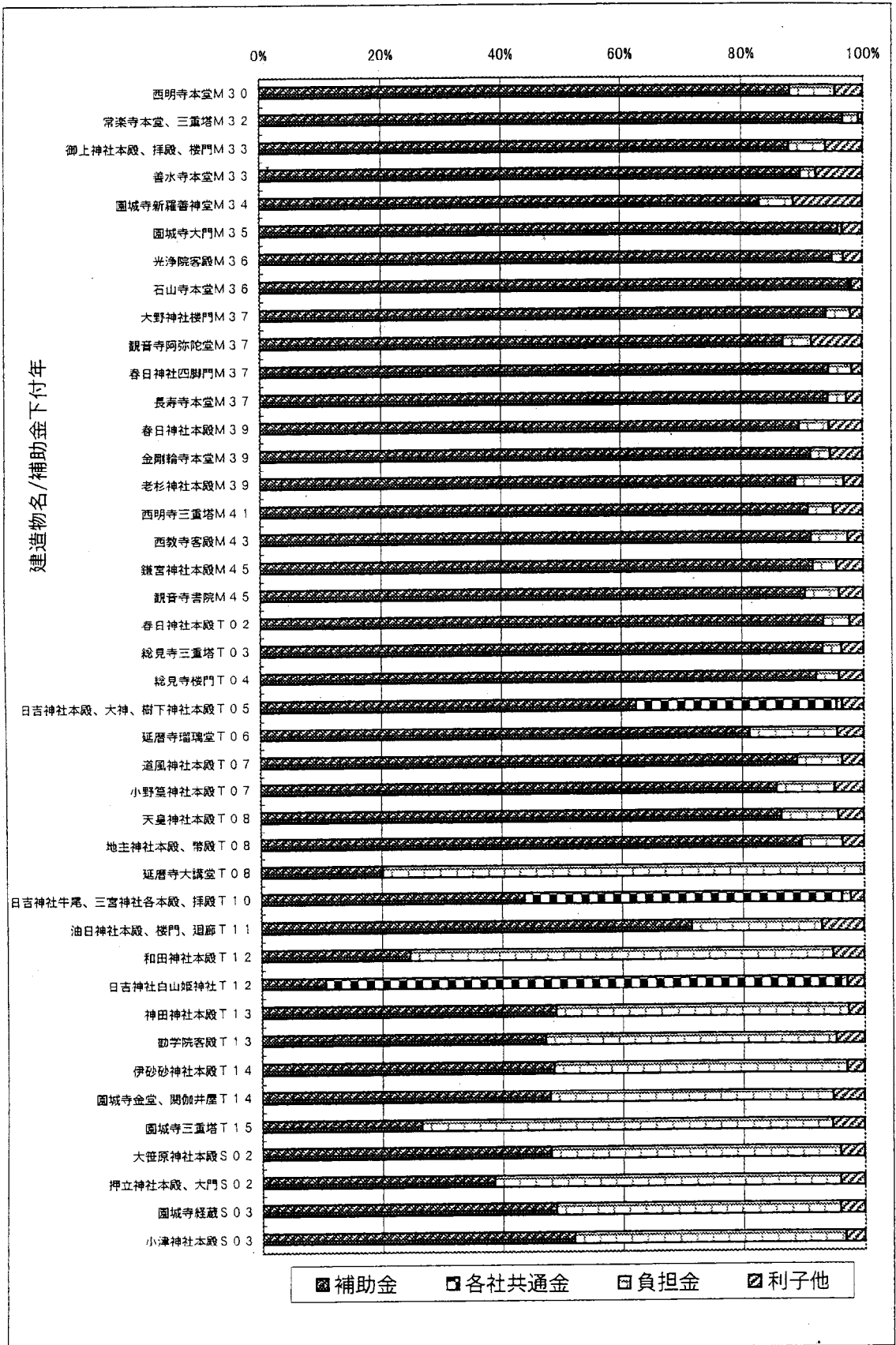
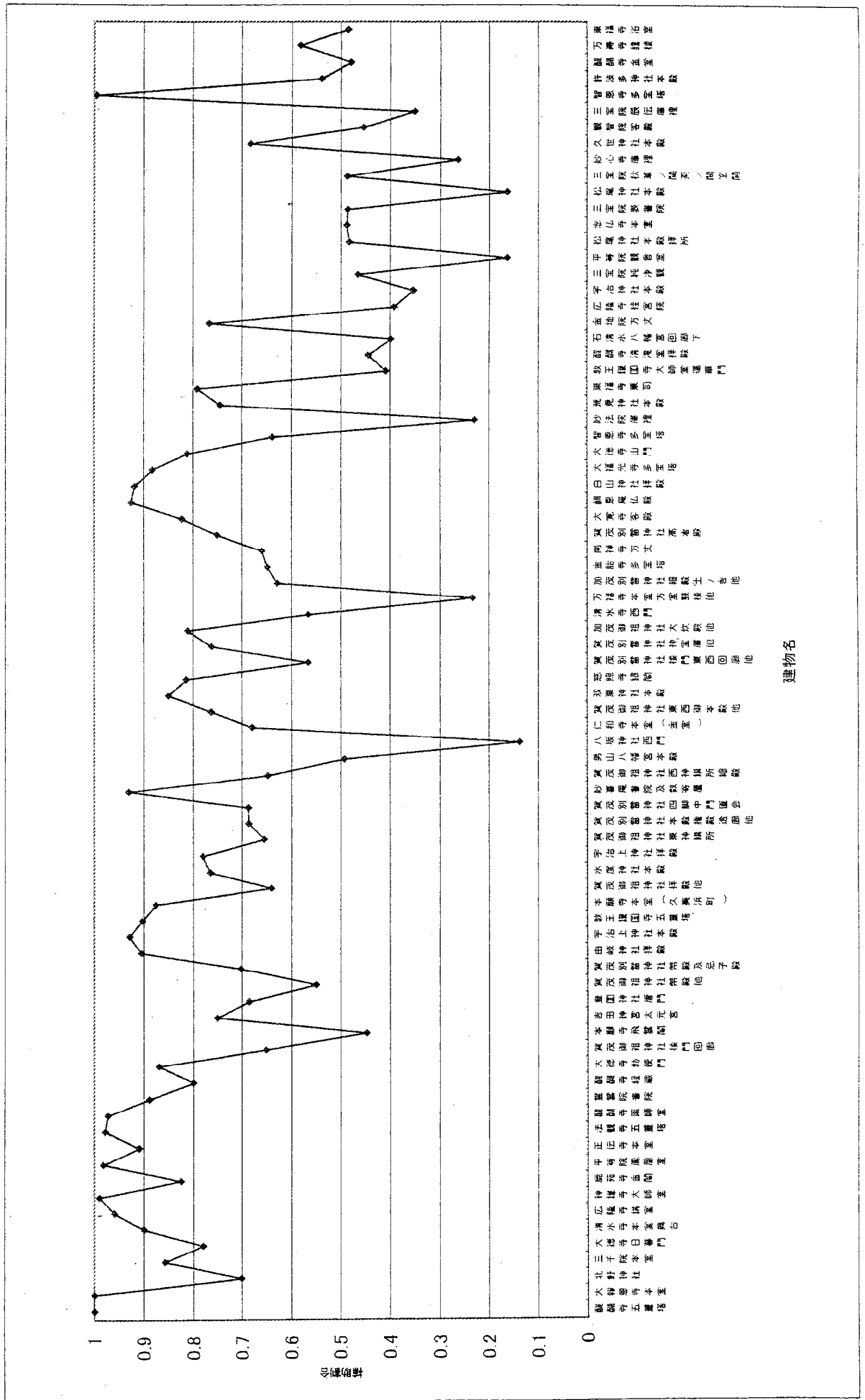


図3-4 古社寺保存法による滋賀県特別保護建造物修理の工費収入内訳割合



建物名

図 3.5 京都府の特別保護建造物の国費補助割合

滋賀縣甲賀郡石部町史跡寺長壽寺本堂大修理

設計書

一 本堂

壹 棟

但正面桁行柱真々四拾參分五寸柱間々中脚間拾四寸

側面梁行柱真々四拾參分五寸柱間々壹間拾參分

前拵桁行柱真々四拾參分五寸柱間々中脚間拾四寸

前側柱真々前拵柱真々拾尺五寸

一 床方高地盤石外陣檼投上造設尺四寸四分令檼投上頭貫

上造尺九寸頭貫上九桁外角壹尺九寸外陣檼投上管前

拵柱石之四尺六寸令石九桁外角拾參尺

棟抱高柱石棟凡凡大々參拾參尺壹寸

一 椽出柱真々椽束真々五尺五寸七分正面參分柱真々椽石

之八尺五寸五分軒出九桁真々木真々下外角陸々由參寸木

頂下外角壹間下外角陸々參尺厚地壹尺交飛椽

等木四支前拵軒出柱真々壹間下外角陸々五寸軒出柱

真々携破風外面之四尺九寸

一 方五間且層壹間四尺椽高欄三間向拵中屬間取圖面之通

斗拱和樣三斗拱間斗束但向拵斗拱間置檼取軒外里檼

壹木屋根四阿檼皮耳瓦棟鬼杵及部檼敷化柱屋根

裏外外部丹塗

右修理仕様

一 起工先土家足代棧橋工作場材料置場等適高建設

以竹束束以堅固圍之也云々

一 小屋組軒廻椽細真他必要應且解公厨之上加工心設

部分請材料之豫之番号之附順序之進之最之鄭重

取致云々

图 3-6-1 史跡「坂井寺本堂大修理設計書」部分（『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・明治-80」）

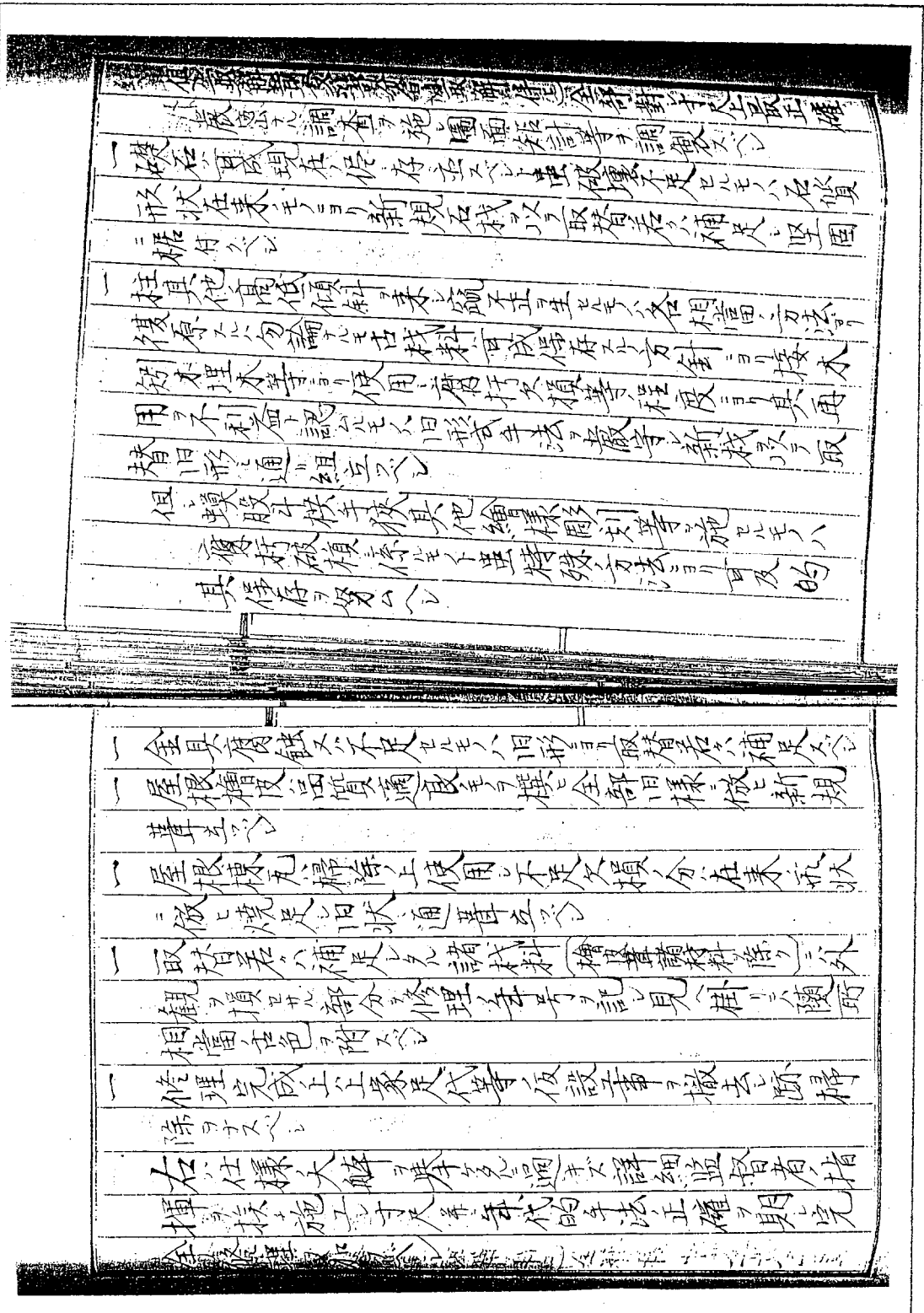


图 3-6-2 史料「長寿寺本堂大修繕設計書」部分 (『滋賀県行政文書』「特
 別保護建築物・明世一80」)

特別保護建造物修理方針

- 一 修理工事、専ら白觀ヲ保存スルヲ目的トシ、創立當時之形式手法ニ準據シ施スルヲス
- 二 腐朽用ニ堪ヘル部分ニ取替エシテ腐朽セザルニ至リテ後カガル者、可成保存スベシ
- 三 保存ニ甚ク支障アリト認ムル部分、腐朽セザルニ至リテ後カガル者、可成保存スベシ
- 四 後世ノ附加物ニテ其手法及形式ナク甚クシテ他ノ部分ト統一ヲ欠キ一見不体裁ノ極ニ至ル者、取除クベシ

- 五 後世之改造ニ存部分ニテ前章ト同一場合ニキ、創立當時ノ形状及手法ニ準據シテ、取替ヘシテ、後世ノ塗、施スベシ

図 3-7 史料「特別保護建造物修理方針」部分（「石山寺本堂修理工事設計書」『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・明せ-75」）

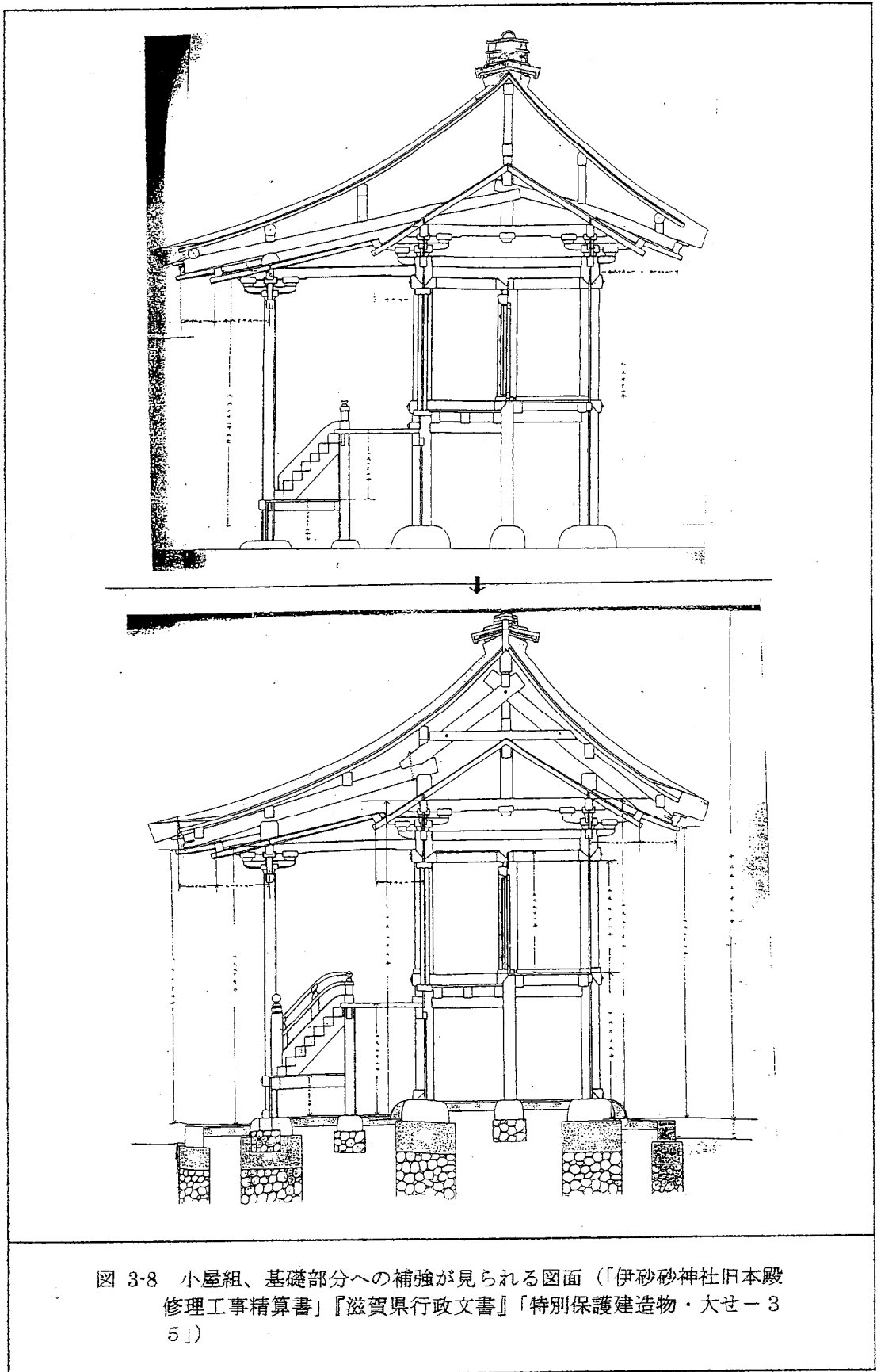


図 3-8 小屋組、基礎部分への補強が見られる図面（「伊砂神社旧本殿
修理工事精算書」『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・大せー 3
5」）

一 本堂小屋無_レ固_レ而_レ切_レ組_レ楹木_レ間_レ每_レ配_レ置_レ隨_レ所_レ缺
 初_レ以_レ堅_レ固_レ取_レ竹_レ野_レ地_レ完_レ全_レ打_レ釘_レ檜_レ皮_レ葺_レ之_レ
 瓦_レ棟_レ上_レ之_レ
 一 三重塔_レ及_レ瓦_レ現_レ存_レ最_レ古_レ之_レ徽_レ製_レ作_レ之_レ
 一 取_レ替_レ之_レ木_レ材_レ隨_レ所_レ以_レ西_レ女_レ應_レ適_レ當_レ古_レ色_レ塗_レ之_レ施_レ之_レ
 一 左_レ寺_レ綾_レ成_レ土_レ須_レ屋_レ根_レ足_レ付_レ檜_レ木_レ一_レ屋_レ取_レ掛_レ踏_レ掃
 除_レ之_レ也_レ
 以_レ六_レ仕_レ樣_レ概_レ略_レ之_レ舉_レ之_レ過_レ之_レ以_レ實_レ施_レ臨_レ現
 物_レ固_レ面_レ及_レ設_レ計_レ書_レ從_レ少_レ外_レ尚_レ修_レ復_レ其_レ得_レ從_レ之_レ施_レ之_レ
 三_レ重_レ塔_レ極_レ彩_レ色_レ繪_レ修_レ理_レ仕_レ樣
 一 塔_レ內_レ極_レ彩_レ色_レ裝_レ飾_レ剝_レ落_レ之_レ部_レ令_レ最_レ鄭_レ重_レ之_レ法_レ之_レ
 適_レ當_レ材_レ料_レ以_レ少_レ木_レ幸_レ地_レ附_レ着_レ之_レ也_レ

一 剝_レ落_レ之_レ部_レ令_レ現_レ在_レ儘_レ保_レ有_レ之_レ目_レ之_レ地_レ陰_レ線_レ描_レ彩_レ色
 補_レ足_レ之_レ爲_レ之_レ也_レ
 一 在_レ此_レ現_レ存_レ儘_レ保_レ有_レ之_レ要_レ又
 一 天_レ井_レ與_レ子_レ令_レ裡_レ板_レ葺_レ新_レ補_レ足_レ之_レ木_レ材_レ隨_レ所_レ以_レ適_レ當_レ古_レ色_レ
 塗_レ之_レ施_レ之_レ色_レ調_レ之_レ統_レ之_レ保_レ之_レ也_レ
 一 附_レ着_レ材_レ其_レ樣_レ次_レ度_レ及_レ施_レ工_レ方_レ法_レ特_レ修_レ復_レ其_レ是
 之_レ所_レ自_レ也_レ

滋賀縣行政文書『特別保護建造物・明廿一74
 一21』

圖 3-9 史料「三重塔極彩色繪修理仕樣」部分（「常樂寺本堂及三重塔修
 理實施仕樣書」『滋賀縣行政文書』「特別保護建造物・明廿一74
 一21」）

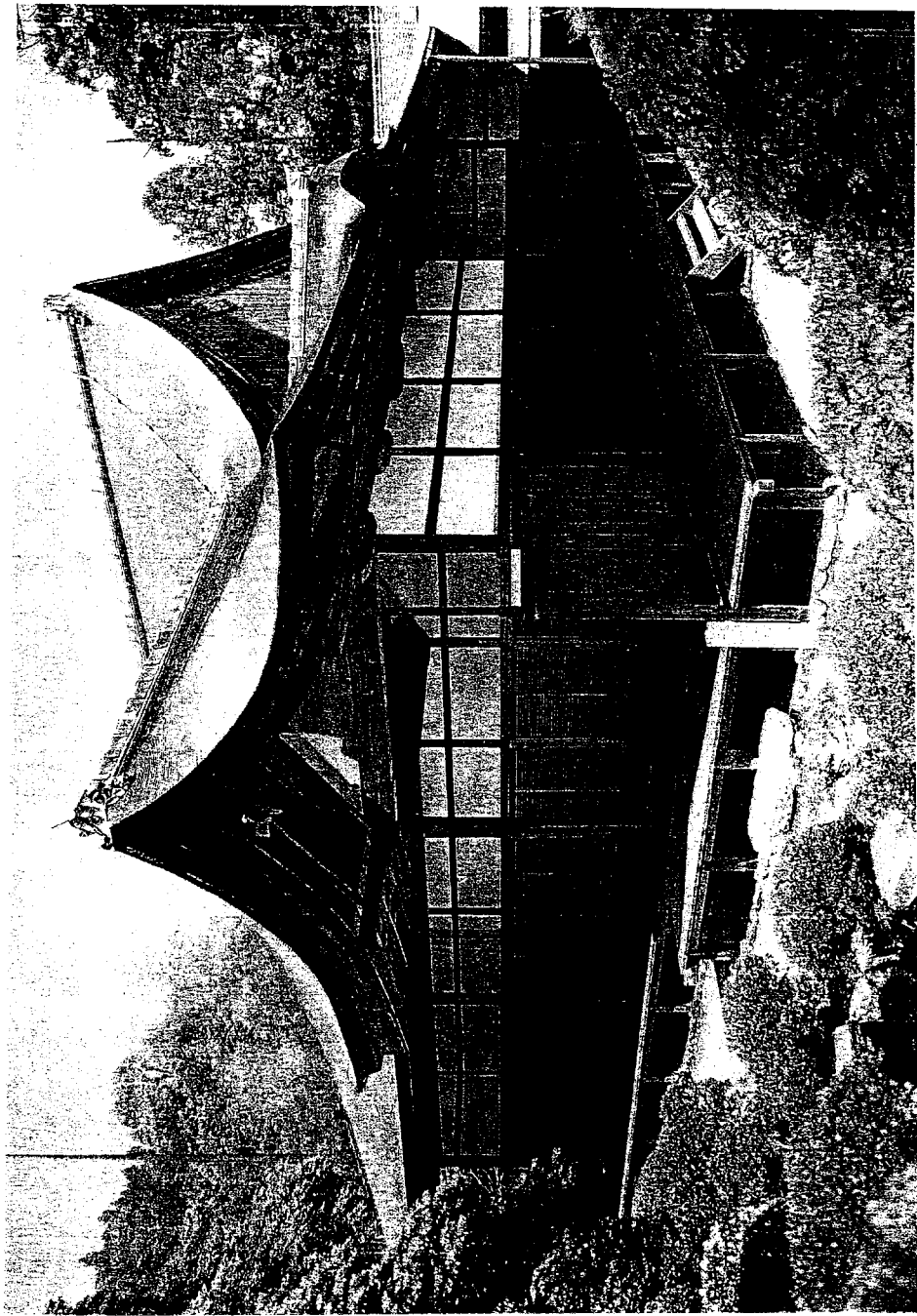


図 3-10-1 「勸学院客殿」現状写真（鈴木嘉吉編『国宝大事典 五建造物』講談社、昭和60年9月）

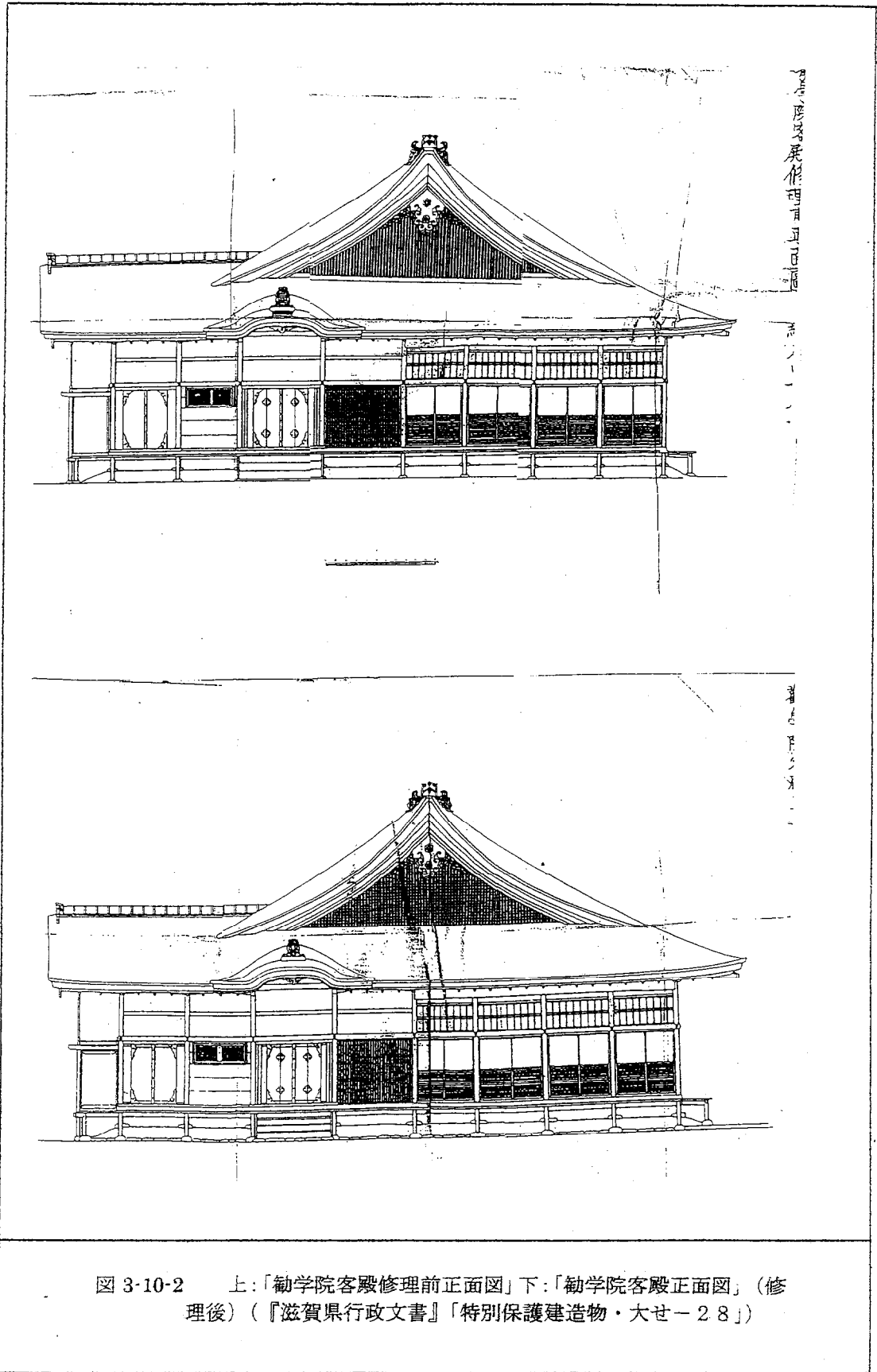


图 3-10-2 上:「勸学院客殿修理前正面図」下:「勸学院客殿正面図」(修理後) (『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・大せ-28」)

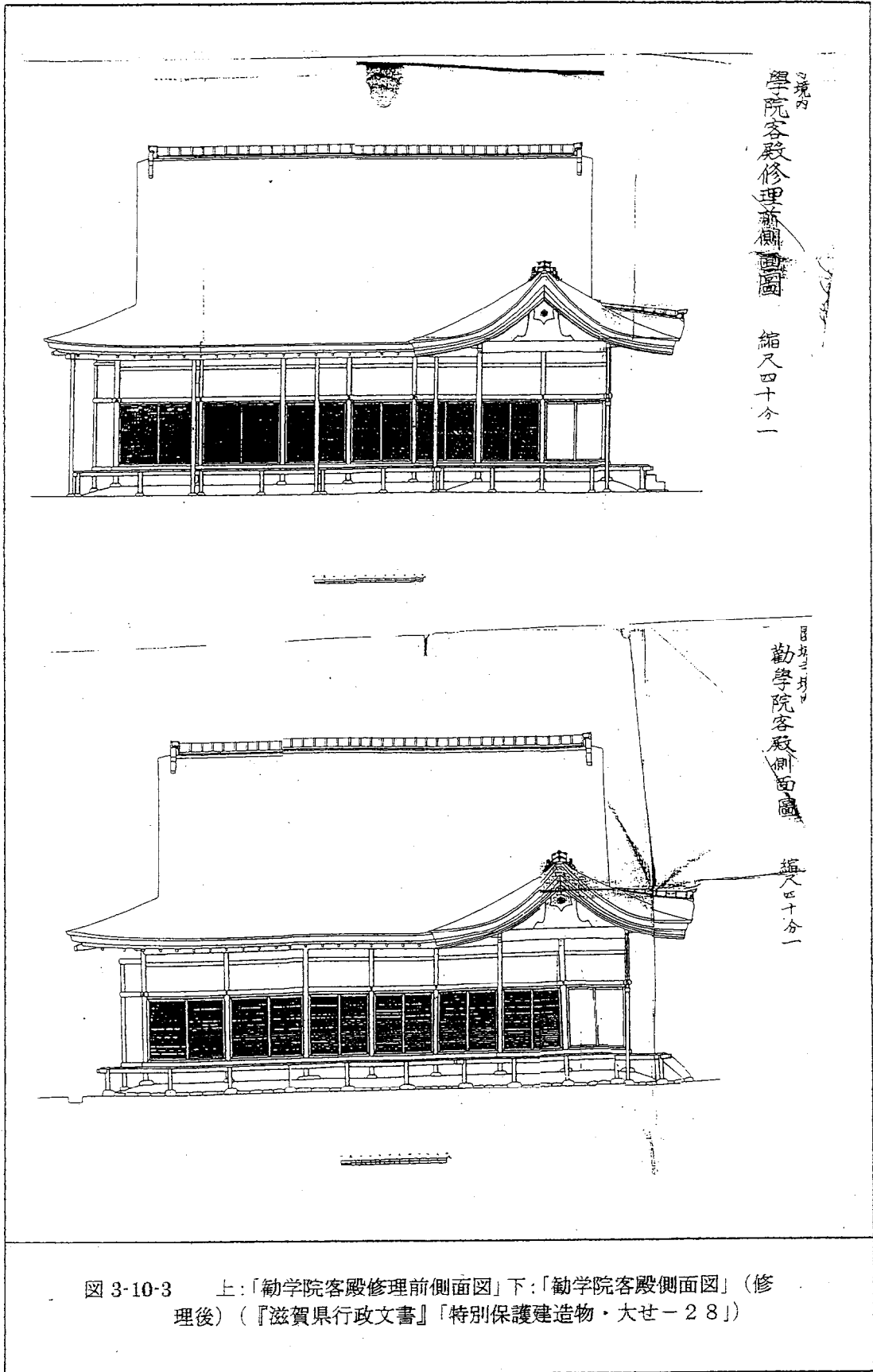


図 3-10-3 上:「勸学院客殿修理前側面図」下:「勸学院客殿側面図」(修
 理後) (『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・大廿-28」)

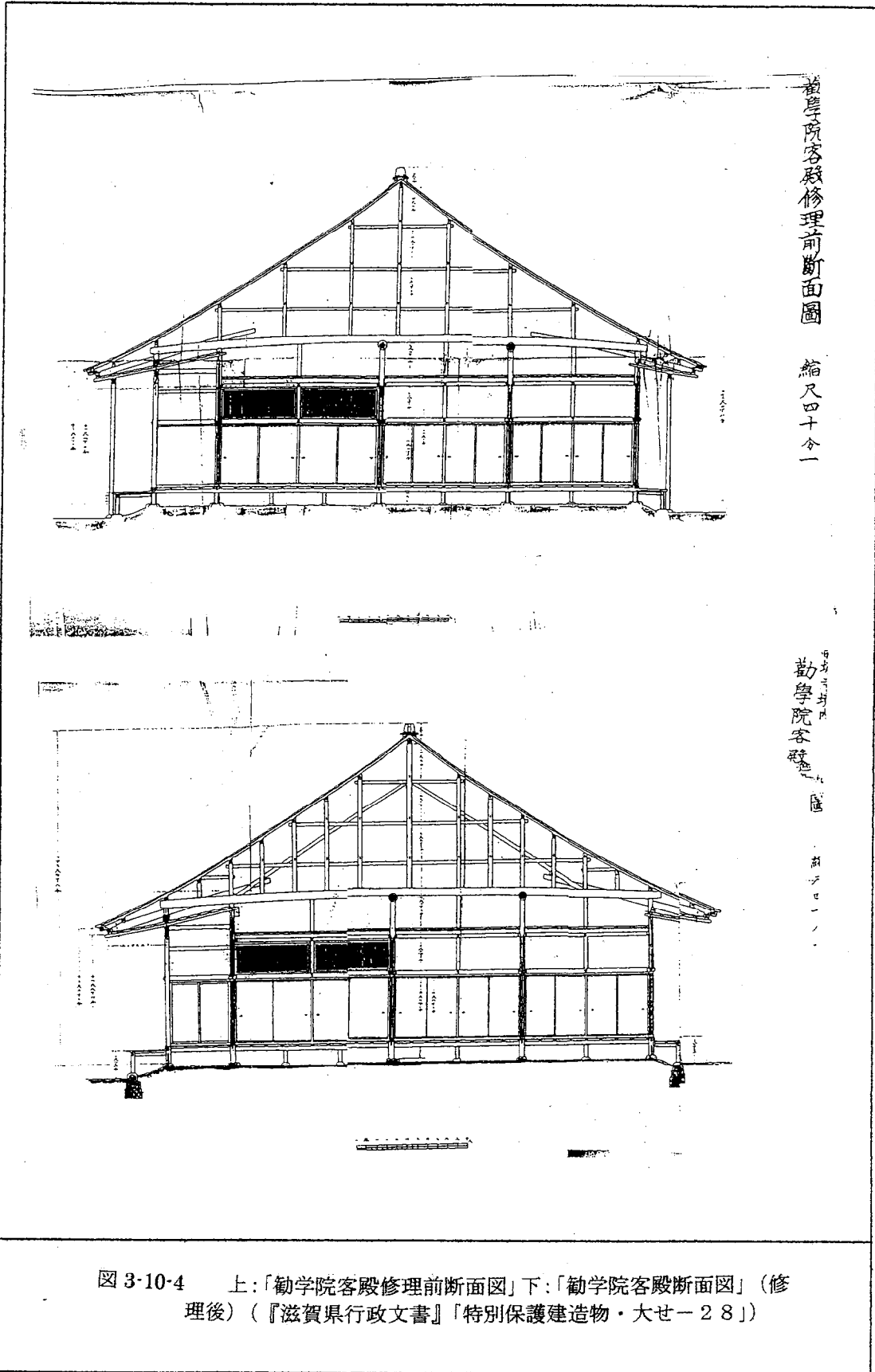


図 3-10-4 上:「勸学院客殿修理前断面図」下:「勸学院客殿断面図」(修理後) (『滋賀県行政文書』「特別保護建造物・大せー28」)

第4章 大江新太郎の日光東照宮修理

- 第1節 保晃会の建造物保存活動について
- 第2節 日光東照宮修理への大江新太郎の関わり方
- 第3節 大江新太郎の日光東照宮修理方針
- 第4節 日光東照宮修理が象徴する建造物保存概念
- 第5節 小結

第4章 大江新太郎の日光東照宮修理

第1節 保晃会の建造物保存活動について

明治32年から大正12年にかけて行われた日光東照宮の修理は、古社寺保存法（明治30年～昭和4年）適用の修理事業の中でもよく知られたもののひとつである。それはこの修理事業が大規模であったことや、伊東忠太（1867～1954）や大江新太郎（1879～1936）らが携わったことによるだけでなく、その修理のやり方に対して当時厳しい批判が出されたことにも関係があると見ていいだろう。本章では、大江が日光東照宮の「何を」「どう」保存しようとしたのかに注目し、大江の建造物保存概念を考察するとともに、大江の日光東照宮修理とその批判によって象徴されたと考えられる、建造物の保存の内包する矛盾について考察する。

日光東照宮修理への批判は主にその漆や彩色を塗り直したことによるものだった。たとえば、遠藤於菟（1865～1943）は『建築世界』大正3年9月号に「日光廟の彩色を見て」を寄せ、そこで次のように「此修理の色彩」が「誠にケバケバした色彩で、視覚を鋭く刺激し、毒々しき野卑の感じを起さしめた」（p6）と述べている。

「私思ふに、修繕の方針を定むるに当りて従来の日光廟の彩色を見て、最初は強烈なケバケバしいものであつたが、歳月の経過と共に渋みある落付あるものとなつたのであらうと修覆の今日に於ても群青、緑青にせよ、赤、朱にせよ、原色夫れなりの強烈なものを用ふれば、歳月は丁度調子の宜い色彩を齎すべしとの考へではなかつたらうか、若さうであつたらば浅薄の譏りは免れぬ。創建当時に於ける彩色は初めより強烈なものを用ひず、原色の調合に苦心した調子の好いものではなかつたらうかと云ふ研究に一步を進めて欲しかつた 仮りに私の此説が誤つて居るとしても即ち最初から派手やかなケバケバしいものであつたとしても、明治、大正の今日では必らずしも寛永時代の彩色法を踏襲するに及ばない。今日は今日の材料で出来得る限り良いことをすれば宜い。絵具の調合は何うでも出来る。今日の方は却つて自由であつて、初めからして調子の落付いた彩色法もあらう。明治、大正の彩色法を以て益す日光廟の美を發揮せしむることの却つて面白くはなからうかと思ふ。」（p7）

漆や彩色の塗り直しに関しては、美術家や外国人などからも批判が出されたようで、大江は、『建築雑誌』に大正4年10月号から5年3月号にかけて連載した「日光廟修理弁疎」で、ある「美術家」の以下のような発言を紹介している。

「奈良や京都では、古社寺の修繕が出来上つても、何処を修理したのやら、一見して少しも修理の跡が見へぬ、僕などは小刀で削つて見て初めて新古材料の区別が判つた位である。此くてこそ古社寺の修理である、日光は何事ぞ、新たに修理を加へた箇所といへば、孰れを見ても金々ピカピカ、丸で狂女の扮装である、どうでも古色を着けて貰ひませう」¹⁾

これらの批判からは、このときの日光東照宮の修理が当時の人が歴史的建造物修理に対して抱いていたイメージから逸脱していると思われたことがうかがえる。その後今日に至るまで、この修理が例外的な事例として触れられることはあっても、それが示唆する問題についてより広範な視点から論じられることはなかったと思われる。

このときの修理事業に関しては、先掲のものだけではなく、日光東照宮所蔵の修理工事の工費精算書や大江新太郎『日光社寺大修繕一斑』（東照宮三百年祭奉斎会、大正3年）などによって、その修理方針だけではなく、実際の修理内容などをかなり詳細に知ることができる。ちなみに、修理工事の工費精算書は、このときに修理された社殿の大部分について、請求書や精算書、「修繕設計書」（「木工部」「漆工部」「金具部」「絵画部」「屋根工事」などの別に記載）、修理事務所と日光東照宮、栃木県の間で交わされた文書などからなる。

先掲の批判は主に漆と彩色の塗り直しに関するものだったが、これらの史料をあわせて検討することによって、そのような修理を単独にはなく、このときの修理方針の文脈の中でとらえ直すことができる。それは結局、大江は何を、どうやって保存しようと考えていたのか、を問題にすることでもある。本論文の基本的立場として、歴史的建造物の修理には矛盾する要素が併存しており、社会背景や建築観に影響されて修理方針が形成されるのが常態であり、唯一の理想的な手法があるとは考えないという立場をとっている。そのような立場から、本章では、日光東照宮修理を例外的な修理事例としてよりもむしろ、歴史的建造物の修理という行為にひそむ避けられない矛盾を明るみに出した象徴的な事例として位置づけ直そうとしている。

このときの大修繕は日光の二社一寺を対象にしたものだが、その建物の特徴から、東照宮の修理が大江の保存観をもっとも象徴的に示すと考えられるので、本稿では主に東照宮の修理について考察することにする。

なお、明治32（1899）年からの日光東照宮修理事業の概要やそれに至る経緯についても注目し、その事業の実現に重要な役割を果たした保晃会の建造物保存活動についても考察した。保晃会の活動は、古社寺保存法制定以前の建造物保存活動として、京都保勝会などと同様、注目すべき活動であると考えられる。保晃会については、古谷清編『日光東照宮修営志』（別格官幣社東照宮社務所、大正14年）、日光市史編纂委員会『日光市史』（同市、昭和54年）、高村功一「東照宮の明治大修繕事業—保晃会の活動を中心として」（『大日光』第61号、平成元年4月、pp65・76）、などの論考がある。本節では、日光の高野家文書、『下野新聞』などを分析し、古社寺保存法制定以前の古建築保存活動として、同会の活動内容や、日光東照宮修理事業との関係をより詳細に考察した。明治期以降の日光東照宮修理に関する年表を表4-1に示す。

明治維新にともない徳川幕府の定めた修繕制度が廃止されたこと、神仏分離令で明治4年に2社1寺に分離されたことにより、日光の建造物は「明治六七年の頃に至りては殆ど

煙滅に帰せんとする」状態にあった²⁾。

そこで後の県会議長で酪農家の安生順四郎、那須高原を開拓した矢板武、印南丈作ら県内の実業家は、「我国無比ノ壯観名勝即チ文物ヲ保存スルハ興業起産ト共ニ文明ノ盛事観光ノ要挙」³⁾と、「社堂ノ壯麗」⁴⁾を保存し観光客を誘致することによる、日光の復興を目指した。日光東照宮の保存活動もまた、京都の古社寺保存活動同様、近代化によって埋没した地域の復興運動という日本近代独自の事業を反映したものであったと考えられる。

安生らは、明治8年から12年にかけて再三上京し、旧幕臣に保存を訴えたが、「国政未だ更始中に係ると徳川家祖廟を以て目認し美術を以て論するの日にあらされ」という理由で断られた⁵⁾。また明治12年7月には、米国前大統領グラントと共に日光を訪れた伊藤博文内務卿に、政府による保存を懇願したが断られた⁶⁾。そこで安生ら21名は、東照宮宮司松平容保を会長に「汎ク有志ノ餘資ヲ募リ晃山ノ壯観及ヒ名勝ヲ保護永存」⁷⁾する民間団体として保晃会の結成を計画し、明治12年11月に発起人43名による保晃会創立願書を内務卿に提出し、許可を得た⁸⁾。(図4-1)

保晃会の活動内容は、1)寄付金の募集、2)修理、3)調査に分けられる。

1)については、明治15年12月までに20万円の寄付金を募集し保晃金とすること、植林により資産を増やすことを計画した⁹⁾。毎年大会を開き、東京、静岡に出張所を設け¹⁰⁾、明治14年5月から11月に全国に21名の委員を派遣して賛同を求めるなど¹¹⁾、精力的な活動を行った。明治15年6月には保晃金総額は13万4278円に達したが、その中4万7415円は旧大名などの華族から寄せられた¹²⁾。また東京の賛成会は榎本武揚が中心となったこと¹³⁾、同会の活動全般に勝海舟が関係したこと¹⁴⁾からも、同会には「三百年間昇平ノ鴻徳ニ奉酬スル」¹⁵⁾ため、「徳川」の象徴として日光を保存する意識もあったと考えられる。

また、日光を訪れた多くの外国人観光客が同会の活動に賛同し寄付を行った¹⁶⁾。なかでも、英国公使アーネスト・サトウは、同会委員に海外の建造物保存の状況を説明し、外国人からの寄付金の募集に尽力した¹⁷⁾。

しかし保晃金が目標金額に達しなかったこと¹⁸⁾、明治21年には輪王寺からの修理の申し出を断ったこと¹⁹⁾などから、支部を閉鎖するなど儉約につとめた²⁰⁾ものの、同会は慢性的な資金不足であったことがわかる。

2)の修理については、保晃金が目標金額に達した後に利子で行うことを計画した²¹⁾。そこで明治16,17年に、「社宇修繕の議」²²⁾「日光壯観維持之義ニ付建白書」²³⁾を内務大蔵両卿に提出し、保晃金が集まるまでの国費による修繕を請願したが、却下された。明治18年に同会はやむなく利子の範囲内で2社1寺と半額ずつ支出して修理する「壯観修繕ノ議」を議決した²⁴⁾。同会は、資金と職人の不足から、「彫刻彩色等古体ヲ失ハサルハ至難ノ義ニテ且ツ費用モ容易ニ難及ト存込候間現在ノ俣保存」²⁵⁾し、修理は「土台入替柱根継内外柵の建替雨露侵入して腐朽せし者の防遏」²⁶⁾に限ることとした。この方針から、建造物の文化財的価値を尊重する同会の意識が窺える。

3)の調査については、同会は大修繕のための調査を行った。同会は専門家を雇い、「社堂美術ニ属スル彩色彫刻等ヲ模写シ修繕ノ模範ニ供スル事」を決定した²⁷⁾。また明治17年には「東照宮其他構造セシトキノ仕様帳及其後修繕ノ帳簿類追々本会ニ蒐集有」と創建以来の古文書類を収集することを決定した²⁸⁾。明治20年4月の『建築雑誌』では、学会が「日光廟ノ明細図及ヒ結構帳ヲ保晃会幹事某君ニ依頼シテ写シ取り本会へ備へ置く事」を報じた²⁹⁾。上記の調査方針にも建造物の文化財的価値を認めるという同会の姿勢が窺える。

同会は、明治27年9月に東照宮側から腐朽部分が多いことを指摘され、詳細な調査を東京美術学校と日本漆工会に依頼した³⁰⁾。漆工会は専門家が出張して調査を行い、早急な大修繕が必要であることを勧告した。そのため、保晃会は調査委員を任命して古文書類から過去の修理を研究し、貨幣価値の換算から、修繕予算を83万5139円と見積もった³¹⁾。それをもとに保晃会と日光町民は、4万円ずつ20年間の国費貸し付けを請願する「日光山社殿修繕ノ件」を内務大臣貴衆両院に提出し、明治29年3月の第9回帝国議会貴衆両院で可決された³²⁾。

保晃会は修理の実施に向けて、大修繕実施のため調査費用である「大修繕目論見諸費」を4492円95銭支出し³³⁾、日本漆工会を通じて木子清敬に調査を依頼した。明治29年2月から12月には、木子の指導のもとで、塚本靖、大沢三之助らが建造物の実測調査を行った³⁴⁾。日本漆工会の調査では同会収集の古文書類も参考にされ、各建造物ごとの詳細な計画が立てられた。(図4-2)調査は「全部ノ修繕ヲ完成スルノ目的」で行われ、そのとき作成された「日光山社大修繕費予算一覧表」によると修繕予算は123万9700円という膨大なものになった³⁵⁾。請願の可決後も、修繕は実行されなかった。保晃会では、日本漆工会に銅屋根、屋根下地、土台の修理を中心に予算を21万4706円に切りつめた「日光山社堂銅屋根及石工部修繕予算一覧表」作成してもらい、早急な修理実現のため、内務大臣や内務省社寺局長に面会し、積極的な請願活動を行った³⁶⁾。

明治30年6月には古社寺保存法が公布され、11月には日光社寺修理事業の実施が内務省で内定した。そこで同会は、木子と伊東忠太に緊急修繕箇所への再調査を囑託し、予算20万563円91銭の修理計画を、明治31年1月に内務省に提出した³⁷⁾。明治32年3月の古社寺保存会で、保晃会の大修繕計画が採用され、請願どおり10万円を国費補助することが決定されることになった³⁸⁾。この計画は、二荒山神社3箇所、輪王寺17箇所、日光東照宮18箇所の修理計画を定めたもので、そのうち、木工部の予算書が残っているが、その内容は、明治32年から始まる日光社寺修理事業の第一期修理の元予算額と一致していたことから、この計画が直接第一期修理の原案となったと考えられる³⁹⁾。

以上、保晃会は日光復興、「徳川」の象徴としての重要性を考慮して保存活動を行ったこと、建造物の文化財的価値を認める姿勢を持っていたこと、明治32年からの日光社寺修理事業は同会の活動の成果であったこと、を明らかにした。古社寺保存法による保存金

の補助を受けた修理事業は3期に分けて行われた。第一期大修繕は明治32年度から44年度までで、表門、神廐、水屋、経蔵、鐘楼、鼓楼、本地堂、東西廻廊、神楽所、神輿舎、上社務所、玉垣、本社、石の間、拝殿、本社渡り廊下、坂下門、北唐門等の建造物修理と境内参道の階段、敷石、石柵の据え直しをおこなったとされている。第二期大修繕は明治45年度から大正8年度まで（当初は大正5年度終了予定）で、唐門、坂下門、陽明門、東西廻廊、上中下神庫、五重塔、その他一部参道の補修をおこなった。第三期大修繕は大正10年度ころにはじまり、東西廻廊、神廐、本地堂などに修理を加えていたとされているが、大正12年に「完結しないまま終了になった可能性が強い」⁴⁰⁾とされている。

ちなみに、先掲の高村論文によれば、この一連の事業によって「東照宮において、完全に修理の終了したものは、第二期大修繕で施工した陽明門、唐門、奥社拝殿の三棟のみで、その他の建物は、一部に未修理部分があったり、その第一期工事で施工したのも、既に修理時期に達してしまったなど、部分的ではあるがいずれも修理を必要としている」状態だったとされている。（図4-3、表4-2）これらの工事はすべて県知事直轄で、日光社寺大修繕事務所が運営を担当し、所長は栃木県事務職（部長職）で、それと「ほぼ同等の立場で主任技師」が置かれていた(p3)ことが明らかになっている。

第2節 日光東照宮修理への大江新太郎の関わり方

本節では、明治32年からの日光東照宮修理について、その事業の詳細を明らかにし、大江新太郎の修理事業への関わりを明らかにする。明治32年から始まった日光東照宮修理事業は古社寺保存法の適用を受けて行われたもので、その費用は国費と所有者側の支弁からなる。しかしこの事業では、所有者である東照宮・輪王寺（大猷院を含む）・二荒山神社が別途支出する、「社寺合同修繕工事」と呼ばれる事業が並行して実施されており、それが古社寺保存法適用の修理事業を補完するカタチになっていた。大江新太郎『日光社寺大修繕一斑』（日光東照宮三百年祭奉斎会、大正3年）によれば、「社寺合同修繕工事」は「指定工事」と「臨時工事」に分かれていた。「指定工事」は「社寺協議の下に、修繕せんとする箇所を先づ指定して、之に相当する設計を予め限定したもので」、「臨時工事」は、「当初から修繕の必要を認めて居なかつたもの、若しくは修繕の必要は認めて居ても、時の経済状態から差当り修繕資金の目途が付かなかつたものを、中途から必要に迫られ、又は資金の調達に依つて、臨時に着手する工事」だった。「臨時工事」はさらに「連続工事」と「単独工事」に分かれていた。この「連続工事」とは「第一期大修繕工事又は社寺の指定合同工事の着手されんとする時に当り、若しくは着手されてから後に至つて、所定の設計以外に、避け難い追工事の必要が生じた場合に起る工事」で、「本工事に関係連続する」ものだった。「単独工事」は、それらに無関係に「真に臨時的必要に迫つて、起る処の所謂単独工事」である（以上 p5）。

日光東照宮所蔵の第一期・第二期の大修繕に関する精算書（決算）によれば、東照宮の第一期大修繕工事の「修理費総高」（決算）は22万3,585円85銭9厘である。そのうち国費支弁が約4分の1の5万6,361円94銭2厘で、所有者側の「負担金」がそれとほぼ同額の5万6,675円76銭7厘だった。他に所有者側から「古銅板売却代金」12万1,654円93銭5厘などの補填があった。それと並行して行われた合同修繕は指定工事費が2万2,420円73銭で、臨時工事費が11万3,810円70銭だった。第二期大修繕工事の「修理費総高」（決算）は27万3,479円80銭5厘で、うち国費支弁が約3分の1の10万円ちようどである。残りは所有者支弁ということになるが、その主なものは「負担金」11万1,787円98銭1厘と「古銅板売却代金」7万7,425円76銭2厘である。それに並行して行われた臨時工事費が741円46銭1厘あった。したがって、第二期までの大修繕の修理費（決算）は49万7,065円66銭4厘で、それと並行して所有者側が実施した「社寺合同修繕工事」は13万6,972円89銭1厘、それらを合計すると、このときの日光東照宮の建物修理に要した費用総額は63万4,038円55銭5厘ということになる。そのうち国費は15万6,361円94銭2厘だから、古社寺保存法適用事業の決算額の31.5%であり、「合同修繕」も含めた額に占める割合は24.7%ということになる。つまり、このときの日光東照

宮修理事業は所有者側がかなり多くを負担したものであったのである。

大江新太郎は、明治37年7月に東京帝国大学工科大学建築科を卒業し、明治38年には、大学から学術調査のため清国へ出張を命じられるなど、研究を続けていた。日光東照宮修理技師としては、大江新太郎は、明治40年5月25日に栃木県日光社寺大修繕工事監督を嘱託され、明治42年4月には、栃木県技師に任命された。その後、大正5年6月まで日光東照宮の修理事業に関わり、大正5年6月24日付けで、造神宮技師に任命され明治神宮造営局技師と栃木県技師を兼任することとなり、明治神宮造営に本格的に関わることとなった⁴¹⁾。つまり、大江が主任技師としてこの修理事業に関わったのは、第一期大修繕が約3分の2を経過した明治40年5月25日から、第二期大修繕前半の大正5年6月24日までの9年間である。後述するように、大江は前任者の星野男三郎よりも漆や彩色の修理を積極的に行っただけではなく、その趣旨を前掲の文書で説明している。これらのことと、大江が主任技師としてこの事業を陣頭指揮したのが第一期の終わりから第二期の途中までであること、そして第三期にはたいした修理事業は行われていないと考えられることから、今回の分析の対象とする時代は主に第二期までとした。

大江の前任者は星野男三郎で、星野の時代に本地堂、鐘楼、鼓楼、経蔵、水屋、神廐、表門などの修理を終え、拝殿などが修理にかかっていた⁴²⁾。工費精算書の印影によって大江が関わったことが確認できるのは本社・石の間修理工事の途中からで（それ以後の文書には星野の印影は見られない）、第一期では東西透塀や境内参道も大江が担当した。第二期は最初から大江の担当で、工費精算書の印影からそれが裏づけられる。第二期に彼が修理したのは、陽明門、唐門、東西廻廊、中神庫、坂下門、神楽殿、上社務所である。そのうち東西廻廊、坂下門、神楽殿、上社務所は、星野が一度修理したものに大江が修理を追加したものである。なお、表門、神廐、水屋では、星野が修理したものに大江が彩色の修理を追加した（第一期の追加修繕と臨時合同修繕）。

このことから、大江は東西廻廊内部の、拝殿を除く主要社殿の多くを修理したことがわかる。つまり、彼は本社や石の間、陽明門、唐門など、日光東照宮の中心をなす建物の修理を担当したことになるのである。工費精算書によれば、その中でももっとも修理の手が入られているのは陽明門である。陽明門では屋根の一部「取解」を含めて、小屋組補強、大釘打ちや鋸による部材の緊結、腐朽材の取替、漆や彩色の大々的な塗り直し、彫物の補修などが行われている⁴³⁾。

また、星野に代わって大江が担当するようになってから、修理のやり方に違いが見られることも注目される。それは特に臨時合同修繕工事にうかがえる（表4-3）。先述のように、臨時合同修繕工事は、当初計画には含まれていないが、必要性が認められた場合に新たに申請して許可を得た上で行われる修理事業だった。先掲の高村論文によれば、第一期分の臨時合同修繕工事は全部で30件あり、その総額は、先述のように、11万3,810円70銭8厘である。そのうち、星野の時代のものが5万6,345円90銭4厘で、大江の時代の

ものが5万7,464円80銭4厘である。ただし、星野の時代の分には災害（暴風雨）復旧という、本来の修理事業の趣旨とは異なる支出が1万6,488円86銭含まれている。また、その他に社寺側からの要望を容れて修理を追加したものもある。それは拝殿の修理に関するもので、「臨時合同修繕東照宮拝殿工事精算書」によれば、漆工事に關して「二社一寺ヨリ申シ来リ」の「金六千貳百拾円六拾八銭九厘」⁴⁴⁾、飾金具に關して「社寺当番ヨリ申シ来リ」の「金六拾六円九拾參銭四厘」⁴⁵⁾が新たに追加されたものである。拝殿の漆塗りは指定合同修繕工事でも行われており、その工費は9,150円25銭4厘だった⁴⁶⁾。それでは足りないということで、所有者側から6,210円68銭9厘の追加支出の申し出があり、さらに飾金具の修理にも支出を申し出たわけである。したがって、それらの修理（合計額6,277円62銭3厘）は所有者側の要望を容れたもので、星野の意向ではなかった。それらを除くと、より完全な修理をするために星野の側から別途要求したものは3万3,579円42銭1厘だったことになる。そのうち、雑工事の789円59銭1厘を除いた3万2,789円83銭の内容を見ると、土台取り替えや柱根継ぎなど、腐朽に關係すると思われる工事が多い。漆や彩色の補修に關わるものもあるが、それは「木工事」で追加が必要だった個所に限られている。すなわち、修理の過程で腐朽がひどいことが判明した部材を取り替えることになった際に、その取り替え材に漆塗りに彩色を施すためのものだった。たとえば、「第一期大修繕東照宮表門工費精算書」（実施は明治35～38年度）においては、「本文工事ハ腐朽等モ増加ノ為メ元予算ヨリ増額スルコト左之通り 元予算高金六百參拾四円五拾九銭參厘 現予算高金八百〇參円六拾銭也 差引金百六拾九円〇〇七厘増額」と記されている。このような場合、星野の方針は、同史料に「大棟泥障板腐朽之分切抜キ檜長式間幅壹尺式寸厚式寸五分壹寸五分式枚ヲ削ノ仕拵へ古材ト取混セ見通り能ク大釘及鋸共打チ取付トナシ全振止メ棟木等在来ニ足シ木致取付（以下略）」などとあるように、腐朽個所だけを補修するというものだった。つまり、星野の時代の臨時合同修繕は、災害復旧や所有者側の要望を容れたものを除けば、当初予定された修理工事を実施するためにどうしても避けられない付帯工事に限定されていたと見られるのである。後述するように、当初計画は予算削減のために仕様の整合性がとれていないなどの不備があり、最低限の修理もままならない状況だったので、星野は、本来ならば当初計画に組み込んでおくべきだった修理工事を臨時合同修繕工事で処理していたと思われる。

このような状況は、『建築雑誌』明治35年8月号に、以下のように記されていることからもうかがえる。

「今回の修繕は前記の如く其目的重に構造的の部分にあるが故に、其範圍は概して屋蓋、床下又は脚部及び基礎部以内に留り裝飾の部には主として渉らず。漆工事、金具工事は単に之に随伴するものに限り、特に彩色絵画の如きは修繕上必要の起りし場合輔修するに過ぎず。彫刻と共に極めて僅少なるを以て爰に掲げず」（p16）

それに対して大江が担当した臨時合同修繕工事においては、4件、180円21銭5厘の雑

工事を除くと、すべて漆や彩色、および金物に関するものである。その工事のやり方は、星野担当の時とは異なり、腐朽材の取替の際に必要な新材の漆塗りにとどまらず、それ以外の個所の漆や彩色も塗りかえるというものだった。工費精算書によれば、星野の場合は、拝殿と表門以外は、「漆工部」は「木工部」に対応する個所に限定されている。つまり、腐朽材を新材に取り替えた個所だけに漆塗りを指示している。しかし、大江の場合には、工費精算書から、漆塗りは新材の取替個所にとどまらず、その周囲の部材にまで及んでいることがうかがえるし⁴⁷⁾、その際「在来塗敲キ落シ又ハ研落シ」⁴⁸⁾のように、従来の漆塗りを下地を含めて落としてから塗り直すことを指示していた。

また、仕様書によれば、大江の場合は同一の修理方法を指示することが多いのに対し、星野の場合は、たとえば本朱塗りに関して、単価 80 銭の「本朱塗布着継ヨリ塗上ケ」、単価 56 銭の「同塗地繕イヨリ塗上ケ」、単価 49 銭の「同塗切繕イヨリ塗上ケ」の3種類の仕様が見られ、塗り替える部分によっては単価が安くなる仕様を併用していたと考えられる。しかし、大江の場合の仕様は、全般に星野の仕様よりも単価が高く、本朱塗りでは単価 90 銭の「在来塗敲キ落シ又ハ研落シ」という仕様である。また、大江担当のもので、最高級の仕上げである蠟色塗りが多用されているのも特徴といえる。

このような変化は大江が着任直後に担当した本社・石の間の修理工事から見られるので、彼の意向によると考えられる。本社においては、その漆工事（臨時合同修繕）のための追加支出が 1 万 9,938 円 82 銭 5 厘という、1 件あたりの臨時合同修繕工事としては最も高額のものになっている⁴⁹⁾。

また、星野の時代に比べ、大江の時代には金具の修理がより多く行われていることや、彫物の修理（星野の担当分には見られない）も手がけている点が注目される。このことは先掲の『建築雑誌』明治 35 年 8 月号の引用からもうかがえるが、工費精算書の記載内容からもそれが裏付けられる⁵⁰⁾。

以上から、大江は、着任直後から、星野のときよりも積極的に漆塗りや彫物、金具を修理していたことがわかる。星野の時代の修理は腐朽材の取り替えが主だったのに対し、大江の時代には漆や彩色、彫物の修理がより多く行われているのである。この修理事業では、当初見積で「総額百万円を超して居た」⁵¹⁾のを「削減の大斧鉞が予算の全面に亘つて、所嫌はず、減多打ちに打おろされた、揚句の果が、猶それでも政府の認容する所とならず、更に耳を切り鼻を殺ぎして、とうとう二十二万円といふものに、切り縮められて了つた」だけではなく、「或る建物ハ木工部に屋根の野地を修理する設計がしてあるにも拘らず、一方銅屋根部には、之れが葺換への設計を欠如して居る」というような予算決定段階での仕様の不統一もあった⁵²⁾。おそらく星野はその厳しい修理予算の枠内で事業を遂行することを念頭に、最低限の措置で対応しようとしたのだろう。しかし、大江はそれでは日光東照宮を修理することにはならないと考えて、社寺側に追加負担を働きかけてまでも、より大規模な修理事業を実施したと考えられる。星野の時代の修理が応急的な性格のものだ

ったらしいことは、伊東忠太も表明している。それは、「一体此工事（引用者註：第一期工事をさす）は（中略）先づ是非とも修繕しなければ保たないと云ふ様な心配のさる所と人目に一番付き易い所とだけを修繕する事にして（中略）漸く着手したと云ふ様なのです、所が今九分通り出来上つて見ると実に見苦しい、例へば門は新らしく塗り換つても両側の玉垣は塗り換らないとか云ふ風で是非もう少し醜くない様にしたい、又序に鳥渡人の眼の付かぬ所でも修繕の必要のある所は修したいと云ふので、第二期修繕の相談が持上つた訳で」⁵³⁾ というものであり、大江が担当になってからの修理方針の変更には、伊東の意向が反映しているのかもしれない。

第3節 大江新太郎の日光東照宮修理方針

前節で示したように、主任技師が大江新太郎に代わってから修理のやり方に変化が見られた。漆や彩色の塗り直し、そして彫物や金具の補修をより積極的に行うようになったのである。日光東照宮の中心をなす社殿の修理は大江が手がけていることから、またその漆や彩色の塗り直しが当時厳しい批判を浴びたわけだから、この修理について考察するためには、彼の修理方針を検討する必要がある。

大江は、日光東照宮の修理方針に関して、『日光社寺大修繕一斑』（以下『大修繕一斑』）と「日光廟修理弁疎」を書いている。前者は大正3年に日光東照宮三百年祭奉斎会から刊行されたもので、後者は大正4年から5年にかけて『建築雑誌』346、351号に連載されたものである。後者がもつばら漆塗りと彩色の修理方針を記すのに対して、前者では地形・木工事・彫物・金具・銅屋根の修理についても言及されている点で記述がより包括的であるという違いはあるが、それ以外は、文章の一字一句までほぼ同じである。また、後者は建築学会の機関誌に掲載されたということと、タイトルに「弁疎」とあることから、日光東照宮の修理に対する批判に応えるために、『大修繕一斑』の文章を転用しつつ書かれたものと見られる。

このような状況を踏まえて、ここでは『大修繕一斑』を中心に、その修理方針を検討する。

まず、日光東照宮の歴史的・建築的価値をどこに見るかという点に関して、大江は以下のように述べている。

「一体日光廟が、常に結構の引合に出されて、世に喧伝せらるゝ所以は、主として其装飾手法が豪宕華麗であつて、其技巧が飽くまで精細緻密を極めて居るといふに外ならぬ、又た之を建築歴史の上から見て、桃山時代の様式から江戸時代の様式に移り変る過渡期に介在する唯一の標本として、頗る貴重な建築であるからである」(p7)

つまり、造営当初（桃山時代から江戸時代の過渡期）の様式を伝える唯一の遺構ということに日光東照宮の価値を見ているわけである。そして、その様式の具体的特徴を、装飾の華麗さと精緻さに見ている。

次に、このときの修理に対して、以下のような批判があったことを紹介している。

「新らしく塗り換へた漆に何故寂びを付けぬかと詰る、又或者は、新たに仕直した彩色に何故古色を付けぬかと尋ねる、極端な或者、それは恐らく骨董屋と覚しき者は、何故漆を塗り換へたか、何故極彩色の剥げたのを其儘にして置かぬかと、甚い権幕である」(p9) つまり、塗り直した漆を占びたように見せるべきだとか、塗り直した彩色に古色をつけるべきだ、あるいは漆や彩色が風化した状態をそのままにしておくべきだ、と批判されているのである。それに対して大江は、「此日光廟は骨董品ではない」(p9)と反論しつつ、そ

の修理方針を次のように記している。

「要するに、日光廟修繕の根本方針は、桃山と江戸の両時代に跨る過渡期様式の建築を、之に何物を加ふる事もなく、又之から何物を減ずる事もなく、其儘に保存して、造営当初に表はれた原作意匠を、後人に伝へやうとするに外ならぬ」(p10)

造営当初の状態をできるだけそのまま継承することがこの場合の保存だと述べているのである。そして保存されるべきものは「造営当初に表はれた原作意匠」だった。この場合、その「原作意匠」の主な構成要素は漆塗りや彩色、彫物とされているわけだから、修理方針や内容について、大江がそれらを中心に説明しているのは当然といえる。また、漆や彩色の修理のやり方に批判が集中したことに対して反論する必要があったと思われることも、それらの説明が『大修繕一斑』の中心をなしている理由と思われる。

まず、漆の塗り替えに際して、「能く能く下地の堅固に応へて居るものと見決めを付けた部分の他は、容赦なく木地まで敲き落し」(p13)た。大江によれば、それは、江戸時代の修理箇所を検討した結果、「姑息な塗り繕ひを施したものは、新旧漆の強度が著しく違ふ所から（中略）全然不成績に終つて」いるためで、「後患を醸す濃と見た以上は、根こそぎ之を除去して十分完全に消毒しなければならぬ」(p13)と判断したためだった。また、「漆を新しく塗り換へる事はよいが、塗り上げてから、古びを付けて貰ひたい」(p14)という声に対しては、「工費の問題だけで、遺憾ながら出来ぬと言ふ事になる、仮りに一步を譲つて工費の点に懸念がないとしても、此加工は不安で」あり、漆の上塗りは薄いので、「之れに磨いたり、剥がしたり色々な業を施して古趣の外観を付したものと、然らずして全く無疵のものと、孰れが保存耐久力に於て勝つて居るかは見易い道理」(p14)のように、工費が膨らむことと、塗り直した仕上げ面の耐久性を損なってしまうことを指摘して、退けている。

彩色の塗り直しに関してもほぼ同様の姿勢が見られる。彩色の塗り直しに関しては、まず「極彩色の修繕に着手する前には、必ず実物と同寸大若しくは二分之一大に、精密な見取図を」(p24)作成した。その際、「実物の絵の具の判定」(p24)を行っている。そして、「極彩色に用うる絵の具といふものは（中略）出来るだけ純の純なるもの精の精なるものを得」るものだから、「巖物の最上品」、つまり純度の高い巖絵の具を用いた。「見取図」を作成したのは「現行の修繕用に供するのが目的であると同時に、又百年の後まで修繕毎に役に立てゝ貰ひたい」(p24)ためだった。また、巖絵の具に古色を調合しなかったのは、ひとつには、「他の物を混和せられて居る」絵の具は「思ひも掛けぬ無経験な変化の経路を辿つて往くより仕方がない」、つまり、経年変化が予測不可能であるためだった。後世の修理の際に「古い絵の具の判定を為すことは出来」(p25)なくなることも、古色の調合を避けた理由としてあげられている。

このような漆や彩色の塗り直し手法にうかがえるのは、大江が修理直後の状態（「造営当初」を尊重した状態）の「維持」を重視していることである。塗り直した漆や彩色に古

びた雰囲気を持たせるべきだという批判に対して、彼は、耐久性や工費、将来の修理のしやすさという根拠をあげて反論しているが、その論理は修理直後の状態を少しでも永く「維持」することが重要な課題であるという信念に支えられている。

大江は、日光東照宮の仕上げが本来は耐久性を意図して導入されたものでありながら実は傷みやすいものであることや、日光の厳しい気候が建物を傷める一因になっていることを、『大修繕一斑』の各所で指摘している。漆は「之を塗ってから、二十年ならずして已に修繕期に入る」(p13)し、日光の「冬季の厳寒は峻烈である」ため、「建物下の地形は固より、其他土石工が、土壤の凍結に因つて損害を蒙る事は、実に意表の外で」(p26)あり、銅瓦を葺いた屋根は、納まりの関係で「年中銅瓦と木地との間に極めて少量の雨漏がして居る」ことになるから、「木地の腐食」や雨漏りを誘発してしまう (pp32-33)、などのことである。徳川幕府によって保護されていた時代には、「二十ヶ年毎御修覆の制定と、御入用御構なしの特典とが」あったが、それが望み得ない現状では、「各種技工の隠れたる実施仕様に就ては、向後の保存耐久力に稽へ、又経費の奈何を参酌して、必ずしも昔の儘の仕様に倣ふことの出来ぬ場合も起つて来る」(p10)と考えていた。修理に際して、地形にコンクリートやモルタルを用いたり、銅屋根の下地に「マルソイドルーピング紙及フェルトペーパーを用ひ」(p32)たなど、目立たないところに新材料を使用したのはそのためだった。要するに、江戸時代のような、20年ごとの定期修理という制度は望み得ないのだから、少しでも永く「維持」することを、また著しく傷んだ場合には再現するための情報を残しておくことを念頭に置いた修理が必要と考えていたわけである。

ちなみに、漆の塗り直しに際しては、当初の塗り方が史料からわかると彼が考えた場合でも、それを採用していない。大江は、古文書から、創建当初の漆がすべて弁柄塗り（御土朱塗）で、後の修理で朱塗りや溜塗りが混入したと見ていたが、後の状態が「今となつては一種の歴史的色彩を帯びるに至つた、それ故、吾々は現行の修繕に際して理想を言へば総て原との土朱塗に復旧もしたいのであるが、思ひ止まつて居る」(p17)と説明している。ただ、先述のように、大江は、部分ごとに単価が安くなるような仕様を併用することを避けたり、最高級の仕上げである蠟色塗りを多用しているので、漆の塗り直しに際しても、やはり耐久性を重視していると見ていいだろう。

漆や彩色と並んで重要な項目だった彫物の修理については、以下のように記している。「彫刻修理も彩色修理と同様に至難の仕事である、造営当初の時代精神、時代手法を歿却してはならぬ、幸にして非常に大破したといふものが少なく、多くは小部分の欠け繕であるのは、保存の上から甚だ慶ぶべきことである、現今の修理には、相当なる彫刻家の手腕に依頼して、殿堂の内部に現存して居る完全な手本に倣ひ、手法と刀意を呑み込むで貰つて実施をして居る」(pp28-29)

つまり、欠損した彫物は、日光東照宮に遺る類似例でより完全な状態のものを参考に、鑿のふるい方も含めて当初のやり方と見なされるものを呑み込ませたうえで、新たに彫り

直させているわけである。これは「造営当初に表はれた原作意匠」と見なされるものを尊重して「復原」したということである。

ちなみに、彫物の修理に際しては「今後何十年何百年かの歳月を経過する中、雨露風化の作用に依つて、此等の彫刻物が最後にどうなるかといふ案じ」があるとして、「現行の修理を機会に、出来得るだけ、彫刻物の精細なる写真を撮つて其原版を永く保存する方法を講じ」ている(pp29-30)。これも「原作意匠」の「維持」を重視していることの一例と見ることができる。

また大江は、史料から、寛永度の日光東照宮では「本殿、拝殿、唐門、陽明門、本地堂の五棟だけはひわだ葺であつた」(p32)と認識していたが、それらも銅屋根で修理した。このことも、寛永の造営時の状態の再現をすべてにわたって行おうとしたわけではないことを示している。その理由は述べられていないが、上記の引用の前に「寛永の造営には銅が不足で」と述べているから、檜皮葺きはやむを得ぬ措置だったと大江が考えていたらしいことがうかがえる。

以上から、この修理に際して、大江は、基本的には「造営当初の原作意匠」と見なされるものを重視し、それが風化などによって損なわれている場合には、塗り直しや彫り直しを行ったことがわかる。そこで重視されるものは「原作意匠」と見なされるものであって、当初の材料は保存の対象に含まれていない。むしろ漆や彩色は下地まで掻き落として塗り直しているわけだから、当初の材料も残すべきだという意識はないわけである。ここで「オーセンティシティ」という概念を使うならば、「形のオーセンティシティ」は重視するが、「材料のオーセンティシティ」には重きを置かないということである。この点で、大江の修理は「創建当時の姿」を重視し、新材で「姿」を復原した滋賀県や京都府の修理を共通の意識を持っていると考えられる。

ちなみに、「原作意匠」はすべて造営当初での再現をめざしたわけではない。先述のように、大江は、本殿や拝殿などの屋根がかつては檜皮葺きだったと認識していたが、それは「復原」せず、銅屋根で葺き直した。先述のように、大江は銅屋根の納まりに無理があると認識していたわけだから、この場合は耐久性を重視したからという説明は成り立ちにくい。檜皮葺きをやむを得ぬ措置と考えていたらしいことを考えると、当初計画されたものの実現できなかった姿(計画者が理想とした状態)を再現することがむしろ「原作意匠」を重視することになる、と考えていたのかもしれない。

大江は、日光東照宮について「此種過渡期に於ける建築の唯一の好標本である」(p3)と述べているが、滋賀県や京都府の修理と同様、この「標本」という用語が、大江の保存観を象徴しているように思われる。彼によれば、日光東照宮は、建築や美術の「標本」(典型例)として価値があるのであって、すでに述べたことから明らかなように、剥落や欠損などによってその「標本」としての建築的・美術的特質が損なわれている場合にはそれを再現しつつ、「維持」するための対策を講じることが、彼にとっての保存だったのである。

それは「建築としての完全性」を重視する、つまり当初の設計を尊重しその完全性のために欠損部はできるだけ補う（「復原」する）、ということでもあるだろう。この場合、その「建築的・美術的特質」には「材料のオーセンティシティ」は含まれない。つまり、「標本」であるからには、それが最初につくられたときの姿（形や色）をできるだけ忠実に伝えるものであることが最重要になるし、その状態を「維持」することが重要になる。大江が、「維持」に強い関心を示したのもそのためだと思われるし、将来にわたっての建物の存続を考えれば、「維持」のために障害になるような細部は、目立たない部分ならば、また「標本」の特質を損なわないと判断されるものならば、当初の材料や仕上げにこだわらない、ということだったのだろう。

ちなみに、大江は『建築雑誌』明治42年3月号の「満洲に於ける建築装飾について(七)」で、彩色について以下のように述べている。

「従つて、建造当時は、実に立派な色彩配合の妙を極めたものにして、今日では、一顧の値だも無き迄に、剥落変色して居るものも有るでせうし、又之に反して、昔はアクドイ賤しむべき用色で有つたものが、今日却つて誠に奥床しい色合に褪色して居るものも有るに相異なる、ところが、詩人や絵カキでない吾々が、此等彩色に関して、学び、究め、評論せんとする場合には、是非共、見た儘の現状から、年月の影響なるものを除き去り、全然之を原の意匠に復歸して考へたものでなければならぬ」(p13)

これは日光について述べたものではないが、彩色の修理法についての彼の認識をよく示す発言として注目される。ここで彼は、「学び、究め、評論」することを重視している。つまり、古建築を研究対象として見ているわけで、そのために「原の意匠に復歸」させることを重視し、そのためには「年月の影響なるものを除き去」ること、つまり当初の状態を再現することが必要と認識していたのである。滋賀県や京都府の異なる修理手法のように見える大江の修理であったが、実際には大江が古建築の保存に対して、「標本」としての古建築、という滋賀県や京都府の建築関係者と同様の意識を持つてのそんでいたことがうかがえる。

第4節 日光東照宮修理が象徴する建造物保存概念

大江の日光東照宮の修理に関しては、当時の美術家や建築関係者から厳しい批判があった。本節では、その批判にうかがえる問題について検討する。そこには保存という行為に内在する矛盾だけではなく、保存に対して古社寺保存法発足当時に存在していた異なる見解やそれぞれの内包する矛盾が象徴的に示されていると考えられるからである。

すでに紹介したように、この修理に対する批判は漆や彩色の塗り直し方にかかわるものだった。それは、塗り直しによって古びた感じが消されてしまうことを嘆くものだった。前述の遠藤於菟の批判はその一例だが、「創建当時に於ける彩色は初めより強烈なものを用ひず、原色の調合に苦心した調子の好いものではなかつたらうかと云ふ研究に一步を進めて欲しかつた」というくだりなどには何の根拠もなく、個人的願望の表明にすぎない。その点で彼の議論は論理的ではなく、ロマンティックな心情の吐露にすぎないわけだが、それでもそこには古社寺の保存修理という事業のひとつの側面が示されているということができる。それは、「古さ」に価値を見るところである。そもそも古社寺保存法という名称自体にそれが示唆されている。保存の価値を認めるのは「古社寺」だからである。その適用が当初は竣工後400年以上を経過したものに限定されていたこと⁵⁴⁾からも、それはうかがえる。第3章でも明らかにしたように、滋賀県や京都府における古社寺保存法適用の古社寺修理では、当初の彩色が剥落している場合、それを塗り直すことはせず、腐朽材を新材に取り替える場合には古色塗りを施していた。造営当初の姿を尊重しつつも、「時の経過」が感じられるようにするという配慮をしていたわけである。造営当初の姿を再現することと「時の経過」を感じさせること（修理の手を入れないか、古色などを施す）を厳密に両立させることはできないから、実際の修理ではあいまいな対応にならざるを得ないが、そのような対応が一般的だったことに、古社寺の保存には「時の経過」に価値を見るところというロマンティックな心情が併存していたことを示している。

大江による日光東照宮の修理はそのような心情に抵触するものだった。その修理を批判する側も「材料のオーセンティシティ」は問題にしていない。批判が集中しているのは、あくまでも「時の経過」が感じられる要素を消したことに對してである。それに対する大江の反論はあくまでも論理的で、耐久性や経済性など、つねに検証可能な論拠を提示して主張を展開している。当時伊東忠太も、日光東照宮の修理方針に関して、大江に近い発言をしていた。それは以下のようなものである。

・「即ち日光の生命は何であるかと申しますと、其の意匠の縦横無尽であること、当時の有ゆる芸術を悉く建築に利用したといふこと、それから色であります。日光は色の建築である。色を以て生命としてゐる。形式手法が建築の常法に適つてゐるとかをらぬとか、箇々の建物に就いて形が宜いとか悪いとかいふことは第二次の問題である。全体として統

一が取れれば、日光建築の生命は其処にあるのでありますから、日光建築を保存するといふのは、即ち此の特性を保存しなければならぬといふことになるのであります。徒らに古色を保存するといふことでは、日光建築の保存の意味にはならぬのであります。」⁵⁵⁾

・「今度の修理が『桃山江戸両期に跨る過渡期の唯一の優秀なる歴史的建築を一物を加へず、一物を減ぜず、原作品の意匠とその表現とをその儘に後人に伝へやう』とするにあるのは、吾人の双手を挙げて賛成する所であつて、かの何故に寂びをつけざるや等の短見者流の議論は一笑だにも値ひしないのである。」⁵⁶⁾

これらの引用からも、当時日光東照宮の修理のやり方に対して批判があつたことがうかがえるとともに、伊東も、日光の保存とは「古色を保存する」ことではない、と考えていたわけである。

しかし、これらの大江や伊東の考え方も完全ではない、と考えられる。それは、彼らの考え方をつきつめていけば、古社寺の造営当初の姿を再現することが最重要の目的になり、形や色の保存がテーマになるから、腐朽材の取替や風化したものの再現を認めることになり、その究極の姿として、形や仕上げが同じでありさえすればいいという、レプリカ容認論を排除できなくなることである。つまり古社寺の保存という行為の足場自体をゆるがす危険を胚胎しているとも見られるのである。

すでに述べたように、このような大江の論理を支えていたのは、造営当初の様式を再現・維持することが保存であるという信念である。ある時代の様式の「標本」という点に古社寺の価値を見、その「標本」である所以（様式的特徴など）をできるだけ完全な状態に整え、維持するということである。このような考え方は大江だけではなく、第3章でも示したように、当時の建築関係の修理担当者に多かれ少なかれ共有されていたようで、それに対する批判も出されていた。

水谷仙次「古社寺保存について」（『中央公論』明治34年7月号、pp14-20）はその代表的なものといえる。これは、新薬師寺の解体修理（関野貞担当、明治31年）を例に、古社寺保存会主導で行われていた当時の古社寺の保存のやり方を批判したものである。水谷によれば、当時の古社寺の保存は「美術的見解をのみ下し、其芸術の模範として、古社寺、古器物を保存すべしといふ」（p15）というものであり、「推測的方法と断定的考證とを以て、徒らに古式の一致を称へ、剩さへ一切後人の研究資料を湮滅し、国民を勞し、国宝を傷け、誤謬を後世に伝ふる」（p18）おそれがあるとする。つまり、造営当初の様式的価値だけを重視するというきらいがあり、それにもなって後世の改変を含め、潜在している歴史的史料を破壊していると批判しているのである。たとえば、新薬師寺修理においては、後世の細部をとりさり、三月堂や唐招提寺の細部を、同時代のものであるからという理由で引用した。このようなことを行う技術者は、「たゞ自己の研究と、其職の安きとを偷み、徒らに名利の独占を企て、国家人文の最大遺品を如何にするの念」（pp14-15）がないが、当初の状態がどうであったかについては断定はむずかしいのだから、「保存の方法は、

須らく尤も忠実に、尤もありのまゝに、而して毫も研究的、斷定的の跡を顕はさしむ可からず」(p16)であるべきで、「後世に改修せしもの、もしくは被補せしものにして、今其旧形式を伝へず、之を破却し去る程の研究を了りしとせば、そは已に古式新式明瞭となれるもの、学説は之を研究の結果とし、雛形製図をして別に珍聚館に襲蔵せば」(p17)いい、と水谷は主張した。その背景にあったのは、「吾人は単に美術的、非美術的といはず、更に猶一層洪汎なる意義に於ての、古器物、古社寺保存を説かざる可からず」(p15)という主張で、後世の改変を含め、古社寺に内在すると考えられる史料的価値も尊重（維持）すべきだということだった。

そして、古社寺保存会の修理方針には一貫性がなく、「其補修の上につきて、或は時代に執着するの傾あるが如く、また時に形状の如何をいふて、様式を顧みざる如きものなしとせず」(pp16-17)と批判し、「保存会は完全なる規程を設け嚴重に其修繕、改築の方法を講せざる可らず」(p17)と主張した。20)

要するに、史料的価値にも配慮し、古社寺に修理の手を入れることに対してもっと慎重であるべきだという議論であり、手を入れることは史料的価値を損ないかねないから極力控えるべきことを主張しているわけである。一見論理的で、傾聴すべき議論と思われるが、修理の現場の指針になるような具体的提案はなく、保存という行為に内在する矛盾、つまり、史料的価値を永く維持するためには手を入れなければならないという難問に向かい合おうとしない点に限界がある。

水谷の議論を支持する見解も当時表明されていた。たとえば、『歴史地理』第2巻6号の「彙報及評論」では、この水谷の論文を紹介しながら、「吾人祖先の遺物は美術家工芸家の決して私すべからざること論なし、そも古社寺の如き先代の遺物は、祖先の生活せし社会の一片なれば吾人は之を資料とし、之に依りて当時の社会を研究せんとす、即ち古社寺なるものゝ史料として価値を有すること知るべきなり」(p66)と賛意を述べつつ、水谷同様、史料的価値も尊重すべきことが主張されている。

以上から、当時の古社寺の保存の際にしばしば見られた、造営当初の様式重視という考え方に、他の分野から批判が出されていたことがわかる。日光東照宮は、建築史関係者や修理担当者にしばしば見られたこのような姿勢（造営当初の様式を重視し「復原」を志向）をもっとも先鋭的に示した修理例ということができる。しかもその様式的特徴を漆や彩色に見て、その再現を積極的に行ったので批判を浴びたということだろう。したがって、大江の日光東照宮修理事業やそれに対する批判には、古社寺の保存に関して当時出されていた複数の見解が象徴的に示されていると見ることができる。大江の主張に集約されるように、修理の担当者は、古社寺の建築的・美術的価値、すなわちある時代の様式の「標本」としての価値を重視し、それを継承しようとするという志向があった。それは、科学的根拠にもとづく論理的な主張だったが、後世の改変よりは造営当初の姿を重視しそれを再現することを志向するものであり、場合によってはレプリカ容認論にもつながる危険をはら

むものだった。それに対して、史料的价值をも同様に重視すべきだという立場からの批判があった。それは、後世の改変にも価値を見るだけではなく、史料としての古建築の価値を重視するもので、修理の手を入れることを極力控えるべきだという主張につながるものだった。この考え方にも一理あるが、修理という行為自体を否定するものだから、古社寺の維持という要請には対応できないものだった。さらには、「時の経過」が感じられることをよしとするというロマンティックな態度も表明されていた。それは論理的とはいえなかったが、古社寺保存法が「古社寺」の保存を目的とする以上、「時の経過」という価値を無視することができないことを、あらためて想起させるものだった。

このように、当時、古社寺の保存や修理のやり方をめぐって、相容れない考え方が併存していた。それらは、それぞれ傾聴すべき点と限界とをあわせ持つもので、他の考え方に対して絶対的な優位を主張できるものではなかった。つまり、理想的な保存は存在しないわけで、これは保存という行為に内在する矛盾といえる。日光東照宮の修理は、そのひとつの立場（古社寺を建築や美術の「標本」と見、造営当初の姿への「復原」を志向）を塗り直しという行為によって先鋭的に打ち出したために、この矛盾を象徴的に示すことになったと考えられる。その意味で、大江新太郎による日光東照宮修理事業は、古社寺保存法適用の修理事業における例外というよりも、その事業に内在する問題を象徴する事例と見るべきだと考えられる。

第5節 小結

本章では、古社寺保存法の適用を受けて行われた日光東照宮の修理事業について、日光東照宮所蔵史料や当時の雑誌記事などを分析して、主任技師の大江新太郎の保存観を中心に、以下のことを明らかにした。また、日光東照宮修理事業の実現に重要な役割を果たした保晃会の建造物保存活動についても考察した。

明治維新にともない徳川幕府の定めた修繕制度が廃止されたこと、神仏分離令で明治4年に2社1寺に分離されたことにより、日光の建造物は荒廃していた。そこで、後の県会議長で酪農家の安生順四郎ほか県内の実業家は、再三上京し政府による保存を請願したが断られたため、明治12年11月に、日光2社1寺の保存を目的とした保晃会を結成した。

保晃会の活動内容は、1)寄付金の募集、2)修理、3)調査に分けられる。保晃会は寄付金募集のために全国に委員を派遣するなど精力的な活動をおこなったが慢性的な資金不足が続いていた。また、榎本武揚や勝海舟が活動を援助していたことから、同会には、「徳川」の象徴として日光を保存する意識もあったと考えられる。資金と職人の不足から十分な修理ができないとして、彫刻や彩色の修理を行わないことを決定し、専門家を雇い彩色彫刻の模写をおこなったり、創建以来の古文書を収集していたことから、同会は建造物の文化財的な価値を認めていたと考えられる。

明治32年からの日光東照宮修理事業は、保晃会の学術的調査と精力的な請願活動の成果であると考えられる。保晃会は、日本漆工会の調査で早急な修理が必要と勧告されたことから、募金のみで修理を行うことは無理と判断し、国費貸付による大修繕を帝国議会に請願し、可決した。請願の可決後も修理はすぐには実行されなかったが、古社寺保存法の成立により、修理が内定したことから、保晃会は木子清敬、伊東忠太に修理計画を依頼した。その計画内容は、明治32年から始まる修理計画となったと考えられる。

明治32年から大正12年にかけて3期にわけて行われた日光東照宮修理事業に、大江は明治40年5月25日から大正5年6月24日まで、主任技師としてかかわった（その後大正15年まで技師兼任）。前任者の星野男三郎に代わって彼が主任技師になったのは、第一期大修繕が約3分の2を経過した頃であり、本社・石の間や陽明門など、主要建物の修理は彼が担当した。星野の時代には、腐朽材の取替など、応急修理的な色彩が強かったが、大江に代わってから、漆や彩色の塗り直しや、欠損した彫物の彫り直しなど、当初の姿の再現が志向された。

このような修理のやり方に対して、当時厳しい批判が出された。それは特に漆や彩色の塗り直しに関してで、下地までかき落として塗り直したことを批判したり、古びた感じに見せるとか、古色をつけることを求めたものだった。

一方、大江は、日光東照宮の価値を、造営当初（桃山時代から江戸時代の過渡期）の様

式を伝える唯一の遺構という点に見、その様式の具体的特徴を、装飾の華麗さと精緻さに見た。そしてその特徴をできるだけ完全なかたちで継承することをめざした。それは具体的には、造営当初の姿と見なされるものを尊重しつつ、それが損なわれていると判断される場合には再現すること（漆や彩色を塗り直し、欠損した彫物を、東照宮に遺るより完全な状態の彫物を参考に、彫り直すこと）だった。

そして、大江は、その再現された状態を「維持」することを重視した。彩色塗り直しに際して見取図を作成したり、彫り直した彫物を撮影しその原版を保存することにしたのは、将来の修理のために情報を残しておく意味もあった。史料の分析から造営当初の仕上げを認識していたにもかかわらずそれとは異なる仕上げで修理した個所もあるが、それも「維持」を優先したためと考えられる。彼は、東照宮の仕上げが実は傷みやすいものであることや、日光の厳しい気候が建物を損なうことを認識し、江戸時代のような保護が望み得ない現状では当初の仕上げで修理しても耐久性に問題があると考え、地形にコンクリートを用いたり、銅屋根の下地に近代的なルーフィングを入れた。史料から、当初がすべて弁柄塗りだったと認識していたが、漆塗り直しに星野の時よりも単価の高い仕様を採用したのも「維持」を考えてのことと思われる。

大江によれば、日光東照宮は建築や美術の様式の「標本」として価値があり、剥落や破損などによってその「標本」としての価値が損なわれている場合には、それを再現（復原）しつつ、「維持」するための対策を講じることが、保存だったのである。様式の「標本」であるからには「形のオーセンティシティ」が重要で（「材料のオーセンティシティ」を重んじる姿勢はない）、造営当初の姿（形や色）を保持することが最大の課題とされていたのである。

このような修理方針に対して当時厳しい批判が出されたが、それは古びた感じが消されることを嘆くものだった。それは「時の経過」に価値を見るところである。「古社寺」だからこそ保存の意義があるとされていたのであり、それは、古社寺保存法適用の修理事業にロマンティックな心情が混在していたことを示している。

伊東忠太も大江に近い考え方を表明していた。風化や古色を重視するという、ロマンティックな心情に根ざした批判に対して、根拠を示して反論するという彼らの姿勢は論理的だが、「形のオーセンティシティ」をもつばら重視するということだから、それを突きつめればレプリカ容認論にもつながりかねない考え方で、保存という行為の足場自体をゆるがせる危険もはらんでいた。

大江が日光東照宮修理で示したような、建築や美術の「標本」として古社寺をとらえ、その造営当初の姿を重視する（その「復原」をめざす）という考え方は、古社寺保存会主導で行われていた他の修理事業でも基本方針とされていた。それに対して、史料的价值も重視すべきだという批判もあった。それは、後世の改変にも価値を認めるとともに、「復原」と称する行為によってそのような史料的价值を損なう危険があることを疑問視するも

のだった。この考え方も重要な問題提起といえるが、修理という行為を事実上否定するものだから、古社寺を「維持」することに対しては無策だった。

このように、当時、古社寺の保存や修理のやり方をめぐって、相容れない考え方が併存していた。それらは、それぞれ傾聴すべき点と限界とをあわせ持っていた。つまり、理想的な保存は存在しないわけで、これは保存という行為に内在する矛盾といえる。日光東照宮の修理は、そのひとつの立場（古社寺を建築や美術の「標本」と見、造営当初の姿の再現を志向）を漆や彩色の塗り直しという行為を通して先鋭的に打ち出したために、また日光東照宮という、よく知られた建造物で行ったために、この矛盾を象徴的に浮かび上がらせることになったと考えられる。その意味で、大江新太郎による日光東照宮修理は、古社寺保存法適用の修理事業における例外的な事例というよりも、その事業に内在する問題を象徴する事例と見るべきだと考えられる。

第5章の註)

- 1) 『建築雑誌』大正5年2月号、p37
- 2) 「日光山建立及修繕沿革」(明治29年1月、高野家文書363)
- 3) 「保晃会第三回大会日誌」(明治16年6月p2、同上381)
- 4) 「保晃会創立願」(明治12年頃、同上313)
- 5) 「保晃会沿革書」(明治29年4月p5、同上363)
- 6) 同上
- 7) 「保晃会仮規則」第一条(明治12年、同上315)
- 8) 4)と同じ
- 9) 「保晃会醸金広告」(明治12年12月16日、同上316)明治14年大会で目標金額を30万円に変更した
- 10) 「保晃会記事」(『栃木新聞』明治13年6月11日4面)
- 11) 「保晃会経歴一斑」(明治20年、高野家文書319)
- 12) 「保晃会第二回大会日誌」(明治15年6月p21、同上382)、「華族醸金調 保晃会」(明治15年1月、同上330)
- 13) 「榎本武揚より安生順四郎宛書状」(明治13年10月30日、同上63)
- 14) 「保晃会臨時会筆記」(『関東付録』明治29年5月1日p1、同上80)
- 15) 「保晃会第二回大会日誌」(明治15年6月p1 同上382)
- 16) 「雑報」(『栃木新聞』明治15年6月9日1面)
- 17) 「保晃会第三回大会日誌」(明治16年6月p8 高野家文書383)
- 18) 「明治二五年度保晃会収支決算報告書」(明治26年6月p6 同上70)明治26年4月現在の資産は14万1421円である
- 19) 「明治二三年諮問案」(明治23年同上101)
- 20) 12)と同じ(p17)
- 21) 9)と同じ
- 22) 「保晃会第四回大会日誌」(明治17年6月10日pp37-38 同上384)、17)と同じ(p56)、
- 23) 「保晃会第四回大会日誌」(同上pp47-52)
- 24) 「保晃会第五回大会紀事」(明治18年6月pp25-27 同上385)
- 25) 23)と同じ
- 26) 5)と同じ(p32)
- 27) 「保晃会第七回大会日誌」(明治20年p24 同上387)
- 28) 22)と同じ(p51)
- 29) 「本会記事」(『建築雑誌』4巻、明治20年4月p58)
- 30) 「日光廟の朽腐」(同上110号、明治29年2月p51)
- 31) 2)と同じ(pp14-15)、
- 32) 『第九回帝国議会議事速記録』(明治29年2月25日p228)、『同衆議院議事速記録』(明治29年3月25日p812)
- 33) 「保晃会収支決算報告」(明治29年p6、高野家文書369)
- 34) 塚本靖、大沢三之助「日光廟建築論」(『東京帝国大学紀要』第1冊第2号、明治36年5月10日発行)
- 35) 「日光山社大修繕費予算一覧表」(明治29年高野家文書364)
- 36) 「漆工会と安生氏」(『下野新聞』明治30年3月10日2面)「保晃会の請願総代」(同上、明治30年3月26日1面)
- 37) 「日光山社寺大修繕」(『下野新聞』同31年12月15日2面)
- 38) 「日光社寺の大修繕」(『下野新聞』明治32年5月9日2面)
- 39) 「明治三十年十二月日光山社堂大修繕 木工部予算書東照宮之部」(明治30年高野家文書)
- 40) 高村功一「東照宮の明治大修繕事業—保晃会の活動を中心として—」(『大日光』第61号、平成元年4月)、p69
- 41) 「大江新太郎君を弔ふ」(『建築雑誌』昭和10年9月号、p2) ただし栃木県技師は、大正15年9月15日まで兼任している。
- 42) 註40)と同じ。pp72-73
- 43) 「第二期修繕 東照宮所属陽明門工費精算書」(3冊)
- 44) 「合同修繕工事実施伺」(明治38年4月6日付)
- 45) 「合同修繕工事実施伺」(明治38年7月28日付)

- 46) 「東照宮拝殿漆工部修繕仕様書」
- 47) たとえば、本社の臨時合同修繕において、「漆工部」で漆塗りが指示されているのは、「大棟鎮木」や「全勝男木」のような腐朽取替箇所だけではなく、「縁長押及半長押共但正面内部ヲ除ク」や、「外廻り高欄男柱」、「後拝柱」のような箇所も対象になっている（「東照宮本社家根及軒廻り漆工部連続修繕工事仕様書」から）。
- 48) 「東照宮所属陽明門漆工部修繕工事仕様書」など
- 49) 「東照宮本社家根及軒廻り漆工部継続修繕工事仕様書」および「東照宮本社裾廻り漆工部継続修繕工事仕様書」
- 50) 工費精算書によれば、星野の時代には「木工部」に対応する部分の金具しか修理されていないが、大江の場合にはそれ以外の金具も修理対象になっている。それを象徴するのが東西回廊の修理である。これは星野の時代に行われたものを大江がやり直したもので、その金具部の修理総額は、星野の時が467円6銭8厘にすぎないのに対し、大江の修理では1万9,057円96銭9厘もかけており、金具の修理に関してより積極的だったことがうかがえる。
- 51) 明治29年2月に保晃会は、「大修繕目論見調査」を日本漆工会と日本美術協会に依頼し、日本漆工会は「全部ノ修繕ヲ完成スルノ目的」で調査し、明治29年11月には修理総額123万9700円の「日光山社堂大修繕費予算一覧表」（明治29年、高野家所蔵文書）を作成していた。
- 52) 大江新太郎「日光廟修理弁疎（一）」（『建築雑誌』大正4年10月号、pp45-46）
- 53) 『建築雑誌』明治43年8月号、p51
- 54) 「古社寺保存会出願規則」（明治28年7月12日）に、創建年が文明18(1486)年より古いこととされており、元禄16(1703)年以前は条件付きで許可されることになっていた。
- 55) 伊東忠太「美術より観たる日光」（『日光』大正4年6月号初出で、『伊東忠太著作集2「『日本建築の研究』龍吟社、昭和12年、p311所収）
- 56) 『建築雑誌』大正3年7月号、p68
- 57) 水谷仙次の論文や、それに関連する高山林次郎「古社寺及び古美術の保存を論ず」（『太陽』明治32年5月号）など、古社寺の修理をめぐる論争については、清水重敦「明治30年代の古社寺建造物復原論争について」（『日本建築学会大会学術講演梗概集』1995年、pp121-122）で考察されている。本稿のこの箇所も同様のテーマを扱っているが、理想的な保存は存在しないという考え方をより鮮明にする立場から、また保存の内包する矛盾をより強調するために、それらを紹介しており、議論の重点の置き方が異なる。

表4-1 明治以降の日光東照宮修理に関する年表

年月日	事項
明治04.	神仏分離令により日光山を2社1寺に分離
明治08.09.	安生順四郎らが上京し、旧幕臣に保存を謀議するが失敗
明治09.06.06	「旧観を失はされ」との聖詔を受け3000円恩賜
明治12.07.	伊藤博文内務卿が政府による保存を拒否
明治12.08.27	安生ら「保晃会規則」の草案作成
明治12.11.11	発起人43名による保晃会創立願書を内務卿が許可
明治13.10.10	内務省社寺局長が登見し内務省から8000円下賜
明治13.10.28	明治天皇より2000円の恩賜
明治13.10.31	浅草本願寺で榎本武揚ら東京賛成者の総会を開催
明治13.11.01	東京支部設立。東京府下及び全国へ運動を拡張
明治14.05	委員を全国に派遣し寄付金募集
明治16.06.01	内務省に「社宇修繕の議」を請願（不採用）
明治17.06.10	内務大蔵両卿に「修繕方建言ノ議」「晃山壯観維持ノ義ニ付建白書及意見書」を提出（不採用）
明治18.06.01	保晃金利子による緊急修理の「壯観修繕ノ議」議決
明治18.08.	東京出張所、栃木出張所を閉鎖
明治19.06.01	保晃金利子で腐朽の激しい部分の修理を開始
明治20.03.	官幣大社の官費修繕廃止（内務省訓令15号）
明治20.06.01	「社堂修繕前後ノ区別ヲ調査スル事」「社堂美術ニ属スル彩色彫刻等ヲ模写シ修繕ノ模範ニ供スル事」決定
明治26.06.01	修繕調査委員3名を任命
明治27.09.	東照宮腐朽部の日本漆工会への調査囑託
明治28.06.01	大修繕のための請願委員7名、調査委員3名を任命
明治28.10.	「日光全山社堂大修繕見込大意」を計画
明治28.	漆工会を通じ木子清敬に日光社寺調査顧問を依頼
明治29.01.05	内務大臣貴衆両院への請願を決定
明治29.02.25	第9回帝国議会貴族院「日光山社殿修繕ノ件」（松平定敬提出、日光町民森川鉄作ほか365名提出）可決
明治29.03.25	第9回帝国議会衆議院「日光山社殿修繕ノ件」可決
明治29.02～	塚本靖、大沢三之助らによる実測調査
明治30.01～	内務大臣、社寺局長に面会し大修繕補助を陳情
明治30.06.05	古社寺保存法公布
明治30.11.03	木子清敬に日光廟修繕再調査を依頼
明治31.01.	内務省社寺局へ縮小予算を提出
明治32.03.28	古社寺保存会が10万円の国費補助を決定
明治32.07.	二社一寺が協議の上、栃木県庁に修繕事務所設立を請願し、栃木県事務官を所長とする社寺修繕事務所が設置される（技師・星野男三郎）
明治32.08.	第一期修理工事開始
明治35.03.	「社寺修繕事務所規定」制定
明治40.05.25	大江新太郎に日光社寺大修繕工事監督を囑託
明治41.08.01	日光東照宮本殿ほか27棟が特別保護建造物認定
明治42.04.13	大江新太郎を栃木県技師に任命
明治44.08.	第一期修理工事竣工
明治44.12.22	古社寺保存会が第二期修理工事に15万円の国費補助を決定
明治45.	第一期修理に継続して第二期修理工事開始
大正02.8.28	第二期修理工事の完成予定を大正6年から大正9年に延期
大正03.11.27	日光社寺共同事務所が設置され、社寺の委託により工事はすべて県知事の直轄となる
大正04.06.01	日光東照宮三百年祭開始（10月31日まで）
大正05.	保晃会解散
大正05.06.24	大江新太郎が造神宮技師に任命され、技師には竹腰久次郎
大正08.12.	第二期修理工事竣工
大正09.01.	第三期修理工事申請のための「大修繕既成及未済ヶ所一覧表」を文部省に提出
大正11.	第三期修理の一部工事開始、小林福太郎を技師に任命
大正13.	第三期修理未完成のまま終了

（高野家文書、『下野新聞』、『建築雑誌』、古屋清『日光東照宮修営志』（別格官幣社東照宮社務所発行、大正14年6月）、高村功一「東照宮の明治大修繕事業 保晃会の活動を中心として」（『大日光』第61号、平成元年4月）、『日光市史』（日光市史編纂委員会、昭和54年12月）などによる。）

表 4-2 大正 9 年時点での日光東照宮修理進捗状況（「二荒山東照宮輪王寺大修繕既成及未済ヶ所一覧表 文部省へ提出控」（大正 9 年 1 月）[日光東照宮所蔵]より）

建物名	一期	二期	三期	完了又ハ未完了
表門	修			大体完
五重塔		修		未
下神庫		修		一部未
中神庫		修		一部未
上神庫		修		一部未
神廐	修		修	完
水屋	修			未
経蔵	修			未
鐘楼	修			未
鼓廊	修			未
本地堂	修		修	未
陽明門		修		完
東廻廊	修	修		未
西廻廊	修	修		未
神楽舎	修			未
神与舎	修			未
上社務所	修			未
唐門		修		完
玉垣	修			未
拝殿	修			未
石之間	修			未
本殿	修			未
坂下門	修	修		大体完
奥社拝殿				未
■抜門				当分修理ノ要ナシ
宝塔				同
各参道	修	修		完

備考

第一期工事 自明治三十二年至明治四十四年

第二期工事 自明治四十四年至大正八年

第三期工事 自大正十年至大正十二年

表 4-3-1 星野男三郎がおこなった「漆工部」修理一覽

建物名	修理区分	仕様書	漆塗種類	単価(円)	坪数	内容	合計(円)
鐘楼	明治33-35 第一期大修繕	仕様書 『第一期大修繕東照宮鐘楼工費精算書』	漆立肌色布着繼ヨリ塗	0.450	12.400	前包	78,059
			同塗新木塗但筋布着	0.300	115.510	蹴込板風窓ほか	
			真摺合七塗	0.120	110.080	土台	
			弁柄塗通シ摺漆上塗	0.070	110.040	柱敷盤地覆羽目ほか	
			弁柄引漆上塗	0.060	255.550	同	
			弁柄洪塗	0.012	131.700	内部土台	
			漆立肌色布着繼ヨリ塗	0.450	12.400	前包	
			同塗新木塗	0.300	114.700	蹴込板風窓ほか	
			真摺合七塗	0.120	110.800	土台	
			弁柄塗通シ摺漆上塗	0.070	128.320	柱敷盤地覆羽目ほか	
弁柄引漆上塗	0.060	255.550	同				
経蔵	明治35-39 第一期大修繕	仕様書 『第一期大修繕東照宮経蔵工費精算書』	弁柄洪塗	0.012	131.070	内部土台	467,504
			本末塗布着繼ヨリ塗上ケ	0.800	325.630	外部土台ほか	
			同塗地繕イヨリ塗上ケ	0.650	34.950	外部腰羽目ほか	
			同塗切粉繕イヨリ塗上ケ	0.530	121.600	同風窓堅子ほか	
			箔下塗布着繼ヨリ塗上ケ	1.030	90.013	内部腰羽目ほか	
			本末塗布着繼ヨリ塗上ケ	0.800	3943.460	高欄宝珠柱ほか	
			同塗地繕イヨリ塗上ケ	0.560	2238.860	無目ほか	
			同塗切粉繕イヨリ塗上ケ	0.490	968.560	上表押上柱ほか	
			弁柄塗布着繼ヨリ塗上ケ	0.390	1985.240	土台ほか	
			同塗刻字銅切粉繕イヨリ塗上ケ	0.215	1304.250	床力下窓格子ほか	
神俱舎	明治36-38 第一期大修繕	仕様書 『第一期大修繕東照宮神俱舎工費精算書』	同塗通シ摺漆上塗	0.110	1224.300	切目・裏	3129,188
			仕立肌色地繕イヨリ塗上ケ	1.100	268.320	角蓮子窓縁ほか	
			本末塗布着繼塗	0.850	669.640	勾欄左右架木ほか	
			弁柄塗布着繼塗	0.450	414.070	・ほか	
			同塗弁柄以三生洗二遍ノ上摺漆二遍上塗共	0.100	548.450	床力下風窓格子ほか	
			漆立肌色筋布着塗	0.400	8.740	床力下正面隅柱ほか	
			仕立肌色布着繼塗	1.850	983.680	正面唐戸口左右及阿婆共地覆長押	
			箔下塗ヨリ漆箔押仕上ケ共	0.830	50.030	正面花蔭窓額縁	
			漆立肌色布着繼塗	0.500	176.480	前後入母屋前包及雨押	
			縁書無地塗	1.200	120.000	前側面角蓮子	
表門	明治35-37 第一期大修繕	仕様書 『第一期大修繕東照宮表門工費精算書』	本末塗布着繼塗	0.730	565.88	丸柱腰羽目貫地覆扉塗繕イ方建	1790,405
			同塗切粉繕イヨリ塗	0.494	631.44	眞扉前面枘丸柱	
			同塗小 繕イ上塗	0.280	171	扉裏面	
			仕立肌色布着繼ヨリ塗	1.550	344.66	腰羽目金剛欄前面	
			同塗切粉繕イヨリ塗	1.200	248.640	内外胸羽目	
			同塗仕立直シ	0.180	294.560	内軌胸羽目金剛欄裏面	
			漆立肌色筋布着繼ヨリ塗	0.415	74.880	二重裏甲同登り裏甲	
			箔下塗筋布着繼ヨリ塗金箔押共	0.880	114.900	裏甲及登り裏甲	
			本末塗切粉繕イヨリ塗	0.530	1310.510	内軌北雜裏ほか	
			漆立肌色切粉繕イヨリ塗	0.380	1229.410	同北雜垂木ほか	
表門	明治35-39 臨時合同修繕	仕様書 『臨時合同修繕東照宮表門工費精算書』	同塗地繕イヨリ塗	0.420	69.300	孝負	2196,267
			同塗布着繼ヨリ塗	0.530	148.200	西裏破風ほか	
			箔下塗切粉繕イヨリ塗箔押直シ	1.100	661.680	猿形物ほか	
			漆箔參ト通リ細繕イ	0.220	507.770	支輪ほか	
			漆箔五ト通リ押直シ	0.350	82.320	猿形物	
			箔塗切粉繕イヨリ塗	0.300	227.520	支輪裏板ほか	

拝殿	明治37-41	第一期大修繕	門工費精算書	漆箔七分通し押緒 同五分通し	0.490 0.350	502.590 82.320	同 模彫物	424.941
拝殿	明治38-43	臨時合同修繕	『第一期大修繕東照宮拜殿工費精算書』 『臨時合同修繕東照宮拜殿工費精算書』	仕立緋色布着塗	2.100	195.210	土台	6210.689
拝殿	明治38-41	指定合同修繕	『指定合同修繕東照宮拜殿工費精算書』	仕立緋色布着塗	2.025	3037.970	階段左右廊桁下地覆ぼか	9150.254
東廻廊	明治36-41	第一期大修繕	『第一期大修繕東照宮東廻廊工費精算書』	仕立緋色二遍布着塗 同塗布着塗 同塗布着縫塗 同塗布着縫塗 漆箔押仕上付 箔下塗 漆箔用金箔面積 本朱塗布着縫塗 仕立緋色布着縫塗 漆立緋色布着縫塗 箔下塗切粉三ツリ漆箔押仕上付ト毛 井栞塗布着縫塗 井栞刻舌割地積三ツリ塗	2.450 2.100 2.500 1.950 0.400 70.310 329.200 603.760 272.600 346.080 2.960 5183.590 235.500	575.220 990.060 1811.780 270.970 70.310 70.310 29.200 603.760 272.600 346.080 2.960 5183.590 235.500	正面向子左三ツり側面勾欄架木ほか 同向子左及七比側面後共勾欄地覆ぼか 正面左右面側面ト毛上ノ外部表面ほか 同向子右ノ後側ト毛 平勾欄登り同ト毛 正面左右側面部 表側土台建威押胴長押三ツり下側柱ほか 表側隱羽目蹴込敷居ほか 床板ほか 表石垣付及裏側蹴込	3491.627 633.553
東廻廊	明治36-41	第一期大修繕	『第一期大修繕東照宮東廻廊工費精算書』	同塗筋布着塗 漆立緋色筋布着塗 本朱塗布着縫塗 同塗筋布着縫塗	0.480 0.380 0.280 0.419	1045.750 48.185 110.700 131.670	土台他 小隠羽目ほか 後側茅負ほか 前側葦甲ほか	521.980
西廻廊	明治36-41	第一期大修繕	『第一期大修繕東照宮西廻廊工費精算書』	漆立緋色筋布着縫塗 本朱塗布着縫塗 井栞塗地積三ツリ塗 同塗切粉三ツリ塗 同塗布着縫塗 漆立緋色筋布着縫塗	0.800 0.380 0.350 0.470 0.450 0.480	161.540 32.760 165.390 449.680 197.500 1564.570	大彫物下々長押ほか 外部本地堂ノ方柱根ほか 同所蹴込ほか 同所土台ほか 前側葦甲ほか 陽明門ノ方力テ神具舎脇迄床力板	764.790

42125.118
35843.490

表 4-3-2 大江新太郎がおこなった「漆工部」修理一覧

建物名	修理年	修理区分	仕様書	塗装種類	単価(円)	坪数	内容	合計(円)	書類名
本社	明治39-41	第一期大修繕	『第一期大修繕東照宮本社工費精算書』	仕立無色布着七塗	2,000	32.62	西側土台見付	72,310	『東照宮本社漆工部工費精算書』
本社	明治40-41	臨時合同修繕 (大江が追加申請)	『臨時合同修繕東照宮本社工費精算書』	塗立無色布着継塗 箔下布着継塗 漆箔甲付 真箔合七塗 箔合七塗	0.480 0.450 0.650 0.250 0.140	769.69 130.81 126.37 96.83 1239.44	肘茅鼻見付ほか 肘三垂裏甲ほか 軒裏甲ほか 軒裏草ほか 大棟ほか	696,370	『東照宮本社家根及軒廻り漆工部継続修繕工事仕様書』
本社	明治40-41	臨時合同修繕 (大江が追加申請)	『臨時合同修繕東照宮本社工費精算書』	仕立無色二運布着塗 回布着塗 箔下箔引漆箔押上塗 彩色下塗 木堅塗	2,100 1,700 1,500 0.250 0.025	1817.96 4687.03 129.09 38.02 1545.09	真押及半裏押ほか 廻廻り丸柱根ほか 高欄男柱ノ送運ほか 後柱上納ほか 側面地覆ほか	12242,455	『東照宮本社軒廻り漆工部継続修繕工事仕様書』
石/間	明治39-41.43	第一期大修繕	『第一期大修繕東照宮石ノ間工費精算書』	仕立無色布着継塗	0.470	66.96	西側茅鼻見付ほか	27,300	『東照宮石ノ間漆工事坪当り調書』
石/間	明治40-42	臨時合同修繕 (大江が追加申請)	『臨時合同修繕東照宮石ノ間工費精算書』	塗立無色布着継塗 箔合七塗 刻字刷七込三 真箔合七塗 仕立無色布着継塗 塗立無色布着塗	0.140 0.300 0.460 0.250 2,000	563.4 1398 474 319 408.85	東西唐草ほか 本社屋根取付 前後軒唐草ほか 軒唐草ほか 柱根	155,870	『東照宮石ノ間屋根及軒廻り漆工部修繕工事仕様書』
坂下門	明治41	臨時合同修繕 (大江が追加申請)	『臨時合同修繕東照宮坂下門工費精算書』	仕立無色布着継塗	0.500	40.65	厩及天井廻り	31,529	『東照宮坂下下門軒廻り漆工事仕様書』
東西透塀	明治43-44	第一期大修繕	『第一期大修繕東照宮東西透塀工費精算書』	塗立無色布着塗 箔下箔引漆箔押共 胡粉摺り 込溜塗 彩色下塗	0.950 0.200 0.500	244.31 431.31 115.26	破風裏甲ほか 軒化班裏板及面藝追掛 柱ほか 両袖ほか	328,165	『東照宮所属玉垣漆工事仕様書』
坂下門	明治45-天正01	第二期大修繕	『第二期大修繕東照宮坂下門工費精算書』	塗立無色布着塗 箔下箔引漆箔押 胡粉塗 彩色下塗	2,000 0.500 0.200 0.500	408.85 40.65 244.31 115.26	真箔合七塗 破風裏甲ほか 天井板浮彫欄間花鳥彫物	469,649	『東照宮坂下下門漆工部修繕工事仕様書』
正面唐門	明治45-天正04	第二期大修繕	『第二期大修繕東照宮正面唐門工費精算書』	塗立無色布着塗 箔下箔引漆箔押 彩色下塗 本朱塗 仕立無色塗 塗立無色塗 塗立無色塗 塗立無色塗 真箔合七塗 箔下箔引漆箔押 彩色下塗	0.200 0.900 2,000 0.650 0.900 0.200 0.200	79.24 1002.92 243.85 95.61 273.67 183.17 28.8	柱頭黄金輪欄間彫物など 裏甲破風裏板など 批把板唐草下端など 頭貫下端台輪斗など 胴羽目透彫骨軸内部 胴羽目透彫花弁	1243,498	『東照宮所属唐門漆工部修繕工事仕様書』
陽明門	天正01-04	第二期大修繕	『第二期大修繕東照宮所屬陽明門工費精算書』	本朱塗 仕立無色塗 塗立無色塗 塗立無色塗 塗立無色塗 真箔合七塗 箔下箔引漆箔押 彩色下塗	0.200 0.900 2,000 0.650 0.900 0.200 0.200	3608.81 182.96 1125.62 177.18 1441.61 131.54 972.88 2472.67	地覆ほか 勾欄ほか 下層相物 金剛欄裏板ほか 火燧窓ほか 上層相物 上層内袖床ほか 勾欄羽目ほか	14425,946	『東照宮所属陽明門漆工部修繕工事仕様書』
東西廻廊	天正01-02	第二期大修繕	『第二期大修繕東照宮所屬東西廻廊工費精算書』	箔下箔引漆箔押 箔下箔引漆箔押 本朱塗 真箔合七塗 仕立無色塗 塗立無色塗 真箔合七塗 黒真箔合七塗 真箔合七塗 真箔合七塗 彩色下塗	0.450 0.900 1,000 2,000 0.550 0.200 0.250 0.500 0.200	762.66 69.89 428.17 398.8 764.86 120.8 333.7 221.91 2033.3 778.19	東西共土台地長押及柱ほか 向裏長押ほか 向裏込ほか 同胴羽目額縁ほか 同胴羽目彫物下ほか 同面戸羽目ほか 西廻廊西側土台ほか 東廻廊東側土台ほか 東西共大彫物ほか 向裏羽目彫物ほか	4222,795	『東照宮所属東西廻廊漆工部修繕工事仕様書』

保晃會創立願

先日老山神社佛閣谷勝尊儀入二百餘
身昇身ヲ啓クノ時徳ニシテ今日ノ親ヲ凡
昔日ヲ回想スルニ豆ハキカキ益ニ社堂ノ壯麗蘇石
傍ノ佳景人目ヲ敬慕シ輓近東遊系諸スルモノ
踵ヲ絶タサルニ由リテ考フニ我
帝國ノ一又公園ト云フモノ不可ナキニ至リ乃
事あり然リト雖モ歳月ノ久シキ目今ノ親
往時ノ緒揮々減却シ之ニ加フルニ未久保世
法ヲキカキキキキ頻々苦之為焦心能

图 4-1 「保晃会創立願」(日光・『高野家文書』) 部分

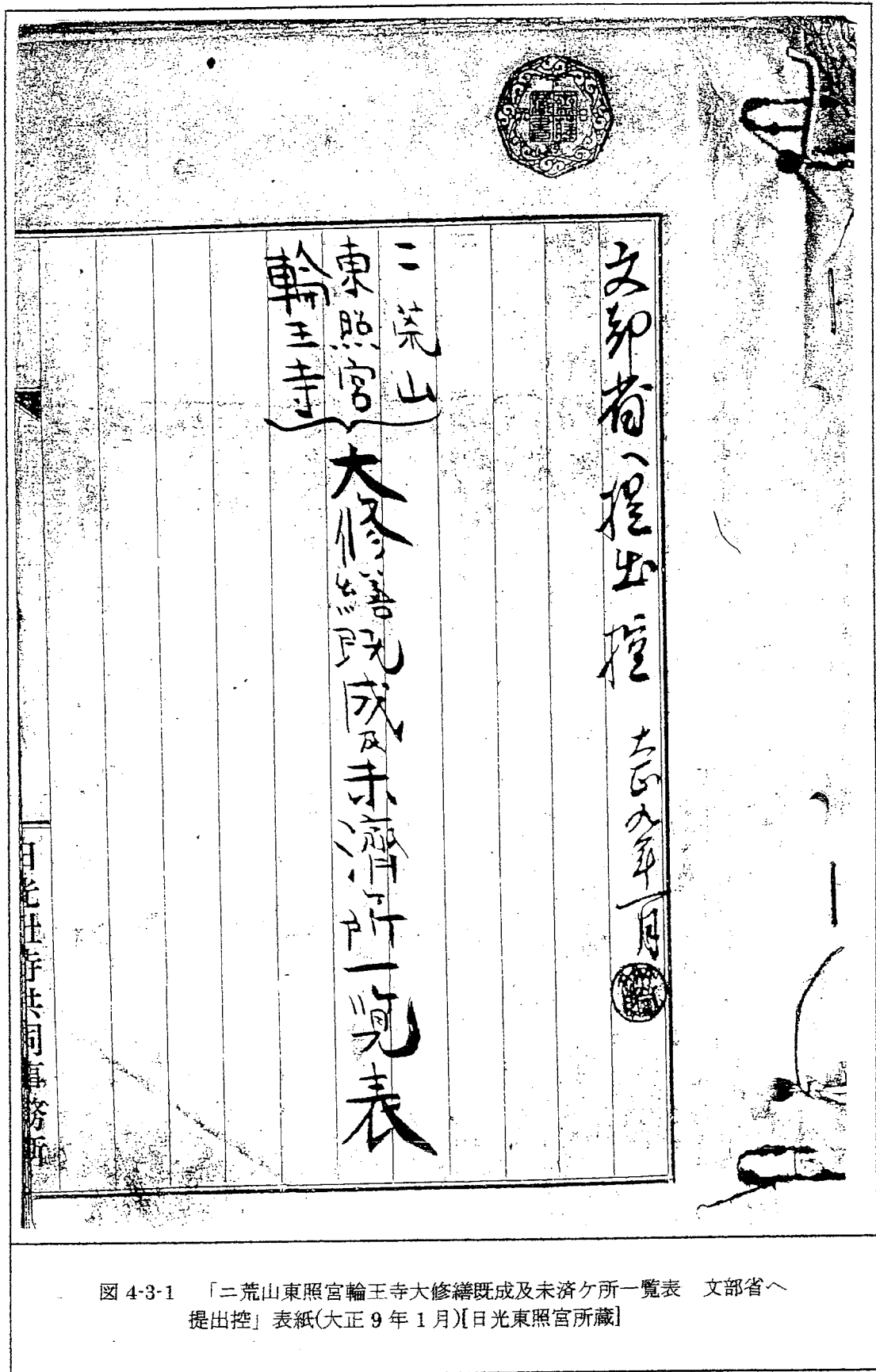


图 4-3-1 「二荒山東照宮輪王寺大修繕既成及未済ケ所一覽表 文部省へ提出控」表紙(大正9年1月)[日光東照宮所蔵]

修繕時節
詳見別紙

東		表門				西		所屬	
工	本	繪	時	刻	彫	工	木	目	所
木	根	柱	礎	礎	礎	礎	礎	第一期	第二期
工	木	工	工	工	工	工	工	第三期	廢中
工	工	工	工	工	工	工	工	残部	部
工	工	工	工	工	工	工	工	工	工
工	工	工	工	工	工	工	工	工	工
工	工	工	工	工	工	工	工	工	工

図 4-3-2 「二荒山東照宮輪王寺大修繕既成及未済ケ所一覽表 文部省へ提出控」部分(大正9年1月)[日光東照宮所蔵]

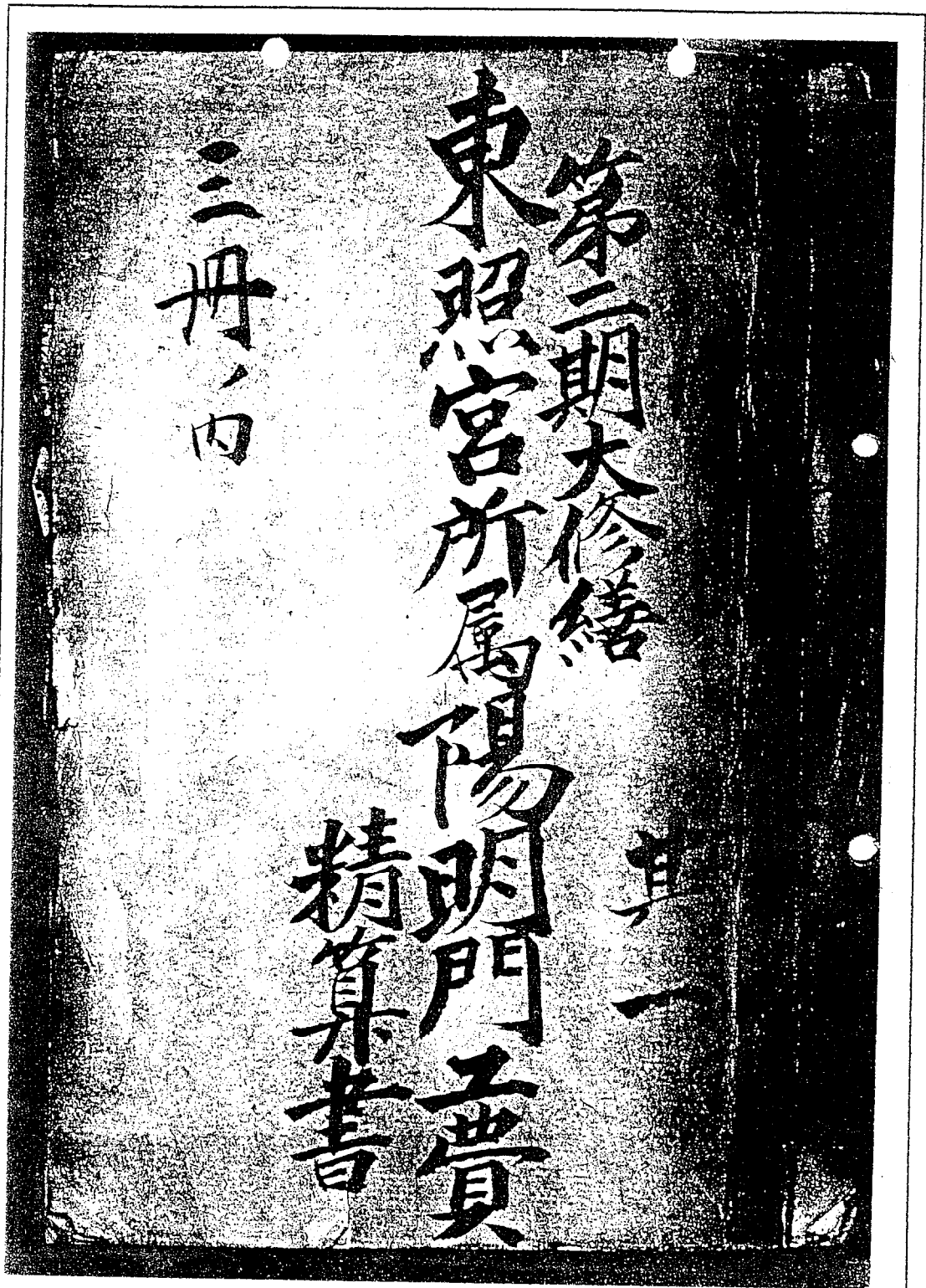


图 4-4-1 史料『第二期大修繕東照宮所屬陽明門工費精算書』（日光東照宮所藏）表紙

一箇下塗言、漆箔押
三千六百九十六坪三合四勺

右仕様

一胡粉塗

在末惣体、洗、蒸、彫削部、廻付、同部出来、上防腐劑
通過、塗立、乾燥、後上、苧絹、瀝、胡粉、使用、膠、調合
注意、三遍塗施工ス

一本末塗

在末塗敲き落し及研き落し共、し、継目及疵割、箇所、削
苧彫新木、分、木堅、塗、し、在末木地、柔劑苧付、削
彫、深淺言、削苧三遍以上、銅、銅、銅、布、共、施、三遍以上

地付、全研、布着、布目塞、地付、全研、切粉付、全研、地
堅、塗、錆付、全研、墨引中塗、全研、村直、錆縊、全研、撥漆
し、上塗、本末漆、以、縮、及、削、毛、目、苧、付、様、塗、仕、上
ス

一仕立蟬色塗

在末塗敲き落し、又、研落し、総、し、継目割、及、疵、箇所、共、削
苧彫、し、新木、分、木堅、塗、在末木地、柔劑苧付、削
彫、深淺言、削苧三遍以上、漸次、銅、重、銅、銅、布、共
施、村取、地、縊、三遍以上施、総体三遍以上、地付、全研
布着、布目塞、上三遍、地付、全研、切粉付、全研、地堅
錆付、全研、墨引中塗、全研、村直、錆縊、二遍、目中塗

図 4-4-2 史料『第二期大修繕東照宮所属陽明門工費精算書』（日光東照宮所蔵）「漆工部修繕工事仕様書」部分

東照宮所屬陽明門彫刻部修繕工事仕様書

各彫刻物欠損及腐朽部合彫補

石仕様

在來各種彫刻物欠損及腐朽部合、新規擇材
又「檜材」以「原形」假入念彫補し大工部分、
真鍮柱丹金物、用「木芯」取付其他、釘鍍及
漆塗等、堅固、割付、心

彫刻物、内銅物類、足爪、牙、髻、再、眼等、不足
欠損、部合、新銅板、以「原形」假入在梅、銅
鍍、取付、心

日光東照宮修繕工事

了下層基、列置、真鍮、形子、各直徑等、取付方、
在來、通、一個、三方所記、打付、真鍮線、至
奉合、モ、用、全線、兩端、折曲、方、則記、
城、真鍮柱、止、心

前記彫刻物欠損、箇所、原形、不明、勿論、其
他、兵部、係員、指揮、從、入念彫補、心

図 4-4-3 史料『第二期大修繕東照宮所屬陽明門工費精算書』（日光東照宮所蔵）「彫刻部修繕工事仕様書」部分

東照宮祈禱陽明門中之間前後
天井繪畫重修仕様書

一 天井 横六尺八寸三分 貳 枚

一 天井右仕様

取地 漆塗後 總体二遍以上 地付布着
研切粉竹 全研地 漆塗 銷竹 共村

一 天井板 銷漆塗出來、上、別瀧鳥子紙

一 水 里雲 卷二面 共在來、批、東京市
川合王堂 下村 觀山二氏、複原画

一 天井板 銷漆塗及紙張、共出來、上、完
全養生、杉板割、以、堅固、荷
造、右、西氏、向、支々、送、上、不
不、繪畫、揮毫、終、上、再、養生

荷造、之日、現場、送、上、不

圖 4-4-4 史料『第二期大修繕東照宮所屬陽明門工費精算書』（日光東照宮所藏）「中之間前後天井繪畫重修仕様書」部分



图 4-5-1 『日光東照宮建築裝飾圖集』表紙（昭和6年4月、日光東照宮藏版）[奈良国立文化財研究所所藏]

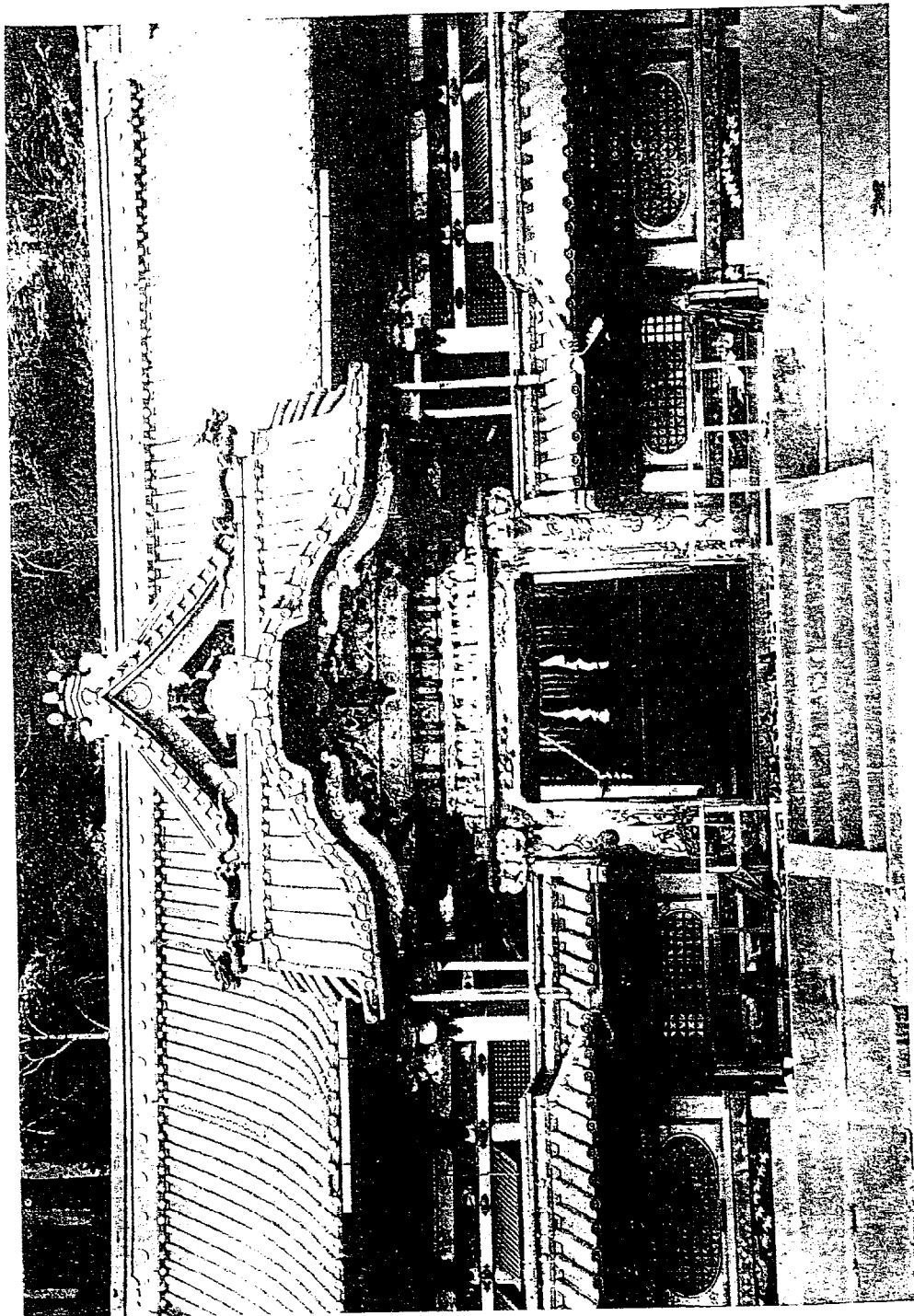


陽 明 門

南 正 面

The Yōmei-mon Gate

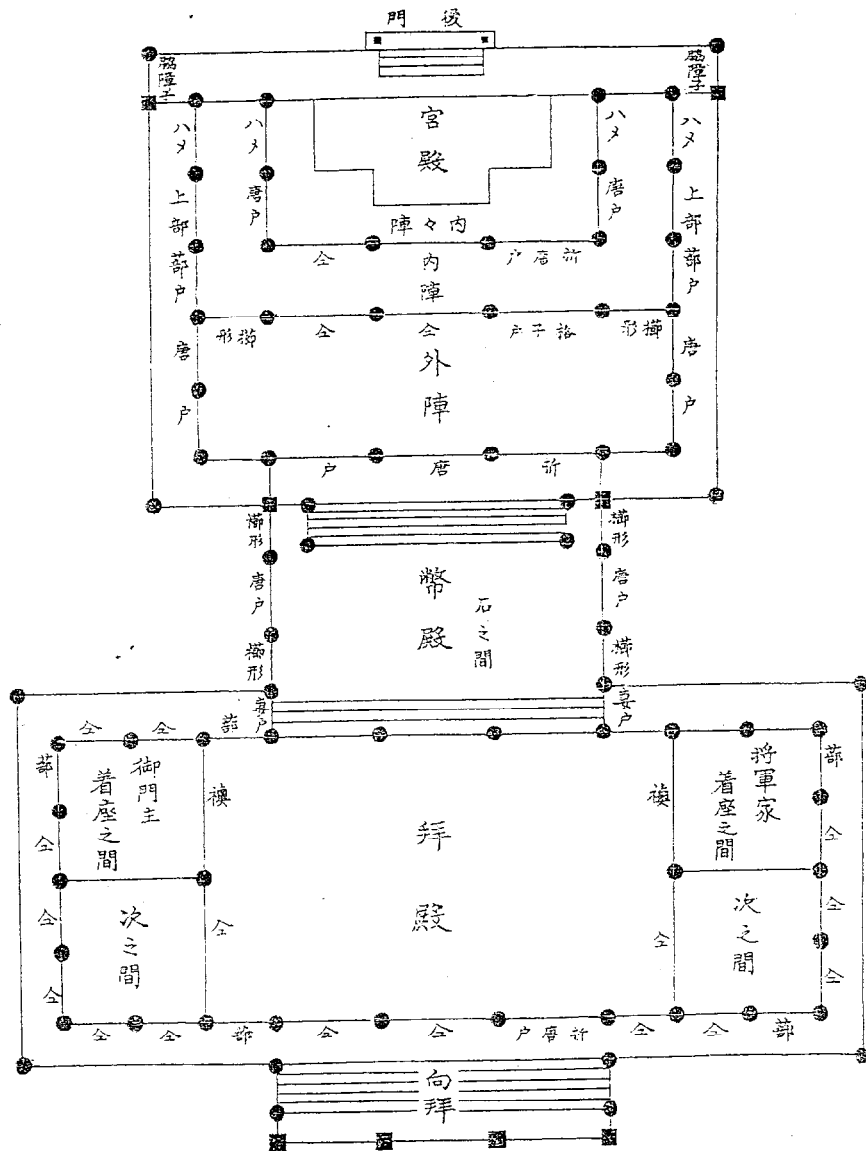
図 4-5-2 「陽明門南正面」写真（『日光東照宮建築装飾図集』表紙（昭和6年4月、日光東照宮蔵版）[奈良国立文化財研究所所蔵]より）



東 照 宮 唐 門

図 4-6-1 東照宮唐門 (塚本靖、大澤三之助『東京帝国大学紀要工科第一冊第二号 日光廟建築論』(東京帝国大学、明治 36 年 5 月 10 日) より)

獅子口ヲ附シ雲形ノ足元ヲ添付セリ、



東照宮本殿平面圖 縮尺二百分の一

図 4-6-2 東照宮本殿平面図 (塚本靖、大澤三之助『東京帝国大学紀要 工科第一冊第二号 日光廟建築論』(東京帝国大学、明治 36 年 5 月 10 日))

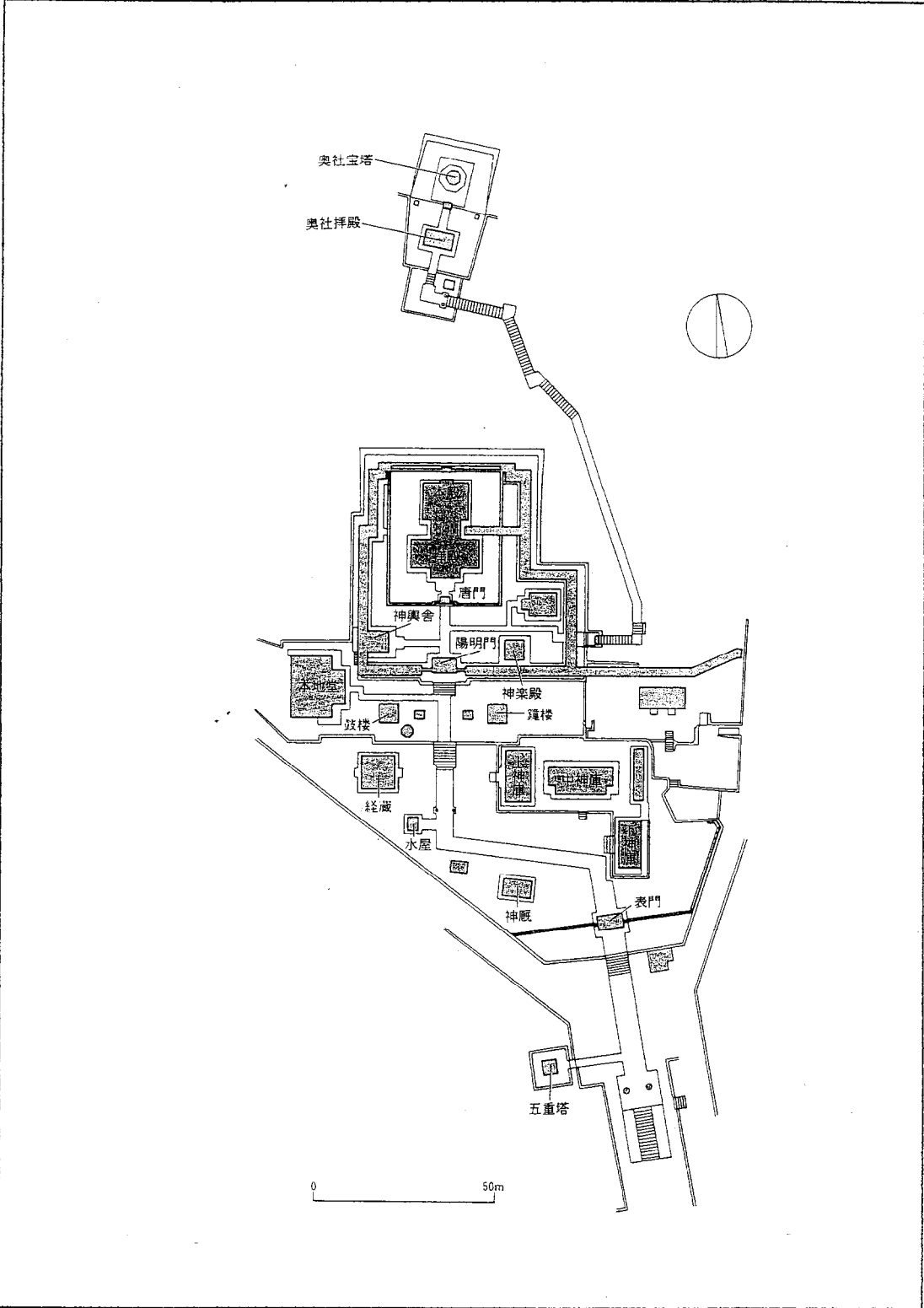


図 4-7 日光東照宮配置図

第5章 古社寺保存法時代の建造物保存概念

第1節 「標本」としての建造物保存概念と古社寺保存概念の多様性

第2節 特別保護建造物修理の多様な手法

第3節 古社寺保存法の限界と国宝保存法の成立経緯

第4節 小結

第5章 古社寺保存法時代の建造物保存概念

第1節 「標本」としての建造物保存概念と古社寺保存概念の多様性

本章では、前章までに明らかにした古社寺保存法時代の滋賀県、京都府の特別保護建造物修理、日光東照宮修理に見られる修理方針と手法を包括的に検討することによって、「何を」「どう」残すことを保存と認識していたかに注目し、古社寺保存法時代の建造物保存概念を考察することを目的としている。第1節では、修理を行った建築関係者が古社寺の「何を」保存すべきと認識していたのかに注目して古社寺保存法時代の建築関係者の建造物保存概念を明らかにし、さらに、それを取り巻く当時の社会の状況や古社寺に対する理解を反映した多様な古社寺保存概念についても考察する。

第3章、第4章では、実際の修理手法を通して、古社寺保存法時代の滋賀県、京都府の修理担当者、また日光東照宮修理を行った大江新太郎の建造物保存概念を考察した。第3章では、滋賀、京都でおこなわれた古社寺保存法時代の一般的な修理と考えられる修理事業が、実は古建築をある時代の様式を表す「標本」と認識し、「創建当時の姿」を重視し、再現されたその姿を半永久的に維持しようとする保存概念によるものであることを明らかにした。第4章では、日光東照宮修理が古社寺保存法時代の修理事業の例外というよりは、古建築をある時代の様式を表す「標本」と認識するという、滋賀県、京都府などでみられる建造物保存概念を共有し、「復原」を志向する立場を、彩色や漆の塗り替えという手法によって先鋭的に打ち出したことから批判をよび、保存という行為に内在する矛盾を象徴することになった事例とみなすべきであることを明らかにした。

つまり、第3章と第4章の考察から、滋賀県や京都府でみられる修理手法と大江新太郎の日光東照宮修理をも包括する当時の修理担当者に共通する建造物保存概念は、古社寺をある時代の様式の「標本」と認識するものであったと考えられる。修理を行っていた建築関係者の建造物保存概念は、「創建当時の姿」を古社寺の保存すべきものと認識し、さらに再現されたその姿を半永久的に維持することを重視するものであったと考えられる。日光東照宮修理事業で見られる大江の論理は、造営当初の様式を再現・維持することを保存と見なすものであった。それは、ある時代の様式の「標本」という点に古社寺の価値を見、その「標本」である所以（様式的特徴など）をできるだけ完全な状態に整え、半永久的に維持するということであった。京都府技師であった武田五一も古社寺保存事業について、次のように述べている。

「古社寺を修理する意味は余程考へを要す可き事である、只修理といふと極めて簡単であつて家を繕つて毀れないやうにするのでありますが、私共の方から云ふ所の修理は爾ういふ簡単な意味でなくもつと深い意味がある、単に修理（レペーヤ）といふことは之は実用的の方面から考へると、茲に毀れかゝつた家があると仮定すると、毀れかゝつた家は実用

にならないから其の実用の出来るだけの程度に夫れを修理するのである、所が古社寺の保存会でやる所のものは爾ういふ意味でなく、実用ということは先づ第二で建築物を美術と考へて其の研究を土台として応用するのが主なる目的である、爾うして同時に古い建築の形が無くなつて了ふのを無くなさないやうにし幸ひ今日ではひどく毀れて居ないものを一層丈夫にして後世の研究者の爲めに残して置かうといふ意味である」¹⁾

武田の意見は、古社寺建造物の修理を単なる修繕とは考えず、美術品と認識し、後世にその価値を正しく伝えることが修理事業の目的であることを示したもので、各時代の建築様式の「標本」としての古建築の価値を認識したものであった。以上のように当時の滋賀県、京都府の修理担当者には、大江と同様、古建築をある時代の建築様式を表す「標本」として重視する建造物保存概念が共有されていたと考えられる。

次に、そのような大江の日光東照宮修理手法と滋賀県、京都府で見られる修理手法を同時に包括する概念である、古建築を「標本」とみなす保存概念について、そのような保存概念が成立した背景についても考察する。

当時の『建築雑誌』では、大報恩寺本堂、清水寺本堂などの修理工事に際して、「これ等の諸堂は何れも有名なるものにして各時代の建築形式を代表すべきものなりしが、これ迄幾回の修繕に逢ひて却て原型を失ひたる部分もあり、此際既往の轍を踏むことなく、極めて慎重に事に従ひ、以て我国建築の歴史を湮滅するか如きことなからんこと切に当局者に希望する所なり」²⁾と、古建築を各時代の建築様式を表す「標本」として重視している様子が窺える。また、同様の方針は大仏殿の保存の可否が建築界内外を巻き込んで行われた大仏露仏非露仏論争でも見られた。この論争は、雑誌『太陽』で高山林次郎が大仏殿不要説を唱え、東大寺の大仏は露仏にすべきで、大仏殿の修理に多額の費用をかけるよりは、壊してしまったほうがよいと主張したことに端を発したものであった。この説に対して、建築界からは当然大仏殿の保存を支持する「非露仏論」が当時修理に携わっていた妻木頼黄と伊東忠太から出されたが、伊東は自らの意見は大仏殿を「鎌倉建築の標本」として重要であるから保存すべきであると主張していた。妻木が「聖武天皇御本願の建立、頼朝の再建、並びに公慶法師の難苦に対しても大仏は露仏とすべきものに非ず、現在の大仏殿は学術未開時代の木造建築としては造構の巧妙世界に誇るに足る、是保存せされへからず」³⁾と、天皇や歴史的な人物とのかかわりなど大仏殿建立の由来、またその「造構の巧妙」から大仏殿の重要性を述べたのに対して、伊東は、「大仏殿は本邦建築最大作の標本とし、兼て鎌倉建築の標本として保存せされへからず」と、まさに保存において古建築をある時代の「標本」という点で重要であると認識していたことが窺える。伊東自らが、当時の修理事業について、「その時分に日本建築の専門家は殆ど無かつたのですが、美術学校で私の講義を聴いた安藤時蔵、亀岡末吉といった連中が私の下でよく働いてくれました。その頃帝大出の人で日本建築に志した人は唯だ一人の関野君がある斗りです。関野君が来られた以前は、大抵な事は私単独でやりましたね。」⁴⁾と記しているとおおり、古社寺保存法時代を通

じての古建築保存界の中心であったのは伊東忠太であり、各県の初期の修理技師は直接伊東の教えを受けた者だったことから、彼の古建築を「標本」と認識する建造物保存概念が、建築関係者の古建築保存観にも共有されていたとも考えられる。このような認識は、関野貞や武田五一らが修理事業を通じて各時代の社寺の特徴を確定していくという、建築修理の成果が直接的に建築史学構築に結びついていた当時の建築界の事情も反映していると考えられる。

以上から、建築関係者の間では古建築をある時代の建築様式の「標本」と認識する建造物保存概念が共有されており、それは、当時の建築界の事情をも反映したものであったと考えられる。

当時、建築界以外からも古社寺の保存に対する意見が表明されていた。当時の社会の状況や古社寺に対する理解を反映した当時の古社寺保存概念の多様性を示し、そのような保存概念が建築関係者の共有した古建築保存概念や修理事業とどのような関係を持っていたのかについて考察する。第4章でも述べたように、古社寺保存法時代には、日本史研究者などから修理事業に対する批判や意見が出されており、当時、古社寺保存について建築界とは異なるさまざまな認識が存在したと考えられる。そのうち、古社寺修理事業をめぐる論争については、清水重敦「明治30年代の古社寺建造物復原論争について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』1995年、p121-122)などで発表されている。本研究では、この部分について同様のテーマを扱っているが、理想的な保存は存在しないという考え方をより鮮明にする立場から、また保存の内包する矛盾をより強調するために、これらの論争を紹介していることから、議論の重点の置き方が異なっている。

古社寺保存事業が開始した直後から、修理事業に対する批判は始まっていた。古社寺保存事業に対する批判は、1) 美術的価値を重視し、修理を行うよりも古い様式で新築することを主張した高山林次郎による批判、2) 歴史史料としての価値を重視し、修理によって手を入れることを批判した日本史研究者らによる批判、3) 古建築の外観の古さに見られるロマンチックな価値を重視し、外観の色を塗り替えることへの批判、にわけられる。

1) としては、古社寺保存事業が始まるとすぐに、評論家の高山林次郎が雑誌『太陽』に「古社寺及び古美術の保存を論ず」⁶⁾を掲載し、批判をおこなった。高山は、「建築は主として形式的の美術」であるから「建初当時の古式に準じて是を新造する」と、古社寺を美術品として認識する見方を発表し、古い建物を修理するのではなく、同じものを全く新しく建てなおすことを主張したものであった。高山は、古社寺の当初の姿を重視するため、時間の経過による外観の「古さ」などには価値は認めず、当初の色に「復原」することを主張していたことから、「熟、其補修の跡を点検するに、新材を拈符して強めて古色を帯ばしめ、以て強めて腐朽の状を装ひ、今古の別を塗抹せむと擬するの状、吾人を以て見れば、寧ろ醜汚の感に堪えざる也」と古色塗りを批判していた。また、当時の建築関係者による修理方針には一貫性がない、と批判していた。高山の古社寺保存概念は、「古社寺保存の目

的は、古代建築の中より美術の模範となり、併せて歴史の徴証となり得べき優秀なるものを選択して、是を後世に存続するにあり」というものであった。古社寺を美術品として重視し、後世の変更が見られる現在の姿よりも「創建当初の姿」に価値があるとした点では、古建築をある時代の建築様式の「標本」と認識する建築関係者の保存概念と共通していたと考えられる。また、材料のオーセンティシティよりも姿、形のオーセンティシティを重視する点でも建築関係者と同じ保存概念を共有していたと考えられる。しかし建築関係者と異なる点は、古建築そのものの修理を行うのではなく、「建築は主として形式的な美術なり」として、様式や姿形が同じならレプリカを新しく造ることが良い、と、レプリカの製作を主張した点であった。このような高山の意見は極端なものであったが、第4章で記したように日光東照宮で見られた大江の保存論をつきつめると、レプリカ容認論を否定できないものになる危険性があったことから、このような高山の建造物保存概念でさえ、実際の修理事業の中にその片鱗をみることができると考えられる。しかし、実際の修理担当者は古建築そのものを修理しなければならない立場にあり、修理を行わなければならないという出発点を共有していない高山の意見は、実際の修理に示唆を与えるようなものとはなり得なかったと考えられる。

2) としては、明治32年を中心に雑誌『歴史地理』に掲載された批判であり、関野貞がおこなった新薬師寺修理に対する、水谷仙次ら日本史研究者による古社寺保存修理事業の批判であった。彼らは、当初の状態がどうであったかについては断定はむずかしいのだから、「保存の方法は、須らく尤も忠実に、尤もありのまゝに、而して毫も研究的、断定的の跡を顕はさしむ可からず」⁶⁾ という方針であるべきで、「後世に改修せしもの、もしくは被補せしものにして、今其旧形式を伝へず、之を破却し去る程の研究を了りしとせば、そは已に古式新式明瞭となれるもの、学説は之を研究の結果とし、雛形製図をして別に珍聚館に襲蔵せば」⁷⁾ いい、と主張した。これらの意見は、後世の改変を含め、古社寺に内在すると考えられる史料的価値も尊重（維持）すべきだというものであり、「復原」を行わず今ある状態のまま維持していくべきであるという主張であった。建築関係者が古社寺の「創建当時の姿」を保存すべきと認識したのに対して、日本史関係者は「現在の姿」を保存すべきと認識し、古社寺を歴史史料として重視し、現状のまま維持することを求めたものであった。この考えは、「何を保存するか」について建築関係者と正反対の意見であり、史料的価値にも配慮し、古社寺に修理の手を入れることに対してもっと慎重であるべきだという議論であった。つまり、修理によって手を入れることは史料的価値を損ないかねないから極力控えるべきことを主張しているわけである。この批判は、一見論理的で、傾聴すべき議論と思われるが、修理を行うこと自体を否定してしまえば、修理を行わなければならない修理担当者にとっては、高山の意見と同様、修理の現場の指針になるような具体的提案はないものであり、保存という行為に内在する矛盾、つまり、史料的価値を永く維持するためには手を入れなければならないという難問に向かい合おうとしない点に限界がある。

これら1) 2)の高山と日本史学者の批判に対して、同じく日本史学者であった辻善之助は『歴史地理』に「古社寺保存の方法に就ての世評を論ず」⁸⁾を公表した。この論文は、辻が1) 2)の批判に対して、修理担当者を弁護する意図のもとに発表されたものであったことが、「文学士辻善之助氏が古社寺保存の方法に関して、世上兎角の評あるの今日、親しく其の現状を視察し、且つ当局者にも質して、忠実に弁疏の労を執られたるもの」⁹⁾として、『建築雑誌』に転載されたことから窺える。1)、2)の批判のあと、『建築雑誌』では、「古社寺の修繕工事に就て」という記事の中で、「要するに吾人は当局者が古社寺保存の目的を明瞭に解釈して之を世に公にせられんことを望むものなり、古社寺保存が一国の美学にして、学術上美術上世に益する所極めて多きものなるに、当局者か其目的方法を公にせざる為め、徒に世間の疑惑を招き、この重要な事業の振興に障害を与ふるか如きは吾人の甚だ取らざるところなり」と、修理担当者自身が古社寺修理の方針について明らかにすることを呼びかけていたが、『建築雑誌』上に修理担当者から修理方針を発表した記事は見られなかった。辻の論文は、そのような状況の中、修理担当者を弁護するために書かれており、当時それが『建築雑誌』に掲載されるなど建築界にも紹介されていたことから注目できる。そこで、論文に書かれた辻の建造物保存概念を考察し、古建築を「標本」と認識する実際の建築関係者に共有された保存概念との関係を考察する。

辻はこの論文について、明治33年に奈良正倉院に出張していた間、「保存法の下に修理の功を卒へ、または修工事中なるもの、また将に修理に着手せられんとするものを視、ついで親しくその修理の主任技師工学士関野貞君について、その説明をきき」記したものであると説明している。辻のこの論文は、高山と日本史学者らの批判に次のように反論していた。

まず、高山の美術品としての古社寺保存という考え方に対しては、「古社寺保存の意義が、単に美術的見解により、芸術の標範たるべきものに限りて保存すといへる説の誤れるは、また論ずるを須らず。その美術的なると、はた非美術的なるとを問はず、ひろく史料として保存せらるべきものなること明白なる道理なり」と否定し、古社寺は美術品としてではなく、歴史史料として保存するべきであるという立場を打ち出している。しかし、実際の修理では、第3章、第4章で考察したように、修理担当者は、古建築を建築様式や美術としての「標本」として認識していたことは明らかであり、このような歴史史料としてのみ重視しているという説明は、実際の修理とは実は一致しないものであると考えられる。

辻は歴史史料として保存するという日本史学者の方針と修理担当者の方針が同じであるとした上で、日本史学者の批判に対しては、「在来のまま保存して厘毫も現形を改むること無く修繕を行へよといはんは、不可能の事なり」と、その実現不可能な点を指摘した。日本史学者が後世附加物の撤去について批判している新薬師寺の修理をあげ、「蓋し天平古式の標本として、新薬師寺は最もとるべきものの一たり、ことにその簡単にしてよく調和を得たる点に於いて建築上の原則にかなひたるよりするも、新薬師寺の新薬師寺たる点

は、修繕後に於いて之を見るを得べきも、修理前において、あまた後世の附加物を存せんとしにおいては、その天平古式の標本たるべき極めて肝要の点に於いて多く妨げを有したり。その史料としての保存に於いて、最も当さに除かるべきものにして、またその美観の上よりするも、実に然らざるを得ざるものたり」と、理解を求めた。辻の論旨は一見筋がとおっているように見えるが、高山の意見に対して、建築関係者は美術の模範として保存しているわけではないとしながらも、新薬師寺の価値を「天平古式の標本」であることとしていた。さらに、歴史史料として保存するとしながらも、「美観の上」を根拠としたり、古建築を「標本」と認識するならば高山の意見とも共通点があることを見逃しているなど、全体として見ると矛盾が見られる。

さらに、辻は古社寺保存の修理方針を自らまとめている。それは次のようなものである。

「忠実に古式を保存するにあり、

(甲) 若し後世無稽の工を加へて為にその建築の形式を損害するが如きものは、その原形式明瞭なる場合には之を復旧す。

(乙) 若しまた後世の加工なるか、はた創立の際に於ける手法なるか疑はしきものは姑く疑を存して浸に取捨せず、その儘になし於きて後日の研究に資す。

(丙) 若しまた後世の附加なることを知るも、原形如何を詳にせざるときは、浸に想像に由りて復旧を試みす。

(丁) 若し夫れ後世の加工と雖も、特に歴史上美術上等に価値あるものは、之を保存す。然れども形式に関せざる構造の方法は、堅牢の為めには、在来のものを襲用せざることあり。而して古材は能ふ限り之を応用し、古色は之を保存す。」

この方針は、第3章で紹介した滋賀県の「特別保護建造物修理方針」と類似点があり、一見、実際の修理から導き出された論理的な修理方針のように見えるが、滋賀県の「特別保護建造物修理方針」同様、保存すべきものとされている「古式」が具体的に何を意味しているかは明記されておらず、(甲)(乙)などで記されている判断基準もあいまいなもので、具体的な修理の指針となるものではなかった。また、「古式」を保存するとしながらも、構造部分には在来の手法を用いないことや、「復旧」を志向しながらも古色を保存するとしていることの矛盾についての意識はみられなかった。

さらに、辻は、建築関係者によって行われている修理と日本史学者の主張する修理は、根本の方針は一致しているのであるが、その手法は「自らその建築物一々によりて程度を異にすべきものたり」とし、「論者のいふ所実に程度問題にあるを」と、すべての批判を「程度問題」に収束させている。また、修理担当者に対しては、修理において「一層慎重を主とし、修理着手前以に於いて、十分の学術的研究を遂げ忠実なる工事を営み、些の遺憾なきをつとめられんこと」を希望した。これらの考えは、修理においてある理想的な正解が存在し、十分な学術的研究を行えばそれが実現可能であるかのように認識し、批判の対象になるような修理内容は、その建築の種類や状況、修理担当者の研究の程度などによって

その実現可能の程度が異なることによって生じると認識するものであったと考えられる。

辻の論文以降は、日本史学者からの古社寺保存事業への批判はなくなったことから、この論文が当時の古社寺保存事業を弁護するために書かれ、それが受け入れられたことになったことが窺える。しかし、実際の修理と辻の意見との比較から、辻の示した修理方針が実際の修理の指針にはなり得ないものであったと考えられる。つまり、辻の意見は、あくまでも実際に修理を行っていた建築関係者によるものではなかったことから、保存とは多くの価値観が混在するあいまいなものでしかあり得ないこと、一つの保存概念から唯一の手法が導き出されるものではないこと、古建築の保存には理想的な解答ではなく、そのあいまいさこそが古社寺の保存である、という実態が説明されること無く、そのような理想的な解答のないなかで、当時の技師たちは多様な手法を用いて対応しようと努力していたと考えられる。

ちなみに、今日でもそのような「学術性重視」からすべてを説明する傾向が見られ、これまで古社寺保存法時代から続く古建築修理の歴史は、「学術性」を追及することによって可能となる理想的な保存が存在し、それを可能にするために技術が開発され進歩してきた歴史であると考えられる傾向がある。しかし、第3章、4章でも示したとおり、保存に理想的な方法などは存在せず、修理技術者の個々の判断を伴うものであり、実際の古社寺保存法時代の修理では、古建築をある時代の「標本」と認識する一つの建造物保存概念を共有しながらも、保存に内包される矛盾に向き合い、さまざまな手法が用いられていたと考えられる。

3) としては、大江による日光東照宮修理事業で色を塗り替えていることへの批判があった。これらの批判は、第4章でも述べたとおり、古社寺に対する情緒的な感情を表明したものであった。それは大江が『日光社寺大修繕一斑』¹⁰⁾で紹介した次のような発言に代表されるものであった。「奈良や京都では、古社寺の修繕が出来上つても、何処を修理したのやら、一見して少しも修理の跡が見へぬ、僕などは小刀で削つて見て初めて新古材料の区別が判つた位である。此くてこそ古社寺の修理である、日光は何事ぞ、新たに修理を加へた箇所といへば、孰れを見ても金タピカピカ、丸で狂女の扮装である、どうしても古色を着けて貰ひませう」と、激しい言葉で日光の修理を批判するものであった。これらの意見は、古社寺の外観の「古さ」に「時間の経過」を感じるという、情緒的な価値観を重視したもので、外観の色の塗り替えを批判しても、色以外の部分の「復原」や、漆や彩色の塗り替えによって当初の材料が失われていることについての批判はなされておらず、情緒的な心情の吐露にすぎない部分もあった。反論として、外観の色を含めて「創建当時の姿」を再現することの意味については、前述のように修理担当技師である大江が直接『建築雑誌』などに意見を発表していた。しかし、第3章でも示したとおり、滋賀県や京都府における古社寺保存法適用の古社寺修理では、造営当初の姿を尊重しつつも、古色塗りを施すことや、色については「復原」を行わないなど、「時の経過」が感じられるようにするとい

う配慮を実際に行っていたことが明らかになっている。修理において、造営当初の姿を再現することと「時の経過」を感じさせることを厳密に両立させることはできないから、実際の修理ではあいまいな対応にならざるを得ないが、外観にだけは古色を保存するというような対応が一般的だったことに、当時の古社寺の保存には「時間の経過」に価値を見るところという情緒的な心情が併存していたことを示している。

このように当時の社会における古社寺保存概念は、「何を保存するか」について、建築関係者と正反対の意見も含んだ多様なものであったが、共通するのは「古さ」に価値をみるということであると考えられる。しかし、それぞれの意見における「古さ」の持つ意味は多様であった。

古社寺の保存の意義を美術、芸術の模範に見ていた高山は、美術、建築様式の「古さ」に価値を置くことの理由として、「国民生活の最も光榮ある結果として、其歴史の意義と価値とを永遠に伝ふる所以なり」、「又他方より見れば、国家が其美術を保存するは、世界の文明に対して最も榮誉ある貢獻を為す所以也」と述べ、建築に限らず、美術品の国家や国民生活における意義を追求するものであった。高山にとっては、古建築の価値はその「古い」建築様式のみであり、実際に残っている古建築そのものに対しては必ずしも価値を認めていなかったと考えられる。「古社寺を保存するは、其年代の古きが為にあらずして、其形式の美なるが為也」として、美術、建築様式としての「古さ」に価値を置き、「其木材の質理、着色の濃淡等は、第二義以下の制約のみ」としていたことから、「創建当時の姿」の中でも、その形式、様式のみを認めていた点が、「創建当時の姿」の再現を目指した建築関係者とは認識が異なっていたと考えられる。

また、日本史研究者らは、現存する古社寺そのものを、その改造も含めて歴史史料と認識していたため、現存する古建築の実物そのものの「古さ」に価値をみており、建築様式が「創建当時の姿」をあらわしているかどうかや、様式そのものが「古い」がどうか、は重視していなかったと考えられる。

さらに、古建築の外観の「古さ」に価値を置く情緒的な考え方では、その「古さ」がたとえ修理後に演出されたものであったとしても認めるといえるもので、建築様式や古建築そのものの「古さ」を重視したものと違って、古社寺を建築としてではなく、情緒の対象として情緒的に見るものであったと考えられる。

ちなみに、そのような「古さ」を重視する古社寺保存のあり方は、日本の近代化という特殊な事情と深く関係していたと考えられる。すでに指摘されていることではあるが、日本における近代化、つまり国民国家の形成において、国民的一体感を保持するための道具として、古社寺を古くから独自の文化が栄えていた証として重視し、ナショナルアイデンティティの拠り所とする風潮があったと考えられる。また、第二章でも指摘したとおり、古社寺保存法そのものの成立は、明治維新以後沈滞していた京都の復興という京都府の独自の事情に深く関わるものであったが、法律として成立した背景には、日清戦争直後の国

家規模のナショナリズムの盛り上がりが影響していたと考えられる。それは、帝国議会においても、「我国ニ於キマシテモ東洋ニ於テハ支那ト我国ダケガ先ズ立派ナル独立国デアッテ其外ハ殆ド外国人ニ蹂躪サレテ居ルヤウナ国デアリマスルガ其立派ナル歴史ヲ持ッテ居ル此古イ国デアッテ随分古代ノ建築モ残り尚ホ古代ノ美術ト云フモノモ存ジテイル日本デアッテソレガ又外国人ノ大ニ日本ヲ賞賛スル原因ト為ッテ居ル」¹¹⁾と、古社寺保存法が必要な理由として日本が古くから独自の文化を持った独立国であることの証として古社寺を重視する趣旨の発言がなされていた。さらには、伊東忠太も昭和 17 年に行われた「古社寺保存会の思い出」¹²⁾と題した座談会の中で、「日露戦争後から大分違って来てみますね。国宝といふ物は大事だといふことが一般に理解されるようになった」と述べ、その理由について「日本が一等国になつたといふ国民的自覚が高まつたためでせう」と発言があり、国家的なナショナリズムの盛り上がり古社寺保存の機運と結びついていたことが窺える。このような社会的背景が古社寺保存概念にも影響を与えることは、保存とは「何を保存すべき価値と認識するか」という相対的価値判断に基づくものである以上、当時の社会背景の枠組みとは切り離せないことによると考えられる。

「古さ」は、また建築関係者の建造物保存概念においても重要な要素であったと考えられる。もともと明治 28 年制定の「古社寺保存会出願規則」でも、認定されるべき古社寺として、400 年以上前の建立が目安とされていたことから、建立の「古さ」は重視されていたと考えられる。また、特別保護建造物の認定の方針について、「桃山時代の後半特に慶長年間海内統一して干伐の憂もなく一般に経済的にも恵まれたから社寺の再興修理が大に起つた徳川氏幕政時代は太平二百五十年其間殆んど戦乱の処なく再興修理相継ぎ建造物の保存も良好となつた其結果として慶長前の建築は遺存する者割合に少く以後の建築は急に激増することとなつた故に古建築選定の際先ず重きを慶長前に置き其以後の者は特に優秀なる者を選出指定したのであつた」¹³⁾と、関野貞が発言しているとおおり、認定にあつても、桃山時代以前の建立の「古い」古社寺が優先された。しかし、実際の運用を分析すると、ただ建立年代が古いだけではなく、「古い」建築様式を残していると考えられた古建築が優先的に認定されたと考えられる。当時、江戸時代の建立の古建築は、認定が厳密にされる傾向があつたが、出雲大社など建立は江戸時代であっても、古代の建築様式を伝えるものは、先に認定されていた。

前述のとおり、修理に際して、建築関係者は、「創建当時の姿」を再現することを目標とし、その再現された姿を「半永久的に」維持することを重視した。それは、修理を行った建築関係者が、「創建当時の姿」を、古建築の最も保存すべき姿であると認識し、しかも実在する古建築の修理によってそれを実現しようとしたことによると考えられる。「創建当時の姿」を再現した姿を半永久的に維持しようとしたことは、建築関係者らは、実際に古建築を修理しなければならない立場であつたこと、さらに修理対象である古建築に対して、形式のみが重要な美術品としてや、歴史史料としてではなく、「建築」としてむかいあつて

いた建築関係者だからこそその選択であったと考えられる。

以上のように、古社寺保存法時代、建築関係者に共有されていた建造物保存観は、古建築を「標本」と認識するものであったと考えられるが、当時の社会では、古社寺の保存や修理のあり方について、お互いに相容れないかに見える多様な保存概念が併存していたと考えられる。古社寺の「何を」保存するかについて、建築関係者が「創建当時の姿」を重視していたのに対し、当時の日本史研究者が正反対の「歴史的な過程を含めた現状の姿」を重視していたことは注目できる。また、どのような姿で古建築を残すかという問題については、修理に対する批判の中には、実際の古社寺の修理を行わなければならない、という出発点を共有していないことから、修理の指針となり得ない批判も見られた。これらの古社寺保存法時代の多様な古社寺保存概念について図 5-1 にまとめた。

それぞれの意見は、「古さ」を重視していたが、その意味するところは、多様なものであった。古社寺保存法時代のこれらの多様な保存概念は、それぞれ傾聴すべき点と限界を併せ持っており、ほかの考え方に対して絶対的な優位を主張できるものではなかったと考えられる。つまり、理想的な保存は存在しないわけであり、建築関係者の共有した保存概念も当時の建築界の状況や社会的背景などさまざまな価値観の影響を受けながら形成されたものであったと考えられる。また、修理を批判する側は、ある一つの事柄について論点を集中して批判を行うことが可能であるが、実際に修理を行わなければならない建築関係者は、修理においては多様な要因が複雑に関連しており、一つの論理から手法を選択することは不可能であり、常に多様な要求に応じていくための広い視野が必要であったと考えられる。それでも、建築関係者が「創建当時の姿」の再現を重視し、再現された姿を半永久的に維持することを重視するという、古建築をある時代の「標本」として重視する建造物保存概念を共有していたことは、古建築を実際に修理しなければならない立場であったことと、古建築に対して、あくまでも「建築」と認識し、向かい合っていたことによるものであると考えられる。

第2節 特別保護建造物修理の多様な手法

第1節では、建築関係者には古建築を「標本」と認識する古建築保存観が共有されていたと考えられること、当時の社会では建築関係者とは異なる多様な古建築保存概念が存在し、そのどれもが傾聴すべき点と矛盾点を内包したものであったこと、を明らかにした。しかし、実際の修理においては、同じ保存概念を共有しながらも、滋賀県、京都府の特別保護建造物修理事業や、大江新太郎の日光東照宮修理に見られるように、お互いに矛盾し合うかに見える多様な修理手法が用いられていた。本節では、実際に修理を行うにあたり、「どのように」修理することが保存であると考えられていたかを考察する。

古社寺保存法時代の一般的な修理工事と考えられる、滋賀県、京都府の特別保護建造物修理の手法を分析する。古建築を「標本」と認識する古建築保存観では、「創建当時の姿」が重視され、その姿を半永久的に維持することが保存であると認識されていたと考えられる。そのような認識から、修理では「創建当時の姿」への「復原」が志向されていた。第3章で示したとおり、「復原」は、古建築の建てられた時代の特徴を最もよくあらわすと考えられる墓股や懸魚など古建築の細部装飾に関する部分で行われることが多かった。具体的な手法としては、「創建当時の姿」が痕跡や文献から明らかにすることができた場合には、その「姿」を新材で再現することが、「復原」とされていたと考えられる。それは、「創建当時の姿」のオーセンティシティを材料のオーセンティシティよりも優先するという当時の保存概念によるものであったと考えられる。また、そのように「復原」した「創建当時の姿」の半永久的な維持を重視するため、構造など見えない部分では、新しい工法での補強がおこなわれた。

しかし、「創建当時の姿」が失われている部分であっても、実際には、痕跡や史料からその「創建当時の姿」が必ずしも明らかにはならないことがあった。そのような場合にも修理では何らかの手法で対処しなければならず、滋賀県、京都府の修理、日光東照宮の修理を考察すると、そのような場合の対処法は、次の3つに分けられた。それは、1)「復原」を見合わせ現状のままにする、2)他の同時代の古建築を参考に部材を製作する、3)「創建当時の姿」を推測し「復原」を行う、でありその関係を図5-2に図化した。

1)としては、根拠が不十分な個所については、「復原」を見合わせるという判断が見られた。第3章で記した滋賀県の伊砂砂神社本殿正面格子遣戸で見られたような「柱ニ残レル痕跡ヨリ察スルヘキハ元ハ遣戸ナク開放セラレタルモノナリシヤノ疑アリシモ確証ナク」¹⁴⁾という理由で「在来ノ俣」とした場合のような例である。古社寺保存法では、現状変更についての許可は法律では定められていなかったが、実際の修理では、「復原」に際しては、府県の技師は古社寺保存会に書面での許可を得ていることが、滋賀県や京都府の史料から明らかになった。前述のように、古社寺保存会では、根拠不十分を理由に「復原」を見合わせるよう指示した京都府の平等院観音堂のような例もあることから、古社寺保存

会の基本方針は根拠が不十分な場合には「復原」を見合わせることであったと考えられる。このような見合わせは、一見「復原」とは反対の「現状維持」の処置であるように見える。しかし、安易な変更を避け、「復原」の見合わせを行う理由として、京都府技師であった武田五一は、このような根拠が不十分な場合については、わからないまま推測で修理をおこなってしまうと、「折角後世の人が良いのが出来ても前の人形を変えて了つては後の人が手を出せない事がありますから余程考へなければならぬ」¹⁵⁾と述べている。これは、一見、日本史研究者らが主張した「歴史的な経過に価値がある」として主張した史料としての価値を重視したかのように見えるが、実際には、修理を行った時点では「復原」を行うだけの痕跡や史料がない場合でも、後世「復原」の可能性あることを考えたものであり、「創建当時の姿」を重視するからこそ、現時点での安易な変更は避けなければならない、としたものであると考えられる。

また、外観の色については、第3章で述べたとおり、滋賀県や京都府の修理では、「復原」を行う意志が見られなかった。このような外観の色を塗りなおさず、剥離止めを施すのみに限定するという手法に関して、現在の技術では当初の色を知ることは不可能でも、後世の技術によって解析が可能ならば、当初の痕跡をそのまま残す、という「創建当時の姿」を尊重するからこそ、「復原」を見合わせる、という理由もあったと考えられる。武田五一は、平等院鳳凰堂修理では内部彩色もすべて修理する予定であったのが、修理途中で彩色修理のみ見合わせることを内務省に申請していた¹⁶⁾。武田は彩色など色の修理について、「完全な色でも剥げますから其の剥げた色を研究して旧との色にかへるそれが復古なんです」と、色を含めて復原することが古社寺の修理であると発表していたが、実際に色を復原することは困難であることを「赤色の上から考へても中々六ケしい、日本の建築物で藤原時代の物で室内に装飾してあるのがあります、日野の法界寺なども中の色の剥けたのがありますが夫れを復古しやうとするには中々六ケしい、同じやうな色になつて居つても紺青と緑青と素が違ひます、一は青が素で一は緑が素であるが剥げた色は同じやうになつ居るから夫れを復古するには記録に依らなければなりません、爾うなると文学者のお蔭を蒙らなければなりません、又色の分析とか或は木材の新古を鑑定するには科学の力を借りなければ到底解らない、現に法隆寺にある堂の柱などは大部分は新しいが其の中に創立当時の柱があるといふ、夫れを鑑定するには千二三百年前の物と三百年前の物を鑑別しなければなりません、之れには農芸化学の力を借りなければ出来ない、夫れで古社寺保存会の事業は各専門家の力を借りて昔の物を考へ其の結果に依て修理するといふ事になつて居るが何分日が浅いから十分な事が出来ない」¹⁷⁾と、技術不足から彩色や漆の「復原」を断念せざるを得ないことを言及していた。

外観の色については、このような技術上の困難から、「創建当時の姿」を尊重するからこそ、「復原」を見合わせるという部分もあったが、実際には新しく塗りなおした部材に古色を施すなど、滋賀県、京都府の修理では、古建築の外観の「古さ」に時間の経過によって

生じた価値を認め、積極的に「古さ」を演出する手法が用いられていた。それは、外観の古さの持つ「時間の経過」による価値も古建築の「保存すべき価値」に含まれると認識されていたことによると考えられる。奈良県の古社寺修理の第一号である関野貞による法起寺三重塔修理では、当初の計画では光明丹塗りで仕上げる予定であったが、実際に塗り上げたところあまりにも抵抗が強いため、「古材トノ諧調上改メテ古色塗トナシタル」¹⁸⁾と、修理計画を変更してまで修理後に古色塗りを施していたことが、奈良県立図書館に所蔵されている「法起寺三重塔修理工事出来形精算報告」からわかった。古社寺保存法修理の揺籃期には、色の「復原」について試行錯誤がなされていたが、実際の修理では、その実施の困難さや一般からの抵抗の強さから、次第に塗りなおしは行われず、外観の「古さ」を尊重した修理が行われるようになったと考えられる。さらに、前節でも述べたとおり古建築の外観の古さに対して情緒的にその価値を見る風潮は、当時の社会に存在したが、建築界にもそれらの価値を認める考えが存在したと考えられる。それは、伊東忠太が「い、ち」の署名で明治36年6月の『建築雑誌』に発表したとされる「建築家と尚古癖」という記事の中でも「古物は必ず美なりと盲信し、美なるものは又必ず古き物なりと妄断し、無二無三に古物を崇拜すもの往々にして之あり、古来建築学者中亦た此の弊に陥るもの少からざるが如し」¹⁹⁾と指摘していたことから窺える。

このような時間の経過による価値を重視する考え方が、修理の中で細部意匠を新しい材料で「復原」することと同時に成立していたことから、当時の一般的な修理と考えられる、滋賀県や京都府の修理では、「標本」としての古建築の姿に、時間の経過による価値を含めて認識していたと考えられる。つまり、滋賀県や京都府の修理技師は古建築の保存すべき価値として、「標本」としての理想的な姿、つまり「創建当時の姿」について、「建てられたばかりの姿の再現」ではなく、「建てられた当時の姿のまま改造を受けずに時間を経てきた姿」と認識していたと考えられる。この姿は、一見古建築のありのままの姿を尊重していると思えるが、実際には「復原」を志向し、後世改造部分は撤去し、部材を取り替えているにも関わらず、修理を施していないかのように古色塗りをを行い、見た目の「古さ」は演出していることから、人の手による「創作行為」であると考えられる。これは、古建築の保存すべき価値の中に、時間の経過による見た目の「古さ」を含むのか、という問題を浮き彫りにしている。

2)の同時代の他の古建築を参考として部材を製作する手法としては、第3章に詳細に記したとおり、滋賀県の勸学院客殿の唐破風内棟受墓股や神田神社本殿の懸魚などの修理でみられる。後世の附加であることが明らかであるにも関わらず、「創建当時の姿」が痕跡などから明らかにならない場合に、「附近ノ同時代ノ建物ノモノニ倣ヒ製作補加スル」²⁰⁾ものである。「創建当時の姿」が完全に明らかではない場合に同時代の古建築を参考にすると、いう手法を用いたのは、主に滋賀県技師では西崎辰之助、京都府技師では、阪谷良之進であった。彼らは、「創建当時の姿」が痕跡や史料から明らかであるとして「復原」をおこ

なった件数も多く、同府県の他の技師よりも「復原」を志向する傾向が強かった。阪谷は広隆寺桂宮院修理で同時代の古建築を参考とする理由として、「宝珠露盤ハ後世ノ補加ニ係リ建物全体トノ調和ヲ失スルノミナラズ凍傷ヲ蒙リ再用シ能ハサルニヨリ之ヲ撤シ別ニ同時代ニ建立セラレタル他ノ建物ノ宝珠ヲ参考研究ノ上復旧ヲナセリ」²¹⁾とあるように、「建物全体トノ調和」を重視しており、ある部分のみを「復原」しない、または、他の時代のものをそのままにしておくことによって、建築全体の調和が失われることを憂慮していたと考えられる。さらには、修理を行う上では、構造上の問題や、古社寺の社寺としての実用性から使い勝手のための修理を社寺側から依頼されるなど、部材が不完全ままで修理を終わらせることができないという事情も存在したと考えられる。これは、現代でも用いられる類例調査による手法と考えられるが、実際には、本物であるかのように誤解を生じやすい手法である。西崎、阪谷らは、「創建当時の姿」が明らかではない部材を製作しなければならない場合に、その古建築と同じ「標本」としての特徴をあらわすと考え、同時代の古建築を参考にしたと考えられることから、古建築をある時代の美術の「標本」として認識する古建築保存概念を追及することから生まれた手法であったと考えられる。ちなみに、昭和 33 年に西崎が滋賀県技師を退職するまでの数年間、師弟関係にあった元滋賀県技師の後藤佐雅夫氏の記述によると、西崎の修理調査について「先にこの時代の建物なら、このようなものがつくのではないか。というように様式論や古文書などから入るという調査方法を教えていただいた」²²⁾と述べていることから、西崎は調査においても古建築の時代的特徴やその時代の様式というものを重視していた様子が窺える。

3) の推測して「復原」する手法については、まず、滋賀県小津神社本殿で側面墓股を残っていた輪郭のみから「復原」した例のように、不完全な痕跡から全体を推測して「復原」するものがあげられる。このような手法は、2) と同様、「復原」を志向していた滋賀県の西崎、京都府の阪谷の修理で多く見られることから、「創建当時の姿」が完全にはあきらかでない場合の対処法には、技師による違いが存在すると考えられる。修理における技師の裁量の範囲については、古社寺保存会の許可を得ていたことから限定されたものであると考えられる。しかし、古社寺保存会が「創建当時の姿」が完全にわからない部分については、「復原」を見合わせる方針を基本としていたにも関わらず、阪谷は、東福寺浴室を切妻造から入母屋造に復原するために、古社寺保存会に他の修理では提出されていない「東福寺浴室復旧理由書」という論文を提出してまで許可を得ていることから、担当した修理技師の働きかけが修理内容に影響を与えていたことが窺える。ただし、西崎や阪谷は、不完全な根拠の場合でもすべてを「復原」しようとしたわけではなく、同じ古建築の修理の中で「復原」を見合わせる部分も共存していたことから、その場合ごとの状況を考慮して修理を行っていたと考えられる。

技師による修理手法の違いは、第 4 章で考察したように大江新太郎の日光東照宮修理からも窺える。同じ日光東照宮修理を行うに際して、大江は前任者である星野男三郎の修理

とは、異なる修理方針を採用していた。大江は、日光東照宮の「標本」としての価値は、その外観の意匠にあるとして、漆や彩色、金物の修理を積極的におこなった。大江は、古建築をある時代の「標本」として認識したが、その「標本」に対する認識は、滋賀県や京都府の技師のものとは異なっていたと考えられる。大江の修理では、古建築の痕跡や建立当時の文献を詳細に研究し、その成果から部分的に「創建当時の姿」が不明な場合にも、創建当時の意図を推測して「復原」を行うという手法を用いた。滋賀県や京都府の修理技師は、「建てられたばかりの姿のまま改変を加えられずに時を経てきた姿」が「標本」として認識されていたと考えられるが、大江は外観の色も含めて「建てられたばかりの姿を完全に再現したもの」を「標本」と認識していたと考えられる。

当時の通例に反してまで大江が外観の色を塗りなおしたのは、大江は、「建立当時の時代的特徴を表す建築標本」としての日光東照宮を修理することを最優先していたことによると考えられる。大江は、色の復原への批判に対して、時間の経過による「古さ」にロマン主義的な価値があることを認めながらも、「建立当時の時代的特徴を表す建築標本」として後世に残すためには、復原を行い古色塗りは施さないことが必要であることを合理的に説明ように努力していたことから窺える。そのような自らの理論を実践するために、大江は、表門、神廐、水屋について、第一期修理設計で、各建物に配分された彩色修理の予算があまりにも少ないため、数棟分づつの彩色修理の予算をまとめてまで、「表門唐獅子及台座共彩色並漆箔押」、「廐絵画部及正面唐戸修繕」、「水盤舎虹梁及組物共彩色修繕」の3ヶ所だけでも完全に修理することを提案し、実行していた²³⁾など、修理において工夫や努力をしていた様子が窺える。

また、異なる修理手法が用いられる要因として、予算の問題も考えられる。しかし、星野と大江のように、何を最も保存すべき価値と認識するかによって、予算を集中させる部分が異なることが考えられる。星野は、「今回の修繕は前記の如く其目的重に構造的の部分にあるが故に、其の範囲は概して屋蓋、床下又は脚部及び基礎部以内に留り装飾の部分には主として渉らず」²⁴⁾とされており、彩色や漆などの装飾部分の修理は極力行わず、東照宮側から彩色や漆、金具について追加の修理を申し入れられるほどであった。この星野の修理は、崩壊の危機さえあった日光東照宮を「維持」することを最優先したものであったと考えられる。

ちなみに、自らの保存概念を論理的に追及した大江でさえも、完全には自らの描いた理想どおりには修理をおこなうことはできなかったと考えられる。大江は、陽明門中之間前後の天井絵画について当初の状態を調査し、復原を試みていた。大江は、東京の川合玉堂、下村観山の二人に復原画を依頼する予算まで組み、実施の許可を得ていた²⁵⁾が実際には実現しなかった。さらには、漆の塗り直しに際しては、当初の塗り方が史料からわかると彼が考えた場合でも、それを採用することができないこともあった。大江は、古文書から、創建当初の漆がすべて弁柄塗り（御土朱塗）で、後の修理で朱塗りや溜塗りが混入したと

見ていたが、後の状態が「今となつては一種の歴史的色彩を帯びるに至つた、それ故、吾々は現行の修繕に際して理想を言へば総て原との土朱塗に復旧もしたいのであるが、思ひ止まつて居る」と説明している。このように、大江が「標本」としての日光東照宮修理を目指し、その実現のために論理的な保存を目指していても、実際の修理では、一つの保存概念によって導き出された理想的な保存などというものは実現しなかった。しかし、古建築の保存に理想的なものはないとはいえ、大江が自らの修理方針の実現のために努力し、「創建当時の姿」を再現することを試みていたことは、大江が日光東照宮を「建築」として完全な姿となることを目指したことによると考えられる。

以上から、「創建当時の姿」が完全に明らかにならない場合の3つの対処法は、異なる手法に見えるものの、そのどれもが古建築を「標本」として認識し、「創建当時の姿」とその再現された姿の維持を重視することを追及することによって選択された手法であったことを明らかにした。実際の修理において、特に「創建当時の姿」が完全には明らかでない場合の対処策として多様な手法が選択された要因としては、古建築を「標本」と認識する保存概念を共有していたからこそ、その「創建当時の姿」の再現を目指すという、その保存概念を追求すればするほど、多様な手法が生まれざるを得ないものであったことが窺える。これまで古建築保存の歴史は「学術性」を追求すればある絶対的な唯一の正解といえる方法にたどり着くことが可能であり、それにたどり着くために技術的に進歩してきた歴史であると考えられる傾向があった。しかし、これまで「学術的修理」と言われてきた古社寺保存法時代の修理手法も、古建築に対して単なる美術品や歴史史料として向き合う姿勢とは異なり、当時の建築関係者が、修理対象である古建築に対して、あくまでも「建築」として向き合い、「創建当時の姿」の再現を重視し、その再現された姿の半永久的な維持を重視するという一つの保存概念を追求するほど、異なる手法が生まれるという矛盾によって生まれてきたものであったと考えられる。

今日は、保存概念が大きく変化を遂げようとしている時代であり、「保存すべき」と認識される対象もかつてないほどに多様化してきている。古社寺保存概念が多様な価値観の影響を受けながら形成されるものであり、常に変化の可能性のあるものであること、古建築修理が矛盾を内包した概念であることは既に明らかにした。それは、過去の体系に無思慮に寄りかかることなく、われわれの時代が何のために古建築の保存を行うのかを熟考するために必要不可欠な認識であると考えられる。それにも関わらず、古社寺保存法時代の建築関係者には、古建築をある時代の「標本」として認識する建造物保存概念が共有されており、多様な手法は、「創建当時の姿」を再現することと、その再現された姿を半永久的に維持することを重視し、理想を追求すればするほど、異なる手法が生まれたものであると考えられる。そして、そのような建造物保存概念は、修理をおこなった建築関係者が修理対象である古建築に対して、史料や美術品ではなく「建築」として向き合ったことによるものであると考えられる。

第3節 古社寺保存法の限界と国宝保存法の成立経緯

昭和4年3月28日に国宝保存法が交付されたことにより、明治30年公布の古社寺保存法は廃止されることになった。本章では、古社寺保存法の実際の運用を考慮して、建造物修理の立場から見た古社寺保存法の限界と、国宝保存法成立の詳細な経緯と国宝保存法の成立に建築関係者の果たした役割を検討する。国宝保存法の成立経緯については、同じく『文化財保護の歩み』、西村博士の「明治中期以降戦前における建造物を中心とする文化財保護行政の展開―「歴史的環境」概念の生成史その2」²⁶⁾などの論考がある。しかし、『文化財保護の歩み』では、国宝保存法の成立経緯については、城郭や個人所有の宝物の保存について識者から建白書が出されていたこと、衆議院に政府から議案が提出されたことのみが指摘されているだけであった。西村論文では、古社寺保存法の問題点を、特別保護建造物への認定と国費補助の関係が法律上で明文化されていない、つまり「ギブとテイクの乖離」が見られることと、保存対象が古社寺に限られていることであると指摘していたが、本論では、建築修理の立場から見た古社寺保存法の限界と、国宝保存法成立に建築関係者が果たした役割を考察する点で論点が異なる。

国宝保存法の内容について、『文化財保護の歩み』²⁷⁾は次のように記している。

「国宝保存法は昭和四年三月二十八日法律第十七号として公布された。この内容はだいたいいにおいて古社寺保存法を発展拡充させたものといえるのであるが、なお重要な点について解説しておこう。

国宝保存法は二十五カ条と附則からなつていて、古社寺保存法の二十カ条に比べるとやや多い。まず第一条に「建造物、宝物ソノ他ノ物件ニシテ特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範ト為ルヘキモノハ主務大臣国宝保存会ニ諮問シ之ヲ国宝トシテ指定スルコトヲ得」と定めているが、この趣旨は第一に従来と特別保護建造物と国宝に分かれていたのをすべて国宝として指定することにしたことである。なお「指定」という言葉も古社寺保存法にはなく、本法において初めて表現された言句である。第二には国宝の指定基準や手続については従来どおり（ただし古社寺保存法が国宝保存法となる）であること、第三にこの指定を第一条にもつてきたことは、価値の高いものは国宝に指定し、その国宝に対して補助するという形をとっているためであつて、古社寺保存法とは法体系が逆となつたわけである。さらに第四には、社寺有のみならず、国有、公共有、私有の物件をもすべて指定の対象としたので、古社寺保存法よりも保護すべき対象の範囲がずつと広まつたのである。」

古社寺保存法から国宝保存法への主な変更点については、『文化財保護制定前の文化財の保護をめぐる座談会』²⁸⁾によると次の9つにまとめられる。

- 1) 特別保護建造物と国宝の区別を廃止し、すべて国宝とする

- 2) 個人、公共団体所有についても国宝に指定することができる
- 3) 国宝保存金国庫支出額は必要により規定以外に臨時支出することができる
- 4) 国宝の現状をみだりに変更することを禁止する
- 5) 国宝は原則として輸出入を禁止する
- 6) すべての国宝を国宝台帳に登録する
- 7) 国宝の指定解除の制度を設ける
- 8) 国宝の所有者は官公立の博物館、美術館への出陳義務を負担する
- 9) 罰則規定を整理する

第3章での地方自治体における古社寺保存法の運用の実態から考察すると、古社寺保存法が廃止されるに至った原因の中でも、建造物修理の観点からみた古社寺保存法の限界は、主に、1) 対象が古社寺に限定されていること、2) 国庫の支出が15万円から20万円に定められており臨時支出ができないこと、の二つであったと考えられる。

1) については、古社寺保存法では、第1章で「古社寺ニシテ其ノ建造物及宝物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得」とあるように、保存のための国費の補助対象は古社寺に限定されていた。その原因としては、第2章で論考したとおり、社寺の困窮がひどく緊急の保護対象であったことや、古社寺を京都の象徴として重視する京都の古社寺保存運動の影響もあったと考えられる。しかし、古社寺保存法制定以前の美術協会の提出した「宝物保存法案」では、古社寺以外のすべての美術品が保存対象とされていたように、保存すべき対象を古社寺以外にも認める風潮は、わずかではあるが、古社寺保存法制定直後から存在した。

ちなみに、古社寺保存法時代にも、社寺所有の住宅建築、茶室建築については当初から特別保護建造物に認定されていた。第1回の認定には、書院建築である醍醐寺三宝院殿堂が含まれており、明治36年には妙喜庵書院及び茶室（待庵）が認定されている。これらのように建築史的価値が認められる社寺所有の住宅建築、茶室建築については、特別保護建造物に認定されたと考えられる。しかし一方で、古社寺保存法第19条に定められた古社寺所有以外への古社寺保存法の準用は一度も行われないうまま、大正8年に史蹟名勝天然記念物保存法の制定に伴い廃止された。この第19条が一度も実行されなかったことについて、伊東忠太は前出の「史蹟名勝天然記念物保存法施行二十周年記念談話会」で、「実際に行はれなかつたといふのは金がなかつたのですね」と話しているように、予算の不足が主な原因であったことが窺える。

当時の建築界でも、古社寺以外の建造物の修理が注目されている様子が『建築雑誌』の記事から窺える。『建築雑誌』によると、明治43年には姫路城²⁹⁾、名古屋城³⁰⁾など城郭の修理が盛んに行われていたことがわかる。また、大正3年には、正倉院宝物堂³¹⁾、京都御所³²⁾の修理の様子が記事になっており、正倉院宝物堂の修理については、「今回の修理に就ては多く旧材を利用し腐朽の甚だしき部分のみは御料の薪材と取り換えたるも外観は

往時の形状と少しも異ならず何等修理の跡を認めざるも内部に至りては屋根裏(小屋廻り)又は梁等は新材と取り換へられ屋根瓦も少しく補足したるが之また創立当時の布瓦と為しあれば外観の美は千年以前の古建築物たるを失はず総て永久的の修理を施したるものなれば今後数百年の風雲に耐ふるを得べく天災地変のなき限り正倉院倉庫は幾多の御物と共に永世に存続さるべきなり」³³⁾と、滋賀県などで見られた「創建当時の姿」を尊重し、半永久的に維持されることを重視する古社寺修理事業と同様のやり方で修理がおこなわれたことが記事から窺える。

実際に古社寺保存事業の中心であった伊東忠太と関野貞の二人は、古社寺以外の建造物の保存について、早くから意見を述べていた。関野は、『建築雑誌』に「名所旧跡の破壊」³⁴⁾を発表し、古社寺以外の建築の保存を訴えており、伊東は雑誌『史蹟名勝天然紀念物』に「江戸城の保存に就いて」³⁵⁾を発表した。伊東は其中で、「城堡建築は実に我国建築界の異彩であり、同じにまた世界建築界の驚異である」と古社寺保存法の対象外である城郭建築の重要性を主張した。そして、明治維新以降、城郭建築が破壊されてきたことについて、「この惨劇を敢行するに至つた理由は何であるか。夫は一ト口に云へば誤れる文化観である」と指摘し、外国人が城郭建築を評価しているのに対して、日本人は城郭建築の価値に無理解であることを指摘した。そしてまとめとして、「我邦の城堡建築は世界に其類例を見ざる特殊のもので、之に由て我邦の歴史の一面を開明すべく、我國民性の一端を窺ふべく、我邦の文化の性質、我國民の芸術に対する心理を察すべく、其他幾多の方面に於て最も貴重なる紀念的物件である。之を永遠に保存することは學術上必要であるのみならず、我が國民思想を善導する上に於て更に重要なるものがある」と、これまでの古社寺保存法の枠組みでは保存が議論されなかつた城郭建築を保存することの重要性を説いている。

さらに、建築家である岡田信一郎も、『建築雑誌』に掲載された「特別保護建造物及国宝帖を閲る」³⁶⁾において、「近世の宮殿住宅の建築や、城郭建築やは内務省の所管に属さないために此等の写影を見ることが出来ぬには甚だ残念なることである」と述べ、「即茶室住宅建築等の写影が猶其の二三を増したならばと思はる。此種建築の古社寺に属するものは極めて少数であつて、且其の多くは■爾たるものであるが、併し其の國民の趣味を表はす点及び近代に対する影響等から見たならば建築史上の価値は決して堂塔の下にあるものではあるまい。」と、茶室や城郭も古社寺と等しく日本精神を知る建築として価値があるという意見を述べている。このように当時の建築界においても、古社寺のみを日本を象徴する建築とする見方から、茶室や城郭、宮殿など古社寺以外の建築についても、建築史研究の対象となつてきており、ある時代の建築様式の「標本」としての価値が認められるようになり、日本精神を表す美術と認めるような「保存すべき古建築」についての認識の変化が認められる。

2) については、古社寺保存法第 16 条で「本法ニ定メタル保存金及補給金トシテ国庫ヨリ支出スヘキ金額ハ一箇年拾五万円乃至貳拾万円トス」と国庫補助の最高金額が決めら

れていたことが、問題となった。特別保護建造物修理への国庫補助の実態については、すでに第3章第2節で詳細に考察したとおり、古社寺保存法制定当初は9割近い補助率を保っていたものの、大正8年以降は補助率が平均で5割近くにまで落ち込み、一部の財政的に余裕のある社寺を除けば、社寺は負担金を払うことができないため、修理の申請をあきらめるなど、修理事業の進捗に苦勞する状態であったことが窺える。昭和3年11月には、京都府社寺課は予算増額の要望書である「古社寺保存事業ニ就テ」³⁷⁾を発行し、古社寺保存事業の実情を訴え、国費補助の増額なしには事業が成り立たないことを訴えている。

建築修理の立場から見た古社寺保存法の限界は、以上の2点が大きなものであったが、古社寺保存法の運用について、当時、大正8年制定の史蹟名勝天然紀念物保存法制定のための運動をおこなっていた日本史研究者らから批判がなされ、代案が提出されていたことが注目できる。史蹟保存運動については、田中琢「遺跡遺物に関する保存原則の確立過程」(『考古学論考』平凡社、1982年)、西村幸夫「『史蹟』保存の理論的枠組みの成立―『歴史的環境』概念の生成史 その4」(『日本建築学会計画系論文報告集第452号』、1993年10月)などの論考がある。

史蹟保存運動を行っていた日本史学者らは、早い時期から古社寺保存法が不十分な法律であるとして、その運用についての批判を行っていた。大正4年の『歴史地理』では、「国宝管理法の改善」³⁸⁾と題した記事で、国宝の盗難が多いことなど国宝の管理体制の不十分さを指摘し、「国家は一方国宝として指定しながら、只古社寺保存法の規定にのみうち任せて、以上の如き場合に就いても、特に進んで親切に之が保護の方法を実施する事をせず一片の告示を出したままで澄まし返つて居るのは遺憾に堪えぬ」とし、さらに国宝、特別保護建造物が社寺所有のみであることにふれ、「一個人の所有に属するものにして国宝に指定せられたものと同等なる逸品も少なからぬ事と思はれる」として、社寺所有のみを対象とすることへの疑問も述べていた。しかし、これらは古社寺保存法への不満を一方向的に述べたもので、その解決策や代案を提案したものではなかった。

これらの史蹟名勝天然紀念物保存運動の中で、古社寺保存法に対する論理的な批判を行い、代案を提案していたのは、日本史学者の黒板勝美であった。黒板勝美が、古社寺保存法の運用そのものに批判を行い、その代案を提出していたことは、注目できる。黒板は、大正8年には古社寺保存会の委員となり、同じく日本史学者の荻野仲三郎、滝精一とともに史蹟名勝天然紀念物保存法制定や国宝保存法への改正にも重要な役割を果たしていたことが知られている³⁹⁾。黒板は明治45年に『史学雑誌』に「史蹟遺物保存に関する意見書」⁴⁰⁾を公表し、史蹟保存の意義、方法などについて、欧州の例を参考にしながら解説し、古社寺保存法の不備を指摘していた。黒板は、同法の認定が桃山時代以前の建築や美術品から認定し、江戸時代のものについては基準が厳しいことを指摘し、現代以前の各時代を平等に扱わず古い時代ばかりを重視していること、少数の国宝や特別保護建造物を認定することによって、認定されないものが軽視される傾向にあること、認定するだけで実際には

管理が不十分であること、について批判した。そして、ドイツの保存法を参考とした代案を提案した。それは、史蹟、遺物の全国調査を行い台帳を作成し、そのなかで修理の必要のあるものを専門家が修理するというものであった。具体的には建立後 50 年以上経たものをすべて保存対象としてリストを作成し、中央監督局と地方の博物館によって保存計画を立てるというもので、現在の文化財登録制度にもつながるような案であった。ただし、この文章は 1905 年に出版されたエジンバラ大学教授 G.B.Brown の著書を真似たものであったことが、前述の田中琢博士の「遺跡遺物に関する保存原則の確立過程」により、知られている。黒板は、後述するように国宝保存法成立の中心的役割を果たした人物であり、彼の提案は国宝保存法に具体的に反映された。以上のように、「史蹟」保存運動により、古社寺保存法時代に、古社寺以外の保存に目が向けられていたこと、古社寺保存法の代案を提案していたことは、注目すべきことである。

しかし、大正 8 年に制定された史蹟名勝天然記念物保存法は、史蹟保存運動を行っていた黒板らの日本史学者にとっても満足のできるものではなかったと考えられる。なによりも、資金不足が大きな問題となっていた。史蹟名勝天然記念物保存法制定時には、古社寺保存法には年間 20 万円までという規定があったが、「古社寺は古社寺、史蹟保存は史蹟保存であるから」⁴¹⁾として、政府に対して年間 50 万円の支出を要求していた。結局は 20 万円が支出されたが、この 20 万円については、「古社寺保存法のやうに法律に書くことは止めた方が宜からう、政府も必らず其の積りであるからといふことでありまして、其の費額を法文の中に掲げることは止めたのであります。併し其の当時に於きましては古社寺保存法と同様に史蹟名勝天然記念物に対しましても二十万円は政府から支出されてあったのであります」⁴²⁾とされている。国庫補助額が法律に明記されていなかったことから、史蹟名勝天然記念物法では、「保存法が公布せられて幾年ならずして保存事業の生命である経費が、それも決して多額ではなかったが、行政整理の名目の下に一時に半減され、今日では最初の約三分の一内外に減せられて居る」⁴³⁾という状況となり、「斯界の權威であらねばならぬ史蹟名勝天然記念物調査会も之が為めに廃止の運命に陥た」⁴⁴⁾とされている。このような予算不足から、前述のように、史蹟名勝天然記念物保存法では史蹟に指定してもとても修理が行える余裕がなかった。つまり予算の極端な不足から史蹟名勝天然記念物保存法では、調査会も解散され、当初期待していたような保存活動はできなかったことが窺える。

しかし、史蹟保存運動には、古社寺保存法の中心人物である伊東忠太や関野貞も直接関わり、史蹟名勝天然記念物保存協会にも参加していた。伊東が史蹟名勝天然記念物保存協会の機関紙である『史蹟名勝天然記念物』上で城郭の保存を訴えていたことから、彼が史蹟名勝天然記念物保存法での古社寺以外の建築の保存に期待を寄せていたことが窺える。しかし、史蹟名勝天然記念物保存法において史蹟に指定された建造物を見ると、伊東らの期待とは異なり、建築の由緒や付随する歴史を基準に指定されていることが窺える。大正

8年から国宝保存法の制定される昭和4年までに史蹟名勝天然記念物保存法で史蹟に指定されたものを表5-1にまとめた。史蹟として指定された建築は、歴史上の人物の旧宅などがほとんどであり、姫路城など城郭を除いては、茶室、宮殿建築などの当時建築界で社寺以外に残すべきものと認識されてきていた建築は指定されなかった。さらに、史蹟に指定された建造物の修理については、昭和4年に『史蹟名勝天然記念物』に内務事務官であった児玉九一が掲載した「史蹟保存事業の難関」⁴⁵⁾によると、「建築物にして史蹟として既に指定せられたものは僅々二十二件に過ぎないけれど、之が経常的管理並に臨時的大修繕には莫大の経費を要する。一例を挙げれば、奈良の北山十八間戸の如き、史蹟としては極めて小さなものでありながら、既に指定以来一万七千円の費用を支出して居る。我国現下の財政状態としては、北山十八間戸の例に則つて他の重要史蹟の保存を計るのは全然不可能である。」として、修理するには史蹟名勝天然記念物保存法の体制が資金的に不十分であることを記していた。姫路城が史蹟に指定されていたものの、城郭の修理などは不可能であったと考えられる。つまり、同法では指定されても十分な修理を行うことはできなかったことが窺える。そのような状況から、史蹟保存運動を行ってきた日本史学者の中から、「古社寺保存と史蹟保存とは此の様に密接の関係があつて、両々相持ちて我史蹟と遺物とが完全に保存せらるるのであるが、未だ両者の連絡が緊密でなく、其の間に一の缺陷があつて遺憾な点がある」⁴⁶⁾と、史蹟名勝天然記念物保存法と古社寺保存法相互で補い合うことの必要性が主張され、さらには「これは早晩国家記念物保存法といふ様なものができて、今の様なちつぽけな保存会を二つも置かずに、両者を渾一してかかる缺陷を除き、保存の目的をより完全に達せらるべきであると思ふ」⁴⁷⁾と、両方の法律の欠点を補う完全な法律の作成を希望する意見が出ていた。

以上から、史蹟保存運動の中では、古社寺保存法の運用や保存概念への批判がなされ、代案が提案されるなど、その後の国宝保存法の制定につながる議論がなされていたことが注目できる。しかし、城郭や茶室建築などこれまで古社寺保存法で対象にすることができなかった建築物を保存したいという建築界の期待と、史蹟名勝天然記念物保存法の実態はかなり異なることとなったことが窺える。

最後に国宝保存法成立の経緯について考察する。国宝保存法の制定に直接関係する、古社寺保存法の予算を拡張する動きは、古社寺保存会の委員を掛け持ちしていた史蹟保存関係者が中心となって始まった。当時の文部大臣であった水野錬太郎が、『史蹟名勝天然記念物』に事の経過を記していた。水野は、伊東、関野のほか、史蹟保存運動の中心であった、日本史学者の黒板勝美、三上参次、滝精一、荻野仲三郎ほか専門家と協議して古社寺保存会の予算拡張をはかったことがわかる。

記事によると、「昨年私が文部省に居りました時に此処に居られる三上博士の如きは御熱心なる増額主張者であつて、此の費用は是非増して貰はなければならぬ、お前の在職中に是非増して呉れといふことを申出られたのであります。私も予ねてより其の意見であり

ましたので、三上博士、滝博士、黒板博士、伊東博士、関野博士、其の他専門の方々二十名許り官邸に集つて戴きまして、建築物や宝物の保護の範囲を拡張し其の維持修繕を確実にするの計画を樹てまして、之に要する費用の増額に関して是等の方々の説を聴きました所が、殆ど皆之に同意したのみならず是非やつて貰ひたいといふことでありましたので、今日迄の二十万円を五十五万円に増し、本年度の予算に計上しまして遂に通過しました。これでも未だ十分とは申されませんが、兎に角今迄の三倍近くになつたのでありますから、古社寺保存の事は今までよりは大に拡張せられ刷新せられて行くであらうと思ふのです」⁴⁸⁾と、伊東、関野もまじえて、まずは古社寺保存法の国費補助の増額が行われたことが窺える。この増額があつたことによつて、帝国議会衆議院の国宝保存法案委員会でも「昭和四年度ノ予算ニ於テハ經常費ノ外ニ臨時費トシテ特ニ二十五万円ヲ支出致シテ居ルヤウナ次第デアリマス、此点ニ於テドウシテモ法律ノ改正ガ必要デアリマス、即チ今回ハ經常ノ支出額ハ従来ノ儘ト致シテ置キマシテ、其他ニ臨時ノ支出ヲ為シ得ルト云フ途ヲ法律ノ表面ニ於テ加ヘテ置キタイ」⁴⁹⁾とあるように、昭和4年度の古社寺保存費の追加計上が行われ、国宝保存法成立への第一歩となつたことが窺える。

昭和4年度の古社寺保存費の増額が議会で可決され、それには法律の改正が必要であつたことから、国宝保存法の立案がはじまることになつた。国宝保存法の立案の過程については、文化財保護委員会による『文化財保護法制定前の文化財の保護をめぐる座談会』⁵⁰⁾に元文部省宗教局長であつた下村寿一の発言として、その経緯が詳しく記載されている。立案の経緯としては、「(下村) 国宝保存法の立案は実は私がしましたので…。(中略) この原動力をなしたのは、滝(精一)、黒板(勝美)、荻野(仲三郎)の三君です。それから当時政界に非常に羽振りのいい小泉策太郎という人、この人は所蔵家でもあり鑑賞家でもありまして、非常に関心を持っていた。そこで小泉策太郎氏と今の三人がいろいろ相談した結果をまとめて私のところによこした書面があるんですが、それを元にして案を作りました。」と、滝、黒板、荻野の日本史学者の提案をそのまま法案としたことが窺える。

しかし、政府提出となつた国宝保存法制定について、一番の論点となつたのは、個人のものに指定が及ぶという個人の所有権に関する問題であり、帝国議会でも議論が行われた。個人所有の物にまで、国家が国宝と指定し、管理することについて、「日本特有ノ美術品ノ尊重心ト云フモノガアツタカラ、今日迄保存サレテ居ル、是ガ無カッタラ支那ト同様日本ノ美術品ト云フモノハ全然無クナツテ居タ筈デアル」と、日本人の美術品の保存は美術品に対する尊重心から行われるべきである、と主張し、「古社寺ノ国宝ヲ束縛シテ其保存スラモ完全ニ為シ得ナイヤウナ現状ニ於テ、更ニ個人ニ及ボシテ行キ、行政官ガドウスルトカ云フコトデアル」と、個人所有の美術品への国家の干渉を否定する意見が見られた。また、個人所有の国宝については、当初の法律案では補助金の支出が認められていなかったため、「個人ノ物デモ既ニ法律デ束縛シテ国宝トシテ指定シテ、一年間ハ何時デモ命令ニ従ツテ出セト云フコトヲ強制スレバ其保存ニ対シテハ政府トシテ保存ノ費用ヲ支出スル義務ヲ負

ハレルガ当然 Deal」という意見が圧倒的であった。これらの個人の所有権の侵害に関する問題については、個人所有の国宝についても補助金を認めること、「個人有デゴザイマスレバ、所有者ノ御了解ガナケレバ、ドウモ政府ノ命令デ無理ヲスルト云フコトハ、是ハ避ケタイ」、さらには「社寺ヨリモ一段高メタモノダケヲ国宝ニシナイト」⁵¹⁾と、所有権を制限する場合には、それに見合う補償を行うことを明記すること、個人の所有権の侵害を最小限に押さえることを提案することによって、個人所有物の国宝への指定が認められた。

国宝保存法は、個人所有の美術品の国宝指定を巡って委員会で個人の所有権に関する議論はあったものの、「大ていの新聞は保存法に賛意を表していた」⁵²⁾とあるなど、その他には大きな反対もなく制定が行われた。その理由として、前述したように、古社寺を中心として考えられていた「日本精神を代表する美術」について保存概念の変化があったことが考えられる。帝国議会の委員会でも保存対象について、「主ニ支那方面カラ来タ所ノモノハ、是ハ美術ノ模範トナルベキモノニハ相違アリマセヌガ、私共ノ考デハ成タケ国粹保存ト云フカ、国民的美術品ノ普及進歩ヲ促スト云フカ、兎ニ角日本ニ取入レラレタ絵画ニ付キマシテモ、陶器ニ付キマシテモ、或ハ彫刻ニシマシテモ、日本人ガ色々ナ方面カラ取入レタ知識ヲ渾然融和シテ、之ヲ日本的ノモノトシテ、サウシテ現ハシタ美術、サウ言ツタ日本固有ノ美術ニ対シテハ、特ニ保護ノ精神ヲ加ヘ、サウシテソレヲ国宝ニスル必要ガアルト思フ」⁵³⁾といった、日本独自、日本趣味といったことを重視する発言が見られる。例えばそのような日本固有の美術として重視されたものが、「茶趣味ニ属スルモノ」であり、城郭であり、宮殿であったと考えられる。このような保存対象に関する見方の変化によって、国宝保存法による個人所有、国有の美術品への国宝指定が認められることとなったと考えられる。

国宝保存法の成立後、昭和5年5月23日に第一回の国宝に指定された建造物は、台徳院霊廟などの霊廟建築6件のほかは、正明寺本堂といった社寺建築が中心であったが、第二回の名古屋城以降は、姫路城などの城郭建築や原三溪所有の臨春閣などの個人所有の建造物などが指定された。国宝保存法により新たに国宝に指定された社寺所有以外の建造物は、西村博士の統計より、城郭23城34件、霊廟14件、書院等6件、茶室5件、石造塔等4件、その他14件、合計77件であること、そのうち国宝指定時点において国有のもの15件、県または市町村有23件、私有35件、法人有その他4件となっていたことが明らかにされている。

以上から、古社寺保存法は昭和4年に国宝保存法が成立したことによって廃止されたが、その建造物修理の立場から見た限界は、1) 保存対象が古社寺に限定されていたこと、2) 国費の補助額が15万円から20万円に限定されていたこと、であったと考えられる。また、当時古社寺保存法の運用について、史蹟名勝天然記念物保存運動を行っていた日本史学者から批判と代案が提出されていたことは注目できる。しかし、史蹟名勝天然記念物保存法も建築関係者が期待したほどの成果をあげることはできなかったことが窺える。そのよう

な中で、国宝保存法は、国費補助額の臨時支出の認可を皮切りに、個人の所有権の問題は議論されたものの大きな反対もなく帝国議会を通過した。これは、保存すべき古建築について、社寺以外の城郭や茶室建築についても、「日本趣味」といった表現によって、ある時代の建築様式をあらわすものとしての価値が認められるように、認識が変化していたことによるものと考えられる。

第4節 小結

本章では、古社寺保存法時代の建造物保存概念を包括的に考察するため、まず「何を」保存しようとしたかに注目し、建築関係者の共有した建造物保存概念を明らかにし、当時の社会に存在した多様な古社寺保存概念についても分析した。次に、「どう」保存しようとしたかに注目し、古社寺保存法時代の修理に用いられた多様な修理手法について分析した。さらに、昭和4年に廃止されることとなった古社寺保存法の建造物修理の立場から見た限界と、国宝保存法成立の詳細な経緯についても考察した。それらの考察から、当時の建築関係者に共有された建造物保存概念は、古建築をある時代の「標本」と認識し、「創建当時の姿」の再現を重視し、その再現された姿を半永久的に維持することを重視したものであったことを明らかにした。また、古社寺保存法時代の修理に見られた多様な手法は、古建築に対して「建築」として向かい合い、「創建当時の姿」の再現と、その再現された姿の半永久的な維持を重視したからこそ、生まれてきたものであったことを明らかにした。また、建造物修理の立場から見た古社寺保存法の限界は、1) 保存対象が古社寺に限定されていたこと、2) 国費の補助額が15万円から20万円に限定されていたこと、であったと考えられる。また、当時古社寺保存法の運用について、史蹟名勝天然記念物保存運動を行っていた日本史学者から批判と代案が提出されていたことは注目できる。国宝保存法では、保存すべき古建築について、社寺以外の城郭や茶室建築についても、「日本趣味」といった表現によって、ある時代の建築様式をあらわすものとしての価値が認められるように、認識が変化していたことによるものと考えられる。

第3章、第4章での考察より、当時の建築関係の修理担当者には、古建築を「標本」として重視する保存観が共有されていたと考えられる。その保存観は、古建築修理の成果が直接的に建築史学構築に結びついていた当時の建築界の状況を反映しており、当時の修理を行っていない建築関係者にも共有されていたと考えられる。そのような建築関係者による修理に対して、当時、古社寺保存事業についての批判がみられた。古社寺保存事業に対する批判は、1) 美術的価値を重視し、修理を行うよりも古い様式で新築することを主張した高山林次郎による批判、2) 歴史史料としての価値を重視し、修理によって手を入れることを批判した日本史研究者らによる批判、3) 古建築の外観の古さに見られる情緒的な価値を重視し、外観の色を塗り替えることへの批判、にわけられる。建築関係者による修理事業に対する批判や意見が出されており、建築界とは異なる古社寺についてのさまざまな認識が存在したと考えられる。古社寺保存法時代には、古社寺の保存や修理のあり方について、お互いに相容れないかに見える考え方が併存していたと考えられる。これらの考え方は、それぞれ傾聴すべき点と限界を併せ持っており、ほかの考え方に対して絶対的な優位を主張できるものではなかったと考えられる。さらに、修理を批判する側は、ある一

つの事柄について論点を集中して批判を行うことが可能であるが、実際の修理では、多様な要因が複雑に関連しており、一つの論理から手法を選択することは不可能であり、常に多様な要求に応じていくための広い視野が必要であったと考えられる。修理に際して建築関係者は、「創建当時の姿」を再現することを目標とし、その再現された姿を「半永久的に」維持することを重視した。それは、修理を行った建築関係者が、「創建当時の姿」を、古建築の最も保存すべき姿であると認識し、しかも実在する古建築の修理によってそれを実現しようとしたことによると考えられる。「創建当時の姿」を再現した姿を半永久的に維持しようとしたことは、建築関係者らは、実際に古建築を修理しなければならない立場であったこと、さらに修理対象である古建築に対して、形式のみが重要な美術品としてや、歴史史料としてではなく、「建築」として向かい合っていた建築関係者だからこそその選択であったと考えられる。

次に、古社寺保存法時代の建造物修理では、同じ保存概念を共有しながらも、多様な手法が用いられていたことについて、その手法が用いられた理由や背景などについても考察した。古建築を「標本」と認識する古建築保存観では、「創建当時の姿」が重視され、その姿を半永久的に維持することが保存であると認識されていたと考えられる。そのような認識から、修理では「創建当時の姿」への「復原」が志向されていた。しかし、「創建当時の姿」が失われている部分であっても、実際の修理では、痕跡や史料からその「創建当時の姿」が必ずしも明らかにはならないことがあった。そのような場合にも修理では何らかの手法で対処しなければならず、滋賀県、京都府の特別保護建造物修理、日光東照宮の大江の修理を考察すると、そのような場合の対処法は、次の3つに分けられた。それは、1)「復原」を見合わせ現状のままにする、2)他の同時代の古建築を参考に部材を製作する、3)「創建当時の姿」を推測し「復原」を行う、であった。これら3つの手法は、一見異なる修理概念によるもののように見えるが、すべて古建築を「標本」と認識し、「創建当時の姿」とその半永久的な維持を重視する古建築保存概念を追及したからこそ、異なる修理手法となったものであったと考えられる。一つの古建築保存概念を追求することにより、多様な手法が存在するのは、当時の建築関係者が古建築に対してあくまでも「建築」として向かい合い、「創建当時の姿」を再現するために多様な手法で対応しようとしたからこそ生まれたものであり、そのような多様な手法が生まれざるを得ないという問題は、修理の内包する矛盾によるものであると考えられる。

昭和4年に国宝保存法が制定されたことにより古社寺保存法は廃止された。古社寺保存法の建造物修理の立場から見た限界は、1)対象が古社寺に限定されていること、2)国庫の支出が15万円から20万円に定められており臨時支出ができないこと、の2つであったと考えられる。1)については、古社寺保存法制定当時から、古社寺以外の建造物にも保存すべき価値があると認める風潮はあり、社寺所有の茶室建築や住宅建築については、古社寺保存法の特別保護建造物に認定されていた。さらに、明治40年代以降には、茶室や城郭

建築についても、古社寺と同様に「日本精神を表す」建築であると認められるべきであるという記事が『建築雑誌』に掲載されるなど、「保存すべき建築」に対する認識の変化が認められる。2)の国費補助については、第3章で述べたとおり、大正8年以降、国費補助の割合は5割を下回っており、一部の裕福な社寺を除くと、社寺は修理事業の進捗も困難な状況であったと考えられる。

古社寺保存法に対して、史跡保存運動を行っていた日本史学者から運用への批判と代案が提出されていたことは注目できる。批判と代案は日本史学者の黒板勝美から提出されていた。しかし、大正8年に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法では、建築関係者が期待したような茶室や城郭建築といった古社寺以外の建造物の指定は十分に行われず、予算不足もあり、史蹟に指定された建造物の十分な修理も行うことはできなかった。

そのような中で国宝保存法の制定は、古社寺保存法の臨時予算の支出許可を皮切りに、史蹟保存運動をおこなっていた日本史学者らと伊東忠太、関野貞が協力し、個人所有権の問題について議論はあったものの、特に大きな反対もなく、国宝保存法案は成立した。これは、保存すべき古建築について、社寺以外の城郭や茶室建築についても「日本趣味」といった表現によって、認識の変化が見られたことによるものと考えられる。

今日は、保存概念が大きく変化を遂げようとしている時代であり、保存対象もかつてないほどに多様化してきている。それに対応するためには、古社寺保存法時代の保存概念をひろく捉えなおし、建造物保存とは、もともと正解のない、矛盾を内包した問いであり、これからも変化しつづけるものであるという認識を持つことにより、過去の体系にのみ無思慮に寄りかかることなく、保存に理想的な正解は存在しないことを認識することは重要であると考えられる。しかし、保存対象があまりにも多様化していることにより、保存の意味を理解することがかえって困難になっている。それに対して、古社寺保存法時代の建造物保存概念は、古建築をある時代の建築様式の「標本」と認識し、「創建当時の姿」の再現を重視し、その再現された姿を半永久的に維持することを重視したものであった。また、古社寺保存法時代に用いられた多様な手法も、当時の建築関係者が古建築を修理しなければならない立場に立ち、古社寺をあくまでも「建築」と認識して向き合い、「創建当時の姿」の再現とその姿の半永久的な維持という共有された建造物保存概念を追及した結果、生まれたものであったと考えられる。古社寺保存法時代の建築関係者が古建築に対して、「建築」として向き合った姿勢は、現在の「建造物保存とは何か」という問題にも重要な示唆を与えるものであると考えられる。

第5章の註)

- 1) 武田五一「古代建築の修理に就て(四十四年四月講演)『京都經濟會講演集第二号』大正2年2月18日発行、pp174-184
- 2) 「古社寺保存」『建築雜誌』第122号、明治30年2月、p63
- 3) 伊東忠太「奈良大仏非露伝説」『建築雜誌』第154号、明治32年10月、pp284-250
- 4) 伊東忠太「古社寺保存会の想い出」
- 5) 高山林次郎「古社寺及び古美術の保存を論ず」『太陽』第5巻10号、明治32年5月、pp51-62
- 6) 水谷仙次「古社寺保存について」『中央公論』明治34年7月号、pp14-20
- 7) 同上
- 8) 「古社寺保存の方法に就ての世評を論ず」『建築雜誌』第170号、明治34年2月、pp57-59
- 9) 同上
- 10) 大江新太郎『日光東照宮大修繕一斑』東照宮三百年祭奉賛會発行、大正3年2月
- 11) 「古社寺保存會組織ニ関スル建議案」(明治29年1月31日『第九回帝國議會貴族院議事速記録』p93)
- 12) 「古社寺保存會の想い出—伊東忠太博士を囲む座談會」『史蹟名勝天然紀念物』昭和17年11月号、pp39-55)
- 13) 関野貞「日本における古建造物保存事業—関野貞先生の昭和四年國際工學會議提出報告原稿」(『協會通信』第37号、昭和63年、pp1-19)
- 14) 「伊砂砂神社旧本殿修理工事精算書」大正15年5月(滋賀県行政文書「特別保護建造物・大せ-30」)
- 15) 1)と同じ
- 16) 「国宝保存會議案綴修理之部」(明治36年6月5日、文化庁所蔵)
- 17) 武田五一「古代建築の修理に就て」(『京都經濟講演集第二号』大正2年2月18日、pp174-184)
- 18) 関野貞「法起寺三重塔修繕工事出来形精算報」(明治30年11月、奈良市立図書館所蔵)
- 19) い、ち「建築家と尚古癖」『建築雜誌』明治32年6月、「い、ち」が伊東忠太の署名であることは、丸山茂「伊東忠太、明治20年代の建築観とその変化」(『日本建築学会論文報告集』第266号、昭和53年4月)による。
- 20) 「県社小津神社修理工事設計書」昭和5年1月(滋賀県行政文書「特別保護建造物・昭せ-32」)
- 21) 「広隆寺桂宮院修理工事略誌」大正11年(『京都府行政文書』「社寺別修理工事・大11-53」)
- 22) 後藤佐雅夫「大森健二先生を偲んで」(『建築史学』第35号平成12年9月、pp103-105)
- 23) 「東照宮所属各社堂絵画部元予算調書」明治42年12月『第一期大修繕東照宮水屋工費精算書』同上)
- 24) 『建築雜誌』明治35年8月P16
- 25) 「東照宮陽明門中之間前後天井絵画重修仕様書」大正9年10月13日(『第二期大修繕東照宮所属陽明門工費精算書』同上)
- 26) 西村幸夫「明治中期以降戦前における建造物を中心とする文化財保護行政の展開—「歴史的環境」概念の生成史その2—」『日本建築学会論文報告集』第351号、昭和60年5月)
- 27) 文化財保護委員會編『文化財保護の歩み』(大蔵省印刷局、昭和35年)
- 28) 「文化財保護制定前の文化財の保護をめぐる座談會」『史蹟名勝天然紀念物』
- 29) 「姫路城の修繕」(『建築雜誌』第283号、明治43年7月p348)
- 30) 「名古屋離宮の改修」(『建築雜誌』第282号、明治43年6月、p301)
- 31) 「正倉院の大修繕」『建築雜誌』第320号(大正2年8月p434)
- 32) 「京都御所の新面目」『建築雜誌』第325号(大正3年1月p52)
- 33) 32)と同じ
- 34) 関野貞「名所旧跡の破壊」『建築雜誌』第356号(大正5年8月pp477-480)
- 35) 伊東忠太「江戸城の保存に就いて」『史蹟名勝天然紀念物』第1巻1号(大正15年1月pp4-18)
- 36) 岡田信一郎「特別保護建造物及国宝帖を関る(下)」『建築雜誌』第283号、明治43年7月、pp347-349)
- 37) 「昭和三年十一月古社寺保存事業ニ就テ」『平成元年八月協會通信四十二ノ二号』財団法人文化財建造物保存技術協會
- 38) 「国宝管理法の改善」『歴史地理』第25巻第5号(大正4年5月、pp88-90)
- 39) 黒板勝美の古社寺保存法批判については、田中琢「遺跡遺物に関する保存原則の確立過程」(『考古学論考』平凡社、1982年)でも指摘されている。
- 40) 黒板勝美「史蹟遺物保存に関する意見書」『史学雜誌』明治45年
- 41) 阪谷芳郎「史蹟名勝天然紀念物保存法公布十周年に際して」『史蹟名勝天然紀念物』第4巻6号(昭和4年6月、pp74-81)
- 42) 水野鍊太郎「保存法制定の根本精神と其の運用に就て」『史蹟名勝天然紀念物』第4巻6号(昭和4

-
- 年6月、pp82-90)
- 43) 岡澤慶三郎「実際問題としての保存事業」『史蹟名勝天然紀念物』第4巻6号(昭和4年6月、pp113-117)
 - 44) 同上
 - 45) 児玉九一「史蹟保存事業の難関」『史蹟名勝天然紀念物』第1巻1号(大正15年1月、pp16-19)
 - 46) 荻野仲三郎「古社寺保存と史蹟保存(上)」『史蹟名勝天然紀念物』第1巻4号(大正15年4月、pp1-4)
 - 47) 同上「古社寺保存と史蹟保存(下)」同上第1巻9号(大正15年9月、pp1-10)
 - 48) 水野鍊太郎「保存法制定の根本精神と其の運用に就て」『史蹟名勝天然紀念物』第4巻6号(昭和4年6月、pp82-90)
 - 49) 「国宝保存法案委員会議録(速記)第二回」『第五十六回帝国議会衆議院』昭和4年2月21日
 - 50) 『文化財保護法制定前の文化財の保護をめぐる座談会』文化財保護委員会、昭和35年
 - 51) 「国法保存法案特別委員会議事速記録第一号」『第五十六回帝国議会貴族院』昭和4年3月7日
 - 52) 『文化財保護法制定前の文化財の保護をめぐる座談会』文化財保護委員会、昭和35年
 - 53) 「国宝保存法案委員会議録(速記)第二回」『第五十六回帝国議会衆議院』昭和4年2月21日

古建築を「標本」と認識する建築
関係者の古建築保存概念

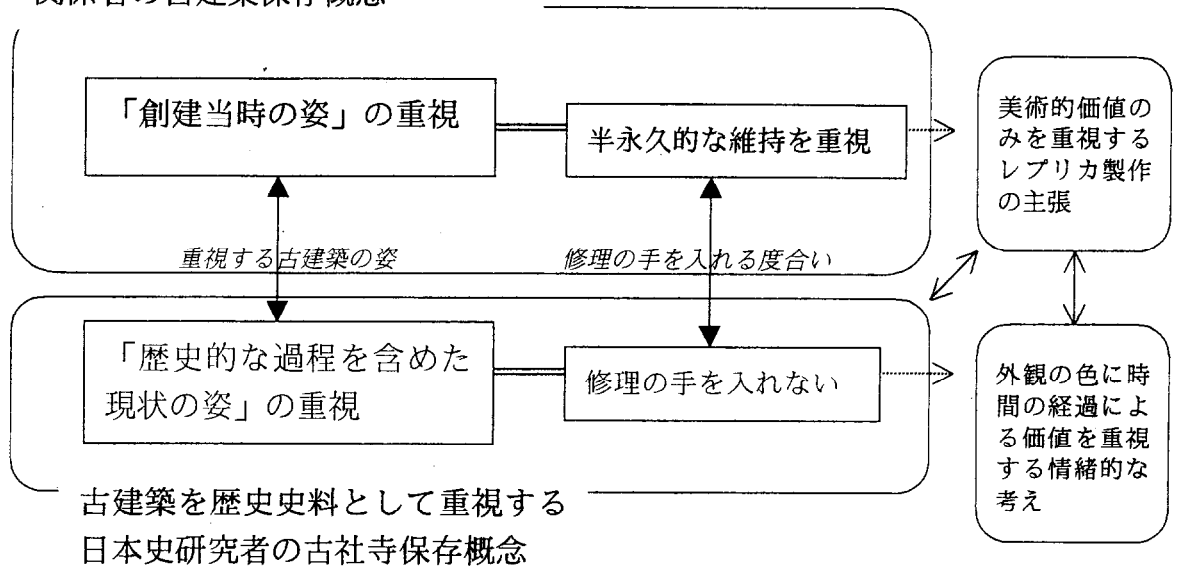


図 5-1 建築関係者の古建築保存概念と古社寺保存法時代に見られる多様な古社寺保存概念

「標本」としての古建築保存概念

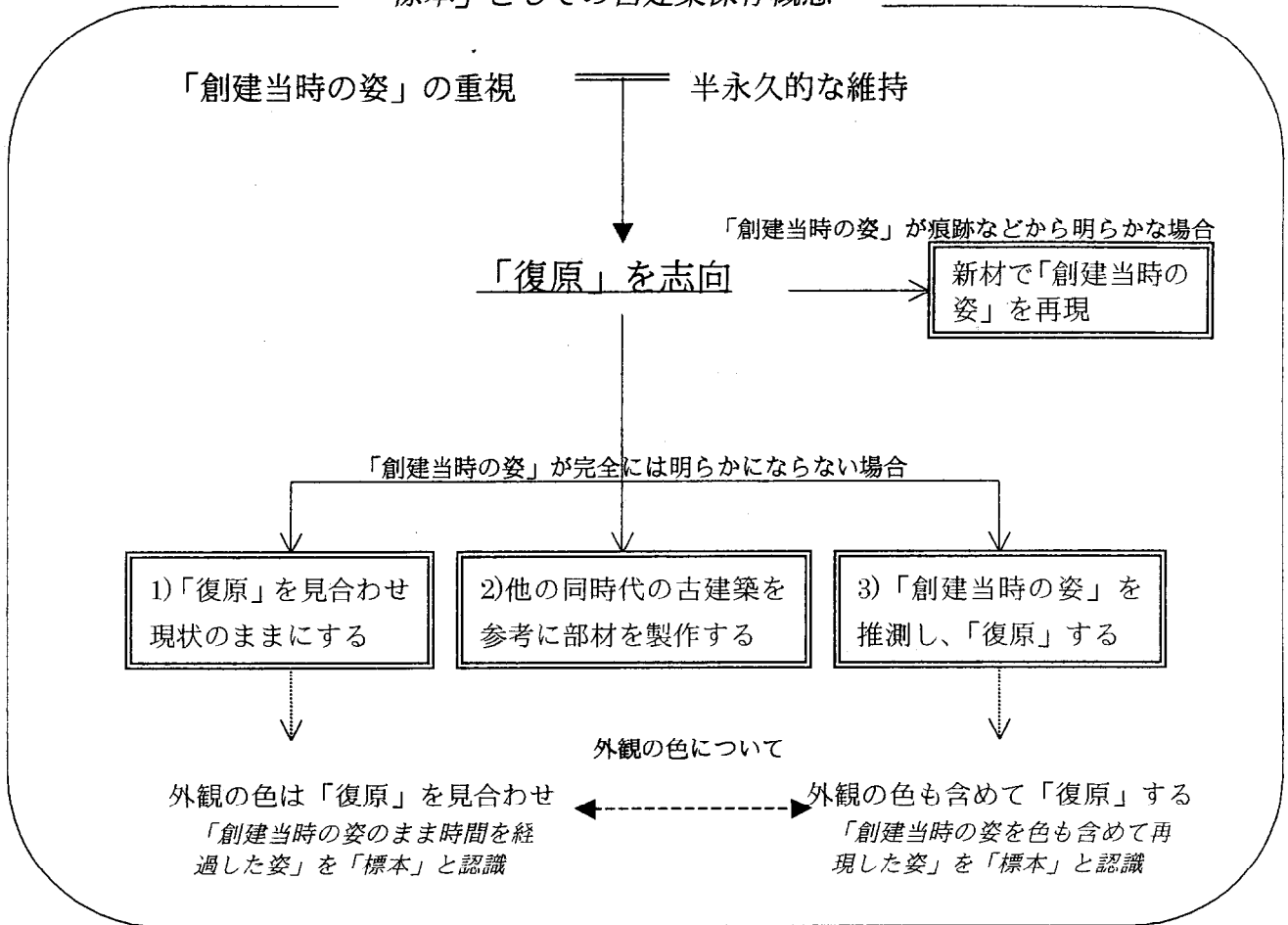


図 5-2 古社寺保存法時代の特別保護建造物修理に用いられた多様な手法

表5-1 史蹟名勝天然紀念物法により史蹟に指定された建造物

指定年月	建造物名称	都道府県
大正10.03	足利学校(聖廟、附属建物)	栃木県
大正10.03	北山十八間戸	奈良県
大正10.03	多久聖廟	佐賀県
大正11.03	旧養賢堂	宮城県
大正11.03	旧弘道館	茨城県
大正11.03	湯島聖堂	東京都
大正11.03	本居宣長旧宅	三重県
大正11.03	伊藤仁斎宅、書庫	京都府
大正11.03	頼山陽書齋(山紫水明処)	京都府
大正11.03	荷田東満旧宅	京都府
大正11.03	契沖旧庵(圓珠庵)	大阪府
大正11.03	閑谷学校	岡山県
大正11.03	旧岡山藩藩学校	岡山県
大正11.03	巖島(名勝、史蹟の二重指定)	広島県
大正11.03	韭山反射炉	静岡県
大正11.10	五稜郭	北海道
大正11.10	松下村塾	山口県
大正11.10	吉田松陰幽因ノ旧宅	山口県
大正11.10	高島秋帆旧宅	長崎県
大正12.03	旧豊宮崎文庫	三重県
大正13.12	萩反射炉	山口県
大正15.10	旧相模川橋脚	神奈川県
昭和03.02	菅田庵	島根県
昭和03.03	詩仙堂	京都府
昭和03.09	姫路城	兵庫県

(大正8年から昭和4年までに指定された建造物)

第6章 結論

第6章 結論

本研究は、日本の文化財保存の概念がどのように生成されてきたものかを明らかにするために、歴史的経緯を検証する一環として、国家による保存の出発点であり、現在の文化財保護法による保存制度の基礎となった古社寺保存法(明治30年～昭和4年)に注目し、その成立経緯の再検討、運用や修理内容の詳細な分析により、古社寺保存法時代の建造物修理方針と保存概念について包括的に考察し、以下のことを明らかにした。

まず第2章では、古社寺保存法の成立経緯をより詳細に検討するため、『京都市会議事録』、当時の京都の地方新聞である『日出新聞』、『京都美術協会雑誌』などを分析し、その成立過程に京都が果たした役割について以下のことを明らかにした。

京都では古社寺保存法制定以前から、明治維新後の京都の衰退をくい止め再興をはかるという独自の事情から、古社寺保存活動が行われていた。その先駆として保勝会と京都美術協会の活動があげられる。保勝会は、岩倉具視の提案で明治14年に設立され、全国から寄付金を募集して古社寺建造物の修理費を補助し、広隆寺と慈照寺で大規模な修理を行ったが、保存事業の遂行にはその資金は十分ではなかったと考えられる。

美術協会は明治24、25、26年の3回にわたって「国宝保存法律制定ノ請願」を帝国議会に出願した。同会は、保存の意義として美術工芸が盛んになることにより国家規模での経済効果があること、古美術が国家の威信を高めることを提唱した。同会は、欧州諸国の法律を研究し、建造物保存を含めた具体的な保存方法を提案した。

京都再興運動の一環である、平安遷都千百年記念祭と第4回内国博覧会の同時開催(明治28年)が決定したのをきっかけに、古社寺建造物の保護と修理が、観光客誘致にからめて、主張されることが多くなった。市は記念祭準備事業として、古社寺建造物の文化財的価値を考慮して修理費補助を行ったが、その補助は十分ではなく、資金不足であったと考えられる。

このほかにも府が社寺課を設立したり、金閣寺などの社寺で寄付金募集のための有志者が設立されたが、十分な資金は集まらなかった。また、市会は市の予算ではとても補助できないことから、政府による全国の古社寺の調査と国費による保存を帝国議会に請願することを決定した。第8回帝国議会貴族院で可決した「古社寺保存ニ関スル建議」は、以上のような経緯で提出されたと考えられる。

京都は、他府県にも古社寺保存運動を行うように働きかけた。結局、運動は全国規模のものにならず、京都と同時に請願運動を行ったのは奈良のみであった。奈良県は修理規程を設けていたが、古社寺の修理は部分的なものに留まり、帝国議会への請願も全国規模のものではなかったことから、奈良の古社寺保存活動が、同法成立に果たした役割は補助的なものであったと考えられる。

明治28年11月には、古社寺保存請願のための京都府の有志者が美術協会員を中心として設立され、「古社寺保存ニ関スル請願」と「古社寺保存会組織ニ関スル請願」を帝国議会議に提出した。「古社寺保存会組織ニ関スル請願」は、京都が作成したもので、諮問機関としての古社寺保存会の内容を具体的に提案したものであった。この請願が、第9回帝国議会議貴衆両院で建議され、可決したことにより、内務省内に古社寺保存会が設立された。帝国議会議で可決されたのは、日清戦争直後のナショナリズムの昂揚が影響を与えたと考えられる。帝国議会議では、古建築が国家の品位を高めるものであるという、ナショナリズムの観点から美術保存の重要性が訴えられた。同会草案の古社寺保存法が翌年の帝国議会議で採決され、成立したことは知られている。しかし、同会の設立は京都が提案し請願を行ったものであることから、同法の成立に京都が果たした役割は、従来知られているよりもはるかに直接的で大きかったといえる。

さらに京都の請願内容が、同法の内容に具体的に反映されたことも注目される。それは、1) 国家による美術保存、2) 古社寺対象、3) 古社寺保存会の設立、4) 国費補助額の設定、にわけられる。これらは、京都の古社寺保存活動ですでに主張されていた内容が、古社寺保存法にも見られるものである。また京都の古社寺への国費補助の様子から、古社寺保存法の実際の運用にも、京都の活動が影響力を持ったことがわかる。これは、京都が同法の制定以前から古社寺保存の重要性を理解し、他府県に先駆けてその活動を行っていたことから、当然のことと考えられる。

以上から、京都が、古社寺保存法制定以前から、建造物の文化財的価値の重要性を含む古社寺保存の重要性を主張し、そのための活動を行っていたこと、京都の主張が同法の内容にも具体的に反映され、その運用にも影響を与えたこと、を明らかにし、同法成立に京都が果たした役割が、従来考えられているよりも、はるかに直接的で大きなものであったことを明らかにした。以上から、古社寺保存法の成立には、近代国家日本の成立により時代から取り残されようとした京都がその復興を目指して、京都の象徴を古社寺であると認識し、保存しようとしたことが古社寺保存法成立の大きな原動力になったことが明らかになった。その京都の運動に古社寺を日本独特の文化の証として、ナショナルアイデンティティのよりどころにするという思想が結びついたと考えられる。古社寺保存法の成立は、これまで考えられてきたような、臨時全国宝物調査や、伊東忠太の活躍など、中央主導の面ばかりではなく、日本の近代化という特殊な状況の中で歴史の偶然性なども重なり生まれたものであったと考えられる。つまり古社寺を保存するという行為を自覚し、国家が古社寺を保存するという法律を制定するという考えは、日本の近代化という枠組みの中でこそ生まれた、近代的な行為であると考えられる。

次に第3章では、古社寺保存法の地方自治体における運用と特別保護建造物の修理方針を考察するため、主に滋賀県庁と京都府立総合資料館所蔵の特別保護建造物修理関係文書を分析し、以下のことを明らかにした。ただし、滋賀県の史料は、京都府の史料と比較し

て、古社寺保存法の運用の全般を包括的に知ることができるものであるため、分析は滋賀県の史料を中心におこなった。

古社寺保存法第3条により、特別保護建造物の修理は地方長官が代行することが定められたのに関連して、滋賀県では、明治31年2月3日に「社寺建造物修理及会計規則」を定めた。それによると、修理工事は社寺直営が原則であったが、実際には県直営で行われ、修理の執行、工事費の管理、技術者や請負業者の選定など、修理工事のすべてを県が行うことになっていた。県は、保存修理事業のために、明治35年に安藤時蔵を専任の技師に任命した。「修理設計書」や各種の請願書類によると、古社寺保存法運用に関する仕事の大部分は、実際には技師によって行われていたと考えられる。その内容は、1)特別保護建造物認定の予備調査、2)修理候補選出と修理設計、3)修理工事監督、であった。京都府でも技師の仕事の流れは同様のものではあった。

古社寺保存法施行期間中に、同法による国費補助である「保存金」が下付された特別保護建造物修理は、滋賀県では42件(55棟)、京都府では、82件であった。「保存金」による補助割合は、当初8割以上を保っていた。しかし、大正8年以降には、補助率は5割程度まで減少した。社寺は、修理に際して檀家や信徒からの寄付を募集していたが、財政困難な社寺は修理事業の進捗に苦勞していたと考えられる。

滋賀県における特別保護建造物修理は、明治32年7月着工の西明寺本堂修理が最初であった。昭和4年までに行われた55棟の修理のうち、全解体修理が46棟、半解体修理が9棟と、すべてが解体修理であり、かなり大規模な修理が行われたと考えられる。これらの修理内容については、修理竣工後に技師によって作成された「修理工事実施仕様書」から詳細な内容を知ることができる。「修理工事実施仕様書」から修理内容が明らかになった48棟のうち、少なくとも22棟で、「創建当時之形式手法」が明らかになった場合に、後世変更部分の取り替えを指示した記述が見られた。また、明治35年頃に修理担当者によって作成されたと考えられる「特別保護建造物修理方針」にも同様の記述があることから、滋賀県の特別保護建造物修理の基本方針は、「創建当時之形式手法」の尊重であったと理解することができる。

さらに、実際には「何を」「どのように」残すことが保存と認識されていたのかを手法レベルで明らかにし、「創建当時之形式手法」の尊重が具体的に指し示していたものを考察するため、滋賀県と京都府の「修理工事実施仕様書」をもとに修理内容を分析した。すると、実際の修理では、1)「創建当時の姿」の重視、2)「半永久的な維持」の重視という二つの傾向が見られた。1)については、後世変更された部材について、「創建当時の姿」が明らかになった場合には、腐朽していない部材まで新材に取り替えることが指示されていたことから、部材そのものよりも「創建当時の姿」が重視されていたと考えられる。しかも、古建築の時代による特徴を最も表す部分として、墓股や懸魚などの古建築の細部意匠の「復原」が特に重視されていた。2)については、小屋組の金物による補強や、基礎の

コンクリート補強など、古建築の堅牢性を高めるための手法が用いられていたが、これらの手法は、古建築の耐久性を高めることによって、古建築が半永久的に維持され続けることを保存であると認識していたと考えられる。これらの手法は、古建築を各時代の建築様式の「標本」として認識し、重視していたことによると考えられる。そのような考えは、古建築修理の成果と建築史学の発達が結びついていた当時の建築界の認識を反映したものであったと考えられる。

しかし、実際の修理手法を分析すると、古社寺保存事業の揺籃期の技師たちの試行錯誤が見られるものであった。「創建当時の姿」が明らかにならない場合には、修理直前の状態を維持することが原則とされた。しかし、技師によって同時代の他の古建築を参考に修理を行うなど、適用された手法には幅がみられた。これは、一部分だけを修理することにより、古建築が「建築」として不完全なものになることを懸念したもので、修理すべき古建築を「建築」と認識するかどうか、という問題を浮き彫りにしている。また、漆や彩色など外観の色に関する部分では、取り替え材の古色塗りや、彩色の剥離止めが行われていた。新しく塗り替える場合にも古色を施し、「古びた外観」を演出している例もみられた。「創建当時之形式手法」を尊重するならば、外観の色に関しても新しく塗り替えるなどの手法を用いるはずであるが、彩色については、「創建当時之形式手法」を調査した形跡さえも見あたらなかった。このような手法が用いられたのは、意識的にも無意識のうちにも、時間の経過によって生じた古建築の外観の「古さ」の持つ価値も、古建築の保存すべき価値に含まれるという認識を修理技師が持っていたことによると考えられる。古社寺保存法揺籃期の滋賀県と京都府の修理手法からは、古建築の保存が内包する矛盾や、古建築を「建築」と認識するかどうかという問題、また古建築の外観の「古さ」の持つ時間の経過によって生じた価値を古建築の保存すべき価値と認識するかどうか、といった様々な避けようのない問題に直面した修理技師が、正解のない問いに対して、真摯に取り組み、試行錯誤しながらも様々な手法を適用させていたことが窺える。

以上、滋賀県と京都府では、古社寺保存法の運用に関する仕事の大部分は技師によって行われていたこと、社寺は修理事業の進捗に苦勞していたこと、を明らかにした。また、滋賀県と京都府の特別保護建造物修理では、「創建当時之形式手法」の尊重を基本方針としていたが、実際の修理では、部材そのものの保存よりも、「創建当時の姿」が重視され、古建築の耐久性を高めることによって、その再現された「創建当時の姿」が半永久的に維持され続けることが重視されたと考えられる。これは、古建築を各時代の建築様式を表す「標本」として重視していたと考えられる。しかし、実際の修理では試行錯誤の中、さまざまな異なる手法が適用され、それは古社寺修理の内包する矛盾や、修理すべき「古建築」を「建築」と認識するかどうか、時間の経過によって生じた情緒的な価値を保存すべき価値と認識するかどうか、といった問題によるものであったと考えられる。

次に第4章では、古社寺保存法の適用を受けて行われた日光東照宮の修理事業について、

日光東照宮所蔵史料や当時の雑誌記事などを分析して、主任技師の大江新太郎の保存観を中心に、以下のことを明らかにした。また、日光東照宮修理事業の実現に重要な役割を果たした保晃会の建造物保存活動についても考察した。

明治維新にともない徳川幕府の定めた修繕制度が廃止されたこと、神仏分離令で明治4年に2社1寺に分離されたことにより、日光の建造物は荒廃していた。そこで、後の県会議長で酪農家の安生順四郎ほか県内の実業家は、再三上京し政府による保存を請願したが断られたため、明治12年11月に、日光2社1寺の保存を目的とした保晃会を結成した。

保晃会の活動内容は、1)寄付金の募集、2)修理、3)調査に分けられる。保晃会は寄付金募集のために全国に委員を派遣するなど精力的な活動をおこなったが慢性的な資金不足が続いていた。また、榎本武揚や勝海舟が活動を援助していたことから、同会には、「徳川」の象徴として日光を保存する意識もあったと考えられる。資金と職人の不足から十分な修理ができないとして、彫刻や彩色の修理を行わないことを決定し、専門家を雇い彩色彫刻の模写をおこなったり、創建以来の古文書を収集していたことから、同会は建造物の文化財的な価値を認めていたと考えられる。

明治32年からの日光東照宮修理事業は、保晃会の学術的調査と精力的な請願活動の成果であると考えられる。保晃会は、日本漆工会の調査で早急な修理が必要と勧告されたことから、募金のみで修理を行うことは無理と判断し、国費貸付による大修繕を帝国議会に請願し、可決した。請願の可決後も修理はすぐには実行されなかったが、古社寺保存法の成立により、修理が内定したことから、保晃会は木子清敬、伊東忠太に修理計画を依頼した。その計画内容は、明治32年から始まる修理計画となったと考えられる。

明治32年から大正12年にかけて3期にわたって行われた日光東照宮修理事業に、大江は明治40年5月25日から大正5年6月24日まで、主任技師としてかかわった（その後大正15年まで技師兼任）。前任者の星野男三郎に代わって彼が主任技師になったのは、第一期大修繕が約3分の2を経過した頃であり、本社・石の間や陽明門など、主要建物の修理は彼が担当した。星野の時代には、腐朽材の取替など、応急修理的な色彩が強かったが、大江に代わってから、漆や彩色の塗り直しや、欠損した彫物の彫り直しなど、当初の姿の再現が志向された。

このような保存概念にもとづく修理に対して、当時厳しい批判が出された。それは特に漆や彩色の塗り直しに関してで、下地までかき落として塗り直したことを批判したり、古びた感じに見せるとか、古色をつけることを求めたものだった。

一方、大江は、日光東照宮の価値を、造営当初（桃山時代から江戸時代の過渡期）の様式を伝える唯一の遺構という点に見、その様式の具体的特徴を、装飾の華麗さと精緻さに見た。そしてその特徴をできるだけ完全なかたちで継承することをめざした。それは具体的には、造営当初の姿と見なされるものを尊重しつつ、それが損なわれていると判断される場合には再現すること（漆や彩色を塗り直し、欠損した彫物を、東照宮に遺るより完全

な状態の彫物を参考に、彫り直すこと) だった。

そして、大江は、その再現された状態を「維持」することを重視した。彩色塗り直しに際して見取図を作成したり、彫り直した彫物を撮影しその原版を保存することにしたのは、将来の修理のために情報を残しておく意味もあった。史料の分析から造営当初の仕上げを認識していたにもかかわらずそれとは異なる仕上げで修理した個所もあるが、それも「維持」を優先したためと考えられる。彼は、東照宮の仕上げが実は傷みやすいものであることや、日光の厳しい気候が建物を損なうことを認識し、江戸時代のような保護が望み得ない現状では当初の仕上げで修理しても耐久性に問題があると考え、地形にコンクリートを用いたり、銅屋根の下地に近代的なルーフィングを入れた。史料から、当初がすべて弁柄塗りだったと認識していたが、漆塗り直しに星野の時よりも単価の高い仕様を採用したのも「維持」を考えてのことと思われる。

大江によれば、日光東照宮は建築や美術の様式の「標本」として価値があり、剥落や破損などによってその「標本」としての価値が損なわれている場合には、それを再現(復原)しつつ、「維持」するための対策を講じることが、保存だったのである。様式の「標本」であるからには「形のオーセンティシティ」が重要で(「材料のオーセンティシティ」を重んじる姿勢はない)、造営当初の姿(形や色)を保持することが最大の課題とされていたのである。

このような建造物保存概念にもとづく修理に対して当時厳しい批判が出されたが、それは古びた感じが消されることを嘆くものだった。それは「時の経過」に価値を見るところである。「古社寺」だからこそ保存の意義があるとされていたのであり、それは、古社寺保存法適用の修理事業にロマンティックな心情が混在していたことを示している。

伊東忠太も大江に近い考え方を表明していた。風化や古色を重視するという、ロマンティックな心情に根ざした批判に対して、根拠を示して反論するという彼らの姿勢は論理的だが、「形のオーセンティシティ」をもつばら重視するということだから、それを突きつめればレプリカ容認論にもつながりかねない考え方で、保存という行為の足場自体をゆるがせる危険もはらんでいた。

大江が日光東照宮修理で示したような、建築や美術の「標本」として古社寺をとらえ、その造営当初の姿を重視する(その「復原」をめざす)という考え方は、古社寺保存会主導で行われていた他の修理事業でも建造物保存概念として共有されていた。それに対して、史料的価値も重視すべきだという批判もあった。それは、後世の改変にも価値を認めるとともに、「復原」と称する行為によってそのような史料的価値を損なう危険があることを疑問視するものだった。この考え方も重要な問題提起といえるが、修理という行為を事実上否定するものだから、古社寺を「維持」することに対しては無策だった。

このように、当時、古社寺の保存や修理のやり方をめぐって、相容れない考え方が併存していた。それらは、それぞれ傾聴すべき点と限界とをあわせ持っていた。つまり、理想

的な保存は存在しないわけで、これは保存という行為に内在する矛盾といえる。日光東照宮の修理は、そのひとつの立場（古社寺を建築や美術の「標本」と見、造営当初の姿の再現を志向）を漆や彩色の塗り直しという行為を通して先鋭的に打ち出したために、また日光東照宮という、よく知られた建造物で行ったために、この矛盾を象徴的に浮かび上がらせることになったと考えられる。その意味で、大江新太郎による日光東照宮修理は、古社寺保存法適用の修理事業における例外的な事例というよりも、保存という行為に内在する問題を象徴する事例と見るべきだと考えられる。

最後に第5章では、古社寺保存法時代の建造物保存概念を包括的に考察するため、まず「何を」保存しようとしたかに注目し、建築関係者の共有した建造物保存概念を明らかにし、当時の社会に存在した多様な古社寺保存概念についても分析した。次に、「どう」保存しようとしたかに注目し、古社寺保存法時代の修理に用いられた多様な修理手法について分析した。さらに、昭和4年に廃止されることとなった古社寺保存法の建造物修理の立場から見た限界と、国宝保存法成立の詳細な経緯についても考察した。それらの考察から、当時の建築関係者に共有された建造物保存概念は、古建築をある時代の「標本」と認識し、「創建当時の姿」の再現を重視し、その再現された姿を半永久的に維持することを保存と認識していたことを明らかにした。そして、古社寺保存法時代の修理に見られた多様な手法は、古建築に対して「建築」として向かい合い、「創建当時の姿」の再現と、その再現された姿の半永久的な維持を重視したからこそ、生まれてきたものであったことを明らかにした。また、建造物修理の立場から見た古社寺保存法の限界は、1) 保存対象が古社寺に限定されていたこと、2) 国費の補助額が15万円から20万円に限定されていたこと、であったと考えられる。また、当時古社寺保存法の運用について、史蹟名勝天然記念物保存運動を行っていた日本史学者から批判と代案が提出されていたことは注目できる。国宝保存法では、保存すべき古建築について、社寺以外の城郭や茶室建築についても、「日本趣味」といった表現によって、ある時代の建築様式をあらわすものとしての価値が認められるように、認識が変化していたことによるものと考えられる。

第3章、第4章での考察より、当時の建築関係の修理担当者には、古建築を「標本」として重視する保存観が共有されていたと考えられる。その保存観は、古建築修理の成果が直接的に建築史学構築に結びついていた当時の建築界の状況を反映しており、当時の修理を行っていない建築関係者にも共有されていたと考えられる。そのような建築関係者による修理に対して、当時、古社寺保存事業についての批判がみられた。古社寺保存事業に対する批判は、1) 美術的価値を重視し、修理を行うよりも古い様式で新築することを主張した高山林次郎による批判、2) 歴史史料としての価値を重視し、修理によって手を入れることを批判した日本史研究者らによる批判、3) 古建築の外観の古さに見られる情緒的な価値を重視し、外観の色を塗り替えることへの批判、にわけられる。建築関係者による修理事業に対する批判や意見が出されており、建築界とは異なる古社寺についてのさまざま

な認識が存在したと考えられる。古社寺保存法時代には、古社寺の保存や修理のあり方について、お互いに相容れないかに見える考え方が併存していたと考えられる。これらの考え方は、それぞれ傾聴すべき点と限界を併せ持っており、ほかの考え方に対して絶対的な優位を主張できるものではなかったと考えられる。さらに、修理を批判する側は、ある一つの事柄について論点を集中して批判を行うことが可能であるが、実際の修理では、多様な要因が複雑に関連しており、一つの論理から手法を選択することは不可能であり、常に多様な要求に応じていくための広い視野が必要であったと考えられる。修理に際して建築関係者は、「創建当時の姿」を再現することを目標とし、その再現された姿を「半永久的に」維持することを保存と認識していたと考えられる。それは、修理を行った建築関係者が、「創建当時の姿」を、古建築の最も保存すべき姿であると認識し、しかも実在する古建築の修理によってそれを実現しようとしたことによると考えられる。「創建当時の姿」を再現した姿を半永久的に維持しようとしたことは、建築関係者らは、実際に古建築を修理しなければならない立場であったこと、さらに修理対象である古建築に対して、形式のみが重要な美術品としてや、歴史史料としてではなく、「建築」として向かい合っていた建築関係者だからこそその選択であったと考えられる。

次に、古社寺保存法時代の建造物修理では、同じ保存概念を共有しながらも、多様な手法が用いられていたことについて、その手法が用いられた理由や背景などについても考察した。古建築を「標本」と認識する古建築保存観では、「創建当時の姿」が重視され、その姿を半永久的に維持することが保存であると認識されていたと考えられる。そのような認識から、修理では「創建当時の姿」への「復原」が志向されていた。しかし、「創建当時の姿」が失われている部分であっても、実際の修理では、痕跡や史料からその「創建当時の姿」が必ずしも明らかにはならないことがあった。そのような場合にも修理では何らかの手法で対処しなければならず、滋賀県、京都府の特別保護建造物修理、日光東照宮の大江の修理を考察すると、そのような場合の対処法は、次の3つに分けられた。それは、1)「復原」を見合わせ現状のままにする、2)他の同時代の古建築を参考に部材を製作する、3)「創建当時の姿」を推測し「復原」を行う、であった。これら3つの手法は、一見異なる修理概念によるもののように見えるが、すべて古建築を「標本」と認識し、「創建当時の姿」とその半永久的な維持を重視する古建築保存概念を追及したからこそ、異なる修理手法となったものであったと考えられる。一つの古建築保存概念を追求することにより、多様な手法が存在するのは、当時の建築関係者が古建築に対してあくまでも「建築」として向かい合い、「創建当時の姿」を再現するために多様な手法で対応しようとしたからこそ生まれたものであり、そのような多様な手法が生まれざるを得ないという問題は、保存という行為の内包する矛盾によるものであると考えられる。

昭和4年に国宝保存法が制定されたことにより古社寺保存法は廃止された。古社寺保存法の建造物修理の立場から見た限界は、1)対象が古社寺に限定されていること、2)国庫の

支出が15万円から20万円に定められており臨時支出ができないこと、の2つであったと考えられる。1)については、古社寺保存法制定当時から、古社寺以外の建造物にも保存すべき価値があると認める風潮はあり、社寺所有の茶室建築や住宅建築については、古社寺保存法の特別保護建造物に認定されていた。さらに、明治40年代以降には、茶室や城郭建築についても、古社寺と同様に「日本精神を表す」建築であると認められるべきであるという記事が『建築雑誌』に掲載されるなど、「保存すべき建築」に対する認識の変化が認められる。2)の国費補助については、第3章で述べたとおり、大正8年以降、国費補助の割合は5割を下回っており、一部の裕福な社寺を除くと、社寺は修理事業の進捗も困難な状況であったと考えられる。

古社寺保存法に対して、史跡保存運動を行っていた日本史学者から運用への批判と代案が提出されていたことは注目できる。批判と代案は日本史学者の黒板勝美から提出されていた。しかし、大正8年に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法では、建築関係者が期待したような茶室や城郭建築といった古社寺以外の建造物の指定は十分に行われず、予算不足もあり、史蹟に指定された建造物の十分な修理も行うことはできなかった。

そのような中で国宝保存法の制定は、古社寺保存法の臨時予算の支出許可を皮切りに、史蹟保存運動をおこなっていた日本史学者らと伊東忠太、関野貞が協力し、個人所有権の問題について議論はあったものの、特に大きな反対もなく、国宝保存法案は成立した。これは、保存すべき古建築について、社寺以外の城郭や茶室建築についても「日本趣味」といった表現によって、認識の変化が見られたことによるものと考えられる。

以上のように、古社寺保存法時代の保存概念を包括的に考察したが、今日は、保存概念が大きく変化を遂げようとしている時代であり、保存対象もかつてないほどに多様化してきている。また、歴史的建造物の修理が、これまでのように限られた修理技術者だけの問題ではなく、一般の建築関係者にも共有される問題となってきた。しかし、保存対象があまりにも多様化していることにより、保存の意味を理解することがかえって困難になっている。現在の傾向として、これまで古社寺保存法以来培われてきた修理技術を絶対視し、その技術のマニュアル化を求める声さえも出てきている。そのような考えは、古社寺保存法時代から今日までの文化財修理を、唯一の絶対的な保存方法が存在し、それに近づくために学術的な進歩を遂げてきた歴史であると信じる認識によって生まれるものである。しかし、このようなこれまでに他の歴史的建造物の修理で行われた技術さえ用いればよいという認識を持つことは、これから歴史的建造物を修理する上で、本来絶対に必要なはずの、「なぜ」「何を」「どうやって」残すのか、という問題を深く考える機会を逃してしまうことになると考えられる。古建築の保存を行ううえで、建造物保存とは、もともと正解のない、矛盾を内包した問いであり、これからも変化しつづけるものであるという認識を持つことは重要であると考えられる。本研究は、保存に絶対的な正解はない、という前提にたち、古社寺保存法時代の修理において、当時の技師たちは、古建築の「何を」「どうやっ

て」残そうとしたのかを、その方針や用いられた手法を含めて包括的に考察した。また、当時の建築関係者以外の古社寺に対する認識とも比較した。その結果、古社寺保存法時代の建造物保存概念は、古建築をある時代の建築様式の「標本」と認識し、「創建当時の姿」の再現を重視し、その再現された姿を半永久的に維持することを重視したものであったことを明らかにした。また、古社寺保存法時代に用いられた多様な手法も、当時の建築関係者が古建築を修理しなければならない立場に立ち、「創建当時の姿」の再現とその姿の半永久的な維持という共有された建造物保存概念を追及した結果、生まれたものであったことを明らかにした。そのような古社寺保存法時代の建築関係者の建造物保存概念は、必ずしも学術重視や歴史史料として重視するといった一面的なものではなく、自らが修理する古建築に対して、その保存すべき価値とは何かを真剣に追求し、あくまでも「建築」として向き合った結果生まれたものであったと考えられる。今日の建造物保存にとって、古建築の保存とはわれわれの現代の社会、建築のあり方に対するイデオロギーを明らかにするものであり、保存とは単なる修理技術ではなく現代的、創造的な行為であることを認識することや、古社寺保存法時代の建築関係者、技師が古建築をあくまでも「建築」と認識し、向かい合った姿勢を理解することは、現在の「建造物保存とは何か」という問題を解決する上で、新たな重要な視点を与え得るものであると考えられる。

発表論文目録

本論に関連する審査論文

- ・水漉あまな、藤岡洋保：「古社寺保存法に果たした京都の役割」（『日本建築学会計画系論文集』第 503 号、pp203-210、1998 年 1 月（第 2 章と対応）
- ・水漉あまな、藤岡洋保：「滋賀県における古社寺保存法の運用と修理方針」（『日本建築学会計画系論文集』第 518 号、pp283-289、1999 年 4 月（第 3 章と対応）
- ・藤岡洋保、平賀あまな：「大江新太郎の日光東照宮修理」（『日本建築学会計画系論文集』第 531 号、pp251-258、2000 年 5 月（第 4 章と対応）

本論に関連する口頭発表

- ・水漉あまな、藤岡洋保：「古社寺保存法に果たした京都の役割」（『日本建築学会大会学術講演梗概集（近畿）』 pp102-104、1996 年 9 月）
- ・水漉あまな：「保晃会の建造物保存活動について」（『日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）』 pp1-2、1997 年 9 月）
- ・水漉あまな：「京都府における古社寺保存法の運用と修理方針」（『日本建築学会大会学術講演梗概集（九州）』 pp409-410、1998 年 9 月）